

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>表14 残留熱除去系ヘッドスプレイライン格納容器貫通部（プロセス配管）の強度・耐震評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管種</th><th>項目（単位）</th><th>最大発生応力^{※1}</th><th>許容値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">クラス1管</td><td>設計条件（一次応力）(MPa)</td><td>38</td><td>187</td></tr> <tr><td>供用状態C（一次応力）(MPa)</td><td>104</td><td>281</td></tr> <tr><td>供用状態D（一次応力）(MPa)</td><td>171</td><td>375</td></tr> <tr><td>供用状態A及びB 疲労累積係数</td><td>51 0.0399</td><td>375 1.0</td></tr> <tr><td>供用状態C^{※2} 疲労累積係数</td><td>252 0.0440</td><td>375 1.0</td></tr> <tr><td>供用状態D^{※3} 疲労累積係数</td><td>491^{※3} 0.1414</td><td>375 1.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 最大発生応力は各解析箇所での評価のうち最も厳しい節点での発生値を記載している ※2 地震による応力を含む ※3 一次+二次応力が許容値を超えるが、弾塑性解析による疲労評価を実施し、疲労累積係数が1以下であることを確認している</p> <p>表12～14に示すとおり、プロセス配管に発生する応力が許容値以下であることを確認した。また、一部の系統において、一次+二次応力が許容値を超えるが、弾塑性解析による疲労評価を実施し、疲労累積係数が1以下となり許容値を満足することを確認している。</p> <p>(3) 原子炉格納容器貫通部（プロセス配管）の検査方法について • 製造時検査 原子炉格納容器貫通部のプロセス配管について、クラスMC容器、クラス1配管の製造時における検査等の要求事項と対応状況を表15に整理した。 表15のとおり、クラスMC容器では製造時に素材の非破壊検査の要求はないが、クラス1配管では非破壊検査の要求がある等、要求される検査項目に相違があるものの、プロセス配管に対してクラス1配管の要求事項と同等の検査を行っていることを確認した。</p>	管種	項目（単位）	最大発生応力 ^{※1}	許容値	クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	38	187	供用状態C（一次応力）(MPa)	104	281	供用状態D（一次応力）(MPa)	171	375	供用状態A及びB 疲労累積係数	51 0.0399	375 1.0	供用状態C ^{※2} 疲労累積係数	252 0.0440	375 1.0	供用状態D ^{※3} 疲労累積係数	491 ^{※3} 0.1414	375 1.0		<p>【女川】 設計方針の相違 • 女川では、新たなRCPB範囲には原子炉格納容器貫通部があり、一部に一次冷却材に直接接する配管が存在する。 泊は、CVバウンダリの変更はないため、記載不要と判断した。なお変更のないことは、2.6項（17-32）にて説明している。</p>
管種	項目（単位）	最大発生応力 ^{※1}	許容値																							
クラス1管	設計条件（一次応力）(MPa)	38	187																							
	供用状態C（一次応力）(MPa)	104	281																							
	供用状態D（一次応力）(MPa)	171	375																							
	供用状態A及びB 疲労累積係数	51 0.0399	375 1.0																							
	供用状態C ^{※2} 疲労累積係数	252 0.0440	375 1.0																							
	供用状態D ^{※3} 疲労累積係数	491 ^{※3} 0.1414	375 1.0																							

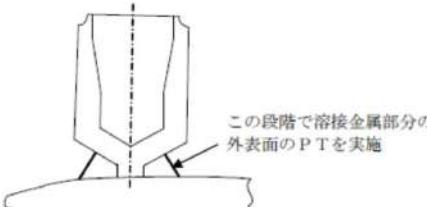
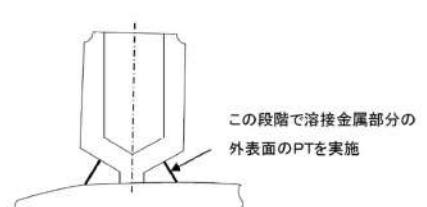
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<p>表15 クラス1機器に対する要求事項と建設時におけるプロセス配管の対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>クラスMC容器に対する要求事項（建設時）</th> <th>クラス1配管に対する要求事項</th> <th>女川2号炉におけるプロセス配管の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>材 料</td> <td>告示501号で規定されている第2種容器（現、クラスMC容器）に適用可能な材料を使用すること。</td> <td>「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解釈」で規定されている^{※1}。クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。</td> <td>「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解釈」で規定されている^{※1}。クラスMC容器及びクラス1配管双方に適用可能な材料を使用している。</td> </tr> <tr> <td>材料への非破壊検査</td> <td>要求なし。</td> <td>UT及びMT又はPT</td> <td>製造メーカーにおいて自主的にUT、MT及びPTを実施している。</td> </tr> <tr> <td>耐圧検査</td> <td>最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施すること。</td> <td>最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。</td> <td>最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施。</td> </tr> <tr> <td>溶接部への非破壊検査</td> <td>RT又はUT</td> <td>RT及びMT又はPT</td> <td>プロセス配管は鍛造品であり耐圧部に溶接部は存在しない^{※2}。</td> </tr> </tbody> </table> <p>記号説明 UT：超音波探傷試験、RT：放射線透過試験、MT：磁粉探傷試験、PT：浸透探傷試験 ※1 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示501号）による ※2 プロセス配管と配管・弁との耐圧部の溶接部は建設時にクラス1配管の溶接部として接っており、 非破壊検査もクラス1配管と同様に実施している（「残留熱除去系停止時冷却モード戻りライン／ 戻込ライン」についてはRT及びMTを、「残留熱除去系ヘッドプレイライン」についてはRT及びPTを実施）</p> <p>・供用期間中検査 原子炉格納容器貫通部は、これまででもクラスMC容器として供用期間中検査（全体漏えい率試験、目視試験）を実施しており、今後も継続して供用期間中検査を実施していく。 また、原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲の拡大に伴い、新たに原子炉冷却材圧力バウンダリとなるプロセス配管及びその溶接部については、クラス1機器として供用期間中検査を実施する。</p>		クラスMC容器に対する要求事項（建設時）	クラス1配管に対する要求事項	女川2号炉におけるプロセス配管の状況	材 料	告示501号で規定されている第2種容器（現、クラスMC容器）に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解釈」で規定されている ^{※1} 。クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解釈」で規定されている ^{※1} 。クラスMC容器及びクラス1配管双方に適用可能な材料を使用している。	材料への非破壊検査	要求なし。	UT及びMT又はPT	製造メーカーにおいて自主的にUT、MT及びPTを実施している。	耐圧検査	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施。	溶接部への非破壊検査	RT又はUT	RT及びMT又はPT	プロセス配管は鍛造品であり耐圧部に溶接部は存在しない ^{※2} 。	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では、新たなRCPB範囲には原子炉格納容器貫通部があり、一部に一次冷却材に直接接する配管が存在する。 <p>泊は、CVバウンダリの変更はないため、記載不要と判断した。なお変更のないことは、2.6項（17-32）にて説明している。</p>
	クラスMC容器に対する要求事項（建設時）	クラス1配管に対する要求事項	女川2号炉におけるプロセス配管の状況																			
材 料	告示501号で規定されている第2種容器（現、クラスMC容器）に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解釈」で規定されている ^{※1} 。クラス1配管・弁に適用可能な材料を使用すること。	「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」及び「その解釈」で規定されている ^{※1} 。クラスMC容器及びクラス1配管双方に適用可能な材料を使用している。																			
材料への非破壊検査	要求なし。	UT及びMT又はPT	製造メーカーにおいて自主的にUT、MT及びPTを実施している。																			
耐圧検査	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.25倍の圧力で実施すること。	最高使用圧力の1.35倍の圧力で実施。																			
溶接部への非破壊検査	RT又はUT	RT及びMT又はPT	プロセス配管は鍛造品であり耐圧部に溶接部は存在しない ^{※2} 。																			

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>【参考】管台と母管との溶接継手について (1) 当該箇所の今後の点検の妥当性について 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、従前はクラス2機器であったため、クラス1機器の溶接時の検査として要求される1/2 PTを実施していない。これに鑑み、当該溶接継手の今後の点検の妥当性について検討した。</p> <p>a. 1/2 PTの方法及び検査目的 1/2 PTとは、溶接深さの2分の1の外表面に対して浸透探傷試験を行う検査であり、溶接深さの2分の1における溶接欠陥を検出することにより、最終層まで溶接した際に内在する欠陥を未然に防止するために実施するものである。(図7参照) 検出される欠陥としては、表8に示すものがある。</p>  <p>図7 1/2 PT概念図</p> <p>表8. 検出される欠陥の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>高温割れ</td><td>溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>低温割れ</td><td>溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>スラグ巻込み</td><td>溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。</td></tr> <tr> <td>融合不良</td><td>溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。</td></tr> </table>	高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。	低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。	スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。	融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。	<p>【参考】管台と母管との溶接継手について (1) 当該箇所の今後の点検の妥当性について 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、従前はクラス2機器であったため、クラス1機器の溶接時の検査として要求される1/2 PTを実施していない。これに鑑み、当該溶接継手の今後の点検の妥当性について検討した。</p> <p>a. 1/2 PTの方法及び検査目的 1/2 PTとは、溶接深さの2分の1の外表面に対して浸透探傷試験を行う検査であり、溶接深さの2分の1における溶接欠陥を検出することにより、最終層まで溶接した際に内在する欠陥を未然に防止するために実施するものである。(図7参照) 検出される欠陥としては、表8に示すものがある。</p>  <p>図7 1/2 PT概念図</p> <p>表8 検出される欠陥の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>高温割れ</td><td>溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>低温割れ</td><td>溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。</td></tr> <tr> <td>スラグ巻込み</td><td>溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。</td></tr> <tr> <td>融合不良</td><td>溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。</td></tr> </table>	高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。	低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。	スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。	融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>
高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。																	
低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。																	
スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。																	
融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。																	
高温割れ	溶接部の凝固温度範囲、またはその直下のような高温で発生する割れ。																	
低温割れ	溶接後、溶接部の温度が常温付近に低下してから発生する割れ。																	
スラグ巻込み	溶接金属中または母材との融合部にスラグが残ること。																	
融合不良	溶接境界面が互いに十分に溶け合っていないこと。																	

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 想定される内在欠陥 表8の欠陥に対して施工プロセス等を踏まえて以下の観点から発生の可能性を検討した。</p> <p>(a) 欠陥ごとに対する対策の観点 <高温割れ、低温割れ> 高温割れについては、その発生防止のためステンレス鋼の溶接金属には不純物（リン、硫黄）の含有量を低減するとともに、適切なデルタフェライトを含む成分設計としており、施工時においても高温割れ防止のため、溶接時の収縮ひずみ緩和の観点から層間温度の上限を管理していることから、高温割れの発生は低い。 また、低温割れについては、主に炭素鋼や低合金鋼にて発生が想定される欠陥であるため、当該部材のオーステナイト系ステンレス鋼においては、低温割れの発生は無い。 <スラグ巻込み、融合不良> 当該箇所は溶接検査対象であることから、国にて認可された溶接士が溶接を実施することで、スラグ巻込み、融合不良の原因となる多層盛り時の層間でのスラグ除去、開先及びビード境界面の溶解を実施している。また、溶接棒は吸湿により性能劣化となるが、適切に乾燥・保温された溶接棒の選定しており、施工法においてもクラス1と同等の要領であることから、スラグ巻込み、融合不良による欠陥発生の可能性は低い。</p> <p>(b) 施工上の観点 当該箇所については、管台と母管を最終層まで溶接したあとに穴あけ加工を実施する施工方法であることから、溶接部において最も溶接欠陥が発生しやすいと考えられる初層部*は穴あけ切削時に除去される。 従って、溶接による内部欠陥のリスクを低減されている。 また、本施工を現地ではなく溶接がしやすいような作業環境、条件が確保される工場で実施しているため、欠陥発生リスクはさらに低減される。</p> <p>*初層部に溶接欠陥が発生しやすい要因 •当該溶接部は、初層部の開先形状が狭いことから他層に比べ溶接棒の操作性が悪く、溶接が困難。</p>		<p>b. 想定される内在欠陥の発生の可能性 表8の欠陥に対して施工プロセス等を踏まえて以下の観点から発生の可能性を検討した。</p> <p>(a) 欠陥ごとに対する対策の観点 <高温割れ、低温割れ> 高温割れについては、その発生防止のためステンレス鋼の溶接金属には不純物（リン、硫黄）の含有量を低減するとともに、適切なデルタフェライトを含む成分設計としており、施工時においても高温割れ防止のため、溶接時の収縮ひずみ緩和の観点から層間温度の上限を管理していることから、高温割れの発生可能性は低い。 また、低温割れについては、主に炭素鋼や低合金鋼にて発生が想定される欠陥であるため、当該部材のオーステナイト系ステンレス鋼においては、低温割れの発生は無い。 <スラグ巻込み、融合不良> 当該箇所は溶接検査対象であることから、国にて認可された溶接士が溶接を実施することで、スラグ巻込み、融合不良の原因となる多層盛り時の層間でのスラグ除去、開先及びビード境界面の溶解を実施している。また、溶接棒は吸湿により性能劣化となるが、適切に乾燥・保温された溶接棒を選定しており、施工法においてもクラス1と同等の要領であることから、スラグ巻込み、融合不良による欠陥発生の可能性は低い。</p> <p>(b) 施工上の観点 当該箇所については、管台と母管を最終層まで溶接したあとに穴あけ加工を実施する施工方法であることから、溶接部において最も溶接欠陥が発生しやすいと考えられる初層部*は穴あけ切削時に除去される（図8参照）。</p> <p>従って、溶接による内部欠陥のリスクは低減されている。 また、本施工を現地ではなく溶接がしやすいような作業環境、条件が確保される工場で実施しているため、欠陥発生リスクはさらに低減される。</p> <p>*：初層部に溶接欠陥が発生しやすい要因 当該溶接部の開先形状は、初層部の開先形状が狭いことから他層に比べ溶接棒の操作性が悪く、溶接が困難。</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】記載の適正化</p> <p>【大飯】記載の適正化</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 検査の観点</p> <p>当該箇所は、溶接検査対象であることから、当時の法令に従い、適切な手段を経て技術的妥当性が確認された施工法及び技量により施工している。</p> <p>また、溶接検査にて適切な施工法及び技量が適用されていることを確認しており、溶接施工に関する全ての作業は、都度適切に管理され、溶接の各段階における欠陥の発生に対する予防措置を十分に講じている。</p> <p>当該溶接部は、溶接検査において1／2PTの前工程である材料検査、開先検査、溶接検査の各工程において所定の検査に合格しているとともに、後工程の最終層PT、耐圧・外観検査についても合格している。</p> <p>また、当該溶接部の最終層には上述の欠陥は発生していないことからも、1／2層位置でも同等の品質は得られていると考える。</p>		<p>(c) 検査の観点</p> <p>当該箇所は、溶接検査対象であることから、当時の法令に従い、適切な手段を経て技術的妥当性が確認された施工法及び技量により施工している。</p> <p>また、溶接検査にて適切な施工法及び技量が適用されていることを確認しており、溶接施工に関する全ての作業は、都度適切に管理され、溶接の各段階における欠陥の発生に対する予防措置を十分に講じている。</p> <p>当該溶接部は、溶接検査において1／2PTの前工程である材料検査、開先検査、溶接検査の各工程において所定の検査に合格しているとともに、後工程の最終層PT、耐圧・外観検査についても合格している。</p> <p>また、当該溶接部の最終層には上述の欠陥は発生していないことからも、1／2層位置でも同等の品質は得られていると考える。</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>

表9、欠陥の発生の可能性

	対策	発生の可能性
高温割れ	<ul style="list-style-type: none"> 高温割れの原因となる不純物(P,S)低減材の使用。 高温割れ防止となるデルタフェライトを含む成分設計を採用。 高温割れ防止の観点から、溶接時の収縮ひずみ緩和のため、層間温度の上限の管理を実施。 	無
低温割れ	<ul style="list-style-type: none"> 低温割れが想定される炭素鋼や低合金鋼ではないステンレス鋼を使用。 	無
プローホール	<ul style="list-style-type: none"> プローホールの原因となる開先面の錆や油分、メッキやプライマー等の表面付着物を除去する。 溶接材料は清浄な状態で管理されたものを使用。 	低 ^{#1}
スラグ巻込み	<ul style="list-style-type: none"> 多層盛りの層間でスラグ除去を実施。 国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。 	無 ^{#2}
融合不良	<ul style="list-style-type: none"> 溶接面を清浄かつ滑らかにし、開先や前ビードとの境界に十分に入熱を与え、溶込み不良の発生を防止するよう施工している。 次の層またはバスを溶接する前に必要に応じてビード形状を修正している。 国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。 	低 ^{#1}

*1 当該部位の施工段階における欠陥の発生の可能性については予防措置が十分に講じられており、発生の可能性は極めて低い。

*2 当該部位の溶接方法はTIG溶接であり、スラグ巻込みの可能性は無い。

表9の検討結果に示すように、当該箇所において、想定される内在欠陥の発生の可能性は考えがたい。

なお、過去のPWR実績にて当該箇所を起因とした損傷事例を調査したが、現時点では確認されておらず、この点からも内在欠陥を起点とした損傷の可能性は極めて小さいと考える。

表9、欠陥の発生の可能性

	対策	発生の可能性
高温割れ	<ul style="list-style-type: none"> 高温割れの原因となる不純物(P,S)低減材の使用。 高温割れ防止となるデルタフェライトを含む成分設計を採用。 高温割れ防止の観点から、溶接時の収縮ひずみ緩和のため、層間温度の上限の管理を実施。 	無
低温割れ	<ul style="list-style-type: none"> 低温割れが想定される炭素鋼や低合金鋼ではないステンレス鋼を使用。 	無
プローホール	<ul style="list-style-type: none"> プローホールの原因となる開先面の錆や油分、メッキやプライマー等の表面付着物を除去する。 溶接材料は清浄な状態で管理されたものを使用。 	低 ^{#1}
スラグ巻込み	<ul style="list-style-type: none"> 多層盛りの層間でスラグ除去を実施。 国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。 	無 ^{#2}
融合不良	<ul style="list-style-type: none"> 溶接面を清浄かつ滑らかにし、開先や前ビードとの境界に十分に入熱を与える。溶込み不良の発生を防止するよう施工している。 次の層またはバスを溶接する前に必要に応じてビード形状を修正している。 国に認可された溶接士が行い、クラス1機器と同等の要領で施工している。 	低 ^{#1}

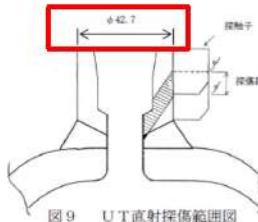
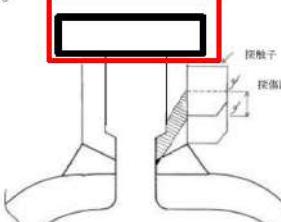
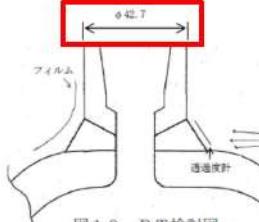
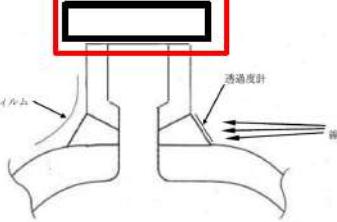
*1 当該部位の施工段階における欠陥の発生の可能性については予防措置が十分に講じられており、発生の可能性は極めて低い。

*2 当該部位の溶接方法はTIG溶接であり、スラグ巻込みの可能性は無い。

表9の検討結果に示すように、当該箇所において、想定される内在欠陥の発生の可能性は考えがたい。

なお、過去のPWR実績にて当該箇所を起因とした損傷事例を調査したが、現時点では確認されておらず、この点からも内在欠陥を起点とした損傷の可能性は極めて小さいと考える。

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(d) 1／2 PTの代替検査の可否</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、1／2 PTを実施していないが、代替検査として、UT（超音波探傷試験による体積検査）、RT（放射線透過試験による体積検査）の実施可否を検討した。</p> <p><UT></p> <p>以下の理由により、UTでは探傷できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該溶接部は管台溶接であり、管台側に斜角探触子を置いて探傷した場合、溶接部に超音波がほとんど入らない。（図9参照） 母管内面側からの探傷は、既に当該配管が発電所に据え付けられているため、探触子をアクセスさせることができず、探傷できない。  <p>図9 UT直射探傷範囲図</p>		<p>(d) 1／2 PTの代替検査の可否</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の枝管の管台と母管の溶接継手については、1／2 PTを実施していないが、代替検査として、UT（超音波探傷試験による体積検査）、RT（放射線透過試験による体積検査）の実施可否を検討した。</p> <p><UT></p> <p>以下の理由により、UTでは探傷できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該溶接部は管台溶接であり、管台側に斜角探触子を置いて探傷した場合、溶接部に超音波がほとんど入らない。（図9参照） 母管内面側からの探傷は、既に当該配管が発電所に据え付けられているため、探触子をアクセスさせることができず、探傷できない。  <p>図9 UT直射探傷範囲図</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p>
<p><RT></p> <p>RTでは、試験部の放射線の透過厚さが均一であり、フィルム及び透過度計を線源の照射方向に対して直角かつ、試験部にすきまなく設置することで、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影をすることができる。</p> <p>上記を満足するような当該の管台溶接の撮影配置を考えると、図10のとおりとなる。</p> <p>しかし、この撮影配置では試験部の放射線の透過厚さは均一でなく、またフィルムは狭隘形状のために試験部にすきまなく設置することができず、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影ができないため、適切なRTを実施することはできない。</p>  <p>図10 RT検討図</p>		<p><RT></p> <p>RTでは、試験部の放射線の透過厚さが均一であり、フィルム及び透過度計を線源の照射方向に対して直角かつ、試験部にすきまなく設置することで、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影をすることができる。</p> <p>上記を満足するような当該の管台溶接の撮影配置を考えると、図10のとおりとなる。</p> <p>しかし、この撮影配置では試験部の放射線の透過厚さは均一でなく、またフィルムは狭隘形状のために試験部にすきまなく設置することができず、溶接規格に規定の濃度及び具備すべき透過度計の基準穴を満足したフィルムの撮影ができないため、適切なRTを実施することはできない。</p>  <p>図10 RT検討図</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映</p> <p>【大飯】 設備の相違</p>

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
c. 劣化モード	当該箇所の供用期間中の劣化モードについて、使用条件等から発生の可能性を検討した。検討結果を表10に示す。	表10. 劣化モードの検討	c. 劣化モード	【女川】 記載の充実 ・大飯審査実績の反映
劣化モード	評価	発生の可能性	劣化モード	評価
疲労	・設計対策 ^⑨ を実施しており、有意な振動及び圧力過渡は受けないが、余熱除去系使用時に、軽微な圧力過渡を受ける。 また、多層盛りの溶接部であり、初層は除去されているため、応力は内面側が低く、外側が高いと考えられる。 よって、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードを想定するならば、外側からの疲労が想定される。	低 (外側から)	疲労	・設計対策 ^⑨ を実施しており、有意な振動及び圧力過渡は受けないが、余熱除去系使用時に、軽微な圧力過渡を受ける。 また、多層盛りの溶接部であり、初層は除去されているため、応力は内面側が低く、外側が高いと考えられる。 よって、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードを想定するならば、外側からの疲労が想定される。
S C C	・内部流体は管理された1次冷却系水質のため、発生は考えがたい。	無	S C C	・内部流体は管理された1次系水質のため、発生は考えがたい。
全面腐食	・耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。	無	全面腐食	・耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。
減肉	・プラント運転中は流れがなく、耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。	無	減肉	・プラント運転中は流れがなく、耐食性に優れたステンレス鋼のため、発生は考えがたい。
※：・当該部の1次冷却材管側にある第1隔壁弁がプラント運転中閉止されているため、当該部は1次冷却材の圧力・温度過渡及び流体振動を直接受けない。 ・当該管方に取り付けられているポンプ・ドレン ^⑩ は、端部を固定していない構造であり、当該部は温度過渡に伴う応力が発生しにくい。 ・当該部は、振動源である余熱除去ポンプからの距離が十分離れており、同ポンプから直接振動を受けない。				
表10に示すように、当該箇所には、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードとして、外側からの疲労を想定する。 ただし、当該部位は、プラント運転中は使用しない系統であり、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲よりも圧力・温度等の過渡を受けにくく、使用する際も従来の原子炉冷却材圧力バウンダリより低温、低圧環境である。				
d. 点検方法及び点検頻度	表10の当該箇所の劣化モードの検討結果より、外側からの疲労を想定し、クラス1機器のISIで定められた外側からのPTを行う。 また、当該箇所は従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲より過渡頻度、環境条件を考慮し、クラス1機器のISIで定められている検査頻度にて経年監視する。	表10に示すように、当該箇所には、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードとして、外側からの疲労を想定する。 ただし、当該部位は、プラント運転中は使用しない系統であり、従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲よりも圧力・温度等の過渡を受けにくく、使用する際も従来の原子炉冷却材圧力バウンダリより低温、低圧環境である。	d. 点検方法及び点検頻度	【大飯】 記載表現の相違
e. 今後実施する点検	以上から、当該箇所の点検方法及び頻度については、クラス1機器のISIで定められている検査方法（外側PT）及び検査頻度にて今後の検査を実施する。 また、検査対象箇所は、クラス1機器のISIにおいて、箇所数の2.5%が対象となるが、当該箇所は1/2PTを実施していないことを踏まえ、全数を検査対象とする。 なお、今定検にて当該部位の外側PTを実施し、健全性を確認している。	表10に示すように、当該箇所には、発生の可能性は極めて低いが、劣化モードとして、外側からの疲労を想定する。 また、当該箇所は従来の原子炉冷却材圧力バウンダリ範囲より過渡頻度、環境条件を考慮し、クラス1機器のISIで定められている検査頻度にて経年監視する。	e. 今後実施する点検	以上から、当該箇所の点検方法及び頻度については、クラス1機器のISIで定められている検査方法（外側PT）及び検査頻度にて今後の検査を実施する。 また、検査対象箇所は、クラス1機器のISIにおいて、箇所数の2.5%が対象となるが、当該箇所は1/2PTを実施していないことを踏まえ、全数を検査対象とする。 なお、今定検にて当該部位の外側PTを実施し、健全性を確認している。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

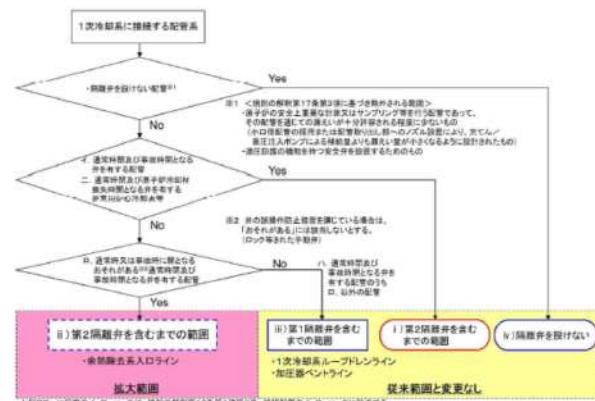
大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

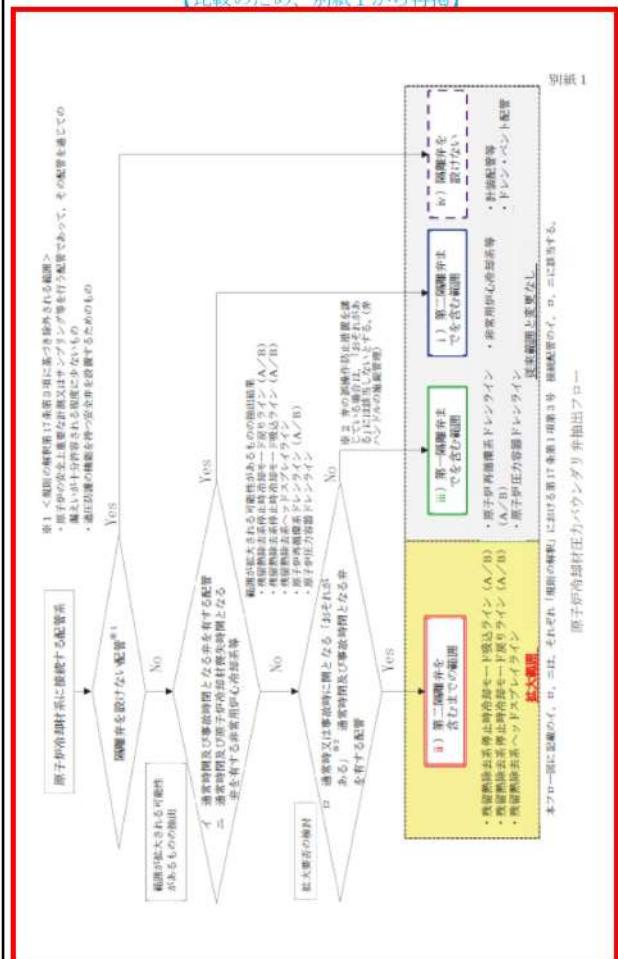
相違理由

添付 1



原子炉冷却材圧力バウンダリ弁抽出フロー

【比較のため、別紙1から再掲】



第1紙 1



原子炉冷却材圧力ポンダリ弁抽出フロー

Yone
「う、通常時間及び事実時間となる弁を下げる配管

船頭於底大急打口可能性，
船頭於底大急打口可能性，

・最終評議会へアプローチ
・次年度計画立案
・加圧媒体トライアル

口、通常時又は事故時に備となるおそれがある学生の運転免許試験に合格するための教習料を免除する。

政治小説の歴史 (後編) (著者: 井上清)

〔三〕第2回発半を告む事での経緯

○1.次回粗点検
○加压器バッテ

扩大范围

上記ブローラに記載のと、ロ、ハ、二は、機刊の本版第17条第1項第3号 接続装置

原子炉冷却材圧力ベーンメリ寄掛

卷之三

【女川】

設計方針の相違

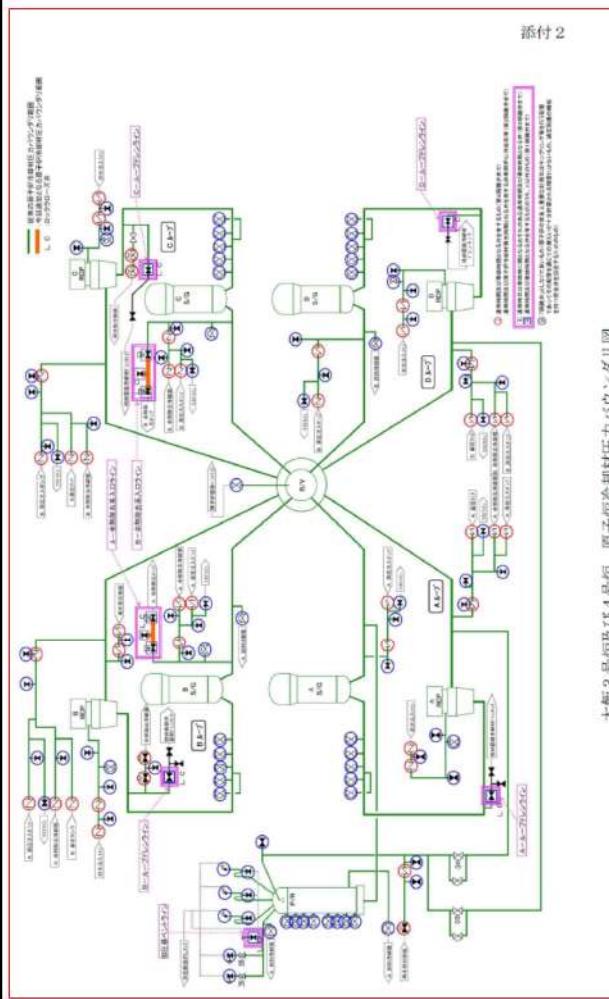
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを抽出フローは同様であるが、PWRとBWRの設計の相違により抽出される設備が異なる。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

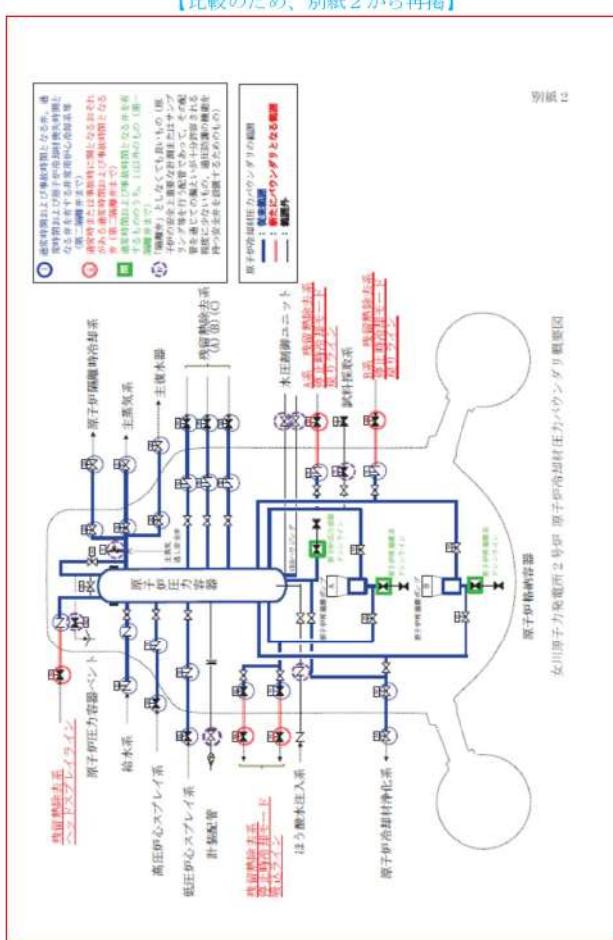
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉



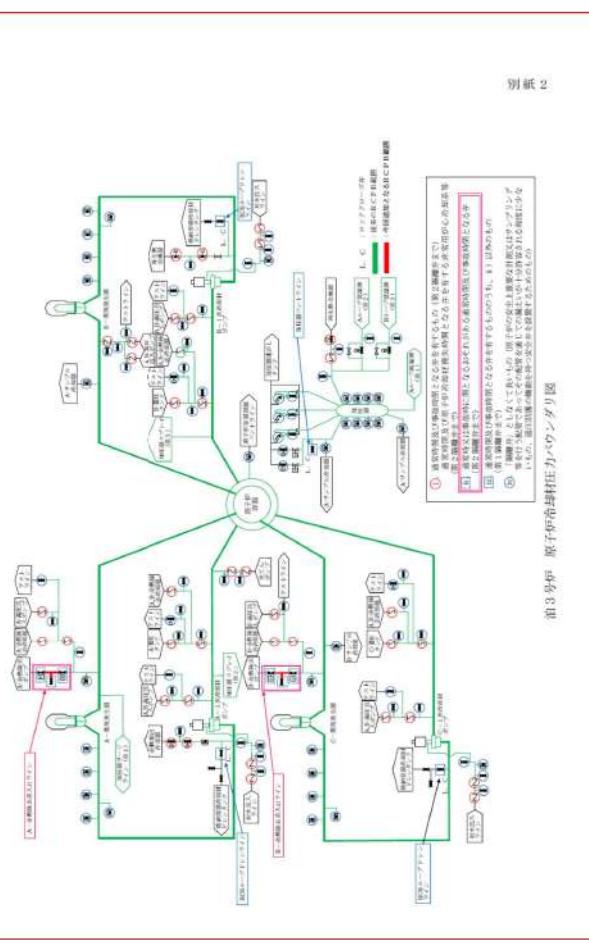
女川原子力発電所 2号炉

【比較のため、別紙2から再掲】



泊発電所 3号炉

別紙2



【女川】

設計方針の相違
 • PWRとBWRの炉型による相違

【大飯】

設計方針の相違
 • 大飯と泊ではループ数が異なる。
 大飯：4ループ
 泊：3ループ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙3 原子炉冷却材バウンダリ拡大範囲の抽出プロセスについて</p> <p>図 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出プロセス</p> <p>【抽出プロセス】</p> <p>STEP 0 (母集団の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書（原子炉圧力容器全体組立図）を用いて、原子炉圧力容器のノズルを抽出する。 ・ノズルに接続されている配管を、配管計装線図を用いて抽出する。 ・第二隔離弁までの範囲について、要求される機能、配管口径、内部流体を確認する。 <p>STEP 1 (隔離弁を設けない配管 (規則の解釈第17条第3項に基づき除外される範囲) の抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の安全上重要な計測又はサンプリング等を行う配管であって、その配管を通じての漏えいが十分許容される程度に少ないもの※、過圧防護の機能を持つ安全弁を設置するためのものを抽出する。 <p>※ 水系配管の場合は25A以下、蒸気系配管の場合は50A以下のものを抽出する。（ほう酸水注入系ラインは水系配管で40Aであるが、炉内開口部面積から除外：別紙4参照）</p>	<p style="text-align: center;">別紙3 原子炉冷却材バウンダリ拡大範囲の抽出プロセスについて</p> <p>図 原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲の抽出プロセス</p> <p>【抽出プロセス】</p> <p>STEP 0 (母集団の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書（原子炉容器外形図）を用いて、原子炉容器のノズルを抽出する。 ・ノズルに接続されている配管を、配管装置図を用いて抽出する。 ・第2隔離弁までの範囲について、要求される機能、配管口径、内部流体を確認する。 <p>STEP 1 (隔離弁を設けない配管 (規則の解釈第17条第3項に基づき除外される範囲) の抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の安全上重要な計測又はサンプリング等を行う配管であって、その配管を通じての漏えいが十分許容される程度に少ないもの※、過圧防護の機能を持つ安全弁を設置するためのものを抽出する。 <p>※ 原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する3/4 B以下の小口径配管に、内径9.5 mmの流量制限ノズルを設置するのものを抽出する。（別紙4参照）</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の審査実績反映（別紙3全体）</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRの抽出対象の相違（別紙3全体）</p> <p>【泊】 記載表現の相違 【女川】 記載表現の相違 【泊】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRでのRCPBから除外される小口径配管の考え方の相違（詳細は別紙4）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>STEP 2 (範囲が拡大される可能性のあるものの抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常時開及び事故時閉となる弁を有する配管の確認を抽出する。 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等を抽出する。 <p>STEP 3 (拡大要否の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常時又は事故時に開となる「おそれがある」通常時閉及び事故時閉となる弁を有する配管を抽出する。 <p>※弁の誤操作措置を講じている場合は、「おそれがある」には該当しないとし、第一隔離弁を含むまでの範囲とする（2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について参照）</p>	<p>STEP 2 (範囲が拡大される可能性のあるものの抽出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常時開及び事故時閉となる弁を有する配管を抽出する。 通常時閉及び原子炉冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心冷却系等を抽出する。 <p>STEP 3 (拡大要否の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常時又は事故時に開となる「おそれがある」通常時閉及び事故時閉となる弁を有する配管を抽出する。 <p>※弁の誤操作措置を講じている場合は、「おそれがある」には該当しないとし、第1隔離弁を含むまでの範囲とする（2.2 誤操作防止措置対象弁の運用及び管理について参照）</p>	【女川】記載の適正化

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙4	泊発電所3号炉 別紙4	相違理由
	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される配管口径の求め方</p> <p>1. 女川2号炉における原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される配管口径の求め方について、以下に示す。</p> <p>(1) 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉は通常運転状態とする。 b. 原子炉圧力容器内の水位は一定とする。 c. 制御棒駆動機構からの補給水量は、制御棒1本当たりの冷却水量設計値 ($0.7 \text{ l} \sim 1.30 \text{ l/min}$) の最低流量 ($0.7 \text{ l/min}$) と考えると、制御棒全数137本分の冷却水量は、$W1=5.7 \times 10^3 \text{ kg/hr}$となる。 d. 原子炉隔離時冷却系 (RCIC) の補給水量はRCICポンプの定格流量 $96.5 \times 10^3 \text{ kg/hr}$からRCIC補機への流量 ($5.7 \times 10^3 \text{ kg/hr}$) を差し引いた流量 $W2=90.8 \times 10^3 \text{ kg/hr}$とする。 e. 給水系の給水流量変動幅は考慮しない。 	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管について</p> <p>1. 泊3号炉における原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される小口径配管の考え方について、以下に示す。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第17条より、隔離弁を設けない配管として、「原子炉の安全上重要な計測又はサンプリング等を行う配管であって、その配管を通じての漏えいが十分許容される程度に少ないもの」が規定されており、充てんポンプによる補給によって1次冷却系への冷却水の補給が十分可能なほど破断時の流出流量が少ない小口径配管については、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外するものとしている。</p> <p>泊3号炉においては、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する3/4B以下の小口径配管に、内径 9.5 mm の流量制限ノズルを設置することで、充てんポンプから1次冷却設備に充てんされる流量が、原子炉冷却材圧力バウンダリの1次冷却材が内径 9.5 mm の流量制限ノズルから流出する流量を上回るため、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する3/4B以下の小口径配管を、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外している。</p> <p>以下に、充てんポンプから1次冷却設備に充てんされる流量が、内径 9.5 mm の流量制限ノズルから原子炉格納容器へ流出する1次冷却材の流出流量を上回ることを説明する。</p> <p>(1) 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉は通常運転状態とする。 b. 原子炉格納容器内圧力は大気圧とする。 c. 充てんポンプから1次冷却系への補給水量は、充てんポンプ運転流量 $47.8 \text{ m}^3/\text{h}$ からミニマムフローライン流量 ($13.6 \text{ m}^3/\text{h}$) 及び封水戻り流量 ($2.0 \text{ m}^3/\text{h}$) を差し引いた $32 \text{ m}^3/\text{h}$ ($\approx 32.2 \text{ m}^3/\text{h}$) とする。 	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川の審査実績反映 (別紙4 全体)</p> <p>【女川】 設計方針の相違 ・PWRとBWRでのRCPBから除外される小口径配管の考え方の相違 ・BWRが供給流量からは破断サイズを評価するのに対し、PWRは破断サイズから供給流量の妥当性を評価するとした評価方針の相違 (別紙4 全体)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>(2) 算出方法</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> $A_{max} = \frac{W}{G} \quad \dots \quad ①$ <p style="margin-left: 200px;">(① 式及びGは、 F.J.MOODY "Maximum Flow Rate of a Single Component, Two-Phase Mixture"</p> <p>A_{max} : 最大破断面積 mm² W : 補給水量 (W₁+W₂) kg/hr G : 臨界質量速度 液相 40.3×10^3 kg/m²·sec 気相 11.0×10^3 kg/m²·sec</p> $D_{max} = 2 \times \sqrt{\frac{A_{max}}{\pi}} \quad \dots \quad ②$ <p style="margin-left: 200px;">D_{max} : 最大破断直径 mm</p> </div>	<p>(2) 算出方法</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する内径9.5 mmの流量制限ノズルから、1次冷却材が流出する流量は、内径9.5 mmの流量制限ノズル直後が破断した場合、式①で表される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> $Q_{RCS} = C_d \times A \times \sqrt{\frac{2 \times g \times (P_1 - P_0)}{\gamma_{RCS}}} \times 3,600 \quad \dots \quad ①$ $= 0.59 \times 7.09 \times 10^{-5} \times \sqrt{\frac{2 \times 9.8 \times (161 \times 10^4 - 1 \times 10^4)}{754}} \times 3,600$ $= 30.7$ <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">Q_{RCS}</td> <td>: 流量制限ノズルからの流出流量 (m³/h)</td> </tr> <tr> <td>C_d</td> <td>: 流量制限ノズルの縮流係数 (-)</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>: 流量制限ノズルの断面積 (m²)</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>: 重力加速度 (m/s²)</td> </tr> <tr> <td>P₁</td> <td>: 1次冷却材圧力 (kg/m² abs)</td> </tr> <tr> <td>P₀</td> <td>: 原子炉格納容器圧力 (kg/m² abs)</td> </tr> <tr> <td>γ_{RCS}</td> <td>: 1次冷却材の比重 (kg/m³)</td> </tr> <tr> <td>3,600</td> <td>: m³/s から m³/h の単位換算係数</td> </tr> </table> </div> <p>(注1) 「FLOW OF FLUIDS THROUGH VALVES, FITTINGS, AND PIPE」 (CRANE社) 上り。 流出流量が大きくなるように考慮し、流体は液体の単層流とする。</p> <p>(注2) 「FLOW OF FLUIDS THROUGH VALVES, FITTINGS, AND PIPE」 (CRANE社) A-20 表 SQUARE EDGE ORIFICE より。</p> <p>(注3) 流量制限ノズルの断面積は以下のとおり求まる。 $A = \pi / 4 \times D^2 = \pi / 4 \times 0.0095^2 = 7.09 \times 10^{-5}$ <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">A</td> <td>: 流量制限ノズルの断面積 (m²)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>: 流量制限ノズルの内径 (m) = 0.0095</td> </tr> </table> </p> <p>(注4) 流量制限ノズルの流出流量の算定には、流量制限ノズルの差圧が大きくなるように考慮し、1次冷却材圧力を15.7 MPa (=161 kg/cm²abs) とし、原子炉格納容器圧力を大気圧0.1 MPa[abs] (=1 kg/cm²abs) とする。</p> <p>(注5) 流量制限ノズルの流出流量の算定には、1次冷却材の比重が大きくなるように考慮し、無負荷運転時温度286.1 °Cを用い、1次冷却材圧力15.7 MPaと無負荷運転時温度286.1 °Cにおける比重 (754 kg/m³) を使用する。</p> <p>以上より、内径9.5 mmの流量制限ノズル直後が破断した場合、1次冷却材が流出する流量は、30.7 m³/hとなる。なお、1次冷却材の流出流量30.7 m³/hの重量流量は、以下のとおり、23.1×10^3 kg/hである。</p>	Q _{RCS}	: 流量制限ノズルからの流出流量 (m ³ /h)	C _d	: 流量制限ノズルの縮流係数 (-)	A	: 流量制限ノズルの断面積 (m ²)	g	: 重力加速度 (m/s ²)	P ₁	: 1次冷却材圧力 (kg/m ² abs)	P ₀	: 原子炉格納容器圧力 (kg/m ² abs)	γ _{RCS}	: 1次冷却材の比重 (kg/m ³)	3,600	: m ³ /s から m ³ /h の単位換算係数	A	: 流量制限ノズルの断面積 (m ²)	D	: 流量制限ノズルの内径 (m) = 0.0095	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> • PWR と BWR での RCS から除外される小口径配管の考え方の相違 • BWR が供給流量からは破断サイズを評価するのに対し、PWR は破断サイズから供給流量の妥当性を評価するとした評価方針の相違 <p>(別紙4 全体)</p>
Q _{RCS}	: 流量制限ノズルからの流出流量 (m ³ /h)																						
C _d	: 流量制限ノズルの縮流係数 (-)																						
A	: 流量制限ノズルの断面積 (m ²)																						
g	: 重力加速度 (m/s ²)																						
P ₁	: 1次冷却材圧力 (kg/m ² abs)																						
P ₀	: 原子炉格納容器圧力 (kg/m ² abs)																						
γ _{RCS}	: 1次冷却材の比重 (kg/m ³)																						
3,600	: m ³ /s から m ³ /h の単位換算係数																						
A	: 流量制限ノズルの断面積 (m ²)																						
D	: 流量制限ノズルの内径 (m) = 0.0095																						

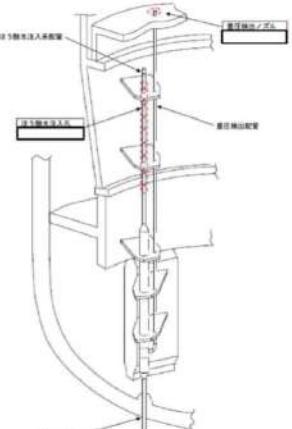
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p style="text-align: center;">$M = Q_{RCS} \times \gamma_{RCS} = 30.7 \times 754 = 23.1 \times 10^3 \text{ kg/h}$</p> <p style="text-align: center;">M : 流量制限ノズルからの流出する重量流量 (kg/h) Q_{RCS} : 流量制限ノズルからの流出する流出流量 (m³/h) = 30.7 γ_{RCS} : 1次冷却材の比重 (kg/m³) = 754</p> <p style="text-align: center;">したがって、1次冷却材が 30.7 m³/h 流出するときの、必要充てん流量は、以下のとおり、23.2 m³/h となる。</p> <p style="text-align: center;">$Q_{CH} = M \times \gamma_{CH} = 23.1 \times 10^3 / 994 = 23.2 \text{ m}^3/\text{h}$</p> <p style="text-align: center;">Q_{CH} : 必要充てん流量 (m³/h) M : 流量制限ノズルからの流出する重量流量 (kg/h) = 23.1 × 10³ γ_{CH} : 充てんラインの比重 (kg/m³) = 994 (注6)</p> <p>(注6) 圧力 17.7 MPa[abs] 及び 54.4°Cにおける比重</p> <p>(3) 算出結果 小口径配管が破断した場合でも原子炉圧力容器水位に影響を与えない最大の配管口径は、液相、気相それぞれ 29.1mm, 55.7mm である。 この結果から、小口径配管のうち原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される配管口径は、液相、気相それぞれ 25A, 50A を最大としている。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表1 原子炉圧力容器水位に影響を与えない最大破断直徑</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>液相</th> <th>気相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大破断直徑 (mm)</td> <td>29.1</td> <td>55.7</td> </tr> <tr> <td>RPVバウンダリから除外される配管口径</td> <td>25A</td> <td>50A</td> </tr> </tbody> </table>		液相	気相	最大破断直徑 (mm)	29.1	55.7	RPVバウンダリから除外される配管口径	25A	50A	<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> PWR と BWR での RCPB から除外される小口径配管の考え方の相違 BWR が供給流量からは破断サイズを評価するのに対し、PWR は破断サイズから供給流量の妥当性を評価するとした評価方針の相違 <p>(別紙4 全体)</p>
	液相	気相										
最大破断直徑 (mm)	29.1	55.7										
RPVバウンダリから除外される配管口径	25A	50A										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>2. ほう酸水注入ラインを原子炉冷却材圧力バウンダリから除外できる理由について (1) 差圧検出・ほう酸水注入系配管の構造 差圧検出・ほう酸水注入系配管の構造を図1に示す。</p>  <p>図1 差圧検出・ほう酸水注入系配管構造図</p> <p>件図中の内容は商業機密の範疇から公開できません</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される理由 差圧検出・ほう酸水注入系配管の原子炉圧力容器内の開口部断面積は、表1に示すとおり25A配管の断面積より小さいことから、原子炉冷却材圧力バウンダリから除外される。</p> <p>表1 差圧検出・ほう酸水注入系配管の開口部断面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>断面積 (mm²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入配管の穴</td> <td>… ①</td> </tr> <tr> <td>差圧検出管先端口部</td> <td>… ②</td> </tr> <tr> <td>開口部断面積合計 (① + ②)</td> <td>581.1</td> </tr> <tr> <td>③ 25A配管</td> <td>581.1</td> </tr> <tr> <td>差圧検出・ほう酸水注入系配管の原子炉圧力容器内の開口部断面積合計 (① + ②) は、25A配管の断面積より小さい (① + ②) < ③</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>件図中の内容は商業機密の範疇から公開できません</p>	項目	断面積 (mm ²)	ほう酸水注入配管の穴	… ①	差圧検出管先端口部	… ②	開口部断面積合計 (① + ②)	581.1	③ 25A配管	581.1	差圧検出・ほう酸水注入系配管の原子炉圧力容器内の開口部断面積合計 (① + ②) は、25A配管の断面積より小さい (① + ②) < ③		<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> PWR と BWR での RCPB から除外される小口径配管の考え方の相違 BWR が供給流量からは破断サイズを評価するのに対し、PWR は破断サイズから供給流量の妥当性を評価するとした評価方針の相違 (別紙4 全体) <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> PWR では同様の構造物はない。
項目	断面積 (mm ²)													
ほう酸水注入配管の穴	… ①													
差圧検出管先端口部	… ②													
開口部断面積合計 (① + ②)	581.1													
③ 25A配管	581.1													
差圧検出・ほう酸水注入系配管の原子炉圧力容器内の開口部断面積合計 (① + ②) は、25A配管の断面積より小さい (① + ②) < ③														

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、流量制限ノズルを設置することにより、RCPB範囲から除外される小口径配管を図示した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙5	泊発電所3号炉 別紙5	相違理由
	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に使用されているフェライト系鋼に対する管理について</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器については、第17条第1項第3号において、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊靭性有するものとすることが要求されている。</p> <p>女川2号炉においては、フェライト系鋼の脆性的挙動及び急速な伝播型破断の発生を防止するため、建設当時から告示501号等の技術基準の要求に従って、以下の管理を実施してきている。</p> <p>○使用材料管理 適用規格基準：告示501号（昭和55年）</p> <p>管理事項　：・材料の選定 ・破壊靭性試験の実施 ・素材段階での非破壊検査（体積検査、表面検査）の実施</p> <p>○使用圧力・温度制限 適用規格基準：JEAC4206（1986）原子力発電所用機器の最低使用温度の確認試験方法 管理事項　：・耐圧漏えい試験時の試験温度の制限</p> <p>○使用期間中の監視 適用規格基準：JEAC4205(1986)軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査 JEAC4201（1986）原子炉構造材の監視試験方法 管理事項　：・供用期間中検査での欠陥発生有無の確認 ・監視試験による脆性遷移温度の管理（原子炉圧力容器）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に使用されているフェライト系鋼に対する管理について</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器については、第17条第1項第3号において、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊靭性を有するものとすることが要求されている。</p> <p>泊3号炉においては、フェライト系鋼の脆性的挙動及び急速な伝播型破断の発生を防止するため、建設当時から告示501号等の技術基準の要求に従って、以下の管理を実施してきている。</p> <p>○使用材料管理 適用規格基準：告示501号（昭和55年）</p> <p>管理事項　：・材料の選定 ・破壊靭性試験の実施 ・素材段階での非破壊検査（体積検査、表面検査）の実施</p> <p>○使用圧力・温度制限 適用規格基準：JEAC4206（2000）原子力発電所用機器に対する破壊靭性の確認試験方法 管理事項　：・耐圧漏えい試験時の試験温度の制限</p> <p>○使用期間中の監視 適用規格基準：JEAC4205(1986)軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査 JEAC4201（2000）原子炉構造材の監視試験方法 管理事項　：・供用期間中検査での欠陥発生有無の確認 ・監視試験による脆性遷移温度の管理（原子炉圧力容器）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違 ・女川の審査実績反映 (別紙5全体)</p> <p>【女川】記載の適正化</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・適用規格の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・適用規格の相違</p>

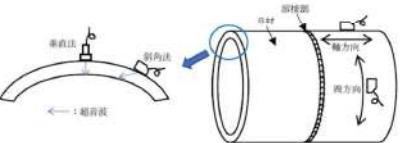
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験について</p> <p style="text-align: center;">泊3号炉における原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験における試験要求（日本機械学会「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年版追補含む）」）及び実施内容について整理する。</p> <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲に対して実施する非破壊試験は、表11の内、配管及び弁における[A]～[E]で示した非破壊試験を実施する。これらは、建設時にクラス2の非破壊試験要求を踏まえ設置されたものであることから、今回、クラス1に求められる非破壊試験を実施するものである。</p>	<p>別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p>A～Eについて、非破壊試験要求及び実施内容について、表12に示す。</p> <p>表12 今回実施する非破壊試験要求及び実施内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験要求</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A配管（管）※1</td> <td>UT（斜角法の周方向+軸方向）+ MT or PT ただし、UT（軸方向）については、ETに代替可能</td> <td>UT（斜角法）：周方向、軸方向 PT</td> </tr> <tr> <td>B配管（鍛造品）</td> <td>UT（垂直法）or UT（斜角法）+MT or PT</td> <td>UT（垂直法）※2 UT（斜角法）：軸方向※2 PT</td> </tr> <tr> <td>C弁（鍛造品）</td> <td>RT+MT or PT</td> <td>PT</td> </tr> <tr> <td>D弁（棒・ボルト材）</td> <td>直径≤50mmの場合、PT or MT</td> <td>PT※3 or MT</td> </tr> <tr> <td>E弁（鍛造品）</td> <td>MT or PT ※4</td> <td>PT</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：今回対象となる配管（管）については、すべてシームレス管である。 ※2：試験要求はUTの垂直法、斜角法の周方向もしくは斜角法の軸方向のいずれかの検査であるが、垂直法と斜角法の軸方向の検査を実施している。 ※3：異物管理及び現場作業性の観点よりPTを実施する。 ※4：設計・建設規格VVB-2420の「クラス1弁に使用する材料において、外形が115mm以下の管に接続する鍛造品および鍛造品にあっては、GTN-6000に規定する磁粉探傷試験またはGTN-7000に規定する浸透探傷試験を行い、これに合格する場合は、PVB-2411に従った非破壊検査を必要としない。」という規定を適用する。</p>  <p>UT（超音波探傷試験）の概要</p> <p>参考資料：非破壊試験記録等の一例</p>		試験要求	実施内容	A配管（管）※1	UT（斜角法の周方向+軸方向）+ MT or PT ただし、UT（軸方向）については、ETに代替可能	UT（斜角法）：周方向、軸方向 PT	B配管（鍛造品）	UT（垂直法）or UT（斜角法）+MT or PT	UT（垂直法）※2 UT（斜角法）：軸方向※2 PT	C弁（鍛造品）	RT+MT or PT	PT	D弁（棒・ボルト材）	直径≤50mmの場合、PT or MT	PT※3 or MT	E弁（鍛造品）	MT or PT ※4	PT	<p>別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。</p>
	試験要求	実施内容																			
A配管（管）※1	UT（斜角法の周方向+軸方向）+ MT or PT ただし、UT（軸方向）については、ETに代替可能	UT（斜角法）：周方向、軸方向 PT																			
B配管（鍛造品）	UT（垂直法）or UT（斜角法）+MT or PT	UT（垂直法）※2 UT（斜角法）：軸方向※2 PT																			
C弁（鍛造品）	RT+MT or PT	PT																			
D弁（棒・ボルト材）	直径≤50mmの場合、PT or MT	PT※3 or MT																			
E弁（鍛造品）	MT or PT ※4	PT																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

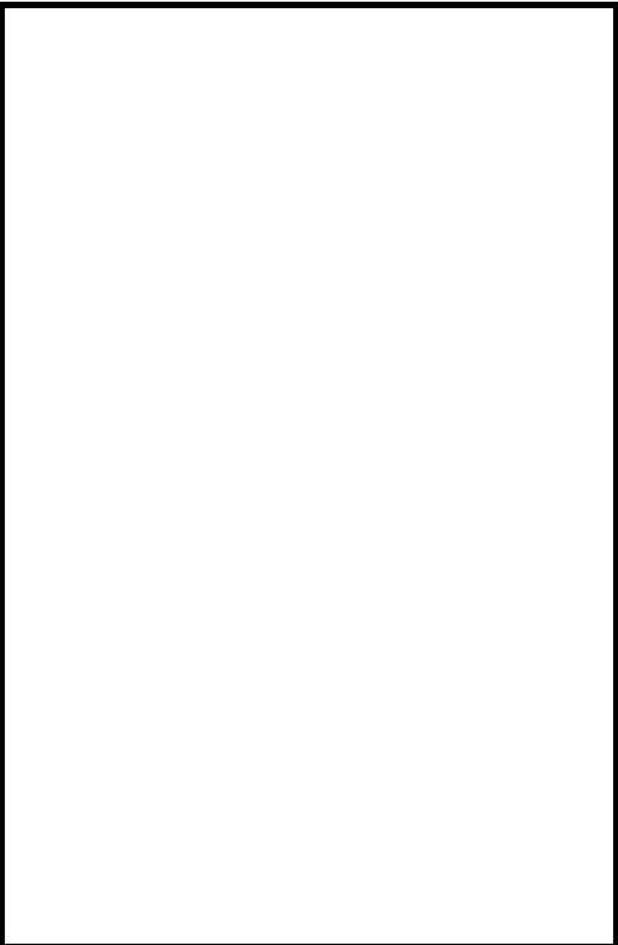
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>非破壊検査記録（検査箇所一覧及びチェックシート）</p> <p>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますの公開できません。</p>	別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

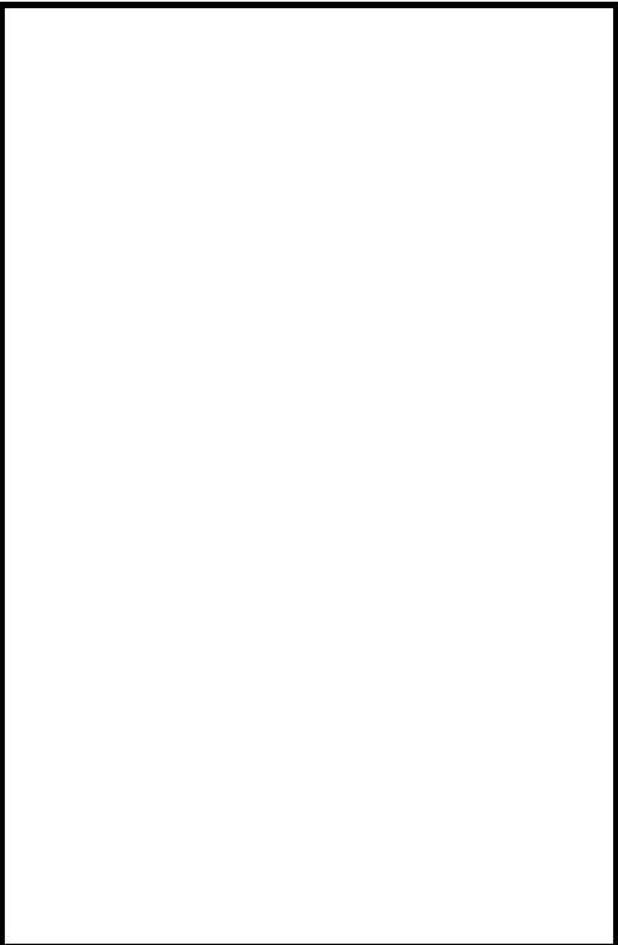
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 非破壊試験記録 (UT 1/2)  枠囲みの内容は機密情報に属しますの公開できません。	別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		非破壊試験記録 (UT 2/2) 枠囲みの内容は機密情報に属しますの公開できません。	別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="border: 2px solid black; min-height: 300px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>非破壊試験記録（PT）</p> <p>□ 枠内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 検査箇所図  桁組みの内容は機密情報に属しますの公開できません。	別紙6は、泊3号炉のみ作成した資料であることから、大飯3／4号炉及び女川2号炉との比較は行わない。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ（別添資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
別添 大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉 技術的能力説明資料 原子炉冷却材圧力バウンダリ	別添 1 女川原子力発電所 2 号炉 運用、手順説明資料 原子炉冷却材圧力バウンダリ	泊発電所 3 号炉 運用、手順説明資料 原子炉冷却材圧力バウンダリ	別添 【大飯、女川】 記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ（別添資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準対象条文</th><th>対象項目</th><th>区分</th><th>運用対策等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ</td><td>・施設管理</td><td>運用・手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>体制</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>保守・点検</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却系ループドレン管及び加圧器ペント缶については、通常時又は事故時間となるおそれがないようにハンドルロックによる施設管理を実施する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する部品等については、適切に保守管理を実施することとともに必要な応じて補修を行う。 </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>教育・訓練</td><td>・原子炉冷却材圧力バウンダリに係る対象部等の保守管理に関する教育を適宜実施する。</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	・施設管理	運用・手順	—			体制	—			保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却系ループドレン管及び加圧器ペント缶については、通常時又は事故時間となるおそれがないようにハンドルロックによる施設管理を実施する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する部品等については、適切に保守管理を実施することとともに必要な応じて補修を行う。 			教育・訓練	・原子炉冷却材圧力バウンダリに係る対象部等の保守管理に関する教育を適宜実施する。	<p>運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 対象条文</th><th>対象項目</th><th>区分</th><th>運用対策等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 原子炉冷却材圧力 バウンダリ</td><td></td><td>運用・手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>体制</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>施設管理</td><td>保守・点検</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉再循環系ドレンライン（A／B）及び原子炉圧力容器ドレンラインは、通常時又は事故時に開となるおそれがないよう施設管理を適切に実施する。 </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>教育・訓練</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第17条 原子炉冷却材圧力 バウンダリ		運用・手順	—			体制	—		施設管理	保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉再循環系ドレンライン（A／B）及び原子炉圧力容器ドレンラインは、通常時又は事故時に開となるおそれがないよう施設管理を適切に実施する。 			教育・訓練	—	<p>表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可 基準対象 条文</th><th>対象項目</th><th>区分</th><th>運用対策等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 原子炉冷 却材圧力 バウンダ リ</td><td>施設管理</td><td>運用・手順</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>体制</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>保守・点検</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却系ループドレン管及び加圧器ペント缶については、通常時又は事故時間となるおそれがないようにハンドルロックによる施設管理を行う。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する部品等については、適切に保守・点検を実施するとともに必要な応じて補修を行う。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに係る対象部等の保守点検に関する教育を適宜実施する。 </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>教育・訓練</td><td></td></tr> </tbody> </table>	設置許可 基準対象 条文	対象項目	区分	運用対策等	第17条 原子炉冷 却材圧力 バウンダ リ	施設管理	運用・手順	—			体制	—		保守・点検		<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却系ループドレン管及び加圧器ペント缶については、通常時又は事故時間となるおそれがないようにハンドルロックによる施設管理を行う。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する部品等については、適切に保守・点検を実施するとともに必要な応じて補修を行う。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに係る対象部等の保守点検に関する教育を適宜実施する。 			教育・訓練		<p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設計方針の相違</p> <p>・PWRとBWRでの炉型の相違による施設管理対象の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <p>・大飯審査実績の反映</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																												
第17条 原子炉冷却材圧力バウンダリ	・施設管理	運用・手順	—																																																												
		体制	—																																																												
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却系ループドレン管及び加圧器ペント缶については、通常時又は事故時間となるおそれがないようにハンドルロックによる施設管理を実施する。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する部品等については、適切に保守管理を実施することとともに必要な応じて補修を行う。 																																																												
		教育・訓練	・原子炉冷却材圧力バウンダリに係る対象部等の保守管理に関する教育を適宜実施する。																																																												
設置許可基準規則 対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																																												
第17条 原子炉冷却材圧力 バウンダリ		運用・手順	—																																																												
		体制	—																																																												
	施設管理	保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉再循環系ドレンライン（A／B）及び原子炉圧力容器ドレンラインは、通常時又は事故時に開となるおそれがないよう施設管理を適切に実施する。 																																																												
		教育・訓練	—																																																												
設置許可 基準対象 条文	対象項目	区分	運用対策等																																																												
第17条 原子炉冷 却材圧力 バウンダ リ	施設管理	運用・手順	—																																																												
		体制	—																																																												
	保守・点検		<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却系ループドレン管及び加圧器ペント缶については、通常時又は事故時間となるおそれがないようにハンドルロックによる施設管理を行う。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する部品等については、適切に保守・点検を実施するとともに必要な応じて補修を行う。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに係る対象部等の保守点検に関する教育を適宜実施する。 																																																												
		教育・訓練																																																													

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB24-9 r. 13. 0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第24条 安全保護回路

令和5年12月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり (比較表相違理由欄参照) b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり (比較表相違理由欄参照) c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし 			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			
2. まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 既許可に係る記載の相違			
<p>安全保護回路について、設置許可基準規則第24条及び技術基準規則第35条における追加要求事項は下表1のとおりであり、その他の要求事項に変更はない。したがって、以下の追加要求事への適合性に係る記載を除いては既許可時から設計に変更がないため、記載の相違があつても既許可に係る記載の相違である。</p>			
表1：設置許可基準規則第24条及び技術基準規則第35条における追加要求事項			
設置許可基準規則第24条（安全保護回路）		技術基準規則第35条（安全保護回路）	
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。		五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	

第24条 安全保護回路

	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
2-2) 先行プラントとの設備構成の相違					
				本資料は、「炉型が同じ」かつ「安全保護回路のうちデジタル化範囲が類似している」大飯3／4号炉の参照を基本とした上で、女川2号炉の審査実績を反映する構成としている。ここで、大飯3／4号炉と泊3号炉における安全保護回路の設備構成は表2のとおりであり、デジタル化範囲としては、安全保護回路を構成する制御装置がすべてデジタル計算機である泊3号炉に対し、「大飯3／4号炉は安全保護シーケンス盤がハードウェアロジックで構成されている」という点が異なる。	
				表2：安全保護回路の設備構成およびデジタル化範囲	
項目	大飯3／4号炉	泊3号炉	相違点		
安全保護回路の構成			安全保護回路のデジタル計算機は赤枠囲い部のとおり。相違点は以下に記載。		
安全保護回路のデジタル計算機	対象設備	主な機能	対象設備	主な機能	—
原子炉安全保護計装盤	原子炉トリップロジックおよび工学的安全施設作動ロジック	原子炉安全保護盤	原子炉トリップロジック	泊3号炉は、原子炉トリップロジックおよび工学的安全施設作動ロジックを、それぞれ別のデジタル計算機が担う構成としている。	
			工学的安全施設作動盤	工学的安全施設作動ロジック	
	—	—	安全系現場制御監視盤	大飯3／4号炉は、工学的安全施設作動信号と各補機とのインターフェイス機能を有する「安全保護シーケンス盤」が、ハードウェアロジックで構成されている。	

2-3) 主な相違（相違理由の類型化）

主な相違箇所は表3、4のとおりであり、比較表においては相違理由を類型化して記載する。具体的には、表3に示す相違について、相違理由欄の記載を省略する。また、表4に示す相違については、相違理由欄に「類型化番号および相違項目」のみを記載し、説明は省略する。

表3：相違理由の類型化（相違理由欄の記載を省略するもの）

番号	相違項目	説明
一	■記載表現の相違（「、」「、」）	・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）すべて「、」としている。 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。
一	■資料番号の相違	
一	■記載表現の相違（安全保護回路／系／設備）	・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化。
一	■名称の相違（申請プラント）	
一	■記載表現の相違（発電用原子炉施設）	
一	■記載表現の相違（原子炉安全保護計装盤／安全保護回路）	・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化するもの。

表4：相違理由の類型化（相違理由欄に、類型化番号および相違項目のみを記載。説明を省略するもの）

番号	相違項目	説明
①	【女川】 ■設備の相違（安全保護回路の構成）	・泊は、安全保護回路をデジタル計算機で構成している。 ・女川は、安全保護回路のうち、一部の検出信号処理部を除いて、アナログ回路で構成している。
②	【女川】 ■設備の相違（ハードウェア回路）	・ハードウェア回路とは、アナログのロジック回路を指す。 ・泊の安全保護回路はデジタル計算機であり、アナログのロジック回路は存在しない。
③	■既許可記載の相違	・新規制基準のうちDB24条の追加要求事項（不正アクセス防止）に対して、既許可時点から設計に変更を伴わない部分に係る、記載の相違。
④	■記載の充実（追加要求事項対象外、大飯参照） ■記載の充実（追加要求事項対象外、女川参照）	・新規制基準のうちDB24条の追加要求事項（不正アクセス防止）の対象外だが、先行の新規制基準適合プラントに比べて情報量が不足しているため、記載を充実するもの。
⑤	■設備の相違	・泊は、「ハードウェアレベルで一方向のみに通信を許可する装置」：[] を根幹の対策としつつ、「ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置：ゲートウェイ【大飯】」及び「通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断する装置：[] 【女川】」も設置した多層防護としている。
⑥	■設備の相違（工学的安全施設作動設備）	・泊は、工学的安全施設作動に係わる信号の流れが、原子炉安全保護盤→工学的安全施設作動盤→安全系現場制御監視盤であり、すべての盤がデジタル計算機である。 ・大飯は、原子炉安全保護盤（デジタル計算機）→安全保護シーケンス盤（アナログ盤）である。 ・以上より、泊は原子炉保護設備と同様に、工学的安全施設作動設備に対しても不正アクセス防止を記載している。
⑦	■設備の相違（保守ツール接続管理）	・泊は、デジタル計算機の運用にあたり保守ツールの接続箇所が必要となるが、当該接続箇所を物理的に防護するとともに、保守ツールをパスワード管理することで電気的アクセスを制限している。
⑧	■運用の相違（ソフトウェア変更手順）	・泊の安全保護回路（デジタル計算機）は、物理的・電気的に多層防護した所定の手順を踏まなければソフトウェアを変更できない仕様としており、外部からの不正アクセスを含むすべての管理されないソフトウェアの変更を防止している。
⑨	【女川】 ■運用の相違（電気的分離）	・泊は、安全保護回路（デジタル計算機）とそれ以外の設備との間はデジタル信号。一方の女川はアナログ信号。 ・信号種別の相違により、電気的分離を担う機器が異なる。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第24条：安全保護回路 〈目次〉 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む） 2. 安全保護回路 2.1 概要 2.2 原子炉安全保護計装盤の物理的分離 2.3 原子炉安全保護計装盤の機能的分離 2.4 コンピュータウイルスによる被害の防止 2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性確認 2.6 物理的及び電気的アクセスの制限 2.7 原子炉安全保護計装盤の概要 2.8 原子炉安全保護計装盤のソフトウェア変更管理 2.9 耐ノイズ・サージ対策	第24条：安全保護回路 〈目次〉 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む） 2. 追加要求事項に対する適合方針 【比較のため、目次の順番を入れ替えて記載】 2.1 安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置について 2.3 安全保護回路の物理的分離対策 2.5 安全保護系の検証及び妥当性確認について 2.6 想定脅威に対する対策について 2.4 外部からの不正アクセス行為の防止について 2.2 安全保護回路の概要 2.7 物理的及び電気的アクセスの制限 3. 別紙 別紙1 安全保護回路について、承認されていない動作や変更を防ぐための設計方針 別紙2 今回の設置許可申請に関し、安全保護回路に変更を施している場合の基準適合性 別紙3 安全保護系の過去のトラブル（落雷によるスクラム動作事象等）の反映事項	第24条：安全保護回路 〈目次〉 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等（手順等含む） 2. 追加要求事項に対する適合方針 2.1 安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置について 2.2 概要 2.3 安全保護回路の物理的分離 2.4 安全保護回路の機能的分離 2.5 コンピュータウイルスによる被害の防止 2.6 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性確認 2.7 物理的及び電気的アクセスの制限 2.8 安全保護回路の概要 2.9 安全保護回路のソフトウェア変更管理 2.10 耐ノイズ・サージ対策	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■資料構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・資料構成は、「炉型が同じ」かつ「安全保護回路のうちデジタル化範囲が類似している（詳細は、比較結果等をとりまとめた資料2-2に記載）」の大飯の参照を基本とした上で、女川の審査実績を反映している。 ・以降、女川との相違理由には【女川】と特記し、特記なき場合は大飯との相違理由を示す。 ■記載表現の相違（「、」「、」） <ul style="list-style-type: none"> ・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）すべて「、」としている。 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。 ■項目名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・以下2.1の追加に併せ、2.の項目名称も女川を参照。 ■記載内容の相違（女川実績の反映） <ul style="list-style-type: none"> ・女川の審査実績を踏まえ、記載を拡充するもの。 ■資料番号の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。 ■記載表現の相違（安全保護回路／系／設備） <ul style="list-style-type: none"> ・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化。 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。 ■記載内容の相違（女川実績の反映） <ul style="list-style-type: none"> ・

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3. 技術的能力 説明資料 (別添資料) 安全保護回路	<p>別紙4 現場据付以降の作業時における、インサイダー等に対するセキュリティ対策</p> <p>別紙5 安全保護回路のうちデジタル処理部のある機器のシステムへ接続可能なアクセスについて</p> <p>別紙6 安全保護系のセキュリティ対策に関する当社及び受注者の対応について</p> <p>別紙7 安全保護回路のうちデジタル部分について、システム設計と実際のデバイスが具備している機能との差（未使用機能等）による影響の有無</p> <p>別紙8 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の検証及び妥当性確認について</p> <p>4. 別添 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 安全保護回路</p>	<p>別紙4 現場据付以降の作業時における、インサイダー等に対するセキュリティ対策</p> <p>別紙5 安全保護回路のシステムへ接続可能なアクセスについて</p> <p>別紙6 安全保護系のセキュリティ対策に関する当社及び受注者の対応について</p> <p>別紙7 安全保護回路について、システム設計と実際のデバイスが具備している機能との差（未使用機能等）による影響の有無</p> <p>別紙8 安全保護回路の検証及び妥当性確認について</p> <p>別紙9 安全保護回路の構成</p> <p>3. 運用、手順説明資料 別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 安全保護回路</p>	<p>■①設備の相違（安全保護回路の構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、安全保護回路をデジタル計算機で構成している。 ・女川は、安全保護回路のうち、一部の検出信号処理部を除いて、アナログ回路で構成している。 ・以降、同様の相違は、「■①設備の相違（安全保護回路の構成）」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 <p>■【女川】</p> <p>■資料構成の相違（別紙9）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、泊と女川とで安全保護回路の構成が異なることを踏まえ、泊における安全保護回路の構成を補足する別紙を作成。 ■女川及び泊の他条文との整合（記載統一）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><概要></p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>		<p><概要></p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>■用語定義に基づく記載適正化（設計基準対象施設） ■名称の相違（申請プラント） ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。</p> <p>■女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

1. 基本方針
1.1 要求事項の整理
安全保護回路について、設置許可基準規則第24条及び技術基準規則第35条における追加要求事項を明確化する（表1）。

表1 設置許可基準規則第24条及び技術基準規則第35条 要求事項

設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）	技術基準規則 第35条（安全保護装置）	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路に属するものに限る。以下この条において同じ。） 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないよう、独立性を確保すること。	一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合に限る。安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合に限る。安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。 二 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。 三 系統を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないよう、独立性を確保すること。	変更なし

設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）	技術基準規則 第35条（安全保護装置）	備考
五 動力源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設により安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。	四 動力源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、発電用原子炉施設により安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。	変更なし
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。	五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	追加要求事項
七 計測制御系施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系施設から機能的に分離されたものとすること。	六 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系施設から機能的に分離されたものとすること。	変更なし
七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。	七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。	
八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	

女川原子力発電所2号炉

1. 基本方針
1.1 要求事項の整理
安全保護回路について、設置許可基準規則第二十四条及び技術基準規則第三十五条における追加要求事項を明確化する（第1.1表）。

第1.1表 設置許可基準規則第二十四条及び技術基準規則第三十五条 要求事項

設置許可基準規則 第二十四条（安全保護回路）	技術基準規則 第三十五条（安全保護装置）	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路に属するものに限る。以下この条において同じ。） 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。 二 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。 三 系統を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないよう、独立性を確保すること。	一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合に限る。安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合に限る。安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。 二 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。 三 系統を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないよう、独立性を確保すること。	変更なし
四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないよう、独立性を確保すること。	四 系統を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないよう、独立性を確保すること。	変更なし
五 動力源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設により安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。	五 動力源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、発電用原子炉施設により安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。	変更なし
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	変更なし
七 計測制御系施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとすること。	七 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとすること。	変更なし
八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	

泊発電所3号炉

1. 基本方針
1.1 要求事項の整理
安全保護回路について、設置許可基準規則第二十四条及び技術基準規則第三十五条における追加要求事項を明確化する（表1）。

相違理由

■記載表現の相違（女川実績の反映）
・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化するもの。

設置許可基準規則 第二十四条（安全保護回路）	技術基準規則 第三十五条（安全保護装置）	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路に属するものに限る。以下この条において同じ。） 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合に限る。安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。	一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合に限る。安全保護装置を次に定めるところにより施設しなければならない。	変更なし
二 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとすること。	二 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとすること。	変更なし
三 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	三 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	変更なし

設置許可基準規則 第二十四条（安全保護回路）	技術基準規則 第三十五条（安全保護装置）	備考
五 動力源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設により安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。	五 動力源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、発電用原子炉施設により安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。	変更なし
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	変更なし
七 計測制御系施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとすること。	七 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものとすること。	変更なし
八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	八 運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。	変更なし

設置許可基準規則 第二十四条（安全保護回路）	技術基準規則 第三十五条（安全保護装置）	備考
九 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。	九 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。	変更なし

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (3) その他の主要な構造 (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (s) 安全保護回路 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。</p> <p>安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。</p> <p>安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保する設計とする。</p> <p>駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。</p> <p>安全保護系のデジタル計算機は、不正アクセス行為に対する安全保護回路の物理的分離及び機能的分離を行うとともに、ソフトウェアは設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行うこと、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>計測制御系統施設の一部を共用する場合には、その安全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、2.6)】</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↓</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (s) 安全保護回路 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し及び原子炉保護系その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉保護系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。</p> <p>安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。</p> <p>安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保する設計とする。</p> <p>駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行する、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。</p> <p>安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器は、不正アクセス行為に対する安全保護回路の物理的分離及び機能的分離を行うとともに、ソフトウェア及びハードウェア回路は設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行うこと、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>【比較のため、文章と【説明資料】との記載順序を入れ替え】 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P24条-27, 28) (2.2:P24条28-31) (2.3:P24条-32) (2.4:P24条-33) (2.5:P24条-34, 35) (2.6:P24条-36) (2.7:P24条-37, 38)】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (s) 安全保護回路 安全保護回路は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。</p> <p>安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。</p> <p>安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保する設計とする。</p> <p>駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。</p> <p>安全保護回路のデジタル計算機は、不正アクセス行為に対する安全保護回路の物理的分離及び機能的分離を行うとともに、ソフトウェアは設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行うこと、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>【比較のため、文章と【説明資料】との記載順序を入れ替え】 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P24条-39, 40) (2.2:P24条-40) (2.3:P24条-40, 41) (2.4:P24条-42) (2.5:P24条-42) (2.6:P24条-43-45) (2.7:P24条-46) (2.9:P24条-49)】</p>	<p>■既許可構成の相違</p> <p>■記載表現の相違（発電用原子炉施設） •以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
へ. 計測制御系統施設の構造及び設備 A. 3号炉 (1) 計装 (i) 核計装の種類 原子炉容器外周に設置した炉外核計装の中性子束検出器により次の3領域に分けて中性子束を測定する。 中性子源領域 2チャンネル 中間領域 2チャンネル 出力領域 4チャンネル (ii) その他の主要な計装の種類 原子炉施設のプロセス計装制御のため、原子炉圧力、加圧器水位、1次冷却材流量及び温度、蒸気発生器水位、制御棒クラスタ位置、反応度停止余裕等の計測装置を設ける。 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要となる重要な監視パラメータ及び重要代替パラメータが計測又は監視及び記録ができる設計とする。	へ. 計測制御系統施設の構造及び設備 (1) 計装 (i) 核計装の種類 中性子束は以下のように二つの領域に分けて発電用原子炉内で計測する。 起動領域：核分裂電離箱方式モニタ 8チャンネル (中性子源領域及び中間領域) 出力領域：小形核分裂電離箱方式モニタ 124 チャンネル (ii) その他の主要な計装の種類 発電用原子炉施設のプロセス計測制御のため、原子炉水位、原子炉圧力、原子炉再循環流量、給水流量、主蒸気流量、制御棒駆動水圧等の計測装置を設ける。	へ. 計測制御系統施設の構造及び設備 (1) 計装 (i) 核計装の種類 原子炉容器外周に設置した炉外核計装の中性子束検出器により、次の3領域に分けて中性子束を測定する。 中性子源領域 2チャンネル 中間領域 2チャンネル 出力領域 4チャンネル (ii) その他の主要な計装の種類 発電用原子炉施設の安全保護回路のプロセス計装として、原子炉圧力、加圧器水位、1次冷却材流量・温度、蒸気発生器水位、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力等の計測装置を設ける。	■既許可構成の相違 ■③既許可記載の相違 ・新規制基準のうちDB24条の追加要求事項（不正アクセス防止）に対して、既許可時点から設計に変更を伴わない部分に係る、記載の相違。 ・以降、同様の相違は、「■③既許可記載の相違」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 ■④記載の充実（追加要求事項対象外、大飯参照） ・新規制基準のうちDB24条の追加要求事項（不正アクセス防止）の対象外だが、先行の新規制基準適合プラントに比べて情報量が不足しているため、記載を充実するもの。 ・以降、同様の相違は、「■④記載の充実（追加要求事項対象外、大飯（又は女川））」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 ■記載表現の相違（女川実績の反映）
(2) 安全保護回路 安全保護回路は、独立したチャンネルからなる多重チャンネル構成とし、測定変数に対して「2 out of 4」方式等の回路を形成し、原子炉トリップ及び非常用炉心冷却設備作動等を行う。	(2) 安全保護回路 安全保護回路（安全保護系）は、「原子炉停止回路（原子炉保護系）」及び「その他の主要な安全保護回路（工学的安全施設作動回路）」で構成する。	(2) 安全保護回路 安全保護回路（安全保護系）は、独立したチャンネルからなる多重チャンネル構成とし、測定変数に対して「2 out of 4」方式等の回路を形成する。	■記載表現の相違（女川実績の反映） ■③既許可記載の相違
安全保護回路は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。	安全保護回路は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1:P24条-27, 28) (2.2:P24条28-31) (2.3:P24条-32) (2.4:P24条-33) (2.5:P24条-34, 35) (2.6:P24条-36)】	安全保護回路は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1:P24条-39, 40) (2.2:P24条-40) (2.3:P24条-40, 41) (2.4:P24条-42) (2.5:P24条-42) (2.6:P24条-43)】	■記載表現の相違（女川実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(i) 原子炉停止回路の種類 次に示す信号により原子炉をトリップさせる原子炉停止回路を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中性子束高（中性子源領域及び中間領域） ・中性子束高（出力領域） ・中性子束変化率高（出力領域） ・非常用炉心冷却設備作動 ・過大温度ΔT高 ・過大出力ΔT高 ・原子炉圧力高 ・原子炉圧力低 ・加圧器水位高 ・1次冷却材流量低 ・1次冷却材ポンプ回転数低 ・タービントリップ ・蒸気発生器水位低 ・地震加速度高 ・手動 <p>(ii) その他の主要な安全保護回路の種類 以下に示す信号により工学的安全施設作動設備を作動させる回路を設ける。</p> <p>a. 非常用炉心冷却設備作動信号 1次冷却材の確保あるいは過度の反応度添加を抑え、炉心の損傷を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力低 ・主蒸気ライン圧力低 ・原子炉格納容器圧力高 ・手動 <p>b. 主蒸気ライン隔離信号 主蒸気管破断時に、健全側の蒸気発生器からの蒸気流出を防ぎ、1次冷却系統の除熱能力を確保する。</p>	<p>36) (2.7 : P24 条-37, 38)】</p> <p>(i) 原子炉停止回路の種類</p> <p>原子炉停止回路（原子炉保護系）は、次に示す条件により発電用原子炉をスクラムさせるため、二重（2チャンネル）の「1 out of 2」方式の回路を設け、2チャンネルの同時動作によって発電用原子炉をスクラムさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉圧力高 b. 原子炉水位低 c. ドライウェル圧力高 d. 中性子束高（平均出力領域モニタ） e. 中間領域における原子炉周期短（起動領域モニタ） f. 中性子束計装動作不能（起動及び平均出力領域モニタ） g. スクラム排出容器水位高 h. 主蒸気隔離弁閉 i. 主蒸気止め弁閉 j. 蒸気加減弁急速閉 k. 主蒸気管放射能高 l. 地震加速度大 <p>なお、原子炉保護系の電源喪失、モードスイッチ「停止」及び手動の場合にも発電用原子炉はスクラムする。</p> <p>(ii) その他の主要な安全保護回路の種類 その他の主要な安全保護回路（工学的安全施設作動回路）には、次のものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉水位低、主蒸気管放射能高、主蒸気管圧力低、主蒸気管流量大、主蒸気管トンネル温度高、主復水器真空度低のいずれかの信号による主蒸気隔離弁の閉鎖 b. ドライウェル圧力高、原子炉水位低、原子炉建屋原子炉棟放射能高のいずれかの信号による常用換気系の閉鎖と非常用ガス処理系の起動 c. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系の起動 d. 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号による自動減圧系の作動 e. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系の起動 	<p>45) (2.7 : P24条-46) (2.9 : P24条-49)】</p> <p>(i) 原子炉停止回路の種類 原子炉保護設備は、原子炉の安全性を損なうおそれのある状態が発生した場合、あるいは発生が予想される場合に、これを抑制あるいは防止するため、異常を検知し原子炉を自動的に緊急停止（トリップ）させる。 原子炉停止回路（原子炉保護設備）は、多重チャンネル構成とし、測定変数に対して「2 out of 4」方式等の回路を設け、次に示す信号により原子炉を自動的にトリップさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 中性子源領域中性子束高 b. 中間領域中性子束高 c. 出力領域中性子束高 d. 出力領域中性子束変化率高 e. 非常用炉心冷却設備作動 f. 過大温度ΔT高 g. 過大出力ΔT高 h. 原子炉圧力高 i. 原子炉圧力低 j. 加圧器水位高 k. 1次冷却材流量低 l. 1次冷却材ポンプ電源電圧低 m. 1次冷却材ポンプ電源周波数低 n. タービントリップ o. 蒸気発生器水位低 p. 地震加速度大 <p>また、手動操作時及び原子炉保護設備の電源喪失時にも、原子炉はトリップする設計とする。</p> <p>(ii) その他の主要な安全保護回路の種類 その他の主要な安全保護回路（工学的安全施設作動設備）は、発電用原子炉施設の破損、故障等に起因する燃料の破損等による放射性物質の放散の可能性のある場合に、これを抑制又は防止するため、異常を検知し、次に示す条件により工学的安全施設を自動的に作動させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常用炉心冷却設備の起動 1次冷却材の確保あるいは過度の反応度添加を抑え、炉心の損傷を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力低と加圧器水位低の一一致 ・原子炉圧力異常低 ・主蒸気ライン圧力低 ・原子炉格納容器圧力高 b. 主蒸気隔離弁の閉止 <p>主蒸気管破断時に、健全側の蒸気発生器からの蒸気流出を防ぎ、1次冷却系の除熱能力を確保する。</p>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) 【女川】</p> <p>■既許可構成の相違</p> <p>・炉型の相違による安全保護系の設備構成の相違に伴い、泊と女川では既許可構成が大幅に異なる。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力異常高 ・主蒸気ライン圧力低 ・主蒸気ライン圧力減少率高 ・手動 <p>c. 原子炉格納容器スプレイ作動信号</p> <p>1次冷却系統の破断又は原子炉格納容器内の主蒸気管破断時に、原子炉格納容器の減圧及びよう素除去のため、原子炉格納容器スプレイ設備を起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力異常高 ・手動 <p>d. 原子炉格納容器隔離信号</p> <p>1次冷却材喪失事故及び原子炉格納容器内の主蒸気管破断事故後に放射性物質の放出を防止するため、原子炉格納容器の隔離弁を閉止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却設備作動信号 ・原子炉格納容器スプレイ作動信号 ・手動 <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑</p>	<p>イ系ディーゼル発電機及び非常用ディーゼル発電機の起動</p> <p>f. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による主蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力異常高 ・主蒸気ライン圧力低 ・主蒸気ライン圧力減少率高 <p>c. 原子炉格納容器スプレイの起動</p> <p>1次冷却系の破断又は原子炉格納容器内の主蒸気管破断時に、原子炉格納容器の減圧及びよう素除去のため、原子炉格納容器スプレイ設備を起動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力異常高 <p>d. 主蒸気隔離弁以外の主要な原子炉格納容器隔離弁の閉止</p> <p>1次冷却材喪失事故及び原子炉格納容器内の主蒸気管破断事故後に放射性物質の放出を防止するため、原子炉格納容器の隔離弁を閉止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却設備作動信号 ・原子炉格納容器スプレイ作動信号 <p>なお、手動操作で上記動作を行うことができる。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
(2)安全設計方針	(2) 安全設計方針 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.5 安全保護系設計の基本方針	(2)安全設計方針 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.5 計測制御系統施設設計の基本方針 1.1.5.1 原子炉制御設備 <p>運転及び制御保護動作に必要な中性子束、温度、圧力等を測定する原子炉計装及びプロセス計装を設けるとともに、通常運転時に起こり得る設計負荷変化及び外乱に対して自動的に原子炉を制御する原子炉制御設備を設ける。</p> <p>1.1.5.2 監視警報装置 通常運転時に異常、故障が発生した場合は、これを早期に検知し所要の対策が講じられるよう中性子束、温度、圧力、放射能等を常時自動的に監視し、警報を発する装置を設ける。 また、誤動作・誤操作による異常、故障の拡大を防止し事故への進展を確実に防止するようインターロックを設ける。</p> <p>1.1.5.3 原子炉保護設備 炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることのないよう異常状態へ接近するのを検知し、原子炉トリップを行うために原子炉保護設備を設ける。 原子炉保護設備は、必要な場合に確実に作動するように多重性及び独立性を備え、単一故障によって保護機能を喪失しない設計とするとともに、駆動源が喪失した場合には、最終的に安全な状態に落ち着く設計とする。また、これら保護機能が喪失していないことを運転中に確認できるよう設計する。</p> <p>1.1.5.4 工学的安全施設作動設備 1次冷却材喪失等の設計基準事故時に、炉心及び原子炉格納容器バウンダリを保護するため、工学的安全施設を作動させる工学的安全施設作動設備を設ける。工学的安全施設作動設備は、原子炉保護設備と同様に高い信頼性が得られるよう設計する。</p> <p>1.1.5.5 安全保護回路不正アクセス防止 安全保護回路への不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1:P24条-27, 28) (2.2:P24条28-31) (2.3:P24条-32) (2.4:P24条-33) (2.5:P24条-34, 35) (2.6:P24条-36) (2.7:P24条-37, 38)】</p> <p>1.1.5.6 安全保護回路共用禁止 安全保護回路は2基以上の原子炉施設間で共用しない設計とする。</p>	(2)安全設計方針 1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.5 計測制御系統施設設計の基本方針 1.1.5.1 原子炉制御設備 <p>運転及び制御保護動作に必要な中性子束、温度、圧力等を測定する原子炉計装及びプロセス計装を設けるとともに、通常運転時に起こり得る設計負荷変化及び外乱に対して自動的に原子炉を制御する原子炉制御設備を設ける。</p> <p>1.1.5.2 監視警報装置 通常運転時に異常、故障が発生した場合は、これを早期に検知し所要の対策が講じられるよう中性子束、温度、圧力、放射能等を常時自動的に監視し、警報を発する装置を設ける。 また、誤動作・誤操作による異常、故障の拡大を防止し事故への進展を確実に防止するようインターロックを設ける。</p> <p>1.1.5.3 原子炉保護設備 炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることのないよう異常状態へ接近するのを検知し、原子炉トリップを行うために原子炉保護設備を設ける。 原子炉保護設備は、多重性及び独立性を有する設計とし、機器若しくはチャンネルに単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合においても、その安全保護機能が妨げられない設計とするとともに、原子炉運転中に試験できる設計とする。また、原子炉保護設備は、駆動源の喪失、系統の遮断等においても最終的に発電用原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計（フェイル・セイフ又はフェイル・アズ・イズ）とする。</p> <p>1.1.5.4 工学的安全施設作動設備 1次冷却材喪失等の設計基準事故時に、炉心及び原子炉格納容器バウンダリを保護するため、工学的安全施設を作動させる工学的安全施設作動設備を設ける。工学的安全施設作動設備は、原子炉保護設備と同様に高い信頼性が得られるよう設計する。</p> <p>1.1.5.5 安全保護回路不正アクセス防止 安全保護系については、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。 【説明資料 (2.1:P24条-39, 40) (2.2:P24条-40) (2.3:P24条-40, 41) (2.4:P24条-42) (2.5:P24条-42) (2.6:P24条-43-45) (2.7:P24条-46) (2.9:P24条-49)】</p> <p>1.1.5.6 安全保護回路共用禁止 安全保護回路は2基以上の発電用原子炉施設間で共用しない設計とする。</p>	■③既許可記載の相違 ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■記載表現の相違（女川実績の反映） ■記載表現の相違（女川実績の反映） ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

(3) 適合性説明

第二十四条 安全保護回路

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

適合のための設計方針

第1項第1号について

安全保護系には予想される各種の運転時の異常な過渡変化に対処し得る複数の原子炉トリップ信号及び工学的安全施設作動信号を設け、運転時の異常な過渡変化時に、原子炉の過出力状態や出力の急激な上昇等の異常状態を検知した場合には、原子炉停止系統を作動させて原子炉を自動的に停止させるとともに、必要に応じて工学的安全施設作動設備により非常用炉心冷却設備を作動させ、燃料要素の許容損傷限界を超えることがない設計とする。

また、制御棒クラスタの連続引抜きのような原子炉停止系統の单一の誤動作に対し、炉心を過出力状態から保護するための「中性子束高原子炉トリップ」信号、「過大出力△T高原子炉トリップ」信号を設けるほか、燃料被覆管の損傷を防止するための「過大温度△T高原子炉トリップ」信号等を設け、これらの信号によって原子炉を自動的に停止させ、燃料要素の許容損傷限界を超えることがない設計とする。

女川原子力発電所2号炉

(3) 適合性説明

(安全保護回路)

第二十四条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

泊発電所3号炉

(3) 適合性説明

第二十四条 安全保護回路

発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとすること。
- 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。
- 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。
- 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものとすること。
- 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。
- 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。
- 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

相違理由

■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)

■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1項第2号について

安全保護系は、設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉トリップ信号及び工学的安全施設作動信号を設け、1次冷却材喪失事故等の事故を検知した場合には、原子炉保護設備の動作により原子炉を自動的に停止させるとともに、必要に応じて工学的安全施設作動設備が動作して非常用炉心冷却設備、原子炉格納容器隔離弁あるいは原子炉格納容器スプレイ設備等の工学的安全施設を自動的に動作させる設計とする。

第1項第2号について

安全保護系は、設計基準事故時に異常状態を検知し、原子炉保護系を自動的に作動させる。また、自動的に主蒸気隔離弁の閉鎖、非常用炉心冷却系の起動、非常用ガス処理系の起動を行わせる等の保護機能を有する設計とする。

(1) 発電用原子炉は、下記の条件の場合にスクラムする。

- a. 原子炉圧力高
- b. 原子炉水位低
- c. ドライウェル圧力高
- d. 中性子束高（平均出力領域モニタ）
- e. 中間領域における原子炉周期短（起動領域モニタ）
- f. 中性子束計装動作不能（起動及び平均出力領域モニタ）
- g. スクラム排出容器水位高
- h. 主蒸気隔離弁閉
- i. 主蒸気止め弁閉
- j. 蒸気加減弁急速閉
- k. 主蒸気管放射能高
- l. 地震加速度大
- m. 手動
- n. モードスイッチ「停止」

(2) その他の主要な安全保護系（工学的安全施設作動回路）には、次のようなものを設ける設計とする。

- a. 原子炉水位低、主蒸気管放射能高、主蒸気管圧力低、主蒸気管流量大、主蒸気管トンネル温度高、主復水器真空度低のいずれかの信号による主蒸気隔離弁閉鎖
- b. ドライウェル圧力高、原子炉水位低、原子炉建屋原子炉棟放射能高のいずれかの信号による常用換気系の閉鎖と非常用ガス処理系の起動
- c. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系の起動
- d. 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号による自動減圧系の作動
- e. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用ディーゼル発電機の起動
- f. 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による主蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖

第1項第3号について

安全保護系は、多重性を有するチャンネル構成とし、チャンネルの単

第1項第3号について

安全保護系は、十分に信頼性のある少なくとも2チャンネルの保護回

第1項第2号について

安全保護系は、設計基準事故時に、その異常な状態を検知し、原子炉停止系の作動を自動的に開始させる設計とする。また、非常用炉心冷却設備の作動、原子炉格納容器隔離弁の閉止、原子炉格納容器スプレイ設備の作動等の工学的安全施設の作動を自動的に開始させる設計とする。

(1) 原子炉は、以下の条件の場合にトリップする。

- a. 中性子源領域中性子束高
- b. 中間領域中性子束高
- c. 出力領域中性子束高
- d. 出力領域中性子束変化率高
- e. 非常用炉心冷却設備作動
- f. 過大温度 ΔT 高
- g. 過大出力 ΔT 高
- h. 原子炉圧力高
- i. 原子炉圧力低
- j. 加圧器水位高
- k. 1次冷却材流量低
- l. 1次冷却材ポンプ電源電圧低
- m. 1次冷却材ポンプ電源周波数低
- n. タービントリップ
- o. 蒸気発生器水位低
- p. 地震加速度大
- q. 手動

(2) 工学的安全施設は、以下のとおり作動する。

- a. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一一致、原子炉圧力異常低、主蒸気ライン圧力低、原子炉格納容器圧力高のいずれかの信号による非常用炉心冷却設備の起動
- b. 原子炉格納容器圧力異常高信号による原子炉格納容器スプレイ設備の起動
- c. 原子炉格納容器圧力異常高、主蒸気ライン圧力低、主蒸気ライン圧力減少率高のいずれかの信号による主蒸気隔離弁の閉止
- d. 非常用炉心冷却設備作動信号又は原子炉格納容器スプレイ作動信号による主蒸気隔離弁以外の主要な原子炉格納容器隔離弁の閉止
なお、手動操作で上記動作を行うことができる。

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

第1項第3号について

安全保護系は、十分に信頼性のあるチャンネルにより原則として4チ

■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

一故障又は使用状態からの単一の取り外しを考慮しても、安全保護機能を果たす設計とする。

(1) 安全保護系は、使用状態からの単一の取り外し、あるいは運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時においてチャンネルの单一故障を想定しても安全保護機能を失うことがなく、かつ、偽の信号発生等による誤動作を防止するため、「2 out of 3」又は「2 out of 4」構成とする。

女川原子力発電所2号炉

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
	<p>路で構成し、機器又はチャンネルの单一故障が起きた場合、又は使用状態からの単一の取外しを行った場合においても、安全保護機能を失わないように、多重性を備えた設計とする。</p> <p>具体例は下記のとおりである。</p> <p>(1) 原子炉保護系は、検出器、トリップ接点、論理回路、主トリップ繼電器等で構成し、基本的に二重の「1 out of 2」方式とする。</p> <p>安全保護機能を維持するため、原子炉保護系作動回路は、運転中全て励磁状態にあり、電源の喪失、繼電器の断線及び検出器を取り外した場合、回路が無励磁状態で、チャンネル・トリップになるようにする。したがって、これらの单一故障が起きた場合、又は使用状態からの単一の取外しを行った場合においても、その安全保護機能を維持できる。</p> <p>核計装系は、安全保護回路として必要な最小チャンネル数よりも一つ以上多いチャンネルを持ち、運転中でもバイパスして保守、調整及び校正できる。</p> <p>したがって、これが故障の場合、故障チャンネルはバイパスし、残りのチャンネルにより安全保護回路の機能が維持できる。</p> <p>(2) 工学的安全施設を作動させるチャンネル（検出器を含む。）は、多重性をもった構成とする。</p> <p>したがって、これらの单一故障、使用状態からの単一の取外しを行った場合においても、安全保護機能は維持できる。</p> <p>(2) 例外として、プラント起動時等、その安全保護機能を必要とする期間が短期間に限られる場合は、その短期間でのチャンネルの故障確率が小さいことから「1 out of 2」構成とする。</p>	<p>チャンネルで構成し、機器若しくはチャンネルに单一故障が起きた場合、又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合においても、その安全保護機能を失わないように、多重性を備えた設計とする。</p> <p>具体的には次のとおりである。</p> <p>(1) 原子炉保護設備は、原子炉トリップ演算処理装置、トリップチャンネル、原子炉トリップ遮断器等で構成し、「2 out of 4」方式とする。原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルは各々4つ設け、検出器は原子炉トリップ演算処理装置ごとに設ける。</p> <p>原子炉トリップ演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装等からの信号を入力し、原子炉トリップ演算を実施する。この信号が設定値に達した場合、チャンネルトリップ信号を発信する。</p> <p>トリップチャンネルは、各々4つの原子炉トリップ演算処理装置からの信号を入力し、2つ以上の原子炉トリップ演算処理装置の動作により原子炉トリップ信号を発信する。</p> <p>各トリップチャンネルからの信号は、対応するトリップチャンネルに属する原子炉トリップ遮断器に入力され、2つ以上のトリップチャンネルが原子炉トリップ信号を発信した場合、原子炉がトリップする設計とする。</p> <p>(2) 工学的安全施設作動設備は、工学的安全施設作動演算処理装置、工学的安全施設作動装置等で構成し、「2 out of 4」方式とする。工学的安全施設作動演算処理装置は4つ、工学的安全施設作動装置は2つ設ける。</p> <p>工学的安全施設作動演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装からの信号を入力し、工学的安全施設作動演算を実施する。この信号が設定値に達した場合、チャンネルトリップ信号を発信する。</p> <p>工学的安全施設作動装置は、各々4つの工学的安全施設作動演算処理装置からの信号を入力し、2つ以上の工学的安全施設作動演算処理装置の動作により工学的安全施設作動信号を発信する。</p> <p>(3) 原子炉起動時等その安全保護機能を必要とする期間が短期間に限られる場合は、その短期間でのチャンネルの故障確率が小さいことから、原子炉保護設備のうち「中性子源領域中性子束高」及び「中間領域中性子束高」原子炉トリップは「1 out of 2」方式とする。</p>	■③既許可記載の相違	
第1項第4号について	<p>安全保護回路を構成するチャンネルは、チャンネル毎に専用のケーブルトレイ、計装盤等を設けるとともに、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように物理的、電気的に分離し、独立性を図る設計とする。また、各チャンネルの電源も無停電電源4母線から独立に供給する設計とする。</p>	<p>第1項第4号について</p> <p>安全保護系は、その系を構成するチャンネル相互が分離され、また計測制御系からも原則として分離し、独立性を持つ設計とする。</p> <p>具体例は下記のとおりである。</p> <p>(1) 原子炉格納容器を貫通する計装配管は、物理的に独立した貫通部を有する2系列を設ける。</p>	<p>第1項第4号について</p> <p>安全保護系は、通常運転時、保修時、試験時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないように、その系統を構成するチャンネル相互が分離され、また計測制御系からも原則として分離し、それぞれのチャンネル間の独立性を確保した設計とする。</p> <p>具体的には次のとおりである。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違(計装配管の共用)</p>	■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1項第5号について 原子炉保護系の演算処理装置、原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイル等は、駆動源の喪失、系の遮断に対して、原子炉をトリップさせる方向に作動するよう設計する。</p> <p>その他の安全保護回路は、多重化し、物理的にも分離することによって、計測チャンネル又は論理回路トレインに单一故障が生じても安全側に落着くか、又は、そのままの状態にとどまって安全上支障がない状態を維持できるよう設計する。</p>	<p>(2) 検出器からのケーブル及び電源ケーブルは、独立に中央制御室の各盤に導く。各トリップチャンネルの論理回路は、盤内で独立して設ける。 (3) 原子炉保護系作動回路の電源は、分離・独立した母線から供給する。</p> <p>第1項第5号について 安全保護系の駆動源として電源あるいは空気圧を使用する。</p> <p>この系統に使用する弁等は、フェイル・セイフの設計とする、又は故障と共に現状維持（フェイル・アズ・イズ）になるようにし、この現状維持の場合でも多重化された他の回路によって保護動作を行うことができる設計とする。</p> <p>フェイル・セイフとなるもの主要なものを挙げると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 電源喪失 <ul style="list-style-type: none"> a. スクラム b. 主蒸気隔離弁閉 c. 格納容器ベント弁閉 (2) 制御用空気喪失 <ul style="list-style-type: none"> a. スクラム b. 格納容器ベント弁閉 <p>また、主蒸気隔離弁以外の工学的安全施設を作動させる安全保護系の場合、駆動源である電源の喪失時には、系統を現状維持とする設計とする。</p> <p>系統の遮断やその他、火災、浸水等不利な状況が発生した場合でも、この工学的安全施設作動回路及び工学的安全施設自体が多重性、独立性を持つことで発電用原子炉施設を十分に安全な状態に導くよう設計する。</p>	<p>(1) 検出器からのケーブル及び電源ケーブルは、チャンネルごとに専用のケーブルトレイ等を設け、独立に安全系計装盤室の各盤に導く。各原子炉トリップ演算処理装置等は、各々独立の盤に設ける。 (2) 安全保護系の電源は、相互に分離及び独立した無停電の計装用交流母線から、独立に供給する設計とする。</p> <p>第1項第5号について 安全保護系は駆動源として電力を使用する。原子炉保護設備の原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイル等は、駆動源の喪失、系の遮断等に対して原子炉をトリップさせる方向に作動する設計とする。</p> <p>工学的安全施設作動設備は、駆動源の喪失、系の遮断等に対してフェイル・セイフとするか、又は故障と共に現状維持（フェイル・アズ・イズ）になるようにし、この現状維持の場合でも、多重化された他の回路によって工学的安全施設を作動させることができる設計とする。</p> <p>電源喪失時にフェイル・セイフとなる主要なものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉トリップ (2) 原子炉格納容器隔離弁閉（空気作動弁） <p>系統の遮断やその他、火災、浸水等不利な状況が発生した場合でも、この工学的安全施設作動設備及び工学的安全施設自体が多重性、独立性を持つことで発電用原子炉施設を十分に安全な状態に導くよう設計する。</p>	<p>・泊は、原子炉格納容器を貫通する計装配管について、チャンネル間又は計測制御系と共用している箇所はない。</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■④記載の充実（追加要求事項の対象外、女川参照）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違（安全保護系の駆動源） ・泊は、安全保護系の駆動源は電力のみで、制御用空気喪失による原子炉トリップ動作はない。 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違（フェイル動作） ・泊は、全ての工学的安全施設作動信号について、フェイル・セイフ又はフェイル・アズ・イズのどちらも選択し得る設計をしている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1項第6号について 安全保護系のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>(1) 安全保護系のデジタル計算機は、これが収納された盤の施錠等により、ハードウェアを直接接続させないことで物理的に分離し、外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、ゲートウェイを介して一方向通信（送信のみ）にすることにより送信のみに制限することで機能的に分離する設計とする。</p>	<p>第1項第6号について 安全保護系のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、これが収納された盤の施錠により、ハードウェアを直接接続させない措置を実施することで物理的に分離するとともに、外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、防護装置（通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断）を介して安全保護回路の信号を一方向（送信機能のみ）通信に制限することで機能的に分離するとともに、固有のプログラム言語の使用による一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境等によりウイルス等の侵入を防止することでソフトウェアの内部管理の強化を図り、外部からの不正アクセスを防止する設計とする。</p>	<p>第1項第6号について 安全保護系のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>(1) 安全保護系のデジタル計算機は、これが収納された盤の施錠等により、ハードウェアを直接接続させない措置を実施することで物理的に分離するとともに、外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、防護装置（ハードウェアレベルで一方向のみに通信を許可する装置）、防護装置（ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置）及び防護装置（通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断する装置）を介して一方向（送信機能のみ）通信に制限することで機能的に分離する設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違（女川実績の反映） ■⑤設備の相違 ■泊は、「ハードウェアレベルで一方向のみに通信を許可する装置」 ■を根幹の対策としつつ、「ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置：ゲートウェイ【大飯】及び「通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断する装置：■【女川】」も設置した多層防護としている。 以降、同様の相違は、「■⑤設備の相違 ■のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p> <p>■記載表現の相違（女川及び柏崎実績の反映） 【女川】 ■②設備の相違（ハードウェア回路） 【女川】 ■設備の相違（現地で想定される作業）</p>
<p>(2) 安全保護系のデジタル計算機は、外部からの不正アクセスを防止するため、計算機固有のプログラム及び言語を使用し、一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境となる設計とする。</p>	<p>固有のプログラム言語の使用による一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境等によりウイルス等の侵入を防止することでソフトウェアの内部管理の強化を図り、外部からの不正アクセスを防止する設計とする。 柏崎 6/7 の設置許可（2020年5月現在）より参考掲載</p>	<p>(2) 安全保護系のデジタル計算機は、外部からの不正アクセスを防止するため、計算機固有のプログラム言語を使用し、一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境となる設計とする。</p>	
<p>(3) 安全保護系のデジタル計算機の設計、製作、試験及び変更管理の各段階において、「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程（JEAC4620-2008）」及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針（JEAG4609-2008）」に準じて、検証及び妥当性確認（コンピュータウイルスの混入防止を含む。）がなされたソフトウェアを使用する設計とする。</p>	<p>また、「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程（JEAC4620-2008）」及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針（JEAG4609-2008）」に準じて設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証及び妥当性確認（コンピュータウイルスの混入防止含む。）がなされたソフトウェア又はハードウェア回路を使用するとともに、発電所での出入管理による物理的アクセスの制限及び設定値変更作業での鍵管理により、不正な変更等による承認されていない動作や変更を防止する設計とする。</p>	<p>(3) 安全保護系のデジタル計算機の設計、製作、試験及び変更管理の各段階において、「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程（JEAC4620-2008）」及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針（JEAG4609-2008）」に準じて、検証及び妥当性確認（コンピュータウイルスの混入防止含む。）がなされたソフトウェアを使用する設計とする。</p>	<p>【女川】 ■②設備の相違（ハードウェア回路） 【女川】 ■設備の相違（現地で想定される作業）</p>
<p>(4) 不正な変更等による承認されていない動作や変更を防ぐため、発電所出入管理により、物理的アクセスを制限するとともに、安全保護系のデジタル計算機のパスワード管理により、電気的アクセスを制限する設計とする。</p>		<p>(4) 不正な変更等による承認されていない動作や変更を防ぐため、発電所出入管理により、物理的アクセスを制限する。また、安全保護系のデジタル計算機が収納された盤を施錠管理し、保守ツールの接続箇所は施錠管理された盤内で常時物理的に切り離すとともに、保守ツール</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉 【説明資料（2.1、2.2、2.3、2.4、2.5、2.6）】	女川原子力発電所2号炉 【説明資料（2.1:P24条-27,28）（2.2:P24条-28-31）（2.3:P24条-32）（2.4:P24条-33）（2.5:P24条-34,35）（2.6:P24条-36）（2.7:P24条-37,38）】	泊発電所3号炉 【説明資料（2.1:P24条-39,40）（2.2:P24条-40）（2.3:P24条-40,41）（2.4:P24条-42）（2.5:P24条-42）（2.6:P24条-43-45）（2.7:P24条-46）（2.9:P24条-49）】	相違理由
<p>第1項第7号について</p> <p>安全保護系は、計測制御系から分離した設計とする。</p> <p>安全保護系の一部から計測制御系への信号を取り出す場合には、信号の分岐箇所に光変換カード又は絶縁増幅器を使用し、計測制御系で回路の短絡、開放等の故障が生じても安全保護系への影響を与えない設計とする。</p> <p>また、安全保護系と計測制御系の盤、ケーブル、ケーブルトレイ等は原則として物理的に分離した配置とする。</p>	<p>第1項第7号について</p> <p>【比較のため、次段落と記載順序を入れ替え】</p> <p>また、原子炉核計装の検出部が表示、記録計用検出部と共にしているが、計測制御系の短絡、地絡又は断線によって安全保護系に影響を与えない設計とする。</p> <p>安全保護系と計測制御系とは電源、検出器、ケーブル・ルート及び原子炉格納容器を貫通する計装配管を、原則として分離する設計とする。</p> <p>安全保護系は、原子炉水位及び原子炉圧力を検出する計装配管ヘッダの一部を計測制御系と共にすること及び原子炉核計装の検出部が表示、記録計用検出部と共にされる以外は計測制御系とは完全に分離する等、計測制御系での故障が安全保護系に影響を与えない設計とする。</p> <p>安全保護系と計測制御系で計装配管を共用する場合は、安全保護系の計装配管として設計する。</p>	<p>第1項第7号について</p> <p>安全保護系は、計測制御系から分離した設計とする。</p> <p>安全保護系の一部から計測制御系への信号を取り出す場合には、信号の分岐箇所に光変換カード又は絶縁増幅器を使用し、計測制御系で回路の短絡、開放等の故障が生じても安全保護系への影響を与えない設計とする。</p> <p>また、安全保護系と計測制御系とは電源、検出器及びケーブルルートを、原則として分離する設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違（女川実績の反映） ■記載内容の相違（女川及び島根実績の反映） ■記載表現の相違（女川実績の反映）
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違（計装配管の共用） ・泊は、原子炉格納容器を貫通する計装配管について、チャンネル間又は計測制御系と共にしている箇所はない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.4 設備等（手順等含む） 6. 計測制御系統施設 6.3 プロセス計装 6.3.1 概要 プラントの適切かつ安全な運転のために1次冷却系をはじめとし、各補助系における必要なプロセス量の測定を行い、その信号の一部は、原子炉保護設備、工学的安全施設作動設備、原子炉制御設備に用いる。 プロセス計装設備は、検出器のほかに、演算処理装置を収納する計装盤から構成し、主要なパラメータは、中央制御盤に指示、記録及び警報の発信を行う。 原子炉の停止及び炉心冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても監視でき確実に記録及び保存ができる。	1.4 設備等（手順等含む） 6. 計測制御系統施設 6.3 原子炉プラント・プロセス計装 6.3.1 概要 発電用原子炉の適切かつ安全な運転のため、原子炉核計装のほかに、発電用原子炉施設の重要な部分には全てプロセス計装を設ける。原子炉プラント・プロセス計装は、温度、圧力、流量、水位等を測定及び指示するものであるが、一部を除き必要な指示及び記録計器は全て中央制御室に設置する。 原子炉プラント・プロセス計装は、圧力容器計装、再循環系計装、給水系計装、主蒸気系計装、制御棒駆動系計装等の計装で構成する。 発電用原子炉の停止、炉心冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても監視でき、確実に記録及び保存ができる。	1.4 設備等（手順等含む） 6. 計測制御系統施設 6.3 プロセス計装 6.3.1 概要 プロセス計装は、発電用原子炉施設の適切かつ安全な運転のために必要なプロセス量の測定を行い、その信号の一部は、原子炉保護設備、工学的安全施設作動設備及び原子炉制御設備に用いる。 プロセス計装は、温度、圧力、流量、水位等の測定を行い、主要なパラメータは、中央制御盤で監視でき、必要なものは警報を発信する。	■③既許可記載の相違
6.3.2 設計方針 (1) 安全保護回路のプロセス計装は、以下の方針で設計する。 c. 安全保護回路のプロセス計装は、单一故障又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を喪失しないよう多重性を確保する設計とする。	6.3.2 設計方針 原子炉プラント・プロセス計装は、以下の設計方針を満足するように設計する。	6.3.2 設計方針 (1) 安全保護回路のプロセス計装は、以下の方針で設計する。 a. 多重性 安全保護回路のプロセス計装は、その系統を構成するチャンネルに单一故障が起きた場合、又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合においても、その安全保護機能を失わないよう、多重性を備えた設計とする。	■記載表現の相違（女川実績の反映）
d. 安全保護回路のプロセス計装は、チャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する設計とする。		b. 独立性 安全保護回路のプロセス計装は、通常運転時、保修時、試験時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないよう、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間の独立性を確保した設計とする。	■③既許可記載の相違
a. 安全保護回路のプロセス計装は、運転時の異常な過渡変化が生じた場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び必要な工学的安全施設と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできる設計とする。	(1) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ、並びにそれらに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータは、予想変動範囲内での監視が可能であるようにプロセス計装を設ける。	c. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時の機能 安全保護回路のプロセス計装は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらに関連する設備の健全性を確保するために必要なパラメータについて、必要な対策が講じ得るように予想変動範囲内で監視できる設計とする。 さらに、運転時の異常な過渡変化時において、その異常な状態を検知し、原子炉をトリップさせ、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。	■③既許可記載の相違
b. 安全保護回路のプロセス計装は、設計基準事故時に、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び必要な工学的安全施設を含む適切な系統を自動で作動する設計とする。	(2) 設計基準事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを監視できるよう、プロセス計装を設けるよう設計する。	d. 設計基準事故時の機能 安全保護回路のプロセス計装は、設計基準事故時において、その異常な状態を検知し、原子炉トリップ及び必要な工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。	■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
e. 安全保護回路のプロセス計装は、駆動源の喪失、系統の遮断その他考慮すべき不利な状況に対して最終的に安全な状態に落ち着くような設計とする。		e. 故障時の機能 安全保護回路のプロセス計装は、駆動源の喪失、系統の遮断等が生じた場合においても、最終的に発電用原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計とする。	■③既許可記載の相違
f. 安全保護回路のプロセス計装は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。	(3) 安全保護系に関連する原子炉プラント・プロセス計装は、「6.6 安全保護系」に記載する設計方針(4)～(9)を満足するように設計する。 (4) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいがあった場合、その漏えいを検出するのに必要なプロセス計装を設けるものとする。	f. 不正アクセス防止 安全保護回路のプロセス計装は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。	■既許可構成の相違 ■記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】 ■③既許可記載の相違 ・炉型の相違に伴い、既許可記載が異なる。 ・泊(PWR)は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(別表第二)」に基づき、「原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置」と分類している。 ・したがって、当該の漏えい監視装置について、既許可時から「6. 計測制御設備」には記載せず、「5. 原子炉冷却系統施設」にのみ記載している。
g. 安全保護回路のプロセス計装は、計測制御系と分離した設計とし、安全保護回路の一部を計測制御系と共用する場合には、計測制御系の故障、誤操作若しくは使用状態からの単一の取り外しが波及し、その安全保護機能を失わないように、機能的に分離する設計とする。		g. 計測制御系との分離 安全保護回路のプロセス計装は、計測制御系とは機能的に分離した設計とする。安全保護回路から計測制御系へ信号を取り出す場合には、計測制御系に故障が生じても、安全保護系に影響を与えない設計とする。	■③既許可記載の相違
j. 安全保護回路のプロセス計装は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できるような設計とする。		h. 試験可能性 安全保護回路のプロセス計装は、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、独立に各チャンネルの試験及び検査ができる設計とする。	■③既許可記載の相違
		i. 電源喪失に対する考慮 安全保護回路のプロセス計装の電源は、無停電の計装用交流母線から給電し、一定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。	■③既許可記載の相違
		j. 記録及び保存	■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>h. 安全確保上最も重要な原子炉停止、炉心冷却及び放射能閉じ込めの3つの機能の状況を監視するのに必要な炉心の中性子束、原子炉水位及び原子炉冷却系の圧力及び温度等は、設計基準事故時においても記録されるとともに事象経過後に参照できるよう当該記録が保存できる設計とする。</p> <p>i. 安全保護回路のプロセス計装は、2基以上の原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。</p> <p>(2) 安全保護回路以外の主要なプロセス計装としては、1次冷却系計装、補助給水系計装、燃料取替用水系計装等があり、これらは以下の方針で設計する。</p> <p>a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において主要なパラメータは、予想変動範囲での監視、記録ができるよう設計する。</p> <p>また、事故時において事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータは監視、記録できるようとする。</p> <p>c. 主要なプロセス計装の電源は、無停電電源装置より給電する。</p> <p>b. プロセス計装の主要なパラメータは中央制御盤で監視できるようにする。</p> <p>【比較のため、6.3.3と記載順序を入れ替え】</p> <p>6.3.4 主要設備</p> <p>6.3.4.1 安全保護回路のプロセス計装</p> <p>原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備に信号を供給する安全保護回路のプロセス計装は、検出器のほかに演算処理装置を収納する計装盤から構成される。安全保護回路のプロセス計装を第6.3.1表に示す。</p> <p>ここにも示すとおり、これらの計装は单一故障又は使用状態からの単</p>	<p>(5) 安全確保上最も重要な原子炉停止、炉心冷却及び放射能閉じ込めの3つの機能の状況を監視するのに必要な炉心の中性子束、原子炉水位、原子炉冷却材系の圧力及び温度等は、設計基準事故時においても記録されるとともに事象経過後に参照できるよう当該記録が保存できる設計とする。</p> <p>【比較のため、6.3.3と記載順序を入れ替え】</p> <p>6.3.4 主要設備</p> <p>(1) 圧力容器計装</p> <p>原子炉圧力容器について計測する主要な項目は、発電用原子炉の水位及び圧力、原子炉圧力容器胴部の温度及びフランジ部シールの漏えいである。</p> <p>原子炉水位は、連続的に測定し、指示及び記録する。原子炉水位低又は水位高で警報する。原子炉水位低下が更に大きい場合には、原子炉停</p>	<p>安全確保上最も重要な原子炉停止、炉心冷却及び放射能閉じ込めの3つの機能の状況を監視するのに必要な炉心の中性子束、原子炉水位、原子炉冷却系の圧力及び温度等は、設計基準事故時においても記録されるとともに事象経過後に参照できるよう当該記録が保存できる設計とする。</p> <p>k. 共用禁止</p> <p>安全保護回路のプロセス計装は、2基以上の発電用原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。</p> <p>(2) 安全保護回路以外のプロセス計装は、以下の方針で設計する。</p> <p>a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時の監視</p> <p>安全保護回路以外のプロセス計装は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらに関連する設備の健全性を確保するために必要なパラメータについて、必要な対策が講じ得るように予想変動範囲内で監視、記録ができる設計とする。</p> <p>b. 事故時の監視</p> <p>安全保護回路以外のプロセス計装は、事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを適切な方法で十分な範囲にわたり監視でき、必要なものは記録できる設計とする。</p> <p>c. 試験可能性</p> <p>安全保護回路以外のプロセス計装は、試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>d. 電源喪失に対する考慮</p> <p>安全保護回路以外の主要なプロセス計装の電源は、無停電の計装用交流母線から給電し、一定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。</p> <p>e. 中央制御盤での監視</p> <p>プロセス計装の主要なパラメータは中央制御盤で監視できるようにする。</p> <p>6.3.3 主要設備</p> <p>(1) 安全保護回路のプロセス計装</p> <p>安全保護回路のプロセス計装は、検出器、デジタル演算処理装置等で構成する。安全保護回路のプロセス計装を第6.3.1表に示す。</p>	<p>■既許可構成の相違 ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)</p> <p>■③既許可記載の相違 ■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違 ■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違 ■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違 ■③既許可記載の相違</p> <p>■既許可構成の相違 ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)</p> <p>■③既許可記載の相違 ■既許可構成の相違 ■既許可構成の相違 ・炉型の相違による安全保護系の設備構成の相違に伴い、泊と女川では既許可構成が大幅に異なる。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を喪失しないよう多重化しており、それぞれのチャンネルは、独立した計装盤に収納することにより物理的に分離している。

また、これらの計装に必要な電源は、4台の無停電電源装置からそれぞれ独立に給電すると共に、検出器と計装盤間等の関連する配線もチャンネル相互に分離し電気的にも独立性を保つようにする。

さらに、安全保護回路のプロセス計装の信号を制御系に使用する場合には、光変換カード又は絶縁増幅器により両者の間を絶縁し、制御系に生じた短絡、地絡又は断線による故障が安全保護回路に影響を与えることのないようにする。

【説明資料 (2.1、2.2、2.3)】

これらの計装の機能をテストする場合には、検出器の出力信号回路に模擬入力を印加することにより、規定の設定値において、必要な動作をすることを確認することができる。また、多重化した検出器は、チャンネル相互の信号を比較することにより、原子炉運転中にもその健全性を確認できる。

なお、安全保護回路のプロセス計装の計測信号はすべて中央制御盤上に指示、又は記録し、プラントの適かつ安全な運転ができるようとする。

なお、加圧器水位、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力及び蒸気発生器水位については、事故時において監視、記録できるものとする。

【まとめ資料作成範囲外の記載を含むため、設置許可(令和3年5月)より引用】↓

6.3.4.2 安全保護系以外のプロセス計装

安全保護系以外の主要なプロセス計装は、次の計装により監視又は記録できるようとする。

また、事故時において事故の状態を知り対策を講じるに必要なプロセス計装は第6.3.2表に示すとおりであり、これらは監視、記録できるようとする。

(1) 1次冷却系計装

1次冷却系計装では、1次冷却材の温度、圧力、サブクール度、加圧器スプレイラインの温度、加圧器逃がしラインの温度、加圧器逃がしタンクの温度、圧力、水位、1次冷却材ポンプの振動、軸受温度、冷却水温度等を連続的に指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。

なお、炉心冷却状態監視を補助するものとして原子炉水位計を設ける。

(2) 化学体積制御系計装

女川原子力発電所2号炉

止（原子炉スクラム）系、工学的安全施設及び原子炉隔離時冷却系を作動させるとともに原子炉再循環ポンプを停止する信号を出す。また、原子炉水位上昇が更に大きい場合にはターピン・トリップを行わせるための信号を出す（第6.3-1図、第6.6-4図、第6.6-5図、第6.6-6図参照）。

原子炉圧力は、連続的に測定し、指示及び記録する。原子炉圧力高で警報する。

また、原子炉圧力が更に上昇する場合に、原子炉スクラムや主蒸気逃がし安全弁開放等の保護動作を行わせるための信号を出す（第6.6-4図及び「5.1.1.4.3.3 主蒸気逃がし安全弁」参照）。

原子炉圧力容器胴部の温度は、上部、中間部、下部について測定し、記録する。原子炉圧力容器上蓋のフランジ部シールの漏えいは、2個のOリング間に接続されたドレンラインで検出する。内側のOリングからの漏えいは、ドレンラインに設けた圧力検出器によって検出し、圧力高で警報する。

(2) 再循環系計装

再循環系では、再循環流量、冷却材温度、原子炉再循環ポンプ出入口差圧及び静止形原子炉再循環ポンプ電源装置の出力周波数を連続的に測定し指示、又は記録する。

また、炉心流量はジェットポンプのディフューザの差圧により測定する。

原子炉再循環ポンプについては、シール漏えい流量、冷却材流量及び温度を計測し、シール漏えい流量高、冷却水流量低及び温度高で警報を出す。また、軸受振動、軸受温度等を測定し、振動大、温度高等により警報を出す。

(3) 給水系及び主蒸気系計装

原子炉給水流量及び主蒸気流量は、連続的に測定し、指示及び記録する。

その他ターピン第一段圧力などを測定し、指示及び記録する。

(4) 制御棒駆動系計装

制御棒駆動系では、制御棒駆動水、スクラムアキュムレータ及びスクラム排出容器並びに制御棒位置に対して、それぞれ適切なプロセス計装を設ける。

制御棒駆動系では、制御棒駆動水ポンプ入口圧力、フィルタの圧力低下、原子炉圧力と制御棒駆動水圧との差圧、制御棒駆動水のヘッダ部での流量、制御棒駆動機構の温度（位置指示用計器ウェル内）、アキュムレータ室素圧力、アキュムレータの漏えい水量及びスクラム排出容器水位などを計測する。

制御棒駆動水ポンプ入口圧力低、フィルタの圧力降下大、スクラムアキュムレータの室素圧力低、スクラムアキュムレータ漏えい水量大及びスクラム排出容器水位高で警報する。スクラム排出容器の水位が更に高くなれば制御棒引抜阻止及び原子炉スクラムのための信号を出す。

制御棒位置は、制御棒駆動機構の中心部に設けたインジケータチュー

泊発電所3号炉

行ってもその安全保護機能を失わないよう多重化されている。

デジタル演算処理装置はチャンネルごとに独立したラックに収納するとともに、検出器とラック間等の関連する配線も専用のケーブルトレイン等を設け、チャンネル相互間を物理的に分離する。

安全保護回路のプロセス計装の電源は、無停電の計装用交流母線からそれぞれ独立に給電することにより、チャンネル相互間を電気的に分離する。

ラック及び配線は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する。

安全保護回路のプロセス計装の信号を制御系に使用する場合には、光変換カード又は絶縁増幅器により両者の間を絶縁し、制御系に生じた短絡、地絡又は断線による故障が安全保護系に影響を与えることのないようする。

【説明資料 (2.3 : P24条-40, 41) (2.4 : P24条-42) (2.8 : P24条-47, 48)】

これらの計装の機能をテストする場合には、検出器の出力信号回路に模擬入力を印加することにより、規定の設定値において、必要な動作をすることを確認することができる。また、多重化した検出器は、チャンネル相互の信号を比較することにより、原子炉運転中にもその健全性を確認できる。

安全保護回路のプロセス計装のパラメータは中央制御盤で監視でき、発電用原子炉施設の適かつ安全な運転ができる。

また、加圧器水位、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力及び蒸気発生器水位については、事故時においても中央制御盤で監視できる。

(2) 安全保護回路以外のプロセス計装

安全保護回路以外のプロセス計装は、以下の計装により中央制御盤で監視できる。

また、事故時において事故の状態を知り対策を講じるのに必要なプロセス計装を第6.3.2表に示す。

a. 1次冷却設備計装

1次冷却設備計装は、1次冷却材の温度・圧力・サブクール度、加圧器スプレイラインの温度、加圧器逃がしラインの温度、加圧器逃がしタンクの温度・圧力・水位、1次冷却材ポンプの振動・軸受温度、原子炉容器水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。

b. 化学体積制御設備計装

相違理由

■記載表現の相違

■記載表現の相違（女川実績の反映）

■④記載の充実（追加要求事項の対象外、大飯参照）

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
化学体積制御系計装では、抽出ラインの圧力、温度、流量、体積制御タンクの圧力、水位、充てんラインの温度、流量、1次冷却材ポンプ封水ラインの温度、流量、原子炉補給水の流量、ほう酸タンクの温度、水位等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。	ブ内のリードスイッチによって検出し指示する。 (5) 原子炉格納容器内雰囲気計装 原子炉格納容器について計測する主要な項目は、原子炉格納容器内の圧力、温度、湿度、水素濃度、酸素濃度及び放射線レベルである。原子炉格納容器内の圧力、温度及び酸素濃度は、連続的に測定し、指示又は記録する。また、冷却材喪失事故後の原子炉格納容器内の圧力、温度、水素濃度、酸素濃度、放射線レベル等も測定し、記録する。そのほか、ドライウェルの湿度並びにサプレッションチャンバ内のプールの水位及び水温も連続的に測定し、指示又は記録する。 ドライウェル圧力高、水素濃度高及び酸素濃度高で警報する。ドライウェル圧力の上昇が更に大きい場合には、原子炉保護系及び工学的安全施設を作動させるための信号を出す（第6.6-4 図及び第6.6-6 図参照）。 サプレッションチャンバでは、プール水位低、プール水位高、プール水温高、水素濃度高及び酸素濃度高で警報する。	化学体積制御設備計装は、抽出ラインの圧力・温度・流量、体積制御タンクの圧力・水位、充てんラインの温度・流量、1次冷却材ポンプ封水ラインの温度・流量、1次系純水補給ラインの流量、ほう酸補給ラインの流量、ほう酸タンクの温度・水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。 c. 主蒸気及び給水設備計装 主蒸気及び給水設備計装は、蒸気発生器水位（広域）、主蒸気及び主給水の圧力・温度・流量、補助給水流量、補助給水ピット水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(3) 主蒸気及び給水、補助給水系計装 主蒸気及び給水の圧力、温度、補助給水流量、復水ピット水位等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。			■既許可記載の相違(燃料取替用水計装) ・泊は、既許可時より、h. 非常用炉心冷却設備計装に、燃料取替用水系計装を含めている。
(4) 燃料取替用水系計装 燃料取替用水ピット水位等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。			■③既許可記載の相違
(5) 原子炉格納容器関連計装 スプレイ流量、原子炉格納容器内温度、水位等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。	(6) 漏えい検出系計装 原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいは、ドライウェル内ガス冷却装置の凝縮水量、ドライウェル内サンプ水量及びドライウェル内ガス中の核分裂生成物の放射能の測定により約3.80/minの漏えいを1時間以内に検出できるようとする。測定値は、指示するとともに、冷却材の漏えい量が多い場合には警報する。	d. 原子炉格納施設計装 原子炉格納施設計装は、格納容器スプレイ流量、格納容器内温度、格納容器再循環サンプ水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(6) 原子炉補機冷却系計装 原子炉補機冷却水サーチタンク水位等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。	(7) その他の計装 ほう酸水注入系では、ほう酸水貯蔵タンク水位、ほう酸水温度及びポンプ出口圧力を計測し、ほう酸水貯蔵タンク水位低で警報する。 低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系では、ポンプ出口圧力、流量等を測定し、指示する。 高圧炉心スプレイ系では、ポンプ出口圧力及び流量を測定し、指示する。 また、サプレッションチャンバ内のプール水位高で警報する。 原子炉隔離時冷却系では、ポンプ出口圧力、流量等を測定し、指示する。	e. 原子炉補機冷却水設備計装 原子炉補機冷却水設備計装は、原子炉補機冷却水サーチタンク水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(7) 制御用空気系計装 制御用空気圧力等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。		f. 原子炉補機冷却海水設備計装 原子炉補機冷却海水設備計装は、原子炉補機冷却海水母管圧力等を監視し、必要なものについては警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(8) 非常用炉心冷却系計装 高压及び低圧注入流量等を指示又は記録し、必要なものについては警報を発する。		g. 制御用圧縮空気設備計装 制御用圧縮空気設備計装は、制御用空気圧力等を監視し、必要なものについては警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(9) 燃料貯蔵設備計装 使用済燃料ピットの水位及び温度の異常な状態を検知し、中央制御室に警報を発する。 また、外部電源が利用できない場合でも温度、水位その他使用済燃料ピットの状態を示す事項を監視できる設計とする。		h. 非常用炉心冷却設備計装 非常用炉心冷却設備計装は、蓄圧タンク圧力・水位、高压及び低圧注入流量、燃料取替用水ピット水位等を監視し、必要なものについては警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(10) その他		i. 燃料貯蔵設備計装 使用済燃料ピットの水位及び温度の異常な状態を検知し、中央制御室に警報を発信する。 また、外部電源が利用できない場合でも温度、水位その他使用済燃料ピットの状態を示す事項を監視できる設計とする。	■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)
		j. その他	■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上記のほかに、放射性廃棄物処理系、使用済燃料ピット水浄化冷却系、試料採取系、蒸気発生器プローダウン系、原子炉補機冷却海水系等のプロセス計装を設ける。</p> <p>(11) 記録及び保存 安全保護回路以外のプロセス計装で必要なものについては記録及び保存を行う。</p> <p>(12) プラント計算機 中央制御盤によるプラントの状態把握を補助するものとして、所要の処理能力及び記憶容量を有するプラント計算機を設け、主にプロセス計装からの信号を入力し、圧力、温度、流量、放射線レベル等の印字及び画面表示を行う。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外の記載を含むため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↓</p> <p>6.3.3 主要設備の仕様 プロセス計装設備の主要設備の仕様を第6.3.1表及び第6.3.2表に示す。</p> <p>【比較のため、6.3.5と記載順序を入れ替え】</p> <p>6.3.6 試験検査 安全保護系のプロセス計装は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できる。</p> <p>6.3.5 評価 (1) 安全保護系のプロセス計装は多重化されており、单一故障あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても安全保護機能を喪失することはない。 (2) 多重化された安全保護系のプロセス計装は、チャンネル間の分離、独立性を図るために、検出器は相互に距離を隔てて設置するとともに、チャンネルごとに独立した計器ラックに機器を収納している。電源及び配線についてもチャンネルごとに独立な構成としている。 また、計器ラック及び配線は、実用上可能な限り、難燃性又は不</p>	<p>上記のほかに、放射性廃棄物廃棄設備、使用済燃料ピット水浄化冷却設備、試料採取設備等のプロセス計装を設ける。</p> <p>k. 記録及び保存 安全保護回路以外のプロセス計装で必要なものについては記録及び保存を行う。</p> <p>l. プラント計算機 中央制御盤による発電用原子炉施設の状態把握を補助するものとしてプラント計算機を設け、プラント性能計算、データの収集、記録等を行う。</p> <p>6.3.3 主要設備の仕様 原子炉プラント・プロセス計装の一覧を第6.3-1表に示す。</p> <p>6.3.5 試験検査 原子炉プラント・プロセス計装は、定期的に試験を行い、その機能が喪失していないことを確認する。</p> <p>6.3.6 評価 (1) 原子炉プラント・プロセス計装は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにそれらに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータを予想変動範囲内で監視することができる。 (2) 原子炉プラント・プロセス計装は、設計基準事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを監視することができる設計としている。</p>	<p>上記のほかに、放射性廃棄物廃棄設備、使用済燃料ピット水浄化冷却設備、試料採取設備等のプロセス計装を設ける。</p> <p>k. 記録及び保存 安全保護回路以外のプロセス計装で必要なものについては記録及び保存を行う。</p> <p>l. プラント計算機 中央制御盤による発電用原子炉施設の状態把握を補助するものとしてプラント計算機を設け、プラント性能計算、データの収集、記録等を行う。</p> <p>6.3.4 主要仕様 安全保護回路のプロセス計装を第6.3.1表、事故時監視が必要なプロセス計装を第6.3.2表に示す。</p> <p>6.3.5 試験検査 プロセス計装は、その機能の健全性を確認するため、定期的に試験及び検査を行う。 (1) 安全保護回路のプロセス計装は原則として4チャンネルで構成し、1つの測定パラメータに対して4チャンネルの検出器からの信号を入力する。これらの信号を使用し、“2 out of 4”的論理回路を構成しているため、原子炉運転中でも、任意の1チャンネルについて模擬入力を印加し、健全性を確認することができる。 この場合、残りのチャンネルの信号により、安全保護機能（原子炉トリップ、非常用炉心冷却設備作動等）を維持することができる。 (2) 多重化された安全保護回路のプロセス計装は、チャンネル相互の信号を比較することにより、原子炉運転中にもその健全性を確認することができる。</p> <p>6.3.6 評価 (1) 安全保護回路のプロセス計装は多重化されており、单一故障あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても安全保護機能を喪失することはない。 (2) 多重化された安全保護回路のプロセス計装は、チャンネル間の分離、独立性を図るために、検出器は相互に距離を隔てて設置するとともに、チャンネルごとに独立した計器ラックに機器を収納している。電源及び配線についてもチャンネルごとに独立な構成としている。 また、計器ラック及び配線は、実用上可能な限り、難燃性又は不</p>	<p>■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)</p> <p>■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照) ■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■既許可記載の相違</p> <p>■既許可記載の相違</p> <p>■既許可構成の相違 ・6.3.1～6.3.5において、炉型の相違による安全保護回路の構成の相違に伴い、泊と女川では既許可構成が大幅に異なる。 ・以上の相違により、その</p>
6.3.5 評価 (1) 安全保護系のプロセス計装は多重化されており、单一故障あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても安全保護機能を喪失することはない。 (2) 多重化された安全保護系のプロセス計装は、チャンネル間の分離、独立性を図るために、検出器は相互に距離を隔てて設置するとともに、チャンネルごとに独立した計器ラックに機器を収納している。電源及び配線についてもチャンネルごとに独立な構成としている。 また、計器ラック及び配線は、実用上可能な限り、難燃性又は不	6.3.6 評価 (1) 原子炉プラント・プロセス計装は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにそれらに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータを予想変動範囲内で監視することができる。 (2) 原子炉プラント・プロセス計装は、設計基準事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを監視することができる設計としている。	6.3.6 評価 (1) 安全保護回路のプロセス計装は多重化されており、单一故障あるいは使用状態からの単一の取外しを行っても安全保護機能を喪失することはない。 (2) 多重化された安全保護回路のプロセス計装は、チャンネル間の分離、独立性を図るために、検出器は相互に距離を隔てて設置するとともに、チャンネルごとに独立した計器ラックに機器を収納している。電源及び配線についてもチャンネルごとに独立な構成としている。 また、計器ラック及び配線は、実用上可能な限り、難燃性又は不	【女川】 ■既許可構成の相違 ・6.3.1～6.3.5において、炉型の相違による安全保護回路の構成の相違に伴い、泊と女川では既許可構成が大幅に異なる。 ・以上の相違により、その

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃性材料を使用する設計としている。</p> <p>(3) 安全保護系のプロセス計装の信号を計測制御系に使用する場合には、絶縁増幅器により絶縁し、計測制御系に生じた故障が安全保護系に影響を与えないようにしている。</p> <p>(4) 安全保護系のプロセス計装は、電源の喪失又は系の遮断に対して原子炉の保護動作をとる方向に作動するように設計している。</p> <p>(5) 安全保護系のプロセス計装は、原子炉運転中にも検出器の出力信号回路に模擬入力を印加し、規定の設定値において必要な動作がおこなわれることを確認できる。</p> <p>また、検出器は、多重化されたチャンネル間の信号を相互比較することにより、原子炉運転中にも健全性が確認できる。</p> <p>(6) 安全保護系のプロセス計装及び安全保護系以外の主要なプロセス計装の電源は、無停電電源装置から給電される。</p> <p>したがって、短時間の全動力電源喪失に対しても機能を喪失することはない。</p> <p>また、非常用所内電源系のみの運転下あるいは外部電源のみの運転下で单一故障を仮定しても安全保護機能を失うことはない。</p> <p>(7) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、加圧器水位、1次冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉格納容器圧力等は、予想変動範囲内での監視が可能である。</p> <p>また、事故時において、事故の状態を知り対策を講じるに必要なパラメータである原子炉格納容器圧力、温度等は、中央制御盤で監視できる。</p> <p>特に、原子炉の停止状態は原子炉トリップ遮断器の開表示と1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態は加圧器水位及び1次冷却材のサブクール度、圧力、温度等により監視あるいは推定できる。</p> <p>(8) プロセス計装の主要なパラメータは、中央制御盤で監視できる。</p>	<p>(3) 安全保護系に関する原子炉プラント・プロセス計装は、「6.6 安全保護系」に記載する設計方針(4)～(9)を満足する設計としている。</p> <p>(4) 原子炉プラント・プロセス計装は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいがあった場合、その漏えいを検出することができる設計としている。</p>	<p>燃性材料を使用する設計としている。</p> <p>(3) 安全保護回路のプロセス計装の信号を計測制御系に使用する場合には、光変換カード又は絶縁増幅器により絶縁し、計測制御系に生じた故障が安全保護系に影響を与えないようにしている。</p> <p>(4) 安全保護回路のプロセス計装は、電源の喪失又は系の遮断に対して原子炉の保護動作をとる方向に作動するように設計している。</p> <p>(5) 安全保護回路のプロセス計装は、原子炉運転中にも検出器の出力信号回路に模擬入力を印加し、規定の設定値において必要な動作がおこなわれることを確認できる。</p> <p>また、検出器は、多重化されたチャンネル間の信号を相互比較することにより、原子炉運転中にも健全性が確認できる。</p> <p>(6) 安全保護回路のプロセス計装及び安全保護回路以外の主要なプロセス計装の電源は、無停電電源装置から給電される。</p> <p>したがって、一定時間の全動力電源喪失に対しても機能を喪失することはない。</p> <p>また、非常用所内電源系のみの運転下あるいは外部電源のみの運転下で单一故障を仮定しても安全保護機能を失うことはない。</p> <p>(7) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、加圧器水位、1次冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉格納容器圧力等は、予想変動範囲内での監視が可能である。</p> <p>また、事故時において、事故の状態を知り対策を講じるに必要なパラメータである原子炉格納容器圧力、温度等は、中央制御盤で監視できる。</p> <p>特に、原子炉の停止状態は原子炉トリップ遮断器の開表示と1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態は加圧器水位及び1次冷却材のサブクール度、圧力、温度等により監視あるいは推定できる。</p> <p>(8) プロセス計装の主要なパラメータは、中央制御盤で監視できる。</p>	<p>裏返しとなる 6.3.6 評価 も記載内容が異なる。</p> <p>■記載表現の相違（光変換カード）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、p24-19: 6.3.3(1) の記載との整合の観点から記載。 ・大飯も、p24-19: 6.3.4.1 には、光変換カードの記載あり。 <p>■記載表現の相違（一定時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、設置許可基準規則 第14条「全交流動力電源喪失対策設備」第1項解釈を踏まえ、6.3.2(1)i. 及び(2)d.にて「一定時間」としており、当該記載と整合を図るもの。
<p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑</p> <h3>6.6 原子炉保護設備</h3> <h4>6.6.1 概要</h4> <p>原子炉保護設備は、原子炉計装あるいは、安全保護系のプロセス計装からの信号により、運転中の異常な過渡変化時あるいは、事故時に際し工学的安全施設の作動とあいまって燃料の許容設計限界、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリを保護するため原子炉停止系統を作動させ、原子炉を自動停止させる。</p> <p>原子炉保護設備は、原子炉プラントの種々のパラメータを監視する原子炉計装あるいは、安全保護系のプロセス計装からの信号を受信し、原子炉トリップ信号及びインターロック回路動作信号を発生する4重トレイインの論理回路と原子炉トリップ信号により自動的に開く原子炉トリップ遮断器とで構成する。</p> <h4>6.6.2 設計方針</h4> <p>原子炉保護設備は、以下の方針で設計する。</p>	<h3>6.6 安全保護系</h3> <h4>6.6.1 概要</h4> <p>安全保護系は、発電用原子炉の安全性を損なうおそれのある異常な過渡状態や誤動作が生じた場合、あるいはこのような事態の発生が予想される場合に、それを防止あるいは、抑制するために安全保護動作を起すなどにより発電用原子炉を保護するために設ける。</p> <p>この系は、原子炉保護系を作動させるための原子炉保護系作動回路及び非常用炉心冷却系等の工学的安全施設を作動させるための工学的安全施設作動回路からなる。</p> <h4>6.6.2 設計方針</h4> <p>安全保護系の設計方針は次のとおりである。</p>	<h3>6.6 原子炉保護設備</h3> <h4>6.6.1 概要</h4> <p>原子炉保護設備は、原子炉の安全性を損なうおそれのある運転時の異常な過渡変化あるいは設計基準事故が発生した場合、又は発生が予想される場合に、それを抑制あるいは防止するため、異常を検知し原子炉を自動的にトリップさせる。</p> <p>原子炉保護設備は、原子炉プラントの種々のパラメータを監視する原子炉計装あるいは、安全保護回路のプロセス計装からの信号を受信し、原子炉トリップ信号及びインターロック回路動作信号を発生する4チャンネルの論理回路と原子炉トリップ信号により自動的に開く原子炉トリップ遮断器とで構成する。</p> <h4>6.6.2 設計方針</h4>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、(1)～(9)の記載順序を入れ替え】</p> <p>(3) 原子炉保護設備は、单一故障又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を喪失しないよう多重性を確保する設計とする。</p> <p>(4) 原子炉保護設備は、チャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する設計とする。</p> <p>(1) 原子炉保護設備は、運転時の異常な過渡変化が生じた場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統を含む適切な設備と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えることがない設計とする。</p> <p>(2) 原子炉保護設備は、設計基準事故時にその異常な状態を検知し、原子炉停止系統を自動的に作動させ、また、必要な場合には手動でも作動できる設計とする。</p> <p>(5) 原子炉保護設備は、駆動源の喪失、系統の遮断その他考慮すべき不利な状況に対して最終的に安全な状態に落ち着くような設計とする。</p> <p>(8) 原子炉保護設備は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できる設計とする。</p> <p>(9) 原子炉保護設備は、作動状況が確認できる設計とする。</p>	<p>【比較のため、(4)の記載順序を入れ替え】</p> <p>(4) 安全保護系は、多重性及び電気的・物理的な独立性を有する設計とし実際に起こるいかななる单一機器の故障又は单一機器の使用状態からの取外しによっても、その安全保護機能が妨げられないようにする。</p> <p>(1) 安全保護系は、運転時の異常な過渡変化時に、その異常状態を検知し、原子炉保護系を自動的に作動させ、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにする。</p> <p>(2) 安全保護系は、偶発的な制御棒引抜きのような原子炉停止系のいかなる単一の誤動作に対しても、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにする。</p> <p>(3) 安全保護系は、設計基準事故時にあっては、直ちにこれを検知し、原子炉保護系及び工学的安全施設の作動を自動的に開始させる。</p> <p>(5) 安全保護系は、系の遮断、駆動源の喪失においても、安全上許容される状態（フェイル・セイフ又はフェイル・アズ・イズ）になるようになる。</p> <p>(6) 安全保護系は、一般計測制御系とは極力分離し、部分的に共用した場合でも一般計測制御系の故障が安全保護系に影響を与えないようにする。</p> <p>(7) 安全保護系は、通常運転中においても、定期的に機能試験を行うことができるようとする。</p> <p>(8) 安全保護系は、監視装置、警報等によりその作動状況が確認できる</p>	<p>(1) 多重性 原子炉保護設備は、その系統を構成する機器若しくはチャンネルに单一故障が起きた場合、又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合においても、その安全保護機能を失わないように、多重性を備えた設計とする。</p> <p>(2) 独立性 原子炉保護設備は、通常運転時、保修時、試験時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないよう、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する設計とする。</p> <p>(3) 過渡時の機能 a. 原子炉保護設備は、運転時の異常な過渡変化時に、その異常な状態を検知し、原子炉停止系を含む適切な系統を自動的に作動させ、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。 b. 原子炉保護設備は、制御棒クラスタの偶発的な連続引き抜きのような反応度制御設備のいかなる単一の誤動作に起因する急激な反応度投入が生じた場合でも、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。</p> <p>(4) 設計基準事故時の機能 原子炉保護設備は、設計基準事故時に、その異常な状態を検知し、原子炉をトリップさせる設計とする。</p> <p>(5) 故障時の機能 原子炉保護設備は、駆動源の喪失、系統の遮断等が生じた場合においても、最終的に発電用原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計とする。</p> <p>(6) 計測制御系との分離 原子炉保護設備は、計測制御系とは機能的に分離した設計とする。安全保護系から計測制御系へ信号を取り出す場合には、計測制御系に故障が生じても、安全保護系へ影響を与えない設計とする。</p> <p>(7) 試験可能性 原子炉保護設備は、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、独立に各チャンネルの試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>(8) 電源喪失に対する考慮 原子炉保護設備の電源は、無停電の計装用交流母線から給電し、一定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 作動状況の確認 原子炉保護設備は、監視機能を設け作動状況が確認できる設計とす</p>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p>

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、(2)を再掲】</p> <p>(2) 原子炉保護設備は、設計基準事故時にその異常な状態を検知し、原子炉停止系統を自動的に作動させ、また、必要な場合には手動でも作動できる設計とする。</p> <p>(6) 原子炉保護設備のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1、2.2、2.4)】</p> <p>(7) 原子炉保護設備は、2基以上の原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。</p>	<p>設計とする。</p> <p>(9) 安全保護系は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P24条-27, 28) (2.2:P24条28-31) (2.3:P24条-32) (2.4:P24条-33) (2.5:P24条-34, 35) (2.6:P24条-36) (2.7:P24条-37, 38)】</p> <p>6.6.4 主要設備</p> <p>6.6.4.1 原子炉トリップ遮断器</p> <p>原子炉トリップ遮断器は、第6.6.1図に示すように原子炉保護系ロジック・トレインに合わせて4重トレイン構成とし、各トレインにそれぞれ2台ずつ設けられた計8台の遮断器の相互接続により、各ロジック・トレインからの信号に対し“2 out of 4”的ロジックを形成している。</p> <p>“2 out of 4”的ロジックを形成する原子炉トリップ遮断器は、制御棒駆動装置用電源を制御棒駆動装置に接続する。</p> <p>各ロジック・トレインからのトリップ信号は、対応するトレインに属する2台の原子炉トリップ遮断器を開くことができる。</p> <p>原子炉トリップは4重トレインのうち、2トレイン以上の原子炉トリップ遮断器を開くことによって達成される。2トレイン以上の原子炉トリップ遮断器が開くと制御棒駆動装置への電源が遮断され、制御棒クラスターは自重で炉心に落下する。</p> <p>各原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイルは、プラント出力運転中励磁されており、スプリングに抗してトリッププランジャーを保持している。原子炉計装あるいは安全保護系のプロセス計装によって監視している変数が設定値に達し、所要の演算処理装置等が動作すると原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイルへの直流回路を開く。不足電圧コイルの直流電源が喪失すると、トリッププランジャーを解放し、遮断器を開く。制御棒クラスターは、運転員が原子炉トリップ遮断器をリセットするまでは引抜きはできない。また、原子炉トリップ遮断器は、トリップ信号が復帰しないとリセットはできない。</p> <p>また、トリップ遮断器は、“2 out of 4”的ロジックを構成しているため、運転中における単独トレインごとのトリップ遮断器の実動作（開放）テストが可能である。</p>	<p>る。</p> <p>(10) 手動操作 原子炉保護設備は、自動的に作動し、また、必要な場合には手動でも作動させることができる設計とする。</p> <p>(11) 不正アクセス防止 原子炉保護設備のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1:P24条-39, 40) (2.2:P24条-40) (2.3:P24条-40, 41) (2.4:P24条-42) (2.5:P24条-42) (2.6:P24条-43-45) (2.7:P24条-46) (2.9:P24条-49)】</p> <p>(12) 共用禁止 原子炉保護設備は、2基以上の発電用原子炉施設間で共用又は相互に接続しない設計とする。</p> <p>6.6.3 主要設備</p> <p>(1) 構成 原子炉保護設備は第6.6.1図に示すように、原子炉トリップ演算処理装置、トリップチャンネル、原子炉トリップ遮断器等で構成し、“2 out of 4”方式とする。また、原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルは、多重化された4つのチャンネルで構成し、各チャンネルには自己診断機能を有するマイクロプロセッサを用いる。</p> <p>原子炉トリップ演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装あるいは炉外核計装からの信号を入力し、原子炉トリップ演算を行い、信号が設定値に達した場合には、チャンネルトリップ信号を発信する。</p> <p>トリップチャンネルは、各々4つの原子炉トリップ演算処理装置からの信号を入力し、2つ以上の原子炉トリップ演算処理装置がチャンネルトリップ信号を発信した場合には、原子炉トリップ信号を発信する。</p> <p>原子炉トリップ遮断器は、トリップチャンネルごとにそれぞれ2台ずつ設けられ相互に接続された計8台構成とする。各原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイルは、原子炉運転中常に對応するトリップチャンネルから直流電源が供給され励磁しているため、原子炉トリップ遮断器は投入状態となっている。各トリップチャンネルからの原子炉トリップ信号は、原子炉トリップ遮断器を投入している不足電圧コイルへの直流電源を遮断し、対応する原子炉トリップ遮断器2台を同時に開放する。すなわち、2つ以上のトリップチャンネルが原子炉トリップ信号を発信することにより各原子炉トリップ遮断器が開放し、制御棒駆動装置への電源が遮断され、制御棒クラスターが重力で炉心に落下し、原子炉がトリップする。</p> <p>原子炉保護設備の原子炉トリップ演算処理装置、トリップチャンネル及び原子炉トリップ遮断器の駆動源には、電力を使用する。これらは、駆動源の喪失、系統の遮断等が生じた場合においてもフェイル・セイフ</p>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■既許可構成の相違 【女川】</p> <p>■既許可構成の相違 ・既許可構成として、6.6は泊(及び大飯)が「原子炉保護設備」に対し、女川は「安全保護系」。</p> <p>■記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>■既許可構成の相違 ■④記載の充実(追加要求事項の対象外、大飯参照)</p> <p>■③既許可記載の相違 【女川】</p> <p>■既許可構成の相違 ・炉型の相違による安全保護系の設備構成の相違に伴い、泊と女川では既許可構成が大幅に異なる。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

原子炉トリップ遮断器は、原子炉補助建屋内の制御棒駆動装置電源室に設置し、必要な場合には、現場手動遮断が可能である。

【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↓

6.6.4.2 原子炉トリップ信号

原子炉トリップ信号としては、次のものがあり、これらをまとめて第6.6.1表及び第6.6.2図に示す。また、原子炉の保護機能を損なうことなく出力条件によって原子炉トリップ信号のブロック等を行い、運転の継続が可能ないようにパーミッシュ回路を設ける。第6.6.2表にパーミッシュ信号一覧表を示す。

(1) 中性子源領域中性子束高

原子炉停止及び起動時の保護のため、中性子源領域中性子束高の“1 out of 2”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、中間領域中性子束がパーミッシュ信号-6(P-6、以下同様に記す)の設定値を超えた場合には、手動でブロックできる。

更に、出力領域中性子束がP-10の設定値を超えると自動ブロックされる。

(2) 中間領域中性子束高

原子炉停止及び起動時の保護のため、中間領域中性子束高の“1 out of 2”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束がP-10の設定値を超えた場合には、手動でブロックできる。

(3) 出力領域中性子束高

出力領域中性子束高には、高設定と低設定があり、通常の出力運転状態では、定格出力値以上に設定した高設定値により、起動時等の低出力運転状態では、定格出力値以下の低設定値により、両者とも出力領域中性子束高の“2 out of 4”信号で、原子炉をトリップさせる。

低設定トリップは、出力領域中性子束がP-10の設定値を超えた場合には、手動でブロックできる。

(4) 出力領域中性子束変化率高

制御棒クラスタの飛出し時の原子炉保護のため、出力領域中性子束增加率高の“2 out of 4”信号によって原子炉をトリップさせる。

また、制御棒クラスタ落下時の原子炉保護のため、出力領域中性子束減少率高の“2 out of 4”信号によって原子炉をトリップさせる。

(5) 非常用炉心冷却設備作動

非常用炉心冷却設備作動信号が発生した場合には、原子炉をトリップさせる。

女川原子力発電所2号炉

g. スクラム排出容器水位高

h. 主蒸気隔離弁閉

i. 主蒸気止め弁閉

j. 蒸気加減弁急速閉

k. 主蒸気管放射能高

l. 地震加速度大

m. 手動

n. モードスイッチ「停止」

下記の場合にも発電用原子炉はスクラムする。

a. 原子炉保護系電源喪失

原子炉保護系の電源喪失時には、後述のフェイル・セイフの機能により、スクラムとなる。

b. 電気油圧式制御装置(EHC)油圧低

タービン制御油圧が低下したときは、主蒸気止め弁及び蒸気加減弁が急閉し、原子炉スクラムとなる。

検出器の種類、検出場所及びスクラム設定値は、第6.6-1表に示すとおりである。第6.6-4図は原子炉保護系の機能説明図である。

原子炉保護系は、二重チャンネル、繼電器方式の構成で、論理回路及びバイロット弁のソレノイドを制御する主トリップ繼電器には、特に高信頼度の繼電器を用いる。

(2) フェイル・セイフ

チャンネル・トリップ、あるいは原子炉スクラムに関連する繼電器は、運転中すべて励磁状態にあり、一つ以上の繼電器が無励磁状態となると、その繼電器が属しているチャンネルはトリップとなる。

したがって、電源の喪失及びコイルの断線、短絡、あるいは配線の断線等の繼電器の故障の大部分は、繼電器自体を無励磁状態に戻し、チャンネル・トリップになるように働くので、このような回路構成は、大部分の故障条件に対して“フェイル・セイフ”となる。

一方、接点の焼損による溶着など“フェイル・セイフ”に反する方向の故障に対しては、各接点を流れる電流を、定格の50%以下になるよう設計することにより、その発生を防止する。

第6.6-1図に示すように、論理回路の繼電器接点はすべて直列に接続するので、どの繼電器でも1個が無励磁の状態になれば、その繼電器接点が属している論理回路の主トリップ繼電器の電源は喪失することになる。主トリップ繼電器の接点は、各ソレノイド・グループ回路ごとに二つずつ直列につないで、一つの繼電器接点が単独で故障して開かない場合でも、スクラム動作を妨げないようにしている。

(3) リセット

いずれか一方のチャンネルがトリップした場合で、そのチャンネル・トリップの原因が解除されている場合には、手動でトリップしたチャンネルをリセットすることによりバイロット弁を再び励磁することができる。

6.6.4.2 後備原子炉保護系

泊発電所3号炉

となり、最終的に発電用原子炉施設が安全な状態に落ち着く。

また、原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルは、マイクロプロセッサの故障に対してトリップ信号を発信する。

なお、原子炉保護設備は、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることが保証されたソフトウェアを使用する。

(2) 原子炉トリップ信号

原子炉トリップ信号は以下のものがあり、第6.6.1表及び第6.6.2図に示す。また、第6.6.2表にパーミッシュ信号一覧表を示す。パーミッシュ信号は、原子炉停止時及び起動時において安全保護動作に適切なインターロックをかけるための信号である。

a. 中性子源領域中性子束高

原子炉停止時及び起動時の異常な原子炉出力上昇に対する原子炉保護のため、中性子源領域中性子束高の“1 out of 2”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、中間領域中性子束がP-6の設定値以上では手動でブロックできる。

さらに、出力領域中性子束がP-10の設定値以上では自動的にブロックされる。

b. 中間領域中性子束高

原子炉停止時及び起動時の異常な原子炉出力上昇に対する原子炉保護のため、中間領域中性子束高の“1 out of 2”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束がP-10の設定値以上では手動でブロックできる。

c. 出力領域中性子束高

通常の出力運転時の過大出力に対する原子炉保護のため、出力領域中性子束高(高設定)の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。

また、起動時等の低出力運転時の異常な原子炉出力上昇に対する原子炉保護のため、出力領域中性子束高(低設定)の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束がP-10の設定値以上では手動でブロックできる。

d. 出力領域中性子束変化率高

制御棒クラスタの飛出し時の原子炉保護のため、出力領域中性子束增加率高の“2 out of 4”信号によって原子炉をトリップさせる。

また、制御棒クラスタ落下時の原子炉保護のため、出力領域中性子束減少率高の“2 out of 4”信号によって原子炉をトリップさせる。

e. 非常用炉心冷却設備作動

非常用炉心冷却設備作動信号が発信する場合には、原子炉をトリップさせる。

相違理由

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

■③既許可記載の相違

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

(6) 過大温度△T高

過大温度△T高原子炉トリップは、炉心を DNB から保護する。

過大温度△T高的設定値は以下のとおりで“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。

$$\begin{aligned} \text{過大温度△T設定} &= K_1 - K_2 \frac{1 + \tau_1 s}{1 + \tau_2 s} (T - T_0) \\ &+ K_3 (P - P_0) - f (\Delta q) \end{aligned}$$

s : ラプラス演算子

T : 1次冷却材平均温度

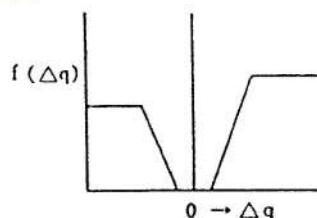
T₀ : 定格出力時の1次冷却材平均温度

P : 加圧器圧力

P₀ : 定格運転圧力

K₁～K₃, τ₁, τ₂ : 定数

f (Δq) : 炉外中性子束検出器（出力領域用）の上半分 (φt) と下半分 (φb) の指示値の差の関数で、概略を下図に示す (Δq = φt - φb)



過大温度△T高による保護限界の代表例を第6.6.3図に示す。

(7) 過大出力△T高

過大出力△T高原子炉トリップは、炉心の過大出力を防止する。

過大出力△T高的設定値は以下のとおりで“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。

$$\begin{aligned} \text{過大出力△T設定} &= K_4 - \left[K_5 \frac{\tau_3 s}{1 + \tau_3 s} + T \right] \\ &- [K_6 (T - T_0)] - f (\Delta q) \end{aligned}$$

ただし、〔 〕で示した項は負の値にならないように零でリミットする。

s : ラプラス演算子

T : 1次冷却材平均温度

T₀ : 定格出力時の1次冷却材平均温度

K₄～K₆, τ₃ : 定数

女川原子力発電所2号炉

バイロット弁の一つが、故障によって動作しないという事態が生じた場合に、制御棒が確実に挿入されるように、計装用空気系統に、2個の三方向形のソレノイド作動の後備バイロット弁を設ける。

このソレノイドは直流電源に接続されており、通常は無励磁状態にある。

原子炉保護系の2チャンネルの主トリップ繼電器が無励磁状態になった場合に、2個の後備バイロット弁のソレノイドが励磁される。バイロット弁が故障で動作しない場合にも、後備バイロット弁の動作によって、スクラム弁への空気圧がなくなり制御棒を挿入する。この場合の制御棒の挿入時間は、通常の挿入時間より長いが、発電用原子炉を停止させる場合、他の制御棒が挿入できれば、後備原子炉保護系がなくても十分発電用原子炉を緊急停止できる。

第6.6-2図に、後備原子炉保護系を含めた原子炉保護系及び制御棒駆動系概略図を示す。

6.6.4.3 工学的安全施設作動回路

原子炉保護系のほか、次のような工学的安全施設作動回路を有する。

(1) 工学的安全施設作動回路

工学的安全施設作動回路の主要な機能には、次のようなものがある。

- 原子炉水位低、主蒸気管放射能高、主蒸気管圧力低、主蒸気管流量大、主蒸気管トンネル温度高、主復水器真空度低のいずれかの信号による主蒸気隔離弁の閉鎖
- ドライウェル圧力高、原子炉水位低、原子炉建屋原子炉棟放射能高のいずれかの信号による常用換気系の閉鎖と非常用ガス処理系の起動
- 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び低圧注水系の起動
- 原子炉水位低及びドライウェル圧力高の同時信号による自動減圧系の作動
- 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及び非常用ディーゼル発電機の起動
- 原子炉水位低又はドライウェル圧力高の信号による主蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖

第6.6-5図及び第6.6-6図は工学的安全施設作動回路の説明図である。第6.6-2表に工学的安全施設作動回路の信号一覧表を示す。

6.6.4.4 バイパス

モードスイッチによって安全保護系の回路を以下のようにバイパスする。

(1) 「停止」

このモードでは、スクラム信号が出され、全制御棒を炉心に挿入する。このモードにしてから約10秒後にスクラム信号のリセットが可能になる。

また、主蒸気隔離弁によるスクラム信号は、原子炉圧力が約42kg/cm²以下のときには自動的にバイパスされ、スクラム排出容器水位高によるスクラム信号も手動でバイパス可能である。

泊発電所3号炉

f. 過大温度△T高

過大温度△T高原子炉トリップには、過大温度△T高(DNB防止)と過大温度△T高(高温側配管沸騰防止)があり、前者は炉心をDNBから保護し、後者は高温側配管での1次冷却材の沸騰を防止する。過大温度△T高(DNB防止)及び過大温度△T高(高温側配管沸騰防止)の設定値は以下のとおりで“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。

過大温度△T高(DNB防止)設定

$$= K_1 - K_2 \frac{1 + \tau_1 s}{1 + \tau_2 s} (T - T_0) + K_3 (P - P_0) - f (\Delta q)$$

過大温度△T高(高温側配管沸騰防止)設定

$$= K_4 - K_5 \frac{1 + \tau_3 s}{1 + \tau_4 s} (T - T_0) + K_6 (P - P_0)$$

ここで、s : ラプラス演算子

T : 1次冷却材平均温度

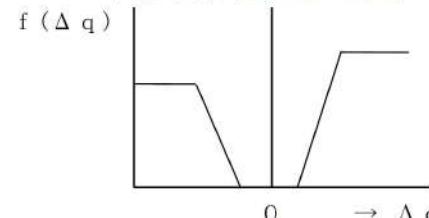
T₀ : 定格出力運転時の1次冷却材平均温度

P : 加圧器圧力

P₀ : 原子炉運転圧力

K₁～K₆, τ₁～τ₄ : 定数

f (Δq) : 炉外中性子束検出器（出力領域用）信号の上半分 (φt) と下半分 (φb) の差の関数で、概略を下図に示す。(Δq = φt - φb)



過大温度△T高(DNB防止)及び過大温度△T高(高温側配管沸騰防止)による保護限界の代表例を第6.6.3図に示す。

g. 過大出力△T高

過大出力△T高原子炉トリップは、炉心の過大出力を防止する。

過大出力△T高的設定値は以下のとおりで“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。

$$\begin{aligned} \text{過大出力△T高設定} &= K_7 - \left[K_8 \frac{\tau_5 s}{1 + \tau_5 s} T \right] - [K_9 (T - T_0)] \\ &- f (\Delta q) \end{aligned}$$

ただし、〔 〕で示した項は負の値にならないように零でリミットする。

ここで、s : ラプラス演算子

T : 1次冷却材平均温度

T₀ : 定格出力運転時の1次冷却材平均温度

K₇～K₉, τ₅ : 定数

相違理由

■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>f (Δq) : 過大温度 ΔT 高と同じ 過大出力 ΔT 高による保護限界の代表例を第6.6.3図に示す。</p> <p>(8) 原子炉圧力高 1次冷却系の過圧防護のために、加圧器圧力高の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。</p> <p>(9) 原子炉圧力低 原子炉圧力が異常に低下した場合に、炉心を保護するため、加圧器圧力低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。</p> <p>このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動ブロックされる。</p> <p>(10) 1次冷却材流量低 1次冷却材流量が低下した場合に、炉心をD N Bから保護するため、各ループごとの1次冷却材流量低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。ただし、出力領域中性子束あるいはタービン負荷がP-7の設定値以上では、2ループ以上からの流量低信号の一一致で、また、出力領域中性子束がP-8の設定値以上では、いずれかのループからの流量低信号で原子炉をトリップさせる。</p>	<p>(2) 「燃料取替」 このモードでは、原子炉保護系はスクラム動作可能な状態にあるが、主蒸気隔離弁閉によるスクラム信号は、原子炉圧力が約 $42\text{kg}/\text{cm}^2\text{g}$ 以下のときには自動的にバイパスされる。なお、スクラム排出容器水位高によるスクラム信号も手動でバイパス可能であるが、この場合には制御棒を引抜くことはできない。</p> <p>(3) 「起動」 このモードは、発電用原子炉を起動し、定格の約5%まで出力を上昇させる場合に適用する。また、主蒸気隔離弁が閉じて、原子炉を臨界に保つときにも適用する。 このモードでは、主蒸気隔離弁閉によるスクラム信号は、原子炉圧力が約 $42\text{kg}/\text{cm}^2\text{g}$ 以下のときには自動的にバイパスされる。</p> <p>(4) 「運転」 このモードでは、バイパスはすべて解除され、運転手順の上で特に許される場合にのみ保守上の目的で、個々の計器をバイパスすることができる。</p> <p>6.6.4.5 ケーブル、電線路及び計装配管 安全保護系を構成するチャンネルは、相互干渉が起こらないように、各チャンネルごとに専用のケーブルトレイ、電線路、計装配管、計装ラック等を設けるとともに、各チャンネル相互を可能な限り物理的、電気的に分離し、独立性を持たせるように設計する。 安全保護系と計測制御系の電源、検出器、ケーブルトレイ、電線路、計装配管（原子炉格納容器貫通計装配管を含む。）は、原則として分離するように設計する。 安全保護系のうち、計測制御系と共に用する原子炉水位及び原子炉圧力を検出する計装配管ヘッダの一部並びに指示・記録用検出部と共に用する原子炉核計装の検出部は、計測制御系の電気的故障（短絡、地絡、断線等）及び機械的故障によって安全保護系に影響を与えないように設計する。</p>	<p>f (Δq) : 過大温度 ΔT 高と同じ 過大出力 ΔT 高による保護限界の代表例を第6.6.3図に示す。</p> <p>h. 原子炉圧力高 1次冷却設備の過圧防止のために、加圧器圧力高の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。</p> <p>i. 原子炉圧力低 原子炉圧力が異常に低下した場合に、炉心での過度な沸騰を防止するため、加圧器圧力低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。 このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動的にブロックされる。</p> <p>j. 1次冷却材流量低 1次冷却材流量が低下した場合に、炉心をD N Bから保護するため、各ループの1次冷却材流量低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では2ループ以上の1次冷却材流量低による原子炉トリップが自動的にブロックされる。また、出力領域中性子束がP-8の設定値以下では1ループのみの1次冷却材流量低による原子炉トリップが自動的にブロックされる。</p> <p>k. 1次冷却材ポンプ 電源電圧低 1次冷却材ポンプの電源電圧が低下した場合の1次冷却材流量の低下に対して、炉心をD N Bから保護するため、2台以上の1次冷却材ポンプ電源電圧低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動的にブロックされる。</p> <p>l. 1次冷却材ポンプ 電源周波数低 1次冷却材ポンプの電源周波数が低下した場合の1次冷却材流量の低下に対して、炉心をD N Bから保護するため、2台以上の1次冷却材ポンプ電源周波数低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動的にブロックされる。</p> <p>m. タービントリップ タービントリップ時の1次冷却材の温度及び圧力の過度の上昇を避けるため、タービン非常遮断油圧低の“2 out of 4”信号又は4個の主蒸気止め弁全閉信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動的にブロックされる。</p> <p>n. 蒸気発生器水位低</p>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p>
<p>(11) 1次冷却材ポンプ回転数低 1次冷却材ポンプの回転数が低下した場合の1次冷却材流量の低下に対して、炉心を保護するため、各1次冷却材ポンプ回転数低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動ブロックされる。</p> <p>【比較のため、(11)を再掲】</p> <p>(11) 1次冷却材ポンプ回転数低 1次冷却材ポンプの回転数が低下した場合の1次冷却材流量の低下に対して、炉心を保護するため、各1次冷却材ポンプ回転数低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動ブロックされる。</p> <p>(12) タービントリップ タービンがトリップした場合は、1次冷却材の温度及び圧力の過度の上昇を避けるため、タービン非常遮断油圧低の“2 out of 4”信号又は4個の主蒸気止め弁全閉信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動ブロックされる。</p> <p>(13) 蒸気発生器水位低</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
蒸気発生器の水位が過度に低下した場合には、蒸気発生器水位低の“2 out of 4”信号で、原子炉をトリップさせる。		蒸気発生器の水位が異常に低下した場合には、1次冷却設備から2次冷却設備への除熱能力の喪失に対する保護のため、各蒸気発生器の水位低の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。	
(14) 加圧器水位高 原子炉圧力高原子炉トリップの後備として、加圧器水位高の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動ブロックされる。		o. 加圧器水位高 加圧器の満水を防止するため、あるいは原子炉圧力高原子炉トリップの後備として、加圧器水位高の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。このトリップは、出力領域中性子束及びタービン負荷がP-7の設定値以下では自動的にブロックされる。	■③既許可記載の相違
(15) 地震加速度高 水平方向加速度高の“2 out of 3”信号又は垂直方向加速度高の“2 out of 3”信号で原子炉をトリップさせる。		p. 地震加速度大 地震に対する保護のため、水平方向加速度大の“2 out of 4”信号又は鉛直方向加速度大の“2 out of 4”信号で原子炉をトリップさせる。	■③既許可記載の相違
(16) 手動 中央制御盤の原子炉トリップスイッチ2個のうちいずれか1個を操作すれば、原子炉はトリップする。		q. 手動 中央制御盤の原子炉トリップスイッチ2個のうちいずれか1個を操作すれば、原子炉はトリップする。	■③既許可記載の相違
6.6.4.3 原子炉トリップ時のインターロック 原子炉がトリップした場合は、タービンをトリップさせ、さらに発電機をトリップさせる。発電機のトリップは、1次冷却材流量確保のため一定時間後とする。 また、1次冷却系の過冷却を防止するため、原子炉トリップと、1次冷却材平均温度低の“2 out of 4”信号が一致した場合は、主給水制御弁を全閉させる。		(3) 原子炉トリップ時のインターロック 原子炉がトリップした場合には、蒸気タービン及び発電機をトリップさせる。発電機のトリップは、1次冷却材流量確保のため一定時間後とする。 また、1次冷却設備の過冷却を防止するため、原子炉トリップと1次冷却材平均温度低の一一致により、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁を全閉させる。	■③既許可記載の相違
6.6.4.4 監視装置 原子炉保護設備の作動状況の確認をするため、次のような監視装置を設ける。 また、原子炉トリップの確認は炉外核計装等で行う。		(4) 監視機能 原子炉保護設備の作動状況の確認をするため、以下の監視機能を設ける。 また、原子炉トリップの確認は炉外核計装等で行う。	■③既許可記載の相違
(1) 警報 原子炉保護設備で使用する原子炉計装あるいは安全保護系のプロセス計装からの信号が警報設定値に達し、論理回路が動作した場合にはプラントが正常な運転状態から逸脱していることを示すため、中央制御室に警報を発する。 また、多重チャンネル構成を有する原子炉トリップ信号は、1チャンネルでも動作すれば「パーシャルトリップ」警報を発する。		a. 警報 原子炉保護設備で使用する安全保護回路のプロセス計装あるいは炉外核計装からの信号が警報設定値に達し、論理回路が作動した場合には、発電用原子炉施設が通常の運転状態から逸脱していることを示すため、中央制御盤に警報を発信する。 また、多重チャンネル構成を有するチャンネルトリップ信号は、1チャンネルでも動作すればパーシャルトリップ警報を発信する。	■③既許可記載の相違
(2) 表示灯 多重チャンネル構成を有する原子炉トリップ信号は、1チャンネルでも動作すれば、中央制御盤に設けられた表示灯にトリップ状態を表示する。		b. 状態表示 多重チャンネル構成を有するチャンネルトリップ信号は、各チャンネルごとに中央制御盤に作動状態を表示できる。	■③既許可記載の相違
【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
6.6.3 主要設備の仕様 原子炉保護設備の主要設備の仕様を第6.6.1表及び第6.6.1図に示す。	6.6.3 主要設備の仕様 原子炉保護系の主要設備の仕様を第6.6-1表及び第6.6-4図に、工学的安全施設の主要設備の仕様を第6.6-2表、第6.6-5図及び第6.6-6図に示す。	6.6.4 主要仕様 原子炉保護設備の主要仕様を第6.6.1表及び第6.6.1図に示す。	■③既許可記載の相違
【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↓ 6.6.6 試験検査 原子炉保護設備は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できる。 【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑	6.6.5 試験検査 安全保護系は、原則として原子炉の運転中に定期的に試験を行い、その機能が喪失していないことを確認できる。 (1) 原子炉保護系は、原則として原子炉運転中でも次の試験が、一度に1チャンネルずつできるように設計する。 a. 手動バイロット弁作動試験：各チャンネルの手動スクラムスイッチによる論理回路及びバイロット弁の作動の確認 b. 自動バイロット弁作動試験：各論理回路ごとの健付テストスイッチによる論理回路及び、バイロット弁の作動の確認 c. 検出器作動試験：各チャンネルの各検出器の校正用タップから校正用模擬信号を入れることによる論理回路及びバイロット弁の作動の確認 なお、各制御棒のスクラム時間の確認のため、単一制御棒スクラム試験は、定期検査時に行うことができる。 以上のうちa., b. 及びc. の試験により、各チャンネルの独立性の確認も行うことができる。 (2) 工学的安全施設作動回路は、運転中にテスト信号を出して各々の検出器並びにチャンネルの試験を行うことができる。 なお、論理回路を含む全系統の試験については、定期検査時に行うことができるよう設計する。	6.6.5 試験検査 原子炉保護設備は、その機能の健全性を確認するため、定期的に緊急遮断のための性能検査及び緊急遮断検査を行う。 (1) 原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルは4チャンネルで構成しているため、原子炉運転中でも、中性子源領域中性子束高及び中間領域中性子束高を除く任意の1チャンネルについて、模擬入力による原子炉トリップ演算処理装置の設定値確認及びトリップチャンネルの論理回路の作動確認を行うことができる。 この場合、残りの原子炉トリップ演算処理装置及びトリップチャンネルにより、安全保護機能（原子炉トリップ）を維持することができる。 (2) 原子炉トリップ遮断器は4つのトリップチャンネルごとに設け、原子炉運転中でも、任意の1つのトリップチャンネルについて、テストスイッチ操作により原子炉トリップ遮断器が開放することを確認することができる。 この場合、残りの原子炉トリップ遮断器により、安全保護機能（原子炉トリップ）を維持することができる。	■③既許可記載の相違 ■③既許可構成の相違 ■既許可構成の相違 ・炉型の相違による安全保護系の設備構成の相違に伴い、泊と女川では既許可構成が大幅に異なる。
6.6.7 手順等 (1) 安全保護系のデジタル計算機が収納された盤については、施錠管理方法を定め運用する。 (2) 発電所への出入りについては、出入管理方法を定め運用する。 (3) 安全保護系の保守ツールの使用については、パスワードの管理及び入力操作に関する手順等並びにソフトウェアの使用について検証及び妥当性を確認することを定め運用する。 (4) 適切に保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。 (5) 保守管理や盤の施錠管理、出入管理、パスワード管理等の管理手順に関する教育を実施する。 【説明資料（別添）】 【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↓	6.6.6 手順等 安全保護系に関して、以下の内容を含む手順等を定め、適切な管理を行う。 (1) 安全保護回路を有する制御盤 については、施錠管理方法を定め、運用する。 (2) 発電所の出入管理方法については、「1.1.1.5人の不法な侵入等の防止(3)手順等」に示す。 (3) 発電所の出入管理に係る教育については、「1.1.1.5人の不法な侵入等の防止(3)手順等」に示す。	6.6.6 手順等 (1) 安全保護系のデジタル計算機が収納された盤については、施錠管理方法を定め運用する。 (2) 発電所への出入りについては、出入管理方法を定め運用する。詳細は、「1.1.1.5人の不法な侵入等の防止(3)手順等」に示す。 (3) 安全保護系の保守ツールの使用については、パスワードの管理及び入力操作に関する手順等並びにソフトウェアの使用について検証及び妥当性を確認することを定め運用する。 (4) 適切に保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。 (5) 保守管理や盤の施錠管理、出入管理、パスワード管理等の管理手順に関する教育を実施する。 【説明資料（別添）】	■既許可構成の相違 ■女川 ■①設備の相違（安全保護回路の構成） ■記載内容の相違（女川実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.6.5 評価</p> <p>(1) 単一故障</p> <p>原子炉保護設備を構成する論理回路及び原子炉トリップ遮断器には多重性を持たせている。すなわち、原則として“2 out of 4”で構成される論理回路は、連絡ケーブルをも含めて4重トレイン構成としている。</p> <p>これらのトレインは、電気的、物理的に分離しているので、単一のトレインの故障で保護機能を失うことはない。</p> <p>(2) 独立性</p> <p>原子炉保護設備は、相互干渉が起こらないように、物理的、電気的に独立性を持たせている。すなわち、論理回路、原子炉トリップ遮断器、連絡ケーブル等は供給電源（直流2母線、無停電電源4母線）を含めて独立な構成としている。</p> <p>(3) フェイルセイフ</p> <p>原子炉保護設備を構成するリレー、原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイルは常時励磁状態とし、駆動電源の喪失、系の遮断に対して原子炉保護動作をとる方向に作動するよう設計している。</p> <p>(4) 運転中試験</p> <p>原子炉保護設備は、論理回路及び原子炉トリップ遮断器に関し、プラント運転中にも試験ができる設計としている。</p> <p>論理回路は、テストスイッチを操作して、各チャンネルの双安定回路のリレーをトリップ状態にする等の方法により、正常に動作したことを見認できる。</p> <p>なお、原子炉トリップ遮断器の動作テストは、“2 out of 4”ロジック構成のため、各トレインごとに実動作テストを行うことができる。</p> <p>(5) 手動操作</p> <p>必要な場合、手動でも原子炉保護動作を行えるように、中央制御盤に原子炉トリップスイッチを2個設け、いずれか1個のスイッチ操作により原子炉トリップ信号を発することができる。</p> <p>(6) 作動状況の確認</p> <p>原子炉保護設備の作動状況は、警報、表示灯、炉外核計装等により確認することができる。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑</p>	<p>6.6.7 評価</p> <p>(1) 安全保護系は、運転時の異常な過渡変化時には、その異常状態を検知し、原子炉保護系を自動的に作動させることにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにすることができる。</p> <p>(2) 安全保護系は、偶発的な制御棒引抜きのような原子炉停止系のいかなる単一の誤動作に対しても燃料要素の許容損傷限界を超えない設計としている。</p> <p>(3) 安全保護系は、事故時にあっては、直ちにこれを検知し、原子炉保護系及び工学的安全施設の作動を自動的に開始することができる。</p> <p>(4) 安全保護系は、多重性及び電気的・物理的な独立性を有する設計とし、実際に起ると考えられるいかなる单一機器の故障若しくは单一機器の使用状態からの取り外しによっても、その安全保護機能が妨げられることはない。</p> <p>(5) 安全保護系は、系の遮断、駆動源の喪失においても、安全上許容される状態（フェイル・セイフ又はフェイル・アズ・イズ）になる設計としている。</p> <p>(6) 安全保護系は、一般計測制御系とは極力分離し、部分的に共用した場合でも一般計測制御系の故障が安全保護系に影響を与えない設計としている。</p> <p>(7) 安全保護系は、通常運転中においても、定期的に機能試験を行うことができる。</p> <p>(8) 安全保護系は、監視装置、警報等によりその作動状況が確認できる設計としている。</p> <p>(9) 安全保護系は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計としている。</p>	<p>6.6.7 評価</p> <p>(1) 単一故障</p> <p>原子炉保護設備を構成する論理回路及び原子炉トリップ遮断器には多重性を持たせている。すなわち、原則として“2 out of 4”で構成される論理回路は、連絡ケーブルをも含めて4チャンネル構成としている。</p> <p>これらのチャンネルは、電気的、物理的に分離しているので、単一のチャンネルの故障で保護機能を失うことはない。</p> <p>(2) 独立性</p> <p>原子炉保護設備は、相互干渉が起こらないように、物理的、電気的に独立性を持たせている。すなわち、論理回路、原子炉トリップ遮断器、連絡ケーブル等は供給電源（直流2母線、無停電電源4母線）を含めて独立な構成としている。</p> <p>(3) フェイル・セイフ</p> <p>原子炉保護設備を構成するリレー、原子炉トリップ遮断器の不足電圧コイルは常時励磁状態とし、駆動電源の喪失、系の遮断に対して原子炉保護動作をとる方向に作動するよう設計している。</p> <p>(4) 運転中試験</p> <p>原子炉保護設備は、論理回路及び原子炉トリップ遮断器に関し、プラント運転中にも試験ができる設計としている。</p> <p>論理回路は、テストスイッチを操作して、各チャンネルの双安定回路のリレーをトリップ状態にする等の方法により、正常に動作したことを見認できる。</p> <p>なお、原子炉トリップ遮断器の動作テストは、“2 out of 4”ロジック構成のため、チャンネルごとに実動作テストを行うことができる。</p> <p>(5) 手動操作</p> <p>必要な場合、手動でも原子炉保護動作を行えるように、中央制御盤に原子炉トリップスイッチを2個設け、いずれか1個のスイッチ操作により原子炉トリップ信号を発することができる。</p> <p>(6) 作動状況の確認</p> <p>原子炉保護設備の作動状況は、警報、表示灯、炉外核計装等により確認することができる。</p> <p>(7) 不正アクセス防止</p> <p>原子炉保護設備のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計としている。</p>	<p>■④記載の充実（追加要求事項の対象外、大飯参照）</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
6.7 工学的安全施設作動設備 6.7.1 概要 <p>工学的安全施設作動設備は、1次冷却材喪失事故あるいは主蒸気管破断事故等に際して、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリを保護するための設備を起動するものである。 工学的安全施設作動設備は、安全保護系のプロセス計装から信号を受けて、工学的安全施設を作動させる2トレインの論理回路で構成する。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↓</p> <p>6.7.2 設計方針</p> <p>(1) 工学的安全施設作動設備は、单一故障あるいは使用状態からの単一の取り外しを行っても、安全保護機能を喪失しないような多重性を有する設計とする。</p> <p>(2) 工学的安全施設作動設備は、チャンネル相互を分離し、チャンネル間の独立性を図る設計とする。</p> <p>(3) 工学的安全施設作動設備は、駆動源の喪失又は系の遮断に対して、最終的に安全な状態に落ち着くような設計とする。</p> <p>(4) 工学的安全施設作動設備は、原子炉の運転中に定期的に試験を行い、機能が喪失していないことを確認できる設計とする。</p>		6.7 工学的安全施設作動設備 6.7.1 概要 <p>工学的安全施設作動設備は、原子炉冷却材喪失、主蒸気管破断等に際して、炉心の冷却を行い、原子炉格納容器バウンダリを保護し、発電所周辺の公衆の安全を確保するための設備を作動させる。</p> <p>6.7.2 設計方針</p> <p>(1) 多重性 工学的安全施設作動設備は、その系統を構成する機器若しくはチャンネルに单一故障が起きた場合、又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合においても、その安全保護機能を失わないように、多重性を備えた設計とする。</p> <p>(2) 独立性 工学的安全施設作動設備は、通常運転時、保修時、試験時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないように、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する設計とする。</p> <p>(3) 過渡時の機能 工学的安全施設作動設備は、運転時の異常な過渡変化時に、その異常な状態を検知し、原子炉停止系を含む適切な系統を自動的に作動させ、燃料要素の許容損傷限界を超えない設計とする。</p> <p>(4) 設計基準事故時の機能 工学的安全施設作動設備は、設計基準事故時に、その異常な状態を検知し、原子炉トリップ及び必要な工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。</p> <p>(5) 故障時の機能 工学的安全施設作動設備は、駆動源の喪失、系の遮断等が生じた場合においても、最終的に発電用原子炉施設が安全な状態に落ち着く設計とする。</p> <p>(6) 計測制御系との分離 工学的安全施設作動設備は、計測制御系とは機能的に分離した設計とする。安全保護系から計測制御系へ信号を取り出す場合には、計測制御系に故障が生じても、安全保護系へ影響を与えない設計とする。</p> <p>(7) 試験可能性 工学的安全施設作動設備は、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、独立する。</p>	■③既許可記載の相違
		6.7.2 設計方針	■③既許可記載の相違
		(1) 多重性 工学的安全施設作動設備は、 その系統を構成する機器若しくはチャンネルに单一故障が起きた場合、又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合においても、その安全保護機能を失わないように、多重性を備えた 設計とする。	■③既許可記載の相違
		(2) 独立性 工学的安全施設作動設備は、 通常運転時、保修時、試験時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その安全保護機能を失わないように、その系統を構成するチャンネル相互を分離し、それぞれのチャンネル間において独立性を確保する 設計とする。	■③既許可記載の相違
		(3) 過渡時の機能 工学的安全施設作動設備は、 運転時の異常な過渡変化時に、その異常な状態を検知し、原子炉停止系を含む適切な系統を自動的に作動させ、燃料要素の許容損傷限界を超えない 設計とする。	■③既許可記載の相違
		(4) 設計基準事故時の機能 工学的安全施設作動設備は、 設計基準事故時に、その異常な状態を検知し、原子炉トリップ及び必要な工学的安全施設を自動的に作動させる 設計とする。	■③既許可記載の相違
		(5) 故障時の機能 工学的安全施設作動設備は、 駆動源の喪失、系の遮断等が生じた場合においても、最終的に発電用原子炉施設が安全な状態に落ち着く 設計とする。	■③既許可記載の相違
		(6) 計測制御系との分離 工学的安全施設作動設備は、 計測制御系とは機能的に分離した 設計とする。安全保護系から計測制御系へ信号を取り出す場合には、計測制御系に故障が生じても、安全保護系へ影響を与えない設計とする。	■③既許可記載の相違
		(7) 試験可能性 工学的安全施設作動設備は、 原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため、独立 する。	■③既許可記載の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 工学的安全施設作動設備は、作動状況が確認できる設計とする。</p> <p>(5) 工学的安全施設作動設備は、自動的に作動し、また必要な場合には手動でも作動できる設計とする。</p> <p>なお、運転員の手動操作を期待するものは、容易に操作可能で、操作に必要な状態表示があり、操作が正しく行われたことが表示される設計とする。</p> <p>(7) システムの導入段階、更新段階、試験段階でコンピュータウィルスが混入することを防止し、システムへのアクセス管理ができる設計とすることで、承認されていない動作や変更を防ぐ設計とする。</p>		<p>に各チャンネルの試験及び検査ができる設計とする。</p> <p>(8) 電源喪失に対する考慮 工学的安全施設作動設備は、無停電の計装用交流母線から給電し、一定時間の全交流動力電源喪失時にも機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 作動状況の確認 工学的安全施設作動設備は、監視機能を設け作動状況が確認できる設計とする。</p> <p>(10) 手動操作 工学的安全施設作動設備は、自動的に作動し、また、必要な場合には手動でも作動でき運転員の手動操作を期待するものは容易に操作可能な設計とする。 また、手動操作に必要な情報及びその操作が正しく行われたことを示す情報が、明確に表示できる設計とする。</p> <p>(11) 不正アクセス防止 工学的安全施設作動設備のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。 【説明資料 (2.1:P24条-39,40) (2.2:P24条-40) (2.3:P24条-40,41) (2.4:P24条-42) (2.5:P24条-42) (2.6:P24条-43-45) (2.7:P24条-46) (2.9:P24条-49)】</p>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■③既許可記載の相違</p> <p>■⑥設備の相違(工学的安全施設作動設備) ・泊は、工学的安全施設作動に係わる信号の流れが、原子炉安全保護盤→工学的安全施設作動盤→安全系現場制御監視盤であり、すべての盤がデジタル計算機である。 ・大飯は、原子炉安全保護盤(デジタル計算機)→安全保護シーケンス盤(アナログ盤)である。 ・以上より、泊は原子炉保護設備と同様に、工学的安全施設作動設備に対しても不正アクセス防止を記載している。 ・以降、同様の相違は、「■⑥設備の相違(工学的安全施設作動設備)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p> <p>■③既許可記載の相違</p>
6.7.4 主要設備		<p>6.7.3 主要設備</p> <p>(1) 構成 工学的安全施設作動設備は第6.7.1図に示すように、工学的安全施設作動演算処理装置、工学的安全施設作動装置等で構成する。工学的安全施設作動演算処理装置は多重化された4つのチャンネル及び工学的安全施設作動装置は2系統化された工学的安全施設に各々対応した作動</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.7.3 主要設備の仕様 工学的安全施設作動設備の主要設備の仕様を第6.7.1表に示す。</p> <p>6.7.5 評価 (1) 単一故障 工学的安全施設作動回路を構成する論理回路には、多重性を持たせている。すなわち、原則として“2 out of 4”で構成される論理回路は、2重トライイン構成としている。これらのトライインは、電気的、物理的に分離しているので、単一のトライインの故障で機能を失うことはない。</p> <p>(2) 独立性 工学的安全施設作動回路は、相互干渉が起こらないように、物理的、電気的独立性を持たせている。すなわち、論理回路、連絡ケーブル等は供給電源を含めて独立な構成としている。</p> <p>(3) 運転中試験 工学的安全施設作動回路は、運転中にも論理回路の試験ができる。すなわち、テストスイッチを操作することにより論理回路が正常に動作したことを確認できる。</p> <p>(4) 手動操作 必要な場合、手動でも工学的安全施設作動を行えるように、中央制御盤に操作スイッチを設け、以下の作動信号をそれぞれ発することができる。</p> <p>a. 非常用炉心冷却設備作動信号</p>		<p>装置で構成し、自己診断機能を有するマイクロプロセッサを用いる。 工学的安全施設作動演算処理装置は、安全保護回路のプロセス計装からの信号を入力し、工学的安全施設作動演算を行い、信号が設定値に達した場合には、チャンネルトリップ信号を発信する。 工学的安全施設作動装置は、各々4つの工学的安全施設作動演算処理装置からの信号を入力し、2つ以上の工学的安全施設作動演算処理装置がチャンネルトリップ信号を発信した場合には、工学的安全施設作動信号を発信する“2 out of 4”方式とする。 工学的安全施設作動設備の工学的安全施設作動演算処理装置及び工学的安全施設作動装置の駆動源には、電力を使用する。これらは駆動源の喪失、系統の遮断等が生じた場合においても、フェイル・セイフとなるか、又は故障と同時に現状維持（フェイル・アズ・イズ）になり、この現状維持の場合でも、多重化された他の装置によって安全保護動作を行うことができる。 なお、工学的安全施設作動設備は、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることが保証されたソフトウェアを使用する。</p> <p>6.7.4 主要仕様 工学的安全施設作動設備の主要仕様を第6.7.1表、第6.7.1図に示す。</p> <p>6.7.6 手順等 安全保護系の手順については、「6.6.6 手順等」に示す。</p> <p>6.7.7 評価 (1) 単一故障 工学的安全施設作動回路を構成する論理回路には、多重性を持たせている。すなわち、原則として“2 out of 4”で構成される論理回路は、2系統化している。これらの系統は、電気的、物理的に分離しているので、単一の系統の故障で機能を失うことはない。</p> <p>(2) 独立性 工学的安全施設作動回路は、相互干渉が起こらないように、物理的、電気的独立性を持たせている。すなわち、論理回路、連絡ケーブル等は供給電源を含めて独立な構成としている。</p> <p>(3) 運転中試験 工学的安全施設作動回路は、運転中にも論理回路の試験ができる。すなわち、テストスイッチを操作することにより論理回路が正常に動作したことを確認できる。</p> <p>(4) 手動操作 必要な場合、手動でも工学的安全施設作動を行えるように、中央制御盤に操作スイッチを設け、以下の作動信号をそれぞれ発することができる。</p> <p>a. 非常用炉心冷却設備作動信号</p>	<p>■③既許可記載の相違</p> <p>■⑥設備の相違（工学的安全施設作動設備）</p> <p>■③既許可記載の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 原子炉格納容器スプレイ作動信号 c. 主蒸気ライン隔離信号 d. 原子炉格納容器隔離信号</p> <p>(5) 作動状況の確認 工学的安全施設の作動状況はプロセス計装、警報及び表示灯によって確認することができる。</p> <p>【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑</p>		<p>b. 原子炉格納容器スプレイ作動信号 c. 主蒸気ライン隔離信号 d. 原子炉格納容器隔離信号</p> <p>(5) 作動状況の確認 工学的安全施設の作動状況はプロセス計装、警報及び表示灯によって確認することができる。</p> <p>(6) 不正アクセス防止 工学的安全施設作動設備のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計としている。</p>	<p>■⑥設備の相違(工学的安全施設作動設備)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

【まとめ資料作成範囲外のため、設置許可(令和3年5月)より引用】↓
第6.3.1表 安全保護系のプロセス計装

項目	チャンネル数	検出器
原子炉圧力	4	圧力伝送器
加圧器水位	4	差圧伝送器
1次冷却材流量	4/ループ	差圧伝送器
1次冷却材温度	4	測温抵抗式温度計
蒸気発生器水位	4/蒸気発生器	差圧伝送器
主蒸気ライン圧力	4/ループ	圧力伝送器
原子炉格納容器圧力	4	圧力伝送器
タービン第1段後圧力	4	圧力伝送器

第6.3.2表 事故時監視が必要なパラメータ

項目	名称
1次冷却系計装	1次冷却材温度(広域-高温側、低温側) 1次冷却材圧力(広域)
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位
	補助給水流量
主蒸気及び給水、補助給水系計装	蒸気発生器水位(広域) 復水ピット水位
燃料取替用水系計装	燃料取替用水ピット水位
原子炉格納容器閥門計装	原子炉格納容器内温度
原子炉補機冷却系計装	原子炉補機冷却水サーボタンク水位
制御用空気系計装	制御用空気圧力
非常用炉心冷却系計装	高圧注入流量 低圧注入流量

女川原子力発電所2号炉

【比較のため、図表の順番を入れ替えて記載】↓

第6.3-1表 原子炉プラント・プロセス計装一覧表

項目	名称
圧力容器計装	原子炉水位、圧力 圧力容器胸部温度 圧力容器フランジ節シール漏えい
再循環系計装	再循環流量、冷却材温度 原子炉再循環ポンプ出入口差圧 静止形原子炉再循環ポンプ電源装置出力周波数 炉心流量 原子炉再循環ポンプシール漏えい流量 原子炉再循環ポンプ冷却水流量 原子炉再循環ポンプ冷却水温度 原子炉再循環ポンプ軸受振動、軸受温度
給水系及び主蒸気系計装	原子炉給水流量、主蒸気流量 タービン第1段圧力
制御棒駆動系計装	制御棒駆動水流量 制御棒駆動機構温度 アクチュエレーザ蓄圧力 アクチュエレーザ漏えい水量 スクラム排出容器水位 制御棒駆動水ポンプ入口圧力 フィルタ差圧、制御棒駆動水圧と原子炉圧力の差圧 格納容器内圧力、格納容器内温度
原子炉格納容器内空気計装	格納容器内(ドライウェル)温度、格納容器内水素濃度 格納容器内酸素濃度、格納容器内放射線レベル サブレッシュショーンブル水位、水温
漏えい検出系計装	ドライウェル内ガス冷却装置凝縮水量 ドライウェル内サンプル水量 ドライウェル内核分裂生成物放射能レベル
その他の計装	ほう酸水貯蔵タンク水位 ほう酸水温度、ほう酸水ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力 低圧炉心スプレイ系流量 高圧炉心スプレイ系流量 原子炉隔壁時冷却系ポンプ出口圧力 原子炉隔壁時冷却系流量

泊発電所3号炉

第6.3.1表 安全保護回路のプロセス計装

項目	チャンネル数	検出器
原子炉圧力	4	圧力伝送器
加圧器水位	4	差圧伝送器
1次冷却材流量	4/ループ	差圧伝送器
1次冷却材温度	4	測温抵抗式温度計
蒸気発生器水位	4/蒸気発生器	差圧伝送器
主蒸気ライン圧力	4/ループ	圧力伝送器
原子炉格納容器圧力	4	圧力伝送器
タービン第1段圧力	4	圧力伝送器
1次冷却材ポンプ電源電圧	4	不足電圧警報器
1次冷却材ポンプ電源周波数	4	周波数監視器
タービン非常停止油圧	4	圧力スイッチ
主蒸気止め弁位置	4	弁位置スイッチ
地盤加速度	4	加速度検出器
水平方向(上部階)	4	加速度検出器
水平方向(下部階)	4	加速度検出器
鉛直方向(下部階)	4	加速度検出器

第6.3.2表 事故時監視が必要なプロセス計装

項目	名称
1次冷却系計装	1次冷却材温度(広域-高温側、低温側) 1次冷却材圧力(広域) 原子炉容器水位
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位
	補助給水流量
主蒸気及び給水設備計装	蒸気発生器水位(広域) 補助給水ピット水位
原子炉格納施設計装	格納容器内温度 格納容器再循環サンプル水位(広域、狭域)
原子炉補機冷却水設備計装	原子炉補機冷却水サーボタンク水位
原子炉補機冷却海水設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力
非常用炉心冷却設備計装	高圧注入流量 低圧注入流量 燃料取替用水ピット水位

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

第6.6.1表 原子炉トリップ信号一覧表

警報トリップ信号	種出器	作動ロジック	インターロック
中性子漏損中性子束高	中性子漏損中性子束検出器	3／2	(P-6) 設定値以上で手動ロジック (P-10) 設定値以上で自動ロジック
中性子漏損中性子束高	中性子漏損中性子束検出器	1／2	(P-10) 設定値以上で手動ロジック (P-10) 設定値以上で自動ロジック
出力領域中性子束高	中性子漏損中性子束検出器	1／2	(P-10) 設定値以上で手動ロジック
a. 電気炉	出力領域中性子束検出器	2／4	動作要件については(P-10) 1.0% 設定値以上で手動 ロジック
b. 高炉	出力領域中性子束検出器	2／4	
出力領域中性子束変化率高	出力領域中性子束検出器	2／4	
a. 増加率高	出力領域中性子束検出器	2／4	
b. 減少率高	出力領域中性子束検出器	2／4	
水素炉伊丹冷却装置動作			監6.7.1参考
最大堆積心T高	1次熱材温度検出器 加圧堆積心T高	3／4	
最大堆積心T高	1次熱材温度検出器 出力領域中性子束検出器	3／4	
中性子束計動作不能			監6.7.1参考
中性子束計動作不能			監6.7.1参考
スクラム排出容器水位高	スクラム排出容器	0.137m ³ に相当するレベル	
主蒸気隔離弁閉	主蒸気隔離弁	開度 90%	
主蒸気止め弁閉	主蒸気止め弁	開度 90%	
1次熱材ポンプ回転数低	1次熱材ポンプ回転数検出器	3／4	(P-7) 設定値以下で自動ロジック スループ以上は(P-7) 設定値以下で自動ロジック
タービントリップ	タービン共用遮断器除出器	3／4	(P-7) 設定値以下で 自動ロジック
主蒸気止め弁	4台、昇		
蒸気加減弁急速閉	主蒸気隔離弁	蒸気加減弁のバイロット弁	42.0kg/cm ²
主蒸気止水栓	主蒸気止水栓	各部止水栓	
主蒸気止水栓	主蒸気止水栓	各部止水栓	
加圧海水位高	加圧海水位検出器	3／4	(P-7) 設定値以下で 自動ロジック
絶縁加速度高	水平方向加速度検出器 垂直方向加速度検出器	3／3	
a. 水平方向加速度高	水平方向加速度検出器	3／3	
b. 垂直方向加速度高	垂直方向加速度検出器	3／3	
手動			
モードスイッチ	モードスイッチ	中央制御室	

(注)トリップ設定値は、動作要件+監6.7.2表のトリップ各機に付箇所等を考慮して算出割合や安全余裕等を考慮する。

女川原子力発電所2号炉

第6.6.1表 原子炉トリップ信号一覧表

スクラム信号の種類	検出器	スクラム設定値
種類	検出場所	
原子炉圧力高	原子炉圧力容器	73.6kg/cm ²
原子炉水位低	セバレータスカート下端より 66cm 上 (レベル3)	
ドライウェル圧力高	ドライウェル	0.14kg/cm ²
中性子束高	炉心内	定格出力の 15%一定、120%一定及び自動可変設定
原子炉周期短	炉心内	10秒
中性子束計動作不能	平均出力領域モニタ	中性子束計動作不能の場合は起動領域モニタ
スクラム排出容器水位高	スクラム排出容器	0.137m ³ に相当するレベル
主蒸気隔離弁閉	主蒸気隔離弁	開度 90%
主蒸気止め弁閉	主蒸気止め弁	開度 90%
1次熱材流量低	1.ループ 3／4	1.ループは (P-8) 設定値以下で自動ロジック スループ以上は (P-7) 設定値以下で自動ロジック
タービントリップ	タービン共用遮断器除出器	3／4
主蒸気止め弁	4台、昇	
主蒸気止水栓	主蒸気止水栓	各部止水栓
主蒸気管放射能高	ガンマ線モニタ	通常の放射能の 10倍
地震 加速度大	地震検出器	原子炉建屋原子炉棟
手動	押しボタンスイッチ	中央制御室
モードスイッチ	モードスイッチ	中央制御室

(注) 検出場所及びスクラム設定値は、詳細設計により決定する。

泊発電所3号炉

第6.6.1表 原子炉トリップ信号一覧表

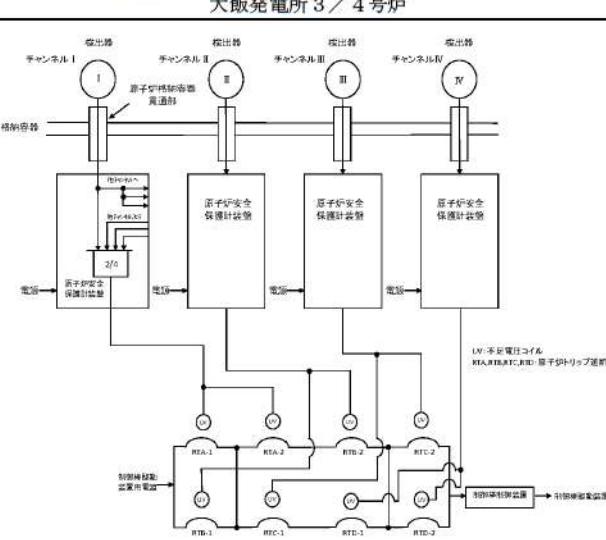
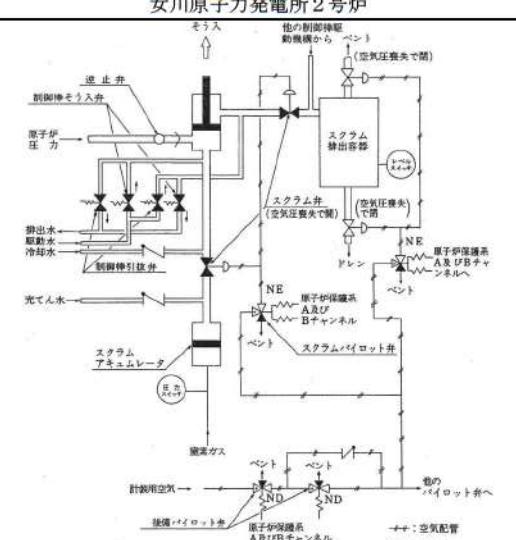
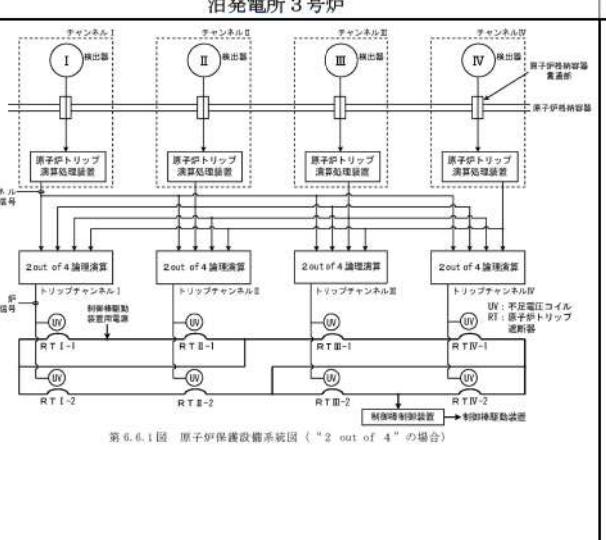
警報トリップ信号	種出器	作動ロジック	インターロック	作動器具表示は計画段交差
中性子漏損中性子束高	牛性子漏損中性子束検出器	1／2	(P-6) 設定値以上で手動ロジック (P-10) 設定値以上で自動ロジック	田代(2回) (8回)
中性子漏損中性子束高	中性子漏損中性子束検出器	1／2	田代(2回) 設定値以上で手動ロジック 田代(2回) 設定値以上で自動ロジック	田代(2回) (8回)
出力領域中性子束高	出力領域中性子束検出器	2／4	出力領域中性子束検出器 出力領域中性子束検出器	出力領域中性子束検出器 (2回)
a. 電気炉	出力領域中性子束検出器	2／4	出力領域中性子束検出器 出力領域中性子束検出器	出力領域中性子束検出器 (2回)
b. 高炉	出力領域中性子束検出器	2／4		
出力領域中性子束変化率高	出力領域中性子束検出器	2／4	出力領域中性子束検出器 出力領域中性子束検出器	出力領域中性子束検出器 (2回)
a. 増加率高	出力領域中性子束検出器	2／4	出力領域中性子束検出器 出力領域中性子束検出器	出力領域中性子束検出器 (2回)
b. 減少率高	出力領域中性子束検出器	2／4		
水素炉伊丹冷却装置動作				監6.6.1表参考
過大堆積点高				監6.6.1表参考
a. 1次熱材温度検出器 b. 高炉側配管漏洩検出器	1次熱材温度検出器 加圧堆積点高	2／4	1次熱材温度検出器 加圧堆積点高	第7.A.2表参考 (2回)
過大堆積点高				第7.A.2表参考 (2回)
中性子束計動作不能				第7.A.3表参考 (2回)
スクラム排出容器水位高	スクラム排出容器	0.137m ³ に相当するレベル		16.0MW (page 1) (8回)
主蒸気隔離弁閉	主蒸気隔離弁	2／4	(P-7) 設定値以下で自動ロジック	15.7MW (max) (8回)
原子炉圧力高	加圧堆積点高	2／4		
原子炉圧力低	加圧堆積点高	2／4	(P-7) 設定値以下で自動ロジック	15.7MW (max) (8回)
1次熱材流量低	1次熱材流量検出器	2／4	1.ループ 2／4 2.ループ 2／4 3.ループ 2／4 4.ループ 2／4	監6.6.1表 (2回)
1次熱材ポンプ回転数低	1次熱材ポンプ回転数検出器	2／4	1.ループ 2／4 2.ループ 2／4 3.ループ 2／4 4.ループ 2／4	監6.6.1表 (2回)
主蒸気隔離弁閉	主蒸気隔離弁	各部止水栓		
主蒸気止め弁閉	主蒸気止め弁	各部止水栓		
1次熱材ポンプ回転数低	1次熱材ポンプ回転数検出器	2／4	(P-7) 設定値以下で自動ロジック 各部止水栓	監6.6.1表 (2回)
主蒸気止水栓	主蒸気止水栓	各部止水栓		
主蒸気止水栓	主蒸気止水栓	各部止水栓		
加圧海水位高	加圧海水位検出器	2／4	(P-7) 設定値以下で自動ロジック	48.0MW (2回)
タービントリップ	タービン共用遮断器	2／4	(P-7) 設定値以下で 自動ロジック	タービン共用遮断器 (2回)
主蒸気止め弁	4台、昇			
高炉側配管漏洩	高炉側配管漏洩検出器	2／4	高炉側配管漏洩 高炉側配管漏洩	高炉側配管漏洩 (2回)
加圧海水位高	加圧海水位検出器	2／4	(P-7) 設定値以下で自動ロジック	計画点水位 (100%水位) (2回)
堆積点高	堆積点高	2／4	水平方向加速度検出器 垂直方向加速度検出器	水平方向 (50%) (上昇) (2回) 水平方向 (50%) (下降) (2回)
a. 水平方向加速度高	水平方向加速度検出器	2／4		
b. 垂直方向加速度高	垂直方向加速度検出器	2／4		
手動				—

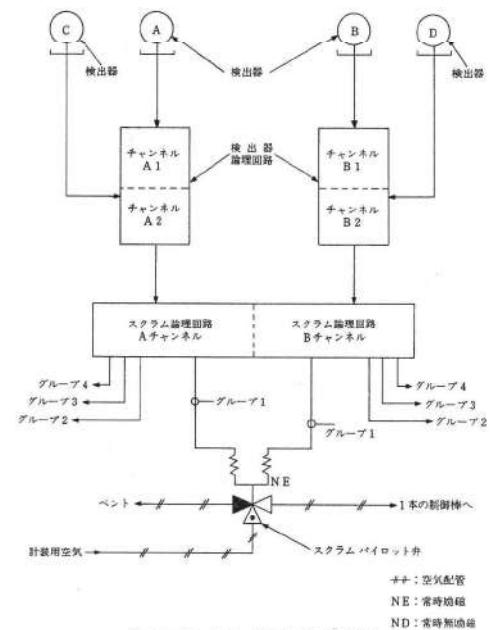
(注1) 行動蓄積点で使用する作動器(旁通式/直接式)は、本表の計数に基づき、詳細設計により決定する。)
 (注2) 目標設定期(初期運転での折替のセッティング)は、実際のセッティングに基づき、詳細設計により決定する。)

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>第6.6.1図 原子炉保護設備概念図（2 out of 4 の場合）</p>	 <p>第6.6-2図 原子炉保護系及び制御棒駆動系概要図</p>	 <p>第6.6-1図 原子炉保護設備系統図（“2 out of 4”の場合）</p>	



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第6.6.2表 原子炉トリップ信号に関する
パーミッシュ信号一覧表

パーミッシュ 信号の記号	機能	入力信号
P-6	中性子源領域中性子束高原子炉トリップ手動ブロック許可	中間領域中性子束高の1／2
P-7	a. 2ループ以上の1次冷却材流量低による原子炉トリップ許可 b. 1次冷却材ポンプ回転数低による原子炉トリップ許可 c. タービントリップによる原子炉トリップ許可 d. 原子炉圧力低による原子炉トリップ許可 e. 加圧器水位高による原子炉トリップ許可	出力領域中性子束高の2／4あるいはタービン第1段後圧力高の2／4
P-8	1ループの1次冷却材流量低信号による原子炉トリップ許可	出力領域中性子束高の2／4
P-10	a. 中性子源領域中性子束高原子炉トリップの自動ブロック b. 中間領域中性子束高原子炉トリップの手動ブロック許可 c. 出力領域中性子束高（既設定）原子炉トリップの手動ブロック許可	出力領域中性子束高の2／4

(注) 設定値は詳細設計で決定する。

第6.6.2表 原子炉トリップ信号に関するパーミッシュ信号一覧表

パーミッシュ 信号の記号	機能	入力信号	計画設定値 ^(注)
P-6	中性子源領域中性子束高原子炉トリップ手動ブロック許可	中間領域中性子束高	10^{-10} A
P-7	a. 2ループ以上の1次冷却材流量低による原子炉トリップ許可 b. 1次冷却材ポンプ電流電圧低による原子炉トリップ許可 c. 1次冷却材ポンプ電流周波数低による原子炉トリップ許可 d. タービントリップによる原子炉トリップ許可 e. 原子炉圧力低による原子炉トリップ許可 f. 加圧器水位高による原子炉トリップ許可	出力領域中性子束高あるいはタービン第1段圧力高	原子炉出力の10% タービン出力の10%
P-8	1ループの1次冷却材流量低による原子炉トリップ許可	出力領域中性子束高	原子炉出力の40%
P-10	a. 中性子源領域中性子束高原子炉トリップの自動ブロック b. 中間領域中性子束高原子炉トリップの手動ブロック許可 c. 出力領域中性子束高（既設定）原子炉トリップの手動ブロック許可	出力領域中性子束高	原子炉出力の10%

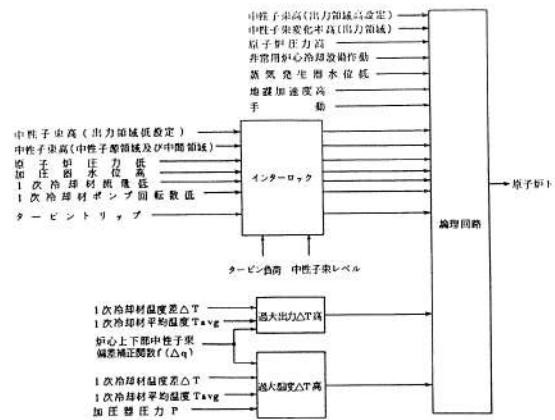
(注) P-8以外は現状階層での計器のセット値であり、実際のセット値は、本表の数値に基づき、詳細設計により決定する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

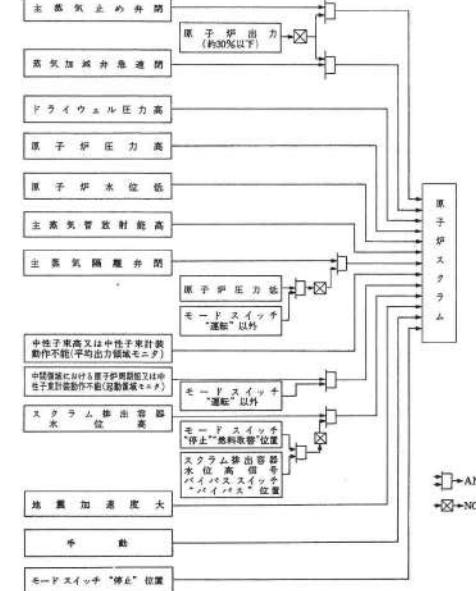
第24条 安全保護回路

大飯発電所 3／4号炉



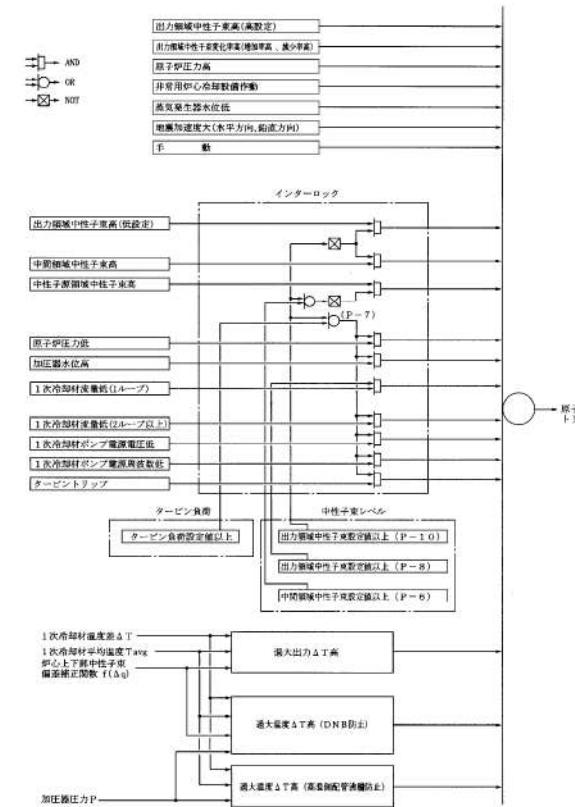
第6.6.2図 原子炉保護設備信号図

女川原子力発電所 2号炉



第6.6-4図 原子炉保護系説明図

泊発電所 3号炉



第6.6.2図 原子炉保護設備信号図

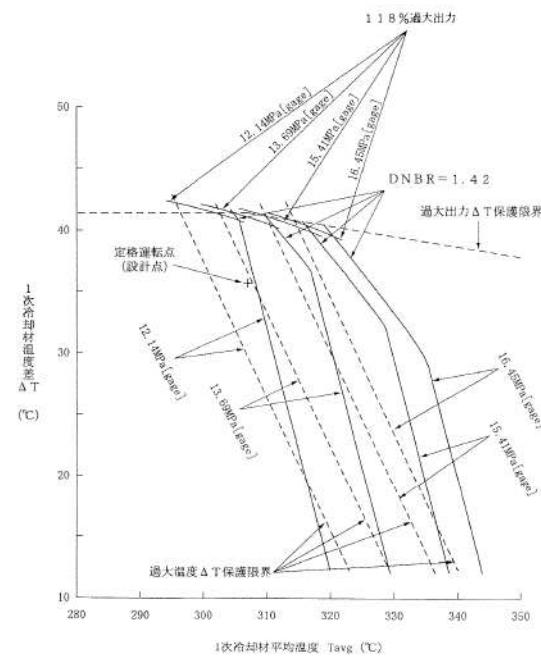
相違理由

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

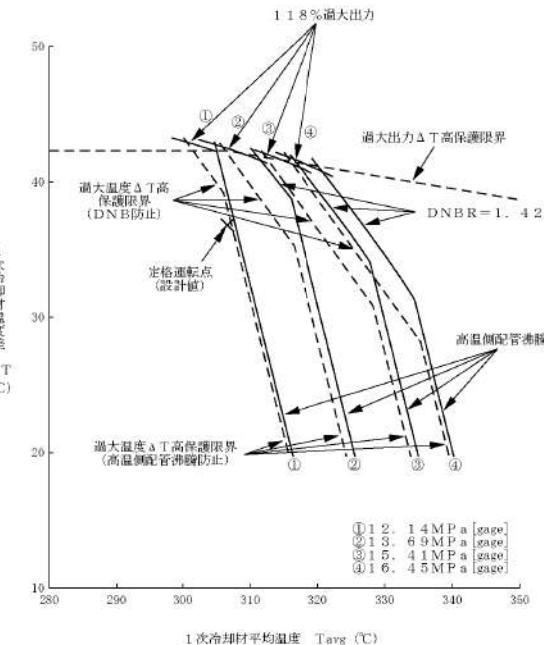


第6.6.3図 過大出力ΔT高及び過大温度ΔT高による保護限界図（代表例）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第6.6.3図 過大温度ΔT高及び過大出力ΔT高による保護限界図（代表例）

8-7-8-1

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

第6.7.1表 工学的安全施設作動信号一覧表

工学的安全施設作動信号	検出器	作動ロジック	インターロック
a. 原子炉圧力低	加圧器圧力検出器	2/4	(P-1.1) 設定値以下で手動ブロック
b. 主蒸気ライン圧力低	主蒸気圧力検出器	(P-1.1) 設定値以下 (各ラインは2/4) の1/4	
c. 原子炉格納容器圧力検出器高	原子炉格納容器圧力検出器	2/4	
d. 手動		1/2	
a. 原子炉格納容器圧力異常高	原子炉格納容器圧力検出器	2/4	
b. 主蒸気ライン圧力低	非常用炉心冷却設備作動信号b.と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号b.と同じ	
c. 主蒸気ライン圧力異常高	主蒸気圧力検出器	(P-1.1) 設定値以上 (各ラインは2/4) の1/4	
d. 手動		1/2	
a. 原子炉格納容器圧力異常高	原子炉格納容器圧力検出器	2/4	
b. 手動		(2/2) × 1/2	
a. 非常用炉心冷却設備作動信号	非常用炉心冷却設備作動信号と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号と同じ	
b. 原子炉格納容器スプレイ作動信号	原子炉格納容器スプレイ作動信号と同じ	原子炉格納容器スプレイ作動信号と同じ	
c. 手動		1/2	

(注)作動信号は、添付書類十第1.2.3表の作動信号種別に斟酌後等を考慮して、詳細設計で安全側に決定する。

【まとめ資料作成範囲外のため。設置許可(令和3年5月)より引用】↑

女川原子力発電所2号炉

第6.6-2表 工学的安全施設作動回路信号一覧表

信号の種類	保護機能の種類	設定値
	非常用ガス処理系起動 主蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖	セパレータスカート下端から 66cm 上 (レベル 3)
原子炉水位低	主蒸気隔離弁閉鎖 高圧炉心スプレイ系及び同ディーゼル発電機起動	セパレータスカート下端から 62cm 下 (レベル 2)
	低圧炉心スプレイ系起動 低圧注水系起動 自動減圧系作動 非常用ディーゼル発電機起動	セパレータスカート下端から 331cm 下 (レベル 1)
	高圧炉心スプレイ系及び同ディーゼル発電機起動 低圧炉心スプレイ系起動 低圧注水系起動 自動減圧系作動 非常用ガス処理系起動 非常用ディーゼル発電機起動 主蒸気隔離弁以外の隔離弁の閉鎖	0.14kg/cm ² g
ドライウェル圧力高	主蒸気管圧力低	59kg/cm ² g
	主蒸気管流量大	定格流量の 140%
	主海水器真空度低	真空度 216mmHg
	主蒸気管放射能高	通常の放射能の 10 倍
	主蒸気管トンネル温度高	主蒸気隔離弁閉鎖
原子炉建屋	原子炉棟放射能高	通常の放射能の 10 倍

(注) 設定値は、詳細設計により決定する。

泊発電所3号炉

第6.7.1表 工学的安全施設作動信号一覧表

工学的安全施設作動信号	検出器	作動ロジック	インターロック	作動信号値又は計測設定値
a. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一一致	加圧器圧力検出器 加圧器水位検出器	加圧器圧力低と加圧器水位低の1/4	(P-1.1) 設定値以下で手動ブロック	13.04MPa[gage] (R1) 計器スパンの0%水位 (R1)
b. 原子炉圧力異常低	加圧器圧力検出器	2/4	(P-1.1) 設定値以下で手動ブロック	11.30MPa[gage] (R1)
c. 主蒸気ライン圧力低	主蒸気ライン圧力検出器	各主蒸気ライン圧力低2/4	(P-1.1) 設定値以下で手動ブロック	3.25MPa[gage] (R1)
d. 原子炉格納容器圧力高	原子炉格納容器圧力検出器	2/4		0.034MPa[gage] (R1)
e. 手動		1/2		-
f. 原子炉格納容器圧力異常高	原子炉格納容器圧力検出器	2/4		0.085MPa[gage] (R1)
g. 主蒸気ライン圧力低	非常用炉心冷却設備作動信号c.と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号c.と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号c.と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号c.と同じ
h. 主蒸気ライン圧力異常高	主蒸気ライン圧力検出器	各主蒸気ライン圧力異常高2/4	(P-1.1) 設定値以上で自動ブロック	-0.85MPa (特定数50秒の不完全燃焼分離装置において) (R1)
i. 手動		1/2		-
j. 原子炉格納容器圧力異常高	原子炉格納容器圧力検出器	2/4		0.120MPa[gage] (R1)
k. 手動		(2/2) × 1/2		-
l. 非常用炉心冷却設備作動信号	非常用炉心冷却設備作動信号と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号と同じ	非常用炉心冷却設備作動信号と同じ
m. 原子炉格納容器スプレイ作動信号	原子炉格納容器スプレイ作動信号と同じ	原子炉格納容器スプレイ作動信号と同じ	原子炉格納容器スプレイ作動信号と同じ	原子炉格納容器スプレイ作動信号と同じ
n. 手動		1/2		-

(注1) 添付書類十で使用する作動信号値（実際のセット値は、本表の数値に基づき、詳細設計により決定する。）
(注2) 計測設定値（現段階での計器のセッティングであり、実際のセット値は、本表の数値に基づき、詳細設計により決定する。）

相違理由

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

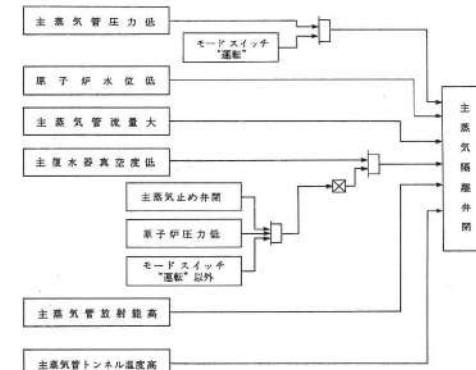
第24条 安全保護回路

大飯発電所 3／4号炉

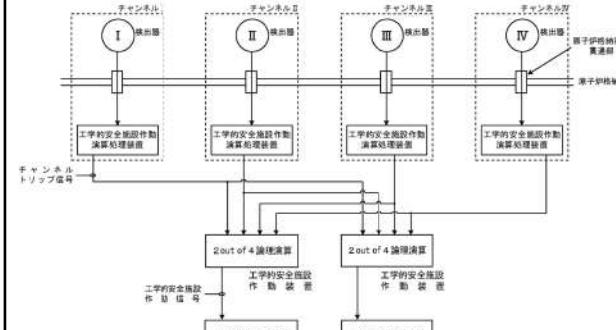
女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由



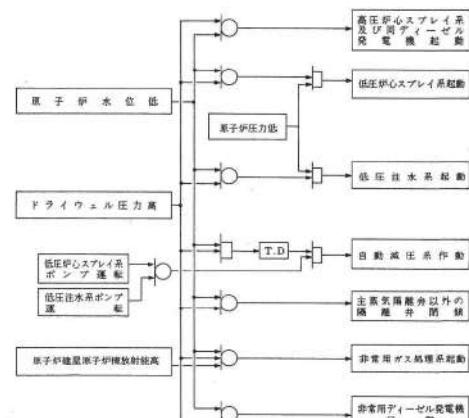
第 6.6-5 図 工学的安全施設作動の機能説明図（その 1）



第 6.7-1 図 工学的安全施設作動設備系統図

AND
NOT

第 6.6-6 図 工学的安全施設作動の機能説明図（その 2）



第 6.6-6 図 工学的安全施設作動の機能説明図（その 2）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

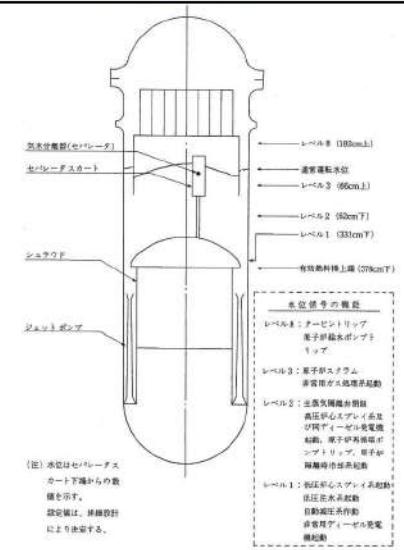
第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

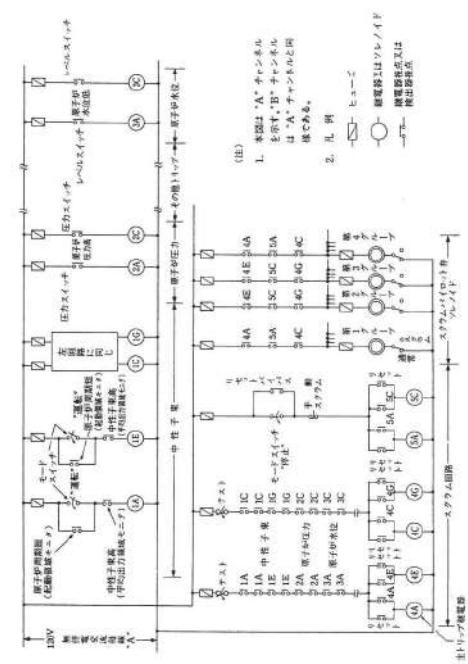
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第6.3-1図 原子炉水位計装紙明図



第6.6-1図 原子炉保護系電気回路

【比較のため、図表の順番を入れ替えて記載】↑

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十四条（安全保護回路）第1項第六号において『不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。』が要求されている。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の安全保護回路は、検出信号処理において一部デジタル演算処理を行う機器があるほかは、アナログ回路で構成している。</p> <p>安全保護回路（原子炉保護系、工学的安全施設作動回路）の不正アクセス行為による被害防止については、デジタル演算処理を行う機器も含め、下記の対策を実施している。</p> <p>(1) 物理的及び電気的アクセスの制限対策</p> <p>発電所への入域に対しては、出入管理により物理的アクセスを制限する。電気的アクセスについては、安全保護回路を有する制御盤を施錠管理しており、また、保守ツールの接続口自体を設けておらず、回路変更等の不正行為が実施できない構造となっていることにより、管理されない変更を防止している。</p> <p>(2) ハードウェアの物理的な分離又は機能的な分離対策</p> <p>安全保護回路の信号は、安全保護回路→データ収集装置→安全パラメータ表示システム伝送装置→防護装置（■■■■■）を介して外部に伝送している。</p> <p>この信号の流れにおいて、安全保護系からは発信されるのみであり、外部からの信号を受信しないこと、及びハードウェアを直接接続しないことで物理的及び機能的分離を行っている。</p>	<p>【大飯記載なしのため、女川と色識別↓】</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 安全保護回路の不正アクセス行為防止のための措置について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十四条（安全保護回路）第1項第六号において『不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。』が要求されている。</p> <p>泊発電所3号炉の安全保護回路は、デジタル計算機で構成している。</p> <p>安全保護回路（原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備）の不正アクセス行為による被害防止については、デジタル計算機に、下記の対策を実施している。</p> <p>(1) 物理的及び電気的アクセスの制限対策</p> <p>発電所への入域に対しては、出入管理により物理的アクセスを制限する。電気的アクセスについては、安全保護回路のデジタル計算機が収納された盤（原子炉安全保護盤、工学的安全施設作動盤、安全系現場制御監視盤）を施錠管理しており、また、保守ツールの接続箇所は施錠管理された盤内で常時物理的に切り離すとともに、保守ツールをパスワード管理することにより、管理されない変更を防止している。</p> <p>(2) ハードウェアの物理的な分離又は機能的な分離対策</p> <p>安全保護回路の信号は、安全保護回路→防護装置（ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置）→防護装置（■■■■■※¹）→データ収集計算機→防護装置（■■■■■※²）を介して外部に伝送している。</p> <p>この信号の流れにおいて、安全保護系からは発信されるのみであり、外部からの信号を受信しないこと、及び保守ツールの接続箇所は施錠管理された盤内で常時物理的に切り離すことでの物理的及び機能的分離を行っている。</p>	<p>【大飯記載なしのため、女川との相違理由を記載↓】</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■②設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■③設備の相違(保守ツール接続管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、デジタル計算機の運用に当たり保守ツールの接続箇所が必要となるが、当該接続箇所を物理的に防護するとともに、保守ツールをパスワード管理することで電気的アクセスを制限している。 以降、同様の相違は、「■⑦設備の相違(保守ツール接続管理)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 <p>■④設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑤設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑥設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑦設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑧設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑨設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑩設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑪設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑫設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑬設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑭設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑮設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑯設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑰設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑲設備の相違(■■■■■)</p> <p>■⑳設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉑設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉒設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉓設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉔設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉕設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉖設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉗設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉘設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉙設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉚設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉛設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉜設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉝設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉞設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉟設備の相違(■■■■■)</p> <p>■㉟设备名称の相違</p> <p>■㉟设备の相違(保守ツール接続管理)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 外部ネットワークからの遠隔操作及びウイルス等の侵入防止対策</p> <p style="color:red;">安全保護回路とそれ以外の設備との間で用いる信号はアナログ信号（接点信号を含む）であり、外部ネットワークを介した不正アクセス等による被害を受けることはない。</p> <p style="color:red;">安全保護回路の信号で外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、防護装置 [] を介して安全保護回路の信号を一方向（送信機能のみ）通信に制限し外部からのデータ書き込み機能を設けないことでウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスを防止している。</p> <p>(4) システムの導入段階、更新段階又は試験段階で承認されていない動作や変更を防ぐ対策</p> <p style="color:red;">安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア又はハードウェア回路は、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008) に準じて設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証及び妥当性確認がなされたソフトウェア又はハードウェア回路を使用している。</p> <p style="color:red;">安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、固有のプログラム言語を使用（一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境）するとともに、保守以外の不要なソフトウェアへのアクセス制限対策として入域制限や保守ツールの施錠管理及びパスワード管理※を行い、関係者以外の不正な変更等を防止している。</p>	<p>(3) 外部ネットワークからの遠隔操作及びウイルス等の侵入防止対策</p> <p style="color:red;">安全保護回路の信号で外部ネットワークへのデータ伝送の必要がある場合は、防護装置（ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置）、防護装置 []^①及び防護装置 []^②を介して安全保護回路の信号を一方向（送信機能のみ）通信に制限している。</p> <p style="color:red;">また、ソフトウェア変更手順を定めることで、ウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスを含む管理されないソフトウェアの変更を防止している。</p> <p>(4) システムの導入段階、更新段階又は試験段階で承認されていない動作や変更を防ぐ対策</p> <p style="color:red;">安全保護回路は、「安全保護系へのディジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「ディジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008) に準じて設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証及び妥当性確認がなされたソフトウェア又はハードウェア回路を使用している。</p> <p style="color:red;">安全保護回路は、固有のプログラム言語を使用（一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境）するとともに、保守以外の不要なソフトウェアへのアクセス制限対策として入域制限及び現場作業での鍵管理、また、保守ツールの接続箇所は施錠管理された盤内で常に物理的に切り離すとともに、保守ツールをパスワード管理することにより、関係者以外の不正な変更等を防止している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違(設備間の信号) <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、安全保護回路(デジタル計算機)とそれ以外の設備との間の通信はデジタル信号。 ■⑤設備の相違 [] ■⑥運用の相違(ソフトウェア変更手順) <ul style="list-style-type: none"> ・泊の安全保護回路(デジタル計算機)は、物理的・電気的に多層防護した所定の手順を踏まなければソフトウェアを変更できない仕様としており、外部からの不正アクセスを含むすべての管理されないソフトウェアの変更を防止している。 ・以降、同様の相違は、「■⑧運用の相違(ソフトウェア変更手順)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 ■①設備の相違(安全保護回路の構成) ■②設備の相違(ハードウェア回路) ■④設備の相違(安全保護回路の構成) ■⑦設備の相違(保守ツール接続管理)
	<p>また、安全保護系は、固有のプログラム言語を使用（一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境）するとともに、保守以外の不要なソフトウェアへのアクセス制限対策として入域制限や保守ツールの施錠管理及びパスワード管理※を行い、関係者以外の不正な変更等を防止している。</p>	<p>柏崎 6/7 の設置許可 DB24 条まとめ資料より参考掲載</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、安全保護系のうちデジタル処理部のある機器は、供給者独自のハードウェアを使用した、測定対象に応じた演算処理を行う専用のデジタル処理部であり、不要な機能は有していない（別紙7参照）。</p> <p>(5) 耐ノイズ・サージ対策 安全保護回路は、雷・誘導サージ・電磁波障害等による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部や外部からの信号入出力部にラインフィルタや絶縁回路を設置している。 ケーブルは金属シールド付ケーブルを適用し、金属シールドは接地して電磁波の侵入を防止する設計としている。 安全保護回路は、鋼製の筐体に格納し、筐体を接地することで電磁波の侵入を防止する設計としている。</p> <p>※ 通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断する装置</p>	<p>また、安全保護系は、供給者独自のハードウェアを使用した、専用のデジタル計算機であり、不要な機能は有していない（別紙7参照）。</p> <p>(5) 耐ノイズ・サージ対策 安全保護回路は、雷・誘導サージ・電磁波障害等による擾乱に対して、盤へ入線する電源受電部や外部からの信号入出力部にラインフィルタや絶縁回路を設置している。 通信ラインのケーブルは光ケーブルを適用し、サージの影響を防止する設計としている。 安全保護回路は、開発検証時において耐ノイズ／サージに対する耐性を確認している。（ノイズ・サージ試験／準拠規格 JIS C 1000-4-4、電波障害試験／参考規格 JIS C 1000-4-3 等）</p> <p>※1 ハードウェアレベルで一方向のみ通信を許可する装置 ※2 通信状態を監視し、送信元、送信先及び送信内容を制限することにより、目的外の通信を遮断する装置</p> <p>【大飯記載なしのため、女川と色識別↑】</p>	<p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成) ■設備の相違(光ケーブル) ・泊は、安全保護回路(デジタル計算機)とそれ以外の設備との間はデジタル通信であり、光ケーブルを適用している。</p> <p>【大飯記載なしのため、女川との相違理由を記載↑】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 安全保護回路 <p>2.1 概要 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十四条（安全保護回路）第1項第六号にて要求されている「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。」に対して、安全保護系のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p>	<p>【比較のため、資料順を入れ替えて記載。詳細は、p24-1 目次参照】</p>	<p>2.2 概要 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十四条（安全保護回路）第1項第六号にて要求されている「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。」に対して、安全保護回路のデジタル計算機は、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる設計とする。</p>	<p>■記載内容の相違（女川実績の反映） • 女川の審査実績を踏まえ、上記 2.1 を追加したため、資料構成が異なる。</p>

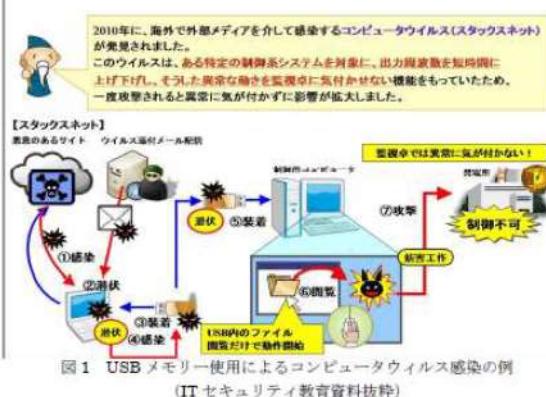
第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

2.2 原子炉安全保護計装盤の物理的分離

原子炉安全保護計装盤は、盤の施錠等により、ハードウェアを直接接続させないことで物理的に分離している。例えば、原子炉安全保護計装盤はUSBポートが接続できない構造とすることで、USBメモリーの使用による不正アクセスその他の被害を防止している。

2.1 制御系システムを脅かすウイルス（スタックスネット）

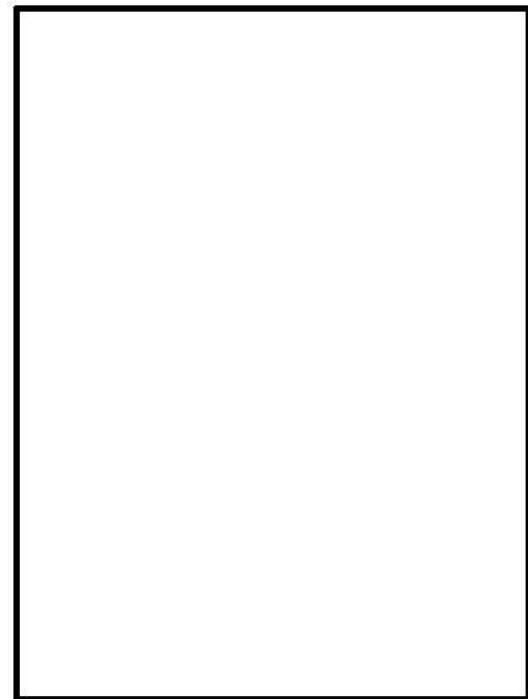


原子炉安全保護計装盤から計測制御系などのデータ伝送には光信号を用いており、光変換カードによって電気信号を光信号に変換して送信することで、物理的分離及び電気的分離を行っている。

女川原子力発電所2号炉

2.3 安全保護回路の物理的分離対策

安全保護回路は、不正アクセスを防止するため、安全保護系盤等の扉には施錠を行い、許可された者以外はハードウェアを直接接続できない対策を実施している。



第2.3図 安全保護系の施錠管理

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

【比較のため、2.7(2)を移動して掲載】

(2) 電気的分離について

安全保護回路からインターフェース部（計測制御系）の分離は、アイソレータや補助継電器等の隔離装置（第2.7-3 図参照）を用いて電気的分離（計測制御系で短絡等の故障が生じても安全保護回路に影響を与えない。）を行う。

アイソレータは電気／光変換によって、入力信号と出力信号とを分離しており、補助継電器はコイルと接点間で入力信号と出力信号とを分離している。

離隔装置は、入力信号側の回路の電気的故障が出力信号側の回路に伝播しないよう、入力信号と出力信号が電気的に絶縁されている。

泊発電所3号炉

2.3 安全保護回路の物理的分離

安全保護回路は、盤の施錠等により、許可された者以外にはハードウェアを直接接続させないことで物理的に分離している。例えば、安全保護回路にはUSBポートを設けないことで、USBメモリーの使用による不正アクセスその他の被害を防止している。



図1 安全保護回路の物理的分離

相違理由

■記載表現の相違（原子炉安全保護盤／安全保護回路）

・女川の審査実績を踏まえ、記載を適正化するもの。

・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。

■記載内容の相違

・泊は、保守時や事故対応時に、例外的に許可された者がハードウェアを直接接続可能であることを記載している。

■設備の相違

・泊は、安全保護回路に、USBポートを設けない設計としている。

■記載表現の相違

【女川】

■⑨設備の相違（電気的分離）

・泊は、安全保護回路（デジタル計算機）とそれ以外の設備との間はデジタル信号。一方の女川はアナログ信号。

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

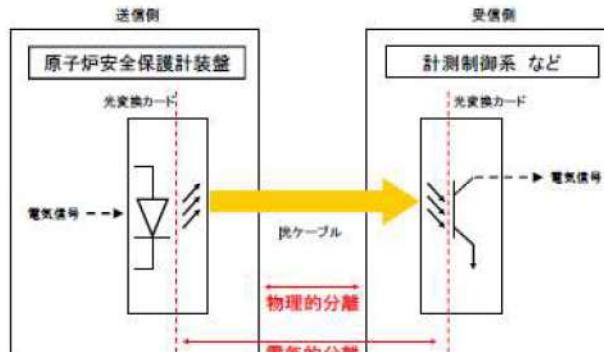
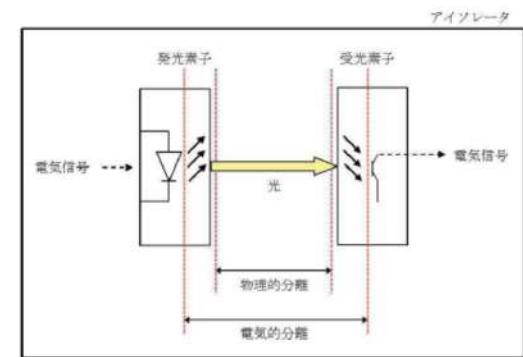
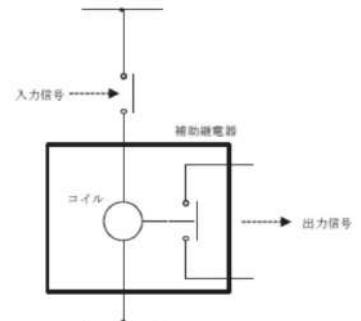


図2 光通信における分離概念図



また、原子炉核計装系の検出部が表示、記録計用検出部と共に用いてい
るが、計測制御系の短絡、地絡又は断線によって安全保護回路に影響を
与えない設計とする。



第2.7-3図 計測制御系との分離概念図

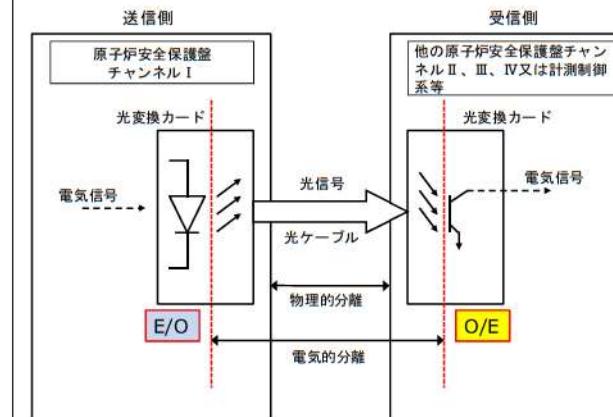


図2 光通信における分離概念図

- ・信号種別の相違により、電気的分離を担う機器が異なる。
- ・以降、同様の相違は、「■⑨設備の相違(電気的分離)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 原子炉安全保護計装盤の機能的分離</p> <p>原子炉安全保護計装盤の信号を外部へ伝送する場合は、外部ネットワークと直接接続せず、遮断装置（ゲートウェイ）を介した片方向通信に制限している。また、遮断装置のソフトウェアを送信ソフトウェアのみとし、外部からの信号を受信しないことで、機能的分離を行っている。</p>		<p>2.4 安全保護回路の機能的分離</p> <p>安全保護回路の信号を外部へ伝送する場合は、外部ネットワークと直接接続せず、防護装置（ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置）、防護装置（■）及び防護装置（■）を介した一方向通信に制限し、ハードウェアレベルで外部からの信号を受信しないことで、機能的分離を行っている。</p>	■③設備の相違 ■ ■記載表現の相違（一方向／片方向） ・泊は、1.2(3)「第1項第6号について」と記載を統一し、「一方向」とした。 ・大飯も、1.2(3)「第1項第6号について」では「一方向」と記載している。
<p>2.4 コンピュータウイルスによる被害の防止</p> <p>原子炉安全保護計装盤は、固有のプログラム言語を使用（一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境）するとともに、保守以外のソフトウェアへの不要なアクセス制限対策として、パスワード管理等によって関係者以外の不正な変更等を防止している。また、設計、製作、試験及び変更管理の各段階で後述する検証及び妥当性確認（コンピュータウイルスの混入防止を含む。）がなされたソフトウェアを使用している。</p> <p>さらに、ウィルス侵入防止対策および内部脅威者対策も含め、当社の原子力施設に係る情報システムへの妨害行為又は破壊行為を防止するため、「情報システムセキュリティ計画」を策定し、所要の措置を講じるとともに、同措置によりセキュリティが確保されていることを定期的に確認することとしている。</p> <p>準拠規格 「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」 (JEAC4620-2008)</p>	<p>また、安全保護系は、固有のプログラム言語を使用（一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境）するとともに、保守以外の不要なソフトウェアへのアクセス制限対策として入域制限や保守ツールの施錠管理及びパスワード管理*を行い、関係者以外の不正な変更等を防止している。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">柏崎 6/7 の設置許可 DB24 条まとめ資料より参考掲載</p>	<p>2.5 コンピュータウイルスによる被害の防止</p> <p>安全保護回路は、固有のプログラム言語を使用（一般的なコンピュータウイルスが動作しない環境）するとともに、保守以外のソフトウェアへの不要なアクセス制限対策として保守ツールのパスワード管理等によって関係者以外の不正な変更等を防止している。また、設計、製作、試験及び変更管理の各段階で後述する検証及び妥当性確認（コンピュータウイルスの混入防止含む。）がなされたソフトウェアを使用している。</p> <p>さらに、ウィルス侵入防止対策および内部脅威者対策も含め、当社の原子力施設に係る情報システムへの妨害行為又は破壊行為を防止するため、「情報システムセキュリティ計画」を策定し、所要の措置を講じるとともに、同措置によりセキュリティが確保されていることを定期的に確認することとしている。</p> <p>準拠規格 「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」 (JEAC4620-2008)</p>	■記載表現の相違（パスワード管理の対象） ・女川及び柏崎実績の反映

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



表1 情報システムセキュリティ計画の概要

出典元：大飯発電所 情報システムセキュリティ計画（原子力運転制御系システム関連）



表1 情報システムセキュリティ計画の概要

出典元：泊発電所 情報システムセキュリティ計画

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.5 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性確認</p> <p>安全保護設備のプログラムは、工場製作段階から以下の想定脅威に対する対策及び品質保証活動に基づくライフプロセスにおける各段階での検証と妥当性の確認等を調達管理に基づき適切に行うことで、高い信頼性を実現している。</p> <p>準拠規格 「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」 (JEAC4620-2008) 「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」 (JEAG4609-2008)</p>	<p>2.5 安全保護系の検証及び妥当性確認について</p> <p>安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア又はハードウェア回路は、工場製作段階から以下の品質保証活動に基づくライフサイクルプロセスにおける各段階での検証と妥当性確認を適切に行うことで高い信頼性を実現している。 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の検証及び妥当性確認について別紙-8に示す。</p> <p>【比較のため、2.6を移動して掲載】</p> <p>2.6 想定脅威に対する対策について</p> <p>安全保護回路のうち、デジタル処理を行っている機器については、工場製作段階から第2.6表に示す想定脅威に対する対策を適切に行うことで高い信頼性を有している。</p> <p>現場据付以降の作業におけるインサイダー等に対するセキュリティ対策について別紙4に、安全保護系のうちデジタル処理部のある機器のシステムへ接続可能なアクセスについて別紙5に示す。</p>	<p>2.6 設計、製作、試験及び変更管理の各段階における検証及び妥当性確認</p> <p>安全保護回路は、工場製作段階から以下の品質保証活動に基づくライフサイクルプロセスにおける各段階での検証と妥当性確認を適切に行うことで高い信頼性を実現している。</p> <p>安全保護回路の検証及び妥当性確認について別紙-8に示す。</p> <p>安全保護回路のプログラムは、工場製作段階から以下の想定脅威に対する対策及び品質保証活動に基づくライフプロセスにおける各段階での検証と妥当性の確認等を調達管理に基づき適切に行うことで、高い信頼性を実現している。</p> <p>準拠規格 「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」 (JEAC4620-2008) 「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」 (JEAG4609-2008)</p> <p>現場据付以降の作業におけるインサイダー等に対するセキュリティ対策について別紙4に、安全保護系のシステムへ接続可能なアクセスについて別紙5に示す。</p>	<p>■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

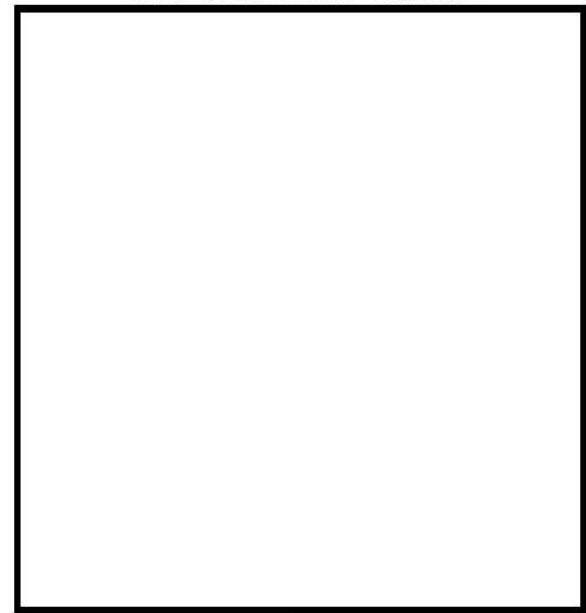
大飯発電所3／4号炉

想定脅威	
外部脅威	外部からの侵入
	設備の脆弱性
内部脅威	不正ソフトウェア利用 持込機器・媒体による改ざん・漏えい
	作業環境からの不正アクセス
人的要因	作業ミス、知識不足による情報漏えい等

表2 ソフトウェアのウイルス侵入対策
(想定脅威に対する対策 (工場製作及び出荷))

女川原子力発電所2号炉

第2.6表 想定脅威に対する対策 (工場製作及び出荷)



括弧内の内容は防護上の観点から公開できません。

泊発電所3号炉

想定脅威	
外部脅威	外部からの侵入
	設備の脆弱性
内部脅威	不正ソフトウェア利用 持込機器・媒体による改ざん・漏えい
	作業環境からの不正アクセス
人的要因	作業ミス、知識不足による情報漏えい等

表2 ソフトウェアのウイルス侵入対策
(想定脅威に対する対策 (工場製作及び出荷))

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

JEAC4620	
設計プロセス	安全保護系に対するシステムの要求事項からソフトウェア仕様を作成するプロセス。
製作プロセス	ソフトウェア設計仕様よりソフトウェアを製作するプロセス。
試験プロセス	動作されたソフトウェアに対して部品を実施するプロセス。ソフトウェア実体に対して行う部品とハードウェアと一体となったシステムとして行う試験がある。
変更プロセス	構造要素にSoftウェアを変更するプロセス。

表3 ライフプロセスの各段階での確認

女川原子力発電所2号炉

第2.5-1表 ライフサイクルプロセスにおける各段階での対策

段階	内容	検証・妥当性確認方法
設計プロセス	安全保護系システムの要求事項からソフトウェア又はハードウェア回路に対する仕様を決定する。	・安全保護系システム要求事項がシステム設計要求仕様に正しく反映されていること。 ・システム設計要求仕様がハードウェア、ソフトウェア又はハードウェア回路の設計要求仕様に正しく反映されていること。
製作プロセス	ソフトウェア又はハードウェア回路に対する仕様からソフトウェア又はハードウェア回路を製作する。	設計要求仕様に基づいてソフトウェア又はハードウェア回路が製作されていること。
試験プロセス	製作されたソフトウェア又はハードウェア回路に対して、設計要求どおり製作されていることを試験により確認する。	検証及び妥当性確認が可能なソフトウェア又はハードウェア回路となっていること。必要な検証を経て製作されたソフトウェア又はハードウェア回路をハードウェアと統合した後の全体システムについて。最終的に安全保護系システム要求事項が正しく実現されていることを確認するために妥当性確認を実施。
変更プロセス	ソフトウェア又はハードウェア回路の変更が生じた場合、変更仕様を決定し、変更を行うライフサイクルプロセスから、変更の実施内容に応じて必要とされる各々のプロセスを順次実施する。	必要となる各種検証に応じて実施。

泊発電所3号炉

段階	内容	対策
設計プロセス	安全保護回路に対するプラントの要求事項から、ソフトウェアの設計仕様を作成する。	
製作プロセス	安全保護回路ソフトウェア設計要求仕様から安全保護回路で実現するためのプログラムを作成する。	
試験プロセス	安全保護回路に対して、ハードウェアを統合し、その統合したシステムが設計要求どおり製作されていることを試験により確認する。	
装荷プロセス	安全保護回路を発電所に搬入・装荷し、本設備のソフトウェアの復元が妥当であることを確認する。(工場出荷時の状態に復元されていること。)	
変更プロセス	安全保護回路のソフトウェアの変更が生じた場合、変更仕様を決定し、変更を行うライフサイクルプロセスから、変更の実施内容に応じて必要とされる各々のプロセスを順次実施。	

表3 ライフプロセスの各段階での対策

原子炉安全保護計装盤のデジタル化にあたっては、システムの設計、製作、試験、変更管理の各段階で、「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008)に基づき、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、当社は供給者による検証及び妥当性確認の各段階において、検証されたソフトウェアを使用していることを確認している。

導入後の変更についても、下記フロー図のシステム要求事項から試験まで、導入時と同様に検証項目の検証1～妥当性確認までを実施している。

また、当社も各段階において確実に実施されていることを確認する

安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア又はハードウェア回路は、設計、製作、試験、変更管理の各段階で「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008) に準じて、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、検証及び妥当性確認を実施する。

なお、設計要求仕様の変更及びソフトウェアの変更が生じた際は、変更理由、変更箇所等を文書化し、変更の影響範囲を明確にした上で、変更を実施する。必要に応じ、変更箇所及び変更の影響を受ける部分について検証及び妥当性確認作業を再度実施する。

安全保護回路のデジタル化に当たっては、システムの設計、製作、試験、変更管理の各段階で、「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008)に基づき、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、当社は供給者による検証及び妥当性確認の各段階において、検証されたソフトウェアを使用していることを確認している。

導入後の変更についても、下記フロー図のシステム要求事項から試験まで、導入時と同様に検証項目の検証1～妥当性確認までを実施している。

また、当社も各段階において確実に実施されていることを確認する

■記載表現の相違

【女川】

■①設備の相違(安全保護回路の構成)

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

とともに、導入後の変更においても、同様の管理を行っている。

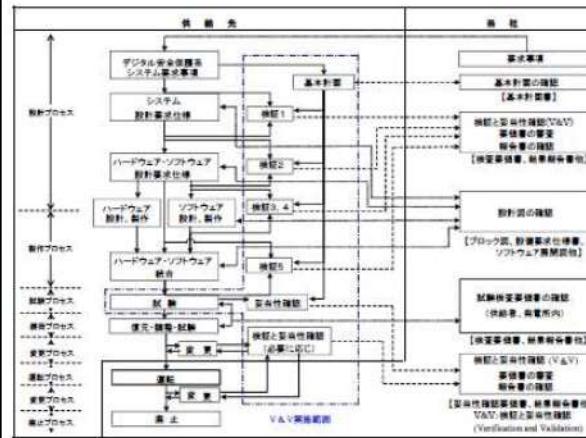


図 3 安全保護設備の検証及び妥当性確認

検証項目	検証内容 (JEAO4620)
検証1	システム設計要求仕様検証 JEAO4620のデジタル安全保護系システム要求事項が正しくシステム設計要求仕様に反映されていることを検証する。
検証2	ハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様検証 システム設計要求仕様が正しくハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様に反映されていることを検証する。
検証3	ソフトウェア設計検証 ソフトウェア設計要求仕様が正しくソフトウェア設計に反映されていることを検証する。
検証4	ソフトウェア製作検証 ソフトウェア設計通りに正しくソフトウェアが製作されていることを検証する。
検証5	ハードウェア・ソフトウェア統合検証 ハードウェアとソフトウェアを統合してハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様通りのシステムとなっていることを検証する。
妥当性 検証	ハードウェアとソフトウェアを統合して検証されたシステムが、JEAO4620のデジタル安全保護系システム要求事項を満たしていることを検証する。

表 4 検証項目と検証内容

泊発電所3号炉 D B基準適合性 比較表

女川原子力発電所2号炉

以下に、検証及び妥当性確認の流れと内容を示す。



注：ハードウェア回路の検証にあたっては、「ソフトウェア」の部分を「ハードウェア回路」に置き換えて、検証及び妥当性確認を実施する。

第2.5-1図 検証及び妥当性確認

泊発電所3号炉

とともに、導入後の変更においても、同様の管理を行っている。

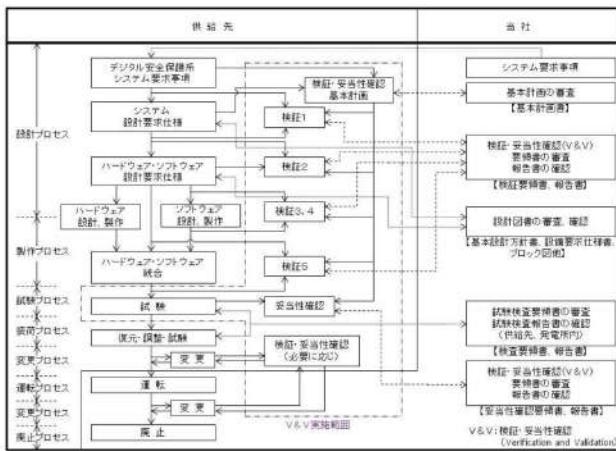


図 3 安全保護回路の検証及び妥当性確認

検証項目	検証内容
検証1	システム設計要求仕様検証 安全保護系システム要求事項が正しく設備の基本設計方針書に反映されていることを検証
検証2	ハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様検証 基本設計方針書の要求事項が正しくハードウェア・ソフトウェア設計要求図書に反映されていることを検証
検証3	ソフトウェア設計検証 ソフトウェアの設計要求図書が正しくソフトウェア設計に反映されていることを検証
検証4	ソフトウェア製作検証 ソフトウェア設計通りに正しくソフトウェアが製作されていることを検証
検証5	ハードウェア・ソフトウェア統合検証 ハードウェアとソフトウェアを統合してハードウェア・ソフトウェア設計要求仕様通りのシステムとなっていることを検証
妥当性 確認	ハードウェアとソフトウェアを統合して検証されたシステムが、デジタル安全保護系システム要求事項を満足していることを確認

表 4 検証項目と検証内容

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

2.6 物理的及び電気的アクセスの制限

発電所への入域に対する出入管理及び、原子炉安全保護計装盤に対する盤の施錠と貸出管理等により、物理的アクセスを制限している。加えて、原子炉安全保護計装盤扉を開閉した場合は中央制御室に警報が発信するため、不正侵入等の物理的アクセスを防止することができる。また、原子炉安全保護計装盤へのパスワード管理等により、電気的アクセスも制限している。以上の物理的及び電気的アクセスの制限により、管理されないソフトウェアの変更を防止している。

原子炉安全保護計装盤を外部ネットワークと接続させる場合には直接接続せず、遮断装置（ゲートウェイ）を介した片方向通信に制限することで、外部からの不正なアクセス及びコンピュータウイルス等の侵入を防止している。

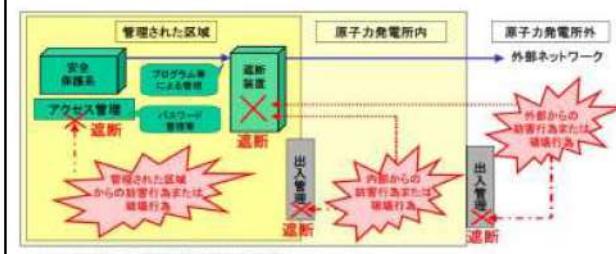


図4 不正アクセス防止の概念図

2.4 外部からの不正アクセス行為の防止について

【比較のため、順序を入れ替えて記載】

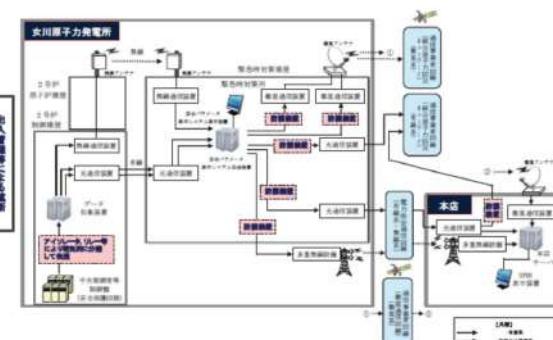
原子力発電所への入域については、出入管理により制限しており、外部からの人的妨害行為又は破壊行為を防止している。

【比較のため、順序を入れ替えて記載↑】

安全保護系は、外部ネットワークと直接接続は行っておらず、外部システムと接続する必要のあるデータ等については、安全保護回路とデータ収集装置の間に設けたアイソレータやリレー等の離隔装置により電気的に分離しているとともに、信号の流れが安全保護回路からデータ伝送装置へ信号を送信するのみの一方向となっている。

また、安全パラメータ表示システム伝送装置と外部システム（総合原子力防災ネットワーク、本店）との間には、防護装置（□）を介して接続している。

また、安全保護系のうちデジタル処理部を持つ機器は、外部からのデータ書き込み機能を設けないことでウイルスの侵入等を防止している。



第2.4図 外部ネットワークとの接続構成概要図

2.7 物理的及び電気的アクセスの制限

発電所への入域に対する出入管理及び、安全保護回路に対する盤の施錠と貸出管理等により、物理的アクセスを制限している。加えて、安全保護回路の盤扉を開閉した場合は中央制御室に警報が発信するため、不正侵入等の物理的アクセスを防止することができる。また、保守ツールのパスワード管理等により、電気的アクセスも制限している。以上の物理的及び電気的アクセスの制限により、管理されないソフトウェアの変更を防止している。

安全保護系は、外部ネットワークと直接接続は行っておらず、外部システムと接続する必要のあるデータ等については、安全保護回路に設けた光変換カードにより電気的に分離しているとともに、防護装置（ソフトウェア的に一方向のみに通信を許可する装置）により、信号の流れが安全保護回路からデータ収集計算機へ信号を送信するのみの一方向となっている。

また、安全保護回路とデータ収集計算機との間に設けた防護装置（□）により、ハードウェアレベルで信号の流れが安全保護回路から信号を送信するのみの一方向となっている。

加えて、データ収集計算機と外部システムとの間には、防護装置（□）を介して接続している。

また、安全保護系は、ソフトウェア変更手順を定めることで、ウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスを含む管理されないソフトウェアの変更を防止している。

■記載表現の相違（パスワード管理の対象）
 ・女川及び島根実績の反映

■記載内容の相違（女川実績の反映）
 【女川】

■⑤設備の相違（電気的分離）
 ■⑥設備の相違 []

【女川】
 ■①設備の相違（安全保護回路の構成）

【女川】
 ■⑧運用の相違（ソフトウェア変更手順）

図4 不正アクセス防止の概念図

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

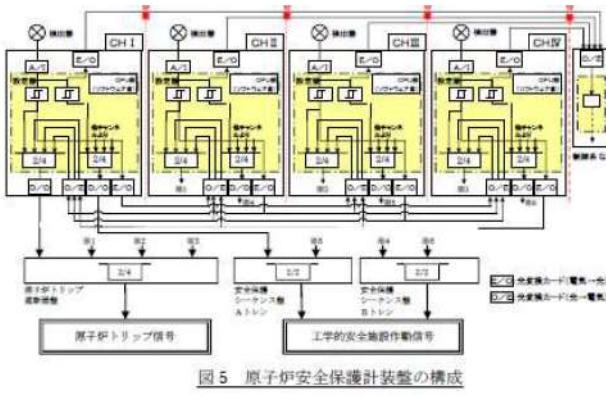
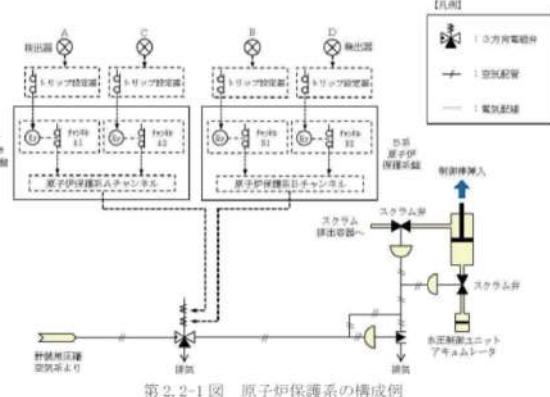
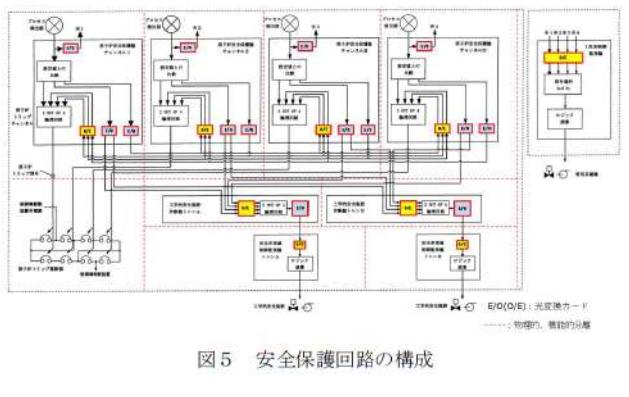
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 原子炉安全保護計装盤の概要</p> <p>原子炉安全保護計装盤は、プロセス信号（検出器からの信号）を処理、監視するとともに、設定値との比較を行い、原子炉停止信号及び工学的安全施設作動に係わる信号を原子炉トリップ遮断器盤及び安全保護シーケンス盤へ発信する設備である。</p>	<p>2.2 安全保護回路の概要</p> <p>安全保護回路は、検出信号処理において一部デジタル演算処理を行う機器があるほかは、アナログ回路で構成している。また、安全保護回路とそれ以外の設備との間で用いる信号はアナログ信号（接点信号を含む。）であり、外部ネットワークを介した不正アクセス等による被害を受けることはない。</p> <p>例として、原子炉保護系の構成例を第2.2-1図に示す。</p> <p>安全保護回路は、検出器からの信号を受信し、原子炉保護系を自動的に作動させる回路と、工学的安全施設を作動させる信号を発する工学的安全施設作動回路で構成しており、多重性及び電気的・物理的な独立性を持たせている。</p> <p>安全保護系の構成機器のうちデジタル処理部のある機器として起動領域モニタ（SRNM）、平均出力領域モニタ（APRM）、プロセス放射線モニタリング設備（PRM）及び主蒸気管トンネル温度の監視装置がある。安全保護系の構成機器のうちデジタル処理部のある機器を第2.2-1表及び第2.2-2表に示す。</p> <p>安全保護系は、相互干渉が起こらないように、物理的、電気的独立性を持つ設計とし、多重性を有するチャンネル構成とすることにより、機器又はチャンネルの单一故障又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合でも、安全保護系機能を喪失することはない。</p> <p>また、誤信号発生等による誤動作・誤不動作を防止するため、原子炉保護系は、基本的に二重の「1 out of 2」方式とし、工学的安全施設を作動させる検出器は、多重性を持った構成とする。</p> <p>【比較のため、2.7(1)を移動して掲載】</p>	<p>2.8 安全保護回路の概要</p> <p>安全保護回路は、デジタル計算機で構成している。</p> <p>安全保護回路の構成を図5に示すとともに、詳細を別紙9に示す。</p> <p>安全保護回路は、プロセス信号（検出器からの信号）を処理、監視するとともに、設定値との比較を行い、原子炉停止信号及び工学的安全施設作動に係わる信号を原子炉トリップ遮断器盤及び工学的安全施設作動盤へ発信する設備である。</p> <p>安全保護系は、チャンネルごと及び系統ごとに盤筐体に収納し、他の各チャンネル間、系統間及び計測制御系等とは物理的分離、機能的分離を行っている。システム構成機器又はチャンネルの单一故障又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合においても、安全保護機能を喪失することがないように多重性を有する設計としている。</p> <p>また、誤信号発生等による誤動作・誤不動作を防止するため、原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備は、基本的に「2 out of 4」方式とし、工学的安全施設を作動させる検出器は、多重性を持った構成とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■設備の相違（設備間の信号） ・泊は、安全保護回路（デジタル計算機）とそれ以外の設備との間の通信はデジタル信号。 <ul style="list-style-type: none"> ■⑥設備の相違（工学的安全施設作動設備） <ul style="list-style-type: none"> 【女川】 ■①設備の相違（安全保護回路の構成） <ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 ■⑥設備の相違（工学的安全施設作動設備） ・泊は、工学的安全施設作動盤及び安全系現場制御監視盤を、2系統化して設置している。 <ul style="list-style-type: none"> ■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■①設備の相違（安全保護回路の構成）

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、原子炉安全保護計装盤には自己診断機能を設け、故障の早期発見が可能な設計とし、運転中に常に装置の健全性を確認する設計としている。</p> <p>ウイルス等の起因事象に関係なく、システムに不具合等があれば中央制御室に警報が発信する。</p>  <p>図 5 原子炉安全保護計装盤の構成</p>	<p>2.7 物理的分離及び電気的分離について (1) 物理的分離について</p> <p>安全保護回路と計測制御系とは、電源、検出器、ケーブル・ルート及び原子炉格納容器を貫通する計装配管を原則として分離する設計とする。</p> <p>計測制御系のケーブルを安全保護回路のケーブルと同じケーブルルートに敷設した場合には、安全保護回路のケーブルと同等の扱いとする設計とする。</p> <p>安全保護回路と計測制御系で計装配管を共用する場合は、安全保護回路の計装配管として設計する。</p> <p>安全保護系は、原子炉水位及び原子炉圧力を検出する計装配管ヘッダの一部を計測制御系と共に用すること、及び原子炉核計装系の検出部※が表示、記録用検出部と共に用される以外は計測制御系とは完全に分離する等、計測制御系での故障が安全保護系に影響を与えない設計とする（第 2.7-1, 2 図参照）。</p> <p>※：検出器、演算装置、電路を含む。</p> <p>なお、今回の設置許可申請に関する改造工事で安全保護回路に変更を施している場合についても基準適合性が図られていることを別紙2のとおり確認した。</p> <p>また、安全保護系に関する過去のトラブル情報を抽出し、女川2号炉の安全保護系の設計面へ反映すべき事項を確認した結果、対応済み又は反映不要であることを別紙3のとおり確認した。</p>  <p>図 2.2-1 図 原子炉保護系の構成例</p>	<p>安全保護回路と計測制御系とは、電源、検出器、ケーブルルートを原則として分離する設計とする。</p> <p>計測制御系のケーブルを安全保護回路のケーブルと同じケーブルルートに敷設した場合には、安全保護回路のケーブルと同等の扱いとする設計とする。</p> <p>安全保護回路と計測制御系で計装配管を共用する場合は、安全保護回路の計装配管として設計する。</p> <p>安全保護系の一部から計測制御系への信号を取り出す場合には、信号の分歧箇所に光変換カード又は絶縁増幅器を使用し、計測制御系で回路の短絡、開放等の故障が生じても安全保護系へ影響を与えない設計とする。</p> <p>また、安全保護回路には自己診断機能を設け、故障の早期発見が可能な設計とし、運転中に常に装置の健全性を確認する設計としている。</p> <p>ウイルス等の起因事象に関係なく、システムに不具合等があれば中央制御室に警報が発信する。</p> <p>なお、今回の設置許可申請に関する改造工事で安全保護設備に変更を施していないことを別紙2のとおり確認した。</p> <p>また、安全保護系に関する過去のトラブル情報を抽出し、泊3号炉の安全保護系の設計面へ反映すべき事項を確認した結果、反映不要であることを別紙3のとおり確認した。</p>  <p>図 5 安全保護回路の構成</p>	<p>■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■設備の相違（計装配管の共用） ・泊は、原子炉格納容器を貫通する計装配管について、チャンネル間又は計測制御系とで共用している箇所はない。</p> <p>■記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】 ■記載内容の相違（工事実績及びトラブル情報反映実績の相違）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

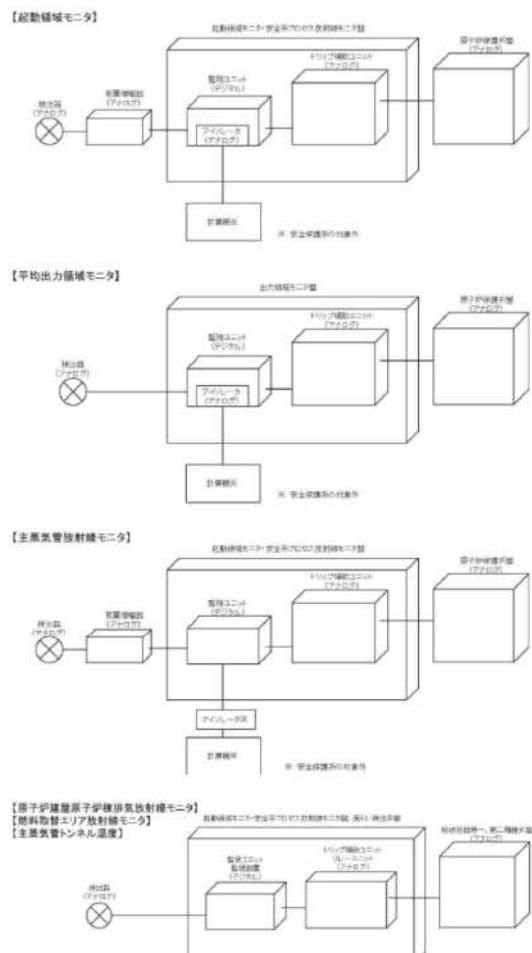
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																									
	<table border="1"> <caption>第2.2-1表 原子炉保護系の構成機器</caption> <thead> <tr> <th>信号の種類</th><th>検出器</th><th>設定器</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>中性子束高（平均出力領域モニタ）</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>中間領域における原子炉周期短（起動領域モニタ）</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>中性子束計装動作不能（起動領域モニタ及び平均出力領域モニタ）</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>スクラム排出容器水位高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>主蒸気隔離弁閉</td><td></td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>主蒸気止め弁閉</td><td></td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>蒸気加減弁急速閉</td><td></td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射能高</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>地震加速度大</td><td></td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>手動</td><td></td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>モードスイッチ「停止」</td><td></td><td>アナログ</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>第2.2-2表 工学的安全施設作動系の構成機器</caption> <thead> <tr> <th>機器</th><th>信号の種類</th><th>検出器</th><th>設定器</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">鍋 主蒸気隔離弁閉</td><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>主蒸気管放射能高</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>主蒸気管圧力低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>主蒸気管流量大</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>主蒸気管トンネル温度高</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>主復水器真空度低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td rowspan="4">の非起動常用オーストリミング</td><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟放射能高</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td>燃料取替エリア放射能高</td><td>アナログ</td><td>デジタル</td></tr> <tr><td rowspan="4">低圧注水系の起動系及</td><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td rowspan="2">系自動作動圧</td><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td rowspan="4">電機の起動及び非常用ブレーカー発</td><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td rowspan="2">離格室閉鎖器</td><td>原子炉水位低</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> <tr><td>ドライウェル圧力高</td><td>アナログ</td><td>アナログ</td></tr> </tbody> </table>	信号の種類	検出器	設定器	原子炉圧力高	アナログ	アナログ	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	中性子束高（平均出力領域モニタ）	アナログ	デジタル	中間領域における原子炉周期短（起動領域モニタ）	アナログ	デジタル	中性子束計装動作不能（起動領域モニタ及び平均出力領域モニタ）	アナログ	デジタル	スクラム排出容器水位高	アナログ	アナログ	主蒸気隔離弁閉		アナログ	主蒸気止め弁閉		アナログ	蒸気加減弁急速閉		アナログ	主蒸気管放射能高	アナログ	デジタル	地震加速度大		アナログ	手動		アナログ	モードスイッチ「停止」		アナログ	機器	信号の種類	検出器	設定器	鍋 主蒸気隔離弁閉	原子炉水位低	アナログ	アナログ	主蒸気管放射能高	アナログ	デジタル	主蒸気管圧力低	アナログ	アナログ	主蒸気管流量大	アナログ	アナログ	主蒸気管トンネル温度高	アナログ	デジタル	主復水器真空度低	アナログ	アナログ	の非起動常用オーストリミング	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	原子炉水位低	アナログ	アナログ	原子炉建屋原子炉棟放射能高	アナログ	デジタル	燃料取替エリア放射能高	アナログ	デジタル	低圧注水系の起動系及	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	系自動作動圧	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	電機の起動及び非常用ブレーカー発	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ	離格室閉鎖器	原子炉水位低	アナログ	アナログ	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ		<p>【女川】</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p>
信号の種類	検出器	設定器																																																																																																																										
原子炉圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																										
原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																										
ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																										
中性子束高（平均出力領域モニタ）	アナログ	デジタル																																																																																																																										
中間領域における原子炉周期短（起動領域モニタ）	アナログ	デジタル																																																																																																																										
中性子束計装動作不能（起動領域モニタ及び平均出力領域モニタ）	アナログ	デジタル																																																																																																																										
スクラム排出容器水位高	アナログ	アナログ																																																																																																																										
主蒸気隔離弁閉		アナログ																																																																																																																										
主蒸気止め弁閉		アナログ																																																																																																																										
蒸気加減弁急速閉		アナログ																																																																																																																										
主蒸気管放射能高	アナログ	デジタル																																																																																																																										
地震加速度大		アナログ																																																																																																																										
手動		アナログ																																																																																																																										
モードスイッチ「停止」		アナログ																																																																																																																										
機器	信号の種類	検出器	設定器																																																																																																																									
鍋 主蒸気隔離弁閉	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	主蒸気管放射能高	アナログ	デジタル																																																																																																																									
	主蒸気管圧力低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	主蒸気管流量大	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	主蒸気管トンネル温度高	アナログ	デジタル																																																																																																																									
	主復水器真空度低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
の非起動常用オーストリミング	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	原子炉建屋原子炉棟放射能高	アナログ	デジタル																																																																																																																									
	燃料取替エリア放射能高	アナログ	デジタル																																																																																																																									
低圧注水系の起動系及	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									
系自動作動圧	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									
電機の起動及び非常用ブレーカー発	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									
離格室閉鎖器	原子炉水位低	アナログ	アナログ																																																																																																																									
	ドライウェル圧力高	アナログ	アナログ																																																																																																																									

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【起動出力モニタ】</p> <p>【平均出力モニタ】</p> <p>【主蒸気管放射線モニタ】</p> <p>【原子炉建屋原子炉堆積気放射線モニタ】</p> <p>※: 安全保護系の対象外</p>		<p>【女川】</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p>

第2.2-2 図 安全保護系 構成図

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第2.7-1図 原子炉計装設備概念図（原子炉圧力の例）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違(計装配管の共用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、原子炉格納容器を貫通する計装配管について、チャンネル間又は計測制御系とで共用している箇所はない。
	<p>第2.7-2図 原子炉核計装系概念図（平均出力領域モニタの例）</p>		<p>【女川】</p> <p>■設備の相違(検出器信号の共用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、安全保護系の一部から計測制御系への信号を取り出す場合には、信号の分岐箇所に光変換カード又は絶縁増幅器を使用しており、安全保護系と計測制御系とで検出部を共用している箇所はない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.8 原子炉安全保護計装盤のソフトウェア変更管理		2.9 安全保護回路のソフトウェア変更管理	<ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 ■名称の相違(安全系計装盤室) <ul style="list-style-type: none"> ■運用の相違(パスワード変更頻度) <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、定期保安工事及び人事異動により、セキュリティ責任者やパスワードを付与すべき対象者が変更となる都度、パスワードを変更することで、常に必要最小限の者のみにパスワードを付与するよう管理している。
			<ul style="list-style-type: none"> ■運用の相違(バックアップ頻度) <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、ソフトウェアの改造工事の都度、改造後のソフトウェアについてバックアップを取得し、保管することで、常に最新版のソフトウェアをバックアップするよう管理している。
2.9 耐ノイズ・サージ対策 原子炉安全保護計装盤は、雷・誘導サージ・電磁波障害などによる擾乱に対して、電源ラインへのラインフィルタの設置、現場との入出力回路への絶縁回路の設置、通信ラインにおける光ケーブルを適用している。 また、開発検証時に耐ノイズ／サージに対する耐性を確認している。 (ノイズ・サージ試験／準拠規格 JIS C 61000-4-4、電波障害試験／参考規格 JIS C 61000-4-3 等)		2.10 耐ノイズ・サージ対策 安全保護回路は、雷・誘導サージ・電磁波障害等による擾乱に対して、電源ラインへのラインフィルタの設置、現場との入出力回路への絶縁回路の設置、通信ラインにおける光ケーブルを適用している。 また、開発検証時に耐ノイズ／サージに対する耐性を確認している。 (ノイズ・サージ試験／準拠規格 JIS C 1000-4-4、電波障害試験／参考規格 JIS C 1000-4-3 等)	<ul style="list-style-type: none"> ■記載表現の相違 ■記載内容の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・大飯も泊も、開発検証

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

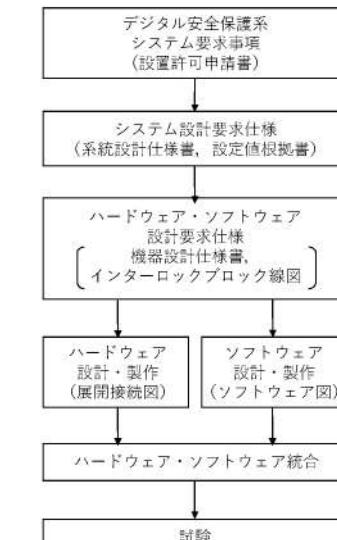
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>上記2.1～2.7に示す安全保護回路のセキュリティ対策における実効性の担保にあたり、当社及び安全保護回路に関する設計、工事の受注者が実施している管理内容について別紙6に示す。</p>	<p>上記2.1～2.10に示す安全保護回路のセキュリティ対策における実効性の担保に当たり、当社及び安全保護回路に関する設計、工事の受注者が実施している管理内容について別紙6に示す。</p>	<p>時点における最新版の規格に基づき耐性を確認している。 ■記載内容の相違(女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1 安全保護回路について、承認されていない動作や変更を防ぐための設計方針</p> <p>安全保護回路はハードワイヤーロジック（リレーや配線によるアナログ回路）で構成されており、検出信号処理において一部デジタル演算処理を行う機器があるほかは、アナログ回路で構成している。これらの回路に対し、承認されていない動作や変更を防ぐ措置として、以下を実施している。</p> <p>安全保護回路の変更が生じる場合は、上流文書から下流文書（別紙1-1図参照）へ変更内容が反映されていることを設備図書で承認する。</p> <p>デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア及びハードウェア回路は設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行う。</p> <p>改造後はインターロック試験や定期事業者検査等にて、安全保護回路が正しく動作することを複数の人間でチェックしている。</p> <p>なお、中央制御室への入域に対しては、出入管理により関係者以外のアクセスを防止している。</p> <p>安全保護系の制御盤の扉に施錠を行い、許可された者以外の回路の変更等の行為を防止している。</p> <p>安全保護回路及び設定値を変更する際は、中央制御室にて発電課長の許可を得て、発電課長の管理する鍵を借用する必要があり、外部からの人的妨害行為又は破壊行為を防止している。</p>  <pre> graph TD A[安全保護系 システム要求事項 (設置許可申請書)] --> B[システム設計要求仕様 (系統設計仕様書, 設定値根拠書)] B --> C[ハードウェア設計要求仕様 (インターロックブロック線図)] C --> D[ハードウェア設計・製作 (展開接続図)] D --> E[試験] </pre> <p>別紙1-1図 安全保護系の設計・製作・試験の流れ（例）</p>	<p>【大飯記載なしのため、女川と色識別↓】</p> <p>別紙1 安全保護回路について、承認されていない動作や変更を防ぐための設計方針</p> <p>安全保護回路はデジタル計算機で構成されており、承認されていない動作や変更を防ぐ措置として、以下を実施している。</p> <p>安全保護回路の変更が生じる場合は、上流文書から下流文書（別紙1-1図参照）へ変更内容が反映されていることを設備図書で承認する。</p> <p>安全保護回路のソフトウェアは設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性の確認を適切に行う。</p> <p>改造後はインターロック試験や定期事業者検査等にて、安全保護回路が正しく動作することを複数の人間でチェックしている。</p> <p>なお、中央制御室への入域に対しては、出入管理により関係者以外のアクセスを防止している。</p> <p>安全保護系の盤の扉に施錠を行い、許可された者以外のソフトウェアの変更等の行為を防止している。</p> <p>安全保護回路に係る現場作業を実施する際は、中央制御室にて発電課長（当直）の許可を得て、発電課長（当直）の管理する鍵を借用する必要があり、外部からの人的妨害行為又は破壊行為を防止している。</p>  <pre> graph TD A[デジタル安全保護系 システム要求事項 (設置許可申請書)] --> B[システム設計要求仕様 (系統設計仕様書, 設定値根拠書)] B --> C[ハードウェア・ソフトウェア 設計要求仕様 (機器設計仕様書, インターロックブロック線図)] C --> D[ハードウェア 設計・製作 (展開接続図)] C --> E[ソフトウェア 設計・製作 (ソフトウェア図)] D --> F[ハードウェア・ソフトウェア統合] E --> F F --> G[試験] </pre> <p>別紙1-1図 安全保護系の設計・製作・試験の流れ（例）</p>	<p>【大飯記載なしのため、女川との相違理由を記載↓】</p> <p>■①設備の相違（安全保護回路の構成）</p> <p>■②設備の相違（ハードウェア回路）</p> <p>■設備の相違（想定作業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全保護回路の構成の相違により、外部からの人的妨害行為又は破壊行為から防止すべき想定作業が異なる。 <p>■職位名称の相違（発電課長（当直））</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙2 今回の設置許可申請に関し、安全保護回路に変更を施している場合の基準適合性 2011年3月以降に実施している安全性向上対策工事のうち、安全保護回路の変更に係る工事を抽出し、確認を行った。別紙2-1図の抽出フローに基づき抽出した結果、S A対策で実施するATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）設置が抽出された。</p> <p>安全保護回路の変更に係る設備の抽出結果を別紙2-4表に、抽出された設備についての個別の確認結果を(1)に示す。</p> <p>(1) ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）について</p> <p>a. 目的 原子炉停止機能喪失事象においては、発電用原子炉が臨界状態であるため、自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながる。このため原子炉停止機能喪失事象発生時に自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）が作動しないようにATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）を設置する。</p> <p>b. 設備構成 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、既存の自動減圧系の作動を阻止する機能を持つことから、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、十分に信頼性のある回路構成とする。 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の作動回路を別紙2-2図及び別紙2-3図に示す。ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、単一故障により、自動減圧系の機能を阻害しないように、また、多重化された自動減圧系の独立性に悪影響がないように自動減圧系の論理回路ごとに設け、単一故障による誤動作及び不動作の防止のため、2 out of 3論理により動作する設計としている。</p> <p>c. 自動減圧系への影響について追加設置するATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）が、自動減圧系に対して悪影響を与えないことを以下に示す。</p>	<p>別紙2 今回の設置許可申請に関し、安全保護回路に変更を施している場合の基準適合性 2011年3月以降に実施している安全性向上対策工事のうち、安全保護回路の変更に係る工事を抽出し、確認を行った。別紙2-1図の抽出フローに基づき抽出した結果、原子炉保護設備及び工学的安全施設作動設備の論理に係る改造は抽出されなかった。</p>	<p>■記載内容の相違(工事実績) ・泊は、該当工事なし。 ・なお、ATWS緩和設備は、建設時(2011年3月以前)に設置済み。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p>別紙2-1表 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の自動減圧系への影響 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）</th><th>自動減圧系への影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統との他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷界を超えないようできるものとすること。</td><td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、原子炉停止機能喪失事象時に自動減圧系の作動を阻止するものであり、運転時の異常な過渡変化時には使用しないため問題ない。 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものとすること。 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。</td></tr> <tr> <td></td><td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、以下のとおり十分に信頼性のある回路構成としているため問題ない。 自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置する。 单一故障による誤動作の防止のため、「2 out of 3」論理により動作する設計とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、以下のとおり十分に信頼性のある回路構成としているため問題ない。 自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置する。 单一故障による誤動作の防止のため、「2 out of 3」論理により動作する設計とする。</td></tr> <tr> <td></td><td>自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置しているため問題ない。</td></tr> <tr> <td></td><td>自動減圧系の駆動源である電源の喪失での現状維持（フェイル・アズ・イズ）、その他の不利な状況が発生した場合でも、多重性、独立性を持つことにより発電用原子炉を十分に安全な状態に導くようにしている。 追加する自動減圧系阻止回路はこの安全保護動作を阻害する設計ではない。</td></tr> </tbody> </table> <p>別紙2-2表 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の自動減圧系への影響 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）</th><th>自動減圧系への影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に対する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。</td><td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）はリレーや配線等のアナログ回路で構成されており、不正アクセス行為による影響を受けない。</td></tr> <tr> <td>七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用いる場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。</td><td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は平均出力額定モニタの信号を共用しているが、離隔装置（リレー）により構造を囲っており、自動減圧系に悪影響を与えない設計としている（別紙2-4図参照）。 なお、原子炉水位信号については、計測制御系統施設と共に用いていない。</td></tr> </tbody> </table> <p>別紙2-3表 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の自動減圧系への影響 (3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第12条（安全施設）</th><th>自動減圧系への影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。</td><td>ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の設置により、自動減圧系の試験回路に変更を加えないことから、自動減圧系の試験に影響を与えるものではない。</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）	自動減圧系への影響	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統との他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷界を超えないようできるものとすること。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、原子炉停止機能喪失事象時に自動減圧系の作動を阻止するものであり、運転時の異常な過渡変化時には使用しないため問題ない。 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものとすること。 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。		ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、以下のとおり十分に信頼性のある回路構成としているため問題ない。 自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置する。 单一故障による誤動作の防止のため、「2 out of 3」論理により動作する設計とする。		ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、以下のとおり十分に信頼性のある回路構成としているため問題ない。 自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置する。 单一故障による誤動作の防止のため、「2 out of 3」論理により動作する設計とする。		自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置しているため問題ない。		自動減圧系の駆動源である電源の喪失での現状維持（フェイル・アズ・イズ）、その他の不利な状況が発生した場合でも、多重性、独立性を持つことにより発電用原子炉を十分に安全な状態に導くようにしている。 追加する自動減圧系阻止回路はこの安全保護動作を阻害する設計ではない。	設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）	自動減圧系への影響	六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に対する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）はリレーや配線等のアナログ回路で構成されており、不正アクセス行為による影響を受けない。	七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用いる場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は平均出力額定モニタの信号を共用しているが、離隔装置（リレー）により構造を囲っており、自動減圧系に悪影響を与えない設計としている（別紙2-4図参照）。 なお、原子炉水位信号については、計測制御系統施設と共に用いていない。	設置許可基準規則 第12条（安全施設）	自動減圧系への影響	4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の設置により、自動減圧系の試験回路に変更を加えないことから、自動減圧系の試験に影響を与えるものではない。	<p>■記載内容の相違(工事実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、該当工事なし。 なお、ATWS緩和設備は、建設時(2011年3月以前)に設置済み。
設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）	自動減圧系への影響																							
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統との他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷界を超えないようできるものとすること。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、原子炉停止機能喪失事象時に自動減圧系の作動を阻止するものであり、運転時の異常な過渡変化時には使用しないため問題ない。 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう独立性を確保するものとすること。 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。																							
	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、以下のとおり十分に信頼性のある回路構成としているため問題ない。 自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置する。 单一故障による誤動作の防止のため、「2 out of 3」論理により動作する設計とする。																							
	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の誤動作により、自動減圧系の作動を阻害することのないよう、以下のとおり十分に信頼性のある回路構成としているため問題ない。 自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置する。 单一故障による誤動作の防止のため、「2 out of 3」論理により動作する設計とする。																							
	自動減圧系の多重性、独立性に悪影響を与えないよう、区分ごとに自動減圧系作動阻止回路を設置しているため問題ない。																							
	自動減圧系の駆動源である電源の喪失での現状維持（フェイル・アズ・イズ）、その他の不利な状況が発生した場合でも、多重性、独立性を持つことにより発電用原子炉を十分に安全な状態に導くようにしている。 追加する自動減圧系阻止回路はこの安全保護動作を阻害する設計ではない。																							
設置許可基準規則 第24条（安全保護回路）	自動減圧系への影響																							
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に対する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）はリレーや配線等のアナログ回路で構成されており、不正アクセス行為による影響を受けない。																							
七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用いる場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は平均出力額定モニタの信号を共用しているが、離隔装置（リレー）により構造を囲っており、自動減圧系に悪影響を与えない設計としている（別紙2-4図参照）。 なお、原子炉水位信号については、計測制御系統施設と共に用いていない。																							
設置許可基準規則 第12条（安全施設）	自動減圧系への影響																							
4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）の設置により、自動減圧系の試験回路に変更を加えないことから、自動減圧系の試験に影響を与えるものではない。																							

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙2-1図 安全保護回路の論理に係る改造抽出フロー</p>	<p>別紙2-1図 安全保護回路の論理に係る改造抽出フロー</p>	<p>■記載内容の相違(工事実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、該当工事なし。 ・なお、ATWS緩和設備は、建設時(2011年3月以前)に設置済み。

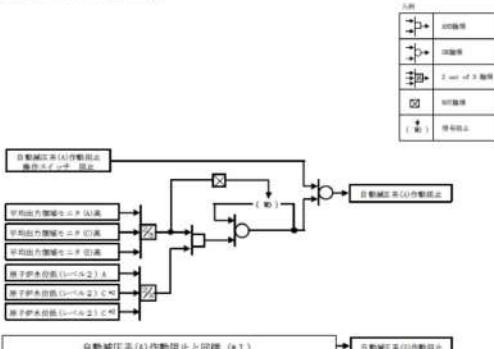
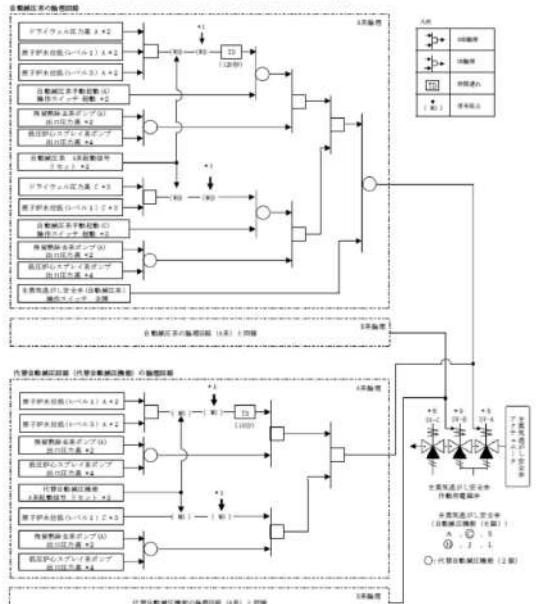
第24条 安全保護回路

改造概要	条文	安全保護回路への影響評価
原子炉停止機能喪失時に自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の作動を阻止するATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）を追加する。	第44条	A TWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、自動減圧系回路の開通回路として安全保護回路と同等の設計とする。これらは安全保護回路と同様、計測制御系統施設や他の重大事故等対応設備から物理的、電気的に分離する。さらに、安全保護回路として多重化し、それぞれの区分は互いに物理的、電気的に分離する。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><自動減圧系作動阻止機能></p>  <p>*1: 自動減圧系(AB)作動阻止については、各信号の「A1」、「C1」、「E1」を「B1」、「D1」、「F1」に読み替える。 *2: 「原子炉水位低(レベル2) C」は異なる計測機器からの信号。自動減圧系(AB)作動阻止論理においても同様。</p> <p>別紙2-2図 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） 系統概念図(1/2)</p> <p><自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）></p>  <p>*1: 自動減圧系(AB)作動阻止信号(AB遮断回路の場合は「A」を「B」に読み替える。) *2: 田島監視回路の場合は「A2」を「B2」に読み替える。 *3: 田島監視回路の場合は「A3」を「B3」に読み替える。 *4: 田島監視回路の場合は「既生熱心スプレイ系のソーブル出口圧力差」を「既生熱源系蒸発器ポンプ(出口圧力差)」に読み替える。 *5: 自動減圧系遮断回路 *6: 逃がし水機器遮断回路</p> <p>別紙2-3図 ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能） 系統概念図(2/2)</p>		<p>■記載内容の相違(工事実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、該当工事なし。 ・なお、ATWS緩和設備は、建設時(2011年3月以前)に設置済み。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙2-4図 平均出力領域モニタの信号分離概念図</p> <p>別紙3 安全保護系の過去のトラブル（落雷によるスクラム動作事象等）の反映事項</p> <p>安全保護系に関わる過去のトラブル情報を抽出し、女川2号炉の安全保護系の設計面へ反映すべき事項を下記のとおり抽出した。</p> <p>(1) 過去の不具合事例の抽出 安全保護系の設計面に反映が必要となる事象の抽出にあたり、以下を考慮した。 a. 公開情報（原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」）を対象 b. キーワード検索（安全保護系、原子炉保護系、工学的安全施設作動回路、雷、ノイズ、スクラム等）により抽出 c. 間接的な影響（他設備のトラブル）によって安全保護系へ影響を与えた事象（安全保護系の正動作は除く。）</p> <p>(2) 反映が必要となる事象の選定 安全保護系の設計面に反映が必要となる事象について、別紙3-1図及び別紙3-1表に基づき抽出した。抽出された過去の不具合事象を別紙3-2表に示す。</p> <p>(3) 過去の不具合事例への対応について 安全保護系の設計面への反映要否について検討を実施した結果、抽出された2件については対応を実施しており、また、その他の不具合事象については反映不要であることを確認した。 なお、今後新知見等が得られれば、設計面への反映を検討していく。</p>	<p>別紙3 安全保護系の過去のトラブル（落雷によるスクラム動作事象等）の反映事項</p> <p>安全保護系に関わる過去のトラブル情報を抽出し、泊3号炉の安全保護系の設計面へ反映すべき事項を下記のとおり抽出した。</p> <p>(1) 過去の不具合事例の抽出 安全保護系の設計面に反映が必要となる事象の抽出に当たり、以下を考慮した。 a. 公開情報（原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」）を対象 b. キーワード検索（安全保護系、原子炉保護系、工学的安全施設作動回路、雷、ノイズ、スクラム等）により抽出 c. 間接的な影響（他設備のトラブル）によって安全保護系へ影響を与えた事象（安全保護系の正動作は除く。）</p> <p>(2) 反映が必要となる事象の選定 安全保護系の設計面に反映が必要となる事象について、別紙3-1図及び別紙3-1表に基づき抽出した結果、泊3号炉の安全保護系の設計面へ反映すべき事項は抽出されなかった。</p> <p>なお、今後新知見等が得られれば、設計面への反映を検討していく。</p>	<p>■記載内容の相違（工事実績） ・泊は、該当工事なし。 ・なお、ATWS緩和設備は、建設時（2011年3月以前）に設置済み。</p> <p>■記載表現の相違 ■記載内容の相違（トラブル反映実績の相違） ・泊は、該当事象なし。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

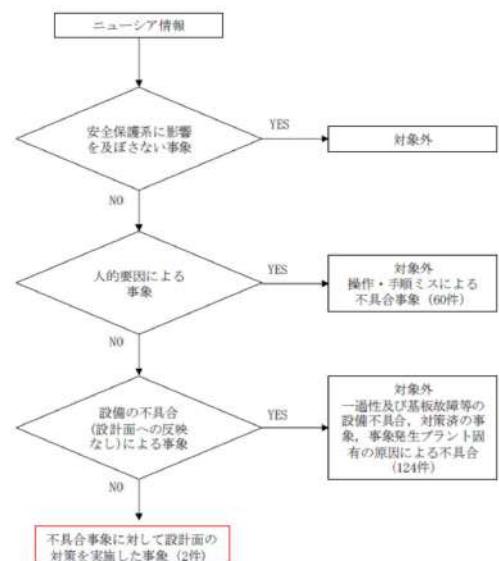
第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉

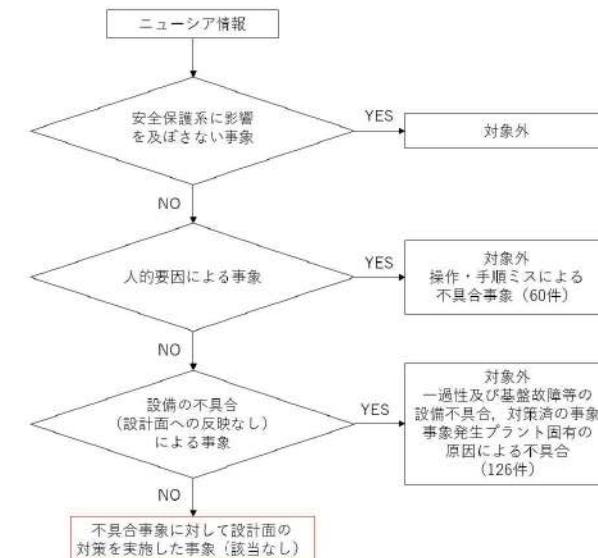
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



別紙3-1図 設計面への反映すべき事項の抽出フロー



別紙3-1図 設計面へ反映すべき事項の抽出フロー

別紙3-1表 設計面への反映を不要とする理由

項目	事象例	理由
人的要因による事象	安全処置の実施又は復旧時のミス、作業手順のミス等	作業手順、作業管理等の人的要因によるものであり、設計面へ反映すべき事項ではない。
設備への不具合(設備面への反映なし)による事象	計器・部品の单品故障、一過性故障、偶発故障、既に自社で対策済の事象等	故障した部品の交換等の対策を図ることが基本であること、又は対策済であるため、設計面へ反映すべき事項ではない。
	事象発生プラント固有の原因による事象	事象発生プラント固有の原因によるものであり、女川原子力発電所の設計面へ反映すべき事項ではない。

別紙3-1表 設計面への反映を不要とする理由

項目	事象例	理由
人的要因による事象	安全処置の実施又は復旧時のミス、作業手順のミス等	作業手順、作業管理等の人的要因によるものであり、設計面へ反映すべき事項ではない。
設備への不具合(設備面への反映なし)による事象	計器・部品の单品故障、一過性故障、偶発故障、既に自社で対策済の事象等	故障した部品の交換等の対策を図ることが基本であること、又は対策済であるため、設計面へ反映すべき事項ではない。
プラント固有の原因による事象	事象発生プラント固有の原因によるものであり、泊発電所の設計面へ反映すべき事項ではない。	事象発生プラント固有の原因によるものであり、泊発電所の設計面へ反映すべき事項ではない。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																								
	<p>別紙 3-2 表 抽出された過去の不具合事象 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>件名</td><td>女川原子力発電所 1号炉中間領域モニタ (IRM) Dチャンネルのバイパスについて</td></tr> <tr> <td>会社名・プラント名</td><td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 1号炉</td></tr> <tr> <td>発生日</td><td>平成 20 年 2 月 14 日</td></tr> <tr> <td>事象概要</td><td> <p>女川原子力発電所 1号炉は、平成 20 年 2 月 14 日 1 時 00 分に発電機を解列し、第 18 回定期検査を開始した。その後、原子炉停止操作を継続していたところ、原子炉内の中性子の量を測定する中間領域モニタ (IRM) D チャンネル (A～F チャンネルのうちの 1 つ) の指示値が測定レンジ 7 から下がらない事象が発生した。このため、同 3 時 20 分に保安規定第 27 条の運転上の制限を満足しないと判断した。IRM は 6 チャンネルを有しており、最大で 2 チャンネルをバイパスできる設計となっていることから、同 3 時 34 分に当該チャンネルをバイパスし、保安規定第 27 条の運転上の制限内に復帰した。当該チャンネルをバイパスしても、他の 5 チャンネルで原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き続き原子炉の停止操作を継続し、同日 5 時 36 分に原子炉を停止した。</p> <p>当該チャンネルの IRM を点検した結果、異常が確認されなかった。</p> </td></tr> <tr> <td>原因</td><td>当該チャンネルの動作不良の原因は、ノイズの影響によるものと推定した。</td></tr> <tr> <td>対策</td><td>ノイズが影響すると考えられる箇所のケーブル・ルートを変更した。</td></tr> </table> <p>別紙 3-2 表 抽出された過去の不具合事象 (2/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>件名</td><td>女川原子力発電所 1号炉 IRM 及び SRM の保安規定に定める運転上の制限を満足しない事象について</td></tr> <tr> <td>会社名・プラント名</td><td>東北電力株式会社 女川原子力発電所 1号炉</td></tr> <tr> <td>発生日</td><td>平成 22 年 2 月 23 日</td></tr> <tr> <td>事象概要</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発電停止後の原子炉停止操作過程において、原子炉内の中性子の量を監視している 4 個 (A～D チャンネル) ある中性子源領域モニタ (以下、「SRM」という。) の 1 個 (B チャンネル) が他チャンネルと比べて高い指示値を示すという動作不良が発生し、また、IRM の指示値がレンジ 7 (5%) より下がらない事象が継続していたことから、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した (2 月 23 日)。(なお、他の IRM チャンネルについては異常なくレンジ 1 まで降下している。) SRM は 1 個をバイパスできる設計となっていることから、当該チャンネルをバイパスし、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限内へ復帰した (2 月 23 日)。 当該チャンネルをバイパスしても他の 3 個で原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き続き原子炉停止操作を継続し、原子炉を停止した (2 月 23 日)。 ノイズの影響調査を実施した。 </td></tr> <tr> <td>原因</td><td>原因調査の結果、ノイズの影響を受けていることが確認されたが流入経路の特定には至らなかった。</td></tr> <tr> <td>対策</td><td> <ol style="list-style-type: none"> SRM について、指示値に影響を及ぼさない値まで監視ユニットにてディスクリ調整を行い、指示降下・安定したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外來ノイズ低減として以下の対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ベネットレーション内ケーブル整線 ○電線管アースボンドの取付け ○ディスクリ設定の見直し ○ケーブル BOX へのクッション設置 IRM について、放電作業を実施し、指示値がレンジ 7 からレンジ 1 まで低下したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外來ノイズ低減対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ベネットレーション内ケーブル整線 ○電線管アースボンドの取付け ○ジッパー・チューブの布設 ○ケーブル BOX へのクッション設置 </td></tr> </table>	件名	女川原子力発電所 1号炉中間領域モニタ (IRM) Dチャンネルのバイパスについて	会社名・プラント名	東北電力株式会社 女川原子力発電所 1号炉	発生日	平成 20 年 2 月 14 日	事象概要	<p>女川原子力発電所 1号炉は、平成 20 年 2 月 14 日 1 時 00 分に発電機を解列し、第 18 回定期検査を開始した。その後、原子炉停止操作を継続していたところ、原子炉内の中性子の量を測定する中間領域モニタ (IRM) D チャンネル (A～F チャンネルのうちの 1 つ) の指示値が測定レンジ 7 から下がらない事象が発生した。このため、同 3 時 20 分に保安規定第 27 条の運転上の制限を満足しないと判断した。IRM は 6 チャンネルを有しており、最大で 2 チャンネルをバイパスできる設計となっていることから、同 3 時 34 分に当該チャンネルをバイパスし、保安規定第 27 条の運転上の制限内に復帰した。当該チャンネルをバイパスしても、他の 5 チャンネルで原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き続き原子炉の停止操作を継続し、同日 5 時 36 分に原子炉を停止した。</p> <p>当該チャンネルの IRM を点検した結果、異常が確認されなかった。</p>	原因	当該チャンネルの動作不良の原因は、ノイズの影響によるものと推定した。	対策	ノイズが影響すると考えられる箇所のケーブル・ルートを変更した。	件名	女川原子力発電所 1号炉 IRM 及び SRM の保安規定に定める運転上の制限を満足しない事象について	会社名・プラント名	東北電力株式会社 女川原子力発電所 1号炉	発生日	平成 22 年 2 月 23 日	事象概要	<ul style="list-style-type: none"> 発電停止後の原子炉停止操作過程において、原子炉内の中性子の量を監視している 4 個 (A～D チャンネル) ある中性子源領域モニタ (以下、「SRM」という。) の 1 個 (B チャンネル) が他チャンネルと比べて高い指示値を示すという動作不良が発生し、また、IRM の指示値がレンジ 7 (5%) より下がらない事象が継続していたことから、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した (2 月 23 日)。(なお、他の IRM チャンネルについては異常なくレンジ 1 まで降下している。) SRM は 1 個をバイパスできる設計となっていることから、当該チャンネルをバイパスし、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限内へ復帰した (2 月 23 日)。 当該チャンネルをバイパスしても他の 3 個で原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き続き原子炉停止操作を継続し、原子炉を停止した (2 月 23 日)。 ノイズの影響調査を実施した。 	原因	原因調査の結果、ノイズの影響を受けていることが確認されたが流入経路の特定には至らなかった。	対策	<ol style="list-style-type: none"> SRM について、指示値に影響を及ぼさない値まで監視ユニットにてディスクリ調整を行い、指示降下・安定したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外來ノイズ低減として以下の対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ベネットレーション内ケーブル整線 ○電線管アースボンドの取付け ○ディスクリ設定の見直し ○ケーブル BOX へのクッション設置 IRM について、放電作業を実施し、指示値がレンジ 7 からレンジ 1 まで低下したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外來ノイズ低減対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ベネットレーション内ケーブル整線 ○電線管アースボンドの取付け ○ジッパー・チューブの布設 ○ケーブル BOX へのクッション設置 		<p>■記載内容の相違(トラブル反映実績の相違)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、該当事象なし。
件名	女川原子力発電所 1号炉中間領域モニタ (IRM) Dチャンネルのバイパスについて																										
会社名・プラント名	東北電力株式会社 女川原子力発電所 1号炉																										
発生日	平成 20 年 2 月 14 日																										
事象概要	<p>女川原子力発電所 1号炉は、平成 20 年 2 月 14 日 1 時 00 分に発電機を解列し、第 18 回定期検査を開始した。その後、原子炉停止操作を継続していたところ、原子炉内の中性子の量を測定する中間領域モニタ (IRM) D チャンネル (A～F チャンネルのうちの 1 つ) の指示値が測定レンジ 7 から下がらない事象が発生した。このため、同 3 時 20 分に保安規定第 27 条の運転上の制限を満足しないと判断した。IRM は 6 チャンネルを有しており、最大で 2 チャンネルをバイパスできる設計となっていることから、同 3 時 34 分に当該チャンネルをバイパスし、保安規定第 27 条の運転上の制限内に復帰した。当該チャンネルをバイパスしても、他の 5 チャンネルで原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き続き原子炉の停止操作を継続し、同日 5 時 36 分に原子炉を停止した。</p> <p>当該チャンネルの IRM を点検した結果、異常が確認されなかった。</p>																										
原因	当該チャンネルの動作不良の原因は、ノイズの影響によるものと推定した。																										
対策	ノイズが影響すると考えられる箇所のケーブル・ルートを変更した。																										
件名	女川原子力発電所 1号炉 IRM 及び SRM の保安規定に定める運転上の制限を満足しない事象について																										
会社名・プラント名	東北電力株式会社 女川原子力発電所 1号炉																										
発生日	平成 22 年 2 月 23 日																										
事象概要	<ul style="list-style-type: none"> 発電停止後の原子炉停止操作過程において、原子炉内の中性子の量を監視している 4 個 (A～D チャンネル) ある中性子源領域モニタ (以下、「SRM」という。) の 1 個 (B チャンネル) が他チャンネルと比べて高い指示値を示すという動作不良が発生し、また、IRM の指示値がレンジ 7 (5%) より下がらない事象が継続していたことから、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した (2 月 23 日)。(なお、他の IRM チャンネルについては異常なくレンジ 1 まで降下している。) SRM は 1 個をバイパスできる設計となっていることから、当該チャンネルをバイパスし、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限内へ復帰した (2 月 23 日)。 当該チャンネルをバイパスしても他の 3 個で原子炉内の中性子量の監視は可能であることから、引き続き原子炉停止操作を継続し、原子炉を停止した (2 月 23 日)。 ノイズの影響調査を実施した。 																										
原因	原因調査の結果、ノイズの影響を受けていることが確認されたが流入経路の特定には至らなかった。																										
対策	<ol style="list-style-type: none"> SRM について、指示値に影響を及ぼさない値まで監視ユニットにてディスクリ調整を行い、指示降下・安定したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外來ノイズ低減として以下の対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ベネットレーション内ケーブル整線 ○電線管アースボンドの取付け ○ディスクリ設定の見直し ○ケーブル BOX へのクッション設置 IRM について、放電作業を実施し、指示値がレンジ 7 からレンジ 1 まで低下したことを確認した。また、ケーブル・コネクタ等の健全性の確認及び外來ノイズ低減対策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ベネットレーション内ケーブル整線 ○電線管アースボンドの取付け ○ジッパー・チューブの布設 ○ケーブル BOX へのクッション設置 																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第24条 安全保護回路

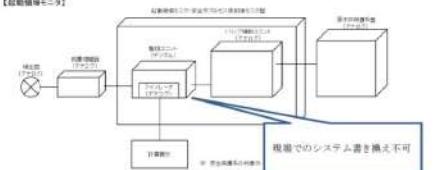
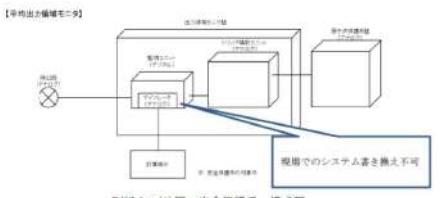
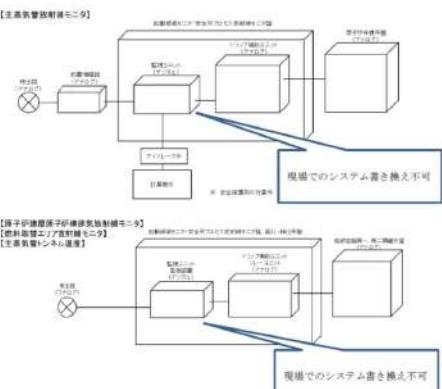
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>参考1</p> <p>安全保護系の過去のトラブル（落雷によるスクラム動作事象等）の反映事項において、柏崎の落雷事象を反映不要とした理由</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号機で発生した落雷によるスクラム事象は、原子炉建屋外壁埋設となっていた信号ケーブルに雷サージ電流が侵入したことが原因と考えられる。</p> <p>女川原子力発電所2号炉における安全保護回路のケーブルは、建屋内に集約されており、原子炉建屋外壁埋設となっていないため、上記事象はプラント固有の原因と判断し、設計面へ反映が必要となる事象の抽出フロー（別紙3-1図）により反映不要としている。</p> <p>なお、安全保護回路を含む重要安全施設に対する落雷影響については、6条「外部からの衝撃による損傷の防止」（別添資料1「補足資料14 落雷影響評価について」）において評価し、機能が損なわれないことを確認している。</p> <p>別紙4 現場据付以降の作業時における、インサイダー等に対するセキュリティ対策</p> <p>安全保護回路について、検出器から論理回路入口までの構成機器のうちデジタル演算処理を行う機器は、起動領域モニタ（SR NM）、平均出力領域モニタ（AP RM）、プロセス放射線モニタリング設備（Pr RM）及び主蒸気管トンネル温度の監視装置である。これらについては以下の対策を実施する。</p> <p>(1)作業管理</p> <ul style="list-style-type: none"> a. デジタル処理を行っている機器により警報設定値の変更作業実施の際には、中央制御室にて発電課長の許可を得て、運転責任者の管理する鍵を借用する必要がある。 b. 安全保護回路の点検作業は、当社が承認した作業要領書に基づき行う。また、デジタル処理を行っている機器は不正に取り外した場合には信号が異常となり警報が発生する。 c. 当社が承認した作業要領書にて作業を実施しており、作業後に当社が設定値に異常がないこと及び回路が正常に動作することを確認している。 	<p>参考1</p> <p>安全保護系の過去のトラブル（落雷によるスクラム動作事象等）の反映事項において、柏崎の落雷事象を反映不要とした理由</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所6号機で発生した落雷によるスクラム事象は、原子炉建屋外壁埋設となっていた信号ケーブルに雷サージ電流が侵入したことが原因と考えられる。</p> <p>泊発電所3号炉における安全保護回路のケーブルは、建屋内に集約されており、原子炉建屋外壁埋設となっていないため、上記事象はプラント固有の原因と判断し、設計面へ反映が必要となる事象の抽出フロー（別紙3-1図）により反映不要としている。</p> <p>なお、安全保護回路を含む重要安全施設に対する落雷影響については、6条「外部からの衝撃による損傷の防止」（別添資料1「補足資料14 落雷影響評価について」）において評価し、機能が損なわれないことを確認している。</p> <p>別紙4 現場据付以降の作業時における、インサイダー等に対するセキュリティ対策</p> <p>安全保護回路について、以下の対策を実施する。</p>	<p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成) ・安全保護回路の構成の相違により、想定すべき作業、不正を想定すべき機器、作業完了後に確認すべき内容が異なる。</p> <p>■職位名称の相違(発電課長(当直))</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>別紙 5 安全保護回路のうちデジタル処理部のある機器のシステムへ接続可能なアクセスについて</p> <p>安全保護回路の構成機器のうちデジタル処理部のある機器としては、起動領域モニタ（SR NM）、平均出力領域モニタ（AP RM）、プロセス放射線モニタリング設備（PR RM）及び主蒸気管トンネル温度の監視装置がある。</p> <p>これらのデジタル処理部のある機器は、測定対象に応じた演算処理を行う専用のデジタル処理部であり、不要な機能は有しておらず、汎用のソフトウェアやハードウェアを使用していない。また、保守ツール等のシステムへ接続可能な機器の接続箇所ではなく、現場でのシステムの書き換えができない構造となっているため、外部ネットワークからの接続や電気的アクセスはできない。</p>    <p>【起動監視モニタ】 【平均出力監視モニタ】 【主蒸気管トンネル温度監視】 別紙 5-1(1)図 安全保護系 構成図</p> <p>【原子炉遮離原子炉遮離制御モニタ】 【燃料監督エンド計測モニタ】 【主蒸気管トンネル温度】 別紙 5-1(2)図 安全保護系 構成図</p> <p>規格でのシステム書き換え不可</p> <p>規格でのシステム書き換え不可</p> <p>規格でのシステム書き換え不可</p> <p>規格でのシステム書き換え不可</p>	<p>別紙 5 安全保護回路のシステムへ接続可能なアクセスについて</p> <p>安全保護回路は、専用のデジタル計算機であり、不要な機能は有しておらず、汎用のソフトウェアやハードウェアを使用していない。また、保守ツールの接続箇所は、施錠管理された盤内で常時物理的に切り離すとともに、保守ツールをパスワード管理しており、ソフトウェア変更は以下の手順（別紙 5-1 図）で実施することで、管理されないソフトウェアの変更を防止している。</p>  <p>別紙 5-1 図 安全保護回路に係るソフトウェア変更手順</p>	<p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■②設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■③設備の相違(保守ツール接続管理)</p> <p>■④運用の相違(ソフトウェア変更手順)</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

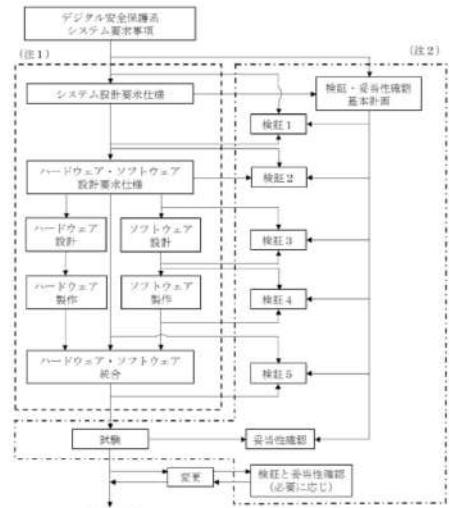
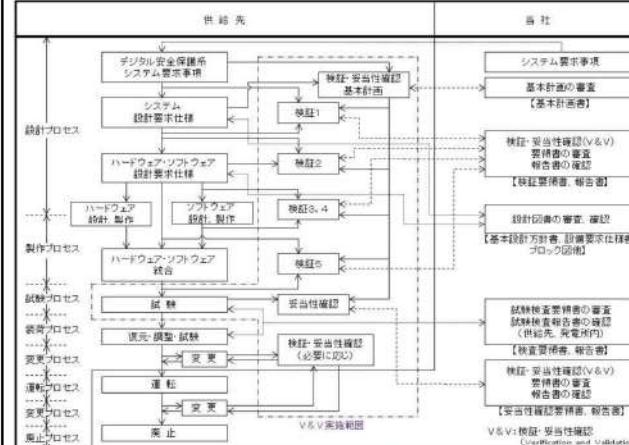
第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>②設計・開発段階…要求事項に従い設計を行い、その内容が要求事項に対して妥当であることを検証。 ③調達段階…設計内容を調達仕様に明確化し受注者に発注。調達要求により受注者が提出する設置図書、工事要領書を確認・承認。また、試験結果を確認し、調達要求どおり製作されたことを確認。</p> <p>※3 受注者の設計管理 当社が提示する調達仕様に従い、設計・製作を行う。設計・製作に当たっては、設備図書、工事要領書を作成し、当社の承認を受ける。また、試験により調達仕様どおり製作されたことを確認し、その結果を当社に報告書として提出。</p> <p>別紙7 安全保護回路のうちデジタル部分について、システム設計と実際のデバイスが具備している機能との差（未使用機能等）による影響の有無</p> <p>システム設計に基づき、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、安全保護回路のうち、デジタル演算処理を行う機器は、工場出荷前試験及び導入時における試験を実施することにより、要求される機能を満足することの確認及び未使用機能等による悪影響がないことの確認が供給者によって確実に実施されていることを確認している。</p> <p>別紙8 安全保護回路のうち一部デジタル演算処理を行う機器の検証及び妥当性確認について</p> <p>安全保護回路のうち、一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア又はハードウェア回路は、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、設計、製作、試験、変更管理の各段階で「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008 (以下「JEAG4609」という。)) に準じた検証及び妥当性確認を実施する。</p> <p>女川2号炉においては、起動領域モニタ(SRM), 平均出力領域モニタ(APRM), プロセス放射線モニタリング設備(PrRM)においてハードウェア回路を用いており、主蒸気管トンネル温度にはソフトウェアを用いている。</p> <p>以下にこれらソフトウェア及びハードウェア回路の検証及び妥当性確認の概要を示す。</p> <p>これらの機器に用いるソフトウェアはJEAG4609に基づき、また、ハードウェア回路はJEAG4609を準用して、検証及び妥当性確認を実施している(別紙8-1図)。</p> <p>検証は、設計、製作過程のステップごとに上位仕様と下位仕様の整合性チェックを主体として、以下の観点から検証作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 安全保護系システム要求事項がシステム設計要求仕様に正しく反映されていること。 b. システム設計要求仕様がハードウェア、ソフトウェア又はハードウェア回路の設計要求仕様に正しく反映されていること。 	<p>※1 受注者は、安全保護回路に関する設計、工事を受注する者を指す。</p> <p>※2 受注者の設計管理 機器の設計・製作に当たっては、以下により管理するプロセスを構築している。 ①業務の計画・監修…業務の実施、設計、開発に必要な要求事項を明確化。 ②設計・開発段階…設計内容を調達仕様に従い、その内容が要求事項に対して妥当であることを検証。 ③調達段階…設計内容を調達仕様に明確化し受注者に発注。調達要求により受注者が提出する設置図書、工事要領書を確認・承認。また、試験結果を確認し、調達要求どおり製作されたことを確認。</p> <p>※3 受注者の設計管理 当社が提示する調達仕様に従い、設計・製作を行う。設計・製作に当たっては、設置図書、工事要領書を作成し、当社の承認を受ける。また、試験により調達仕様どおり製作されたことを確認し、その結果を当社に報告書として提出。</p> <p>別紙7 安全保護回路について、システム設計と実際のデバイスが具備している機能との差（未使用機能等）による影響の有無</p> <p>システム設計に基づき、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、安全保護回路は、工場出荷前試験及び導入時における試験を実施することにより、要求される機能を満足することの確認及び未使用機能等による悪影響がないことの確認が供給者によって確実に実施されていることを確認している。</p> <p>別紙8 安全保護回路の検証及び妥当性確認について</p> <p>安全保護回路のソフトウェアは、安全保護上要求される機能が正しく確実に実現されていることを保証するため、設計、製作、試験、変更管理の各段階で「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008) 及び「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」(JEAG4609-2008 (以下「JEAG4609」という。)) に準じた検証及び妥当性確認を実施する。</p> <p>以下にこれらソフトウェアの検証及び妥当性確認の概要を示す。(別紙8-1図)。</p> <p>検証は、設計、製作過程のステップごとに上位仕様と下位仕様の整合性チェックを主体として、以下の観点から検証作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 安全保護系システム要求事項がシステム設計要求仕様に正しく反映されていること。 b. システム設計要求仕様がハードウェア、ソフトウェア又はハードウェア回路の設計要求仕様に正しく反映されていること。 	<p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p> <p>■①設備の相違(安全保護回路の構成)</p> <p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p> <p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p> <p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p> <p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

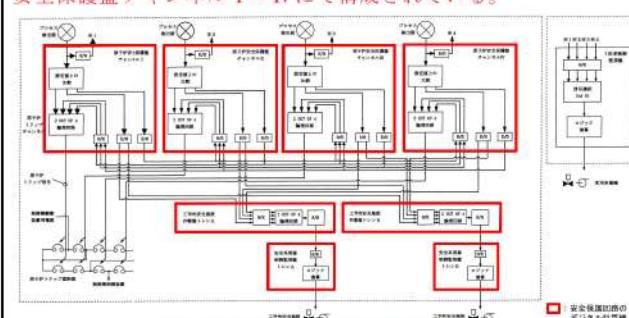
第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 上記設計要求仕様に基づいてソフトウェア又はハードウェア回路が製作されていること。</p> <p>d. 検証及び妥当性確認が可能なソフトウェア又はハードウェア回路となっていること。必要な検証を経て製作されたソフトウェア又はハードウェア回路をハードウェアと統合した後の全体システムについて、最終的に安全保護系システム要求事項が正しく実現されていることを確認するために妥当性確認を行う。</p>  <p>注：ハードウェア回路の検証に当たっては、「ソフトウェア」の部分を「ハードウェア回路」に置き換えて、検証及び妥当性確認を実施する。</p> <p>別紙8-1 図 検証及び妥当性確認</p>	<p>c. 上記設計要求仕様に基づいてソフトウェアが製作されていること。</p> <p>d. 検証及び妥当性確認が可能なソフトウェアとなっていること。必要な検証を経て製作されたソフトウェアをハードウェアと統合した後の全体システムについて、最終的に安全保護系システム要求事項が正しく実現されていることを確認するために妥当性確認を行う。</p>  <p>別紙8-1 図 検証及び妥当性確認</p> <p>【大飯記載なしのため、女川と色識別↑】</p> <p>【大飯記載なしのため、女川との相違理由を記載↑】</p>	<p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p> <p>■②設備の相違(ハードウェア回路)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>別紙9 安全保護回路の構成</p> <p>泊発電所3号炉の安全保護回路（安全保護系）は、原子炉停止回路（原子炉保護設備）及びその他の主要な安全保護回路（工学的安全施設作動設備）で構成している。</p> <p>詳細は別紙9-1図のとおりであり、原子炉保護設備は、デジタル計算機である原子炉安全保護盤チャンネルI～IVにて構成され、工学的安全施設作動設備は、デジタル計算機である工学的安全施設作動盤トレンA、B及び安全系現場制御監視盤トレンA、Bにて構成される。</p> <p>また、安全保護回路のプロセス計装の演算処理装置も、原子炉安全保護盤チャンネルI～IVにて構成されている。</p>  <p>別紙9-1図 安全保護回路の構成</p> <p>泊発電所3号炉では、以上に示す安全保護回路のデジタル計算機に対して、「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止する設計」※とする。</p> <p>※ 具体的には以下を意図している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正アクセス行為 デジタル計算機に対して、管理されずに行われる物理的及び機能的アクセス行為のこと。 ・電子計算機 デジタル計算機のこと。 ・使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為 安全保護回路を不動作又は誤動作させる行為のこと。具体例として「不動作：プラントの異常時において、原子炉のトリップ動作を行う信号を発信させない行為」や「誤動作：プラントの正常運転時において、工学的安全施設の作動信号を発信させる行為」等がある。 	<p>■①設備の相違（安全保護回路の構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川と比較して、安全保護回路のデジタル化範囲が広いことから、安全保護回路の構成について別紙9として詳細に説明するもの。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別添 大飯3号炉及び4号炉 技術的能力説明資料 安全保護回路	女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 安全保護回路	別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 安全保護回路	別添 ■女川及び泊の他条文 との整合（記載統一）

第24条 安全保護回路（別添）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.4条 安全保護回路</p> <p>設備計画書 第1章 不正アクセスその他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることができるものとすること。 【解説】 第6号に規定する「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせること」とは、ハードウェアの物理的分離、機能的分離に加え、ソフトウェアの物理的分離、機能的分離及び外部からの不正アクセスを防ぐための対応が求められる。 ※システムの導入段階、実施段階又は運転段階でコンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐ設計のこと。</p>	<p>第24条 安全保護回路</p> <p>設置許可基準 第24条 第1項第6号 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。 （解説） 第6号に規定する「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止すること」とは、ハードウェアの物理的分離、機能的分離に加え、ソフトウェアの導入段階、実施段階及び外部からの不正アクセスを防ぐための対応が求められる。 ※システムの導入段階、実施段階又は運転段階でコンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐ設計のことをいう。</p> <p>【後段規制との対応】 工：工認（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（運用、手順に係る事項、下位文書含む） 核：核物質防護規定（下位文書含む） 【添付六、八への反映事項】 ■：添付六、八に反映 ■：当該条文に該当しない（他条文での反映事項他）</p>	<p>第24条 安全保護回路</p> <p>【追加審査事項】</p> <p>第二十四条 発電用原子炉操縦には、次に掲げるところにより、安全保護回路（安全操作に基するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 運転時の異常な温度上昇が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他の系統と併せて機能することにより、燃料要素の各部損傷度を越えないようできるものとすること。 二 設計基準条件が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び工学的安全規設を自動的に作動させるものとすること。 三、安全保護回路も構成する機器はチャネルは、單一障害被除した場合又は備用代数からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多量性を確保するものとすること。 <p>四、安全保護回路を構成するチャネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれ別のチャネル間において安全保護機能を失わないよう互いに独立して確保するものとすること。</p> <p>五、運動源の喪失、系統の遮断その他の不判定状況が発生した場合においても、発電用原子炉操縦をより安全な状態に移行するか、又は状況状態を維持することにより、発電用原子炉操縦の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。</p> <p>六、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせぬ行為によく開示を請求する際の対応方法</p> <p>七、計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用いる場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。</p> <p>八、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせぬ行為によく開示を防止することができないものとすること。 （解説） ⑧第6号に規定する「不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせぬ行為による被害を防止すること」とは、ハードウェアの物理的分離、機能的分離に加え、ソフトウェアの導入段階、実施段階又は運転段階でコンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐ設計のことをいう。</p> <p>承認されていない動作や変更を防ぐことができること</p> <p>【運用による対応】 ■ 運用による対応 ■ 設備による対応</p>	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第24条 安全保護回路（別添）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由	
設計基準に係る運用対策等（設計基準）				別添-1表 運用、手順に係る対策等（設計基準）				表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）					
第24条 安全保護回路	対象項目	区分	運用対策等	第24条 安全保護回路	対象項目	区分	運用対策等	第24条 安全保護回路	対象項目	区分	運用対策等		
	固有のプログラム及び言語を使用した原子炉安全保護計装置	運用・手順	保守・点検		保守計画に基づき、適切に保守・点検を実施する。また、故障時ににおいては補修を実施する。	運用・手順	・施設管理に関する管理方法を定める。		固有のプログラム及びプログラム言語を使用した安全保護設備	運用・手順	—		
	教育・訓練	維持に関する教育を実施する。	保守・点検	（運転員、保修員による識別及び施設管理）	教育・訓練	教育・訓練	保守・点検		保守・点検	適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。			
	施設管理（原子炉安全保護計装置の施設）	運用・手順	施設管理手順に従い、適切に管理を実施する。	—	教育・訓練	—	教育・訓練		教育・訓練	補修に関する教育を実施する。			
	保守・点検	—	教育・訓練	教育・訓練	教育・訓練	運用・手順	運用・手順		施設管理手順に従い、適切に管理を実施する。				
	バーコード管理（原子炉保護系設備）	運用・手順	バーコード管理及び入力操作に関する手順に従い適切に管理・操作を実施する。	—	教育・訓練	—	教育・訓練		教育・訓練	バーコード管理及び入力操作に関する手順に従い、適切に管理・操作を実施する。			
	保守・点検	—	教育・訓練	バーコード管理、入力操作に関する教育を実施する。	教育・訓練	運用・手順	運用・手順		バーコード管理及び入力操作に関する教育を実施する。				
	安全保護系は外部ネットワークと直接接続しない※	運用・手順	保守計画に基づき、適切に保守・点検を実施する。また、故障時ににおいては補修を実施する。	保守・点検	教育・訓練	教育・訓練	保守・点検		保守・点検	適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。			
	保守・点検	—	教育・訓練	維持に関する教育を実施する。	教育・訓練	教育・訓練	教育・訓練		補修に関する教育を実施する。				
	※外部からのアクセスができない対応を実施している。					運用・手順	運用・手順		出入管理手順に従い、適切に管理を実施する。				
技術的能力に係る運用対策等（設計基準）									保守・点検	保守・点検	出入管理手順に関する教育を実施する。		
装置許可基準対象条文									教育・訓練	教育・訓練	バーコード管理手順に関する教育を実施する。		
第24条 安全保護回路				出入管理（発電所の入城を管理）	運用・手順	出入管理手順に従い、適切に管理を実施する。	保守・点検	保守・点検	保守・点検	適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。			
				ゲートウェイ	運用・手順	—	教育・訓練	出入管理手順に関する教育を実施する。	教育・訓練	教育・訓練	補修に関する教育を実施する。		
				体・脳	（保修員によるゲートウェイの保守・点検）	保守計画に基づき、適切に保守・点検を実施する。また、故障時ににおいては補修を実施する。	保守・点検	（保修員によるゲートウェイの保守・点検）	保守・点検	保守・点検	バーコード管理手順に関する教育を実施する。		
				保守・点検	教育・訓練	教育・訓練	教育・訓練	（保修員によるゲートウェイの保守・点検）	教育・訓練	教育・訓練	バーコード管理手順に関する教育を実施する。		
				検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用	運用・手順	管理手順（検証及び妥当性がなされたソフトウェアの使用）	（保修員による管理）	教育・訓練	（保修員による管理）	教育・訓練	教育・訓練	検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用	
				（検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用）	体・脳	（保修員による管理）	（保修員による管理）	保守・点検	（保修員による管理）	保守・点検	保守・点検	（検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用）	
				（検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用）	保守・点検	—	（保修員による管理）	教育・訓練	（保修員による管理）	教育・訓練	教育・訓練	（検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用）	
				（検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用）	教育・訓練	管理手順（検証及び妥当性がなされたソフトウェアの使用）	（保修員による管理）	教育・訓練	（保修員による管理）	教育・訓練	教育・訓練	（検証及び妥当性確認がなされたソフトウェアの使用）	

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB26-9 r. 17. 0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第26条 原子炉制御室等

令和5年12月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合のアニュラス空気浄化設備の系統構成において、Bーアニュラス排気ダンパの開操作は当該ダンパ本体に設置されている手動操作ハンドルをユニハンドラ装置により遠隔手動操作する方針としていたが、大飯3／4号炉の審査実績を踏まえ、泊3号炉のBーアニュラス全量排気弁と同様に窒素ガスボンベにより開操作する方針に変更した。【比較表 p26-16、比較表 p26-別添 1-11, 41～43】 <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：下記2件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波監視カメラを3台、構内監視カメラを4台増設予定のため、「別添1 図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。【比較表 p26-別添 1-15】 ・構内監視カメラのうち、可視光カメラ（照明機能付き）2台を可視光と赤外線のデュアルカメラに交換予定のため、「別添1 表2.1-2 構内監視カメラの概要」を修正した。【比較表 p26-別添 1-17】 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った事項			
<p>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価のベースとなる人数の設定の考え方を「別添1 3. 添付資料 3.6 酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえた対応について 添付4 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員について」に追加【比較表 p26-別添 1-140】 <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記3件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別添1 図2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表 p26-別添 1-17】 ・「別添1 図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表 p26-別添 1-18】 ・「別添1 3. 添付資料 3.3 中央制御室への地震及び火災等の影響」を追加【比較表 p26-別添 1-104】 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：下記4件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の更新に合わせて、柏崎刈羽6, 7号炉の知見を反映し、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計を酸素濃度・二酸化炭素濃度計に統合した。 ・地滑り地形及び急傾斜地崩壊危険箇所の監視カメラ映像イメージを「図2.1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ」に追加した。【比較表 p26-別添 1-19】 ・「別添1 表2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象」を追加【比較表 p26-別添 1-20】 ・とりまとめた資料-5の2-2) 設計・運用の相違に記載のとおり、電源設備の設計方針に関する記載箇所に対し、給電できる電源設備を網羅的に記載【比較表 p26-14～17, 21, 比較表 p26-別添 1-41, 60, 64】 			
1-3) バックフィット関連事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガス防護対策 有毒ガス防護に係る補足説明資料の比較表は別資料として整備している。 			

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 名称等の相違			
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
中央制御室遮蔽	中央制御室遮蔽	中央制御室遮へい	【女川、大飯】設備名称の相違 ・泊では既許可・既工認において、当時常用漢字ではなかった「蔽」は用いず、ひらがなの「へい」を用いて設備名称を定めた。これらとの整合のため、設備名称については、ひらがなの「へい」を用いる（参考として、伊方3号炉もひらがなの「へい」を用いている）。 ・一方で設備名称以外においては、現在は常用漢字であることを及び関係法令との整合を踏まえ、「蔽」を用いる。
1次冷却系統	原子炉冷却系統	1次冷却系統	【女川】既許可で表現の相違
空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯3、4号炉は設備名称を記載しているが、泊3号炉及び女川2号炉は総称で記載している。
ディーゼル発電機	非常用交流電源設備	非常用交流電源設備	【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯3、4号炉は設備名称を記載しているが、泊3号炉及び女川2号炉は総称で記載している。
中央制御室空調装置	中央制御室換気空調系	中央制御室空調装置	【女川】設備名称の相違
中央制御室非常用循環フィルタユニット	中央制御室再循環フィルタ装置	中央制御室非常用循環フィルタユニット	【女川】設備名称の相違
中央制御室非常用循環ファン	中央制御室再循環送風機	中央制御室非常用循環ファン	【女川】設備名称の相違
中央制御室空調ファン	中央制御室送風機	中央制御室給気ファン	【女川、大飯】設備名称の相違
閉回路循環方式	事故時運転モード	閉回路循環運転	【女川、大飯】名称の相違
閉回路循環運転モード			
外気取入れによる換気	事故時運転モード（少量外気取入）	外気取入れ運転	【女川、大飯】名称の相違
外気取入れ運転モード			
微粒子フィルタ よう素フィルタ	高性能エアフィルタ チャコールエアフィルタ	微粒子フィルタ よう素フィルタ	【女川】設備名称の相違
酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	【女川、大飯】設備名称の相違 ・女川2号炉及び大飯3、4号炉は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。 ・泊3号炉は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する（柏崎刈羽6、7号炉と同様の方針）。 ・設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。
放射線管理班	放射線管理班	放管班	【女川、大飯】組織名称の相違
CV内高レンジエリアモニタ	格納容器内零回路放射線モニタ	格納容器内高レンジエリアモニタ	【女川、大飯】設備名称の相違
—	下足エリア	靴着脱エリア	【女川、大飯】名称の相違 ・チェンジングエリア内にある各エリアの名称であり、各社使用目的に相違なし。
身体サーベイエリア	サーベイエリア	スクリーニングエリア	

・本表で整理している相違については、比較表上での相違理由を省略する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 設備・運用の相違			
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
—	中央制御室待避所 中央制御室待避所遮蔽 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ） 差圧計 無線連絡設備（固定型） 衛星電話設備（固定型） データ表示装置（待避所）	—	【女川】 設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉ではフィルタベント操作によるブルーム発生に備え設置している。泊3号炉では当該操作ではなく、中央制御室待避所及び、その内部で活動を行うための設備はない（大飯3、4号炉と同様）。 <p>（以降「①の相違」と記載する。）</p>
アニュラス空気浄化設備	非常用ガス処理系 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置	アニュラス空気浄化設備	【女川】 型式の相違 <ul style="list-style-type: none"> PWRとBWRの型式の違いによる設備の相違 本設備は柏崎刈羽6、7号炉のパックフィット要求として、59条にて追加で要求された設備である。 アニュラス空気浄化設備は水素排出の目的で従来より53条のSA設備として記載があり、今回59条でも記載を行う。 プローアウトパネル閉止装置は非常用ガス処理系を有効に機能させるためにBWRのみに対して要求されており、泊3号炉では設置していない（大飯3、4号炉と同様）。 <p>（以降「②の相違」と記載する。）</p>
可搬型照明（SA）	乾電池内蔵型照明	可搬型照明（SA）	【女川】 設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> チェンジングエリアの照明について、女川2号炉は資機材である乾電池内蔵型照明を使用する。泊3号炉はSA設備である可搬型照明（SA）を使用する（大飯3、4号炉と同様）。 <p>（以降「③の相違」と記載する。）</p>
中央制御室循環ファン	中央制御室排風機	中央制御室循環ファン	【女川】 型式の相違 <ul style="list-style-type: none"> 女川2号炉は中央制御室内の空気を排気のみ行う設備がある。泊3号炉は中央制御室内の空気を循環しながら一部を排気する系統（大飯3、4号炉と同様）。ただし、いずれも空調設計を考慮したモデルで被ばく評価を行っており、設計の差異は適合性に影響をあたえるものではない。 <p>（以降「④の相違」と記載する。）</p>
中央制御室空調ユニット	(中央制御室空気調和装置)	中央制御室給気ユニット	【女川】 設計方針の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉では、重大事故等時に流路を形成する設備のうち原則として既設許可で登録されている設備については重大事故等対処設備として設置許可申請書に記載することとしており、「中央制御室給気ユニット」をSA設備に位置付けているが、女川2号炉では本文中に記載はなく（同様の設備は設備図上に記載あり）、許認可上の整理は異なるものの、設備としての差異はない。 女川では本文中に記載がないことから括弧で示した。 大飯も中央制御室空調ユニットをSA設備に位置付けている。 <p>（以降「⑤の相違」と記載する。）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
2-2) 設備・運用の相違					
・アニュラス空気浄化設備に関する相違について（PWR固有の設備であるため、PWRプラントで比較する）					
項目	大飯3／4号炉	高浜3／4号炉	伊方3号炉	泊3号炉	泊3号炉の考え方
代替空気を供給する設備	窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）	窒素ポンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）	窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ	設計方針の相違 ・大飯3、4号炉では、アニュラス空気浄化設備の排気弁を開操作するために、ポンベの他に可搬型空気圧縮機を保管している。泊3号炉ではポンベで十分対応可能であると判断しており、可搬型空気圧縮機は保管していない。（伊方3号炉及び高浜3、4号炉と同様） (以降「⑥の相違」と記載する。)
全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に開放可能な排気弁の系統	電源の状態によらずA、B系の弁を開操作可能	A系の弁を開操作可能	電源の状態によらずA、B系の弁を開操作可能	B系の弁を開操作可能	設計方針の相違 ・アニュラス空気浄化設備の運用において、大飯3、4号炉、伊方3号炉は電源の状態によらずA、B系のアニュラス空気浄化設備の弁を開操作可能な設計としている。 ・泊3号炉はSA時においても、電源が健全であればA、B両系ともに開操作可能であるが、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはB系の弁を開操作可能な設計とする。（高浜3、4号炉も片系（A系）を開操作可能な設計。） ・泊3号炉では全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合操作するB系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバには、直流電源の供給と代替空気の供給が必要な設備と、直流電源を供給せず代替空気の供給のみで開操作できる設備を設置する設計方針のため、代替空気のみで開操作する場合についても記載している。いずれの設計でも全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合においても操作が可能であり、適合性に影響を与えるものではない。 ・上記に関連し、アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットは電源が健全であればA系も使用するため、A、B両系ともSA設備として位置付ける。 (以降「⑦の相違」と記載する。)
リ. (4)(ii)b.で記載している設備の目的	放射性物質の濃度低減及び水素の排出	放射性物質の濃度低減及び水素の排出	放射性物質の濃度低減	放射性物質の濃度低減及び水素の排出	記載方針の相違 ・先行PWRバックフィット時のモデルプラントである大飯3、4号炉と同様の整理とした。
電源の状態による書き分け	書き分けない	書き分けない	書き分ける	書き分ける	記載方針の相違 ・⑦の相違を踏まえ事実関係（全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合にはB系を用いること）を正確に記載するため、また、許認可対象、手順上の使用号機、操作対象を明確にするため、伊方3号炉実績の反映として書き分ける。 ・なお、伊方3号炉では設置許可本文の「リ.」で書き分けを行っている一方、「へ.」では書き分けを行っていないが、当社は記載の統一のため、「へ.」においても書き分けを行う。 (以降「⑧の相違」と記載する。)

各社の具体的な設置許可申請書における記載を59条まとめ資料の「リ.」の比較箇所に示した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-2) 設備・運用の相違			
・設備に給電可能な代替電源設備の相違について			
給電対象（泊における名称）	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環ファン 可搬型照明（SA）	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 【女川、大飯】設計方針の相違 ・泊3号炉では給電可能な設備を充実して記載しているが、いずれのプラントも代替交流電源設備より給電可能な設計には相違ない。 (以降、⑩の相違と記載する。)
アニュラス空気浄化ファン	空冷式非常用発電装置	常設代替交流電源設備 (非常用ガス処理系に対して)	常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備 加えてB系は代替所内電気設備
B系アニュラス空気浄化設備の 弁及びダンバ	空冷式非常用発電装置	—	所内常設蓄電式直流電源設備 [※] 【大飯】設計方針の相違 ・⑩の相違のとおり、泊3号炉ではアニュラス空気浄化ファンに常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備から給電が可能であるが、いずれの給電を行っている場合でも、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンバへの給電は所内常設蓄電式直流電源設備により行う。所内常設蓄電式直流電源設備は、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から充電器を経由して給電が可能な設計であるが、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できない場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）により給電する。 (以降、⑪の相違と記載する。)
2-3) 被ばく評価における主な相違（DB被ばく評価）			
・プラント型式の相違により評価対象としている事象も異なっている。			
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	
原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損	原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破断	原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損	
・女川においては、気象代表性の再検討により代表とする気象資料の見直しを行った経緯があり、これに関連する資料が多く添付されているが、泊では気象資料見直しは泊発電所は気象の代表性が失われていないことから記載不要であり、これに関連する資料はない。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第26条：原子炉制御室等</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1. 1 要求事項の整理</p> <p>1. 2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等</p> <p>2. 原子炉制御室等</p> <p>別添1 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について</p> <p>別添2 原子炉制御室等の追加要求に対する適合状況のうち居住性に係る被ばく評価について</p> <p>別添3 原子炉制御室等に係る補足説明資料</p> <p>3. 技術的能力説明資料</p> <p>別添4 原子炉制御室等</p>	<p>第26条 原子炉制御室等</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1. 1 要求事項の整理</p> <p>1. 2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2. 1 中央制御室から外の状況を把握する設備</p> <p>2. 2 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p> <p>3. 別添</p> <p>別添1 原子炉制御室について（被ばく評価除く）</p> <p>別添2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について</p> <p>別添3 運用、手順説明資料 原子炉制御室等</p>	<p>第26条：原子炉制御室等</p> <p><目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1. 1 要求事項の整理</p> <p>1. 2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2. 1 中央制御室から外の状況を把握する設備</p> <p>2. 2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>3. 運用、手順説明資料</p> <p>別添3 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川、大飯】別添名称の相違 【大飯】資料構成の相違</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><概要></p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>		<p><概要></p> <p>1. において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】用語の相違 ・泊は法令用語を使用</p> <p>【大飯】対象プラントの相違</p> <p>【大飯】用語の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全施設について、設置許可基準規則第 26 条及び技術基準規則第 38 条における追加要求事項を明確化する（表 1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第 26 条及び技術基準規則第 38 条を第 1.1-1 表に示す。また、第 1.1-1 表において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>設置許可基準規則第 26 条及び技術基準規則第 38 条を第 1 表に示す。また、第 1 表において、新規制基準に伴う追加要求事項を明確化する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 1 設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条 要求事項

技術基準規則 第26条(原子炉制御室等)	技術基準規則 第38条(原子炉制御室等)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するものとすること。	発電用原子炉施設には、原子炉制御室には、原子炉制御室を施設しなければならない。 2 原子炉制御室には、反応度制御系及び原子炉停止系に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常用炉心冷却系に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための設備を操作する装置(第47条を第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。	変更なし
二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うものとするものとすること。	3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	追加要求事項 追加要求事項
4-①		

第1-1-1表 設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条要求事項

技術基準規則第26条 (原子炉制御室)	技術基準規則第38条 (原子炉制御室等)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するための必要なパラメータを監視できるものとすること。	発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 2 原子炉制御室には、反応度制御系及び原子炉停止系に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常用炉心冷却系に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十七条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作ができるよう施設しなければならない。	変更なし

第1表 設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条 要求事項

技術基準規則 第26条(原子炉制御室等)	技術基準規則 第38条(原子炉制御室等)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するための必要なパラメータを監視できるものとすること。	発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。	変更なし
	2 原子炉制御室には、反応度制御系及び原子炉停止系に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常用炉心冷却系に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十七条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作ができるよう施設しなければならない。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉

表1 設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条 要求事項

設置許可基準規則 第26条 (原子炉制御室等)	技術基準規則 第38条 (原子炉制御室等)	備考
発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するものとすること。 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有すること。 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うこと。	発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 2 原子炉制御室には、反応堆制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常用炉心冷却設備を操作する装置、常用炉心冷却設備又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置、その他の発電用原子炉を安全に運転操作するための主要な装置(第47条第1項に規定する装置を含む。)を集中して、かつ、速やかに操作することができるよう施設しなければならない。 3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	変更なし
4-① 再掲		

女川原子力発電所2号炉

設置許可基準規則第26条 (原子炉制御室等)	技術基準規則第38条 (原子炉制御室等)	備考
二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有すること。	3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	追加要求事項
三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うこと。	第2項と同じ	変更なし

泊発電所3号炉

設置許可基準規則 第26条 (原子炉制御室等)	技術基準規則 第38条 (原子炉制御室等)	備考
二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。	3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	追加要求事項
三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。	一	変更なし

【女川】記載適正化
(大飯実績の反映)

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

相違理由	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	大飯発電所3／4号炉																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th><th>技術基準規則</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第26条(原子炉制御室等)</td><td>第38条(原子炉制御室等)</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>2 発電用原子炉が施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</td><td>4 発電用原子炉が施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室の指揮又は設備その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間の指揮又は設備の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する應急設備の隔壁その他の重効に防護するための設備を設けなければならない。</td><td>5 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原原子炉制御室に出入りするための区域には、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室の指揮又は設備その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間の指揮又は設備の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する應急設備の隔壁その他の重効に防護するための設備を設けなければならない。</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>4 原子炉制御室には、燃素检测計を施設しなければならぬ。</td><td>6 原子炉制御室には、燃素检测計を施設しなければならぬ。</td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">6 -①</p>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第26条(原子炉制御室等)	第38条(原子炉制御室等)	変更なし	2 発電用原子炉が施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	4 発電用原子炉が施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし	3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室の指揮又は設備その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間の指揮又は設備の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する應急設備の隔壁その他の重効に防護するための設備を設けなければならない。	5 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原原子炉制御室に出入りするための区域には、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室の指揮又は設備その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間の指揮又は設備の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する應急設備の隔壁その他の重効に防護するための設備を設けなければならない。	変更なし	4 原子炉制御室には、燃素检测計を施設しなければならぬ。	6 原子炉制御室には、燃素检测計を施設しなければならぬ。	変更なし			
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第26条(原子炉制御室等)	第38条(原子炉制御室等)	変更なし																			
2 発電用原子炉が施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	4 発電用原子炉が施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし																			
3 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室の指揮又は設備その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間の指揮又は設備の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する應急設備の隔壁その他の重効に防護するための設備を設けなければならない。	5 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原原子炉制御室に出入りするための区域には、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室の指揮又は設備その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間の指揮又は設備の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する應急設備の隔壁その他の重効に防護するための設備を設けなければならない。	変更なし																			
4 原子炉制御室には、燃素检测計を施設しなければならぬ。	6 原子炉制御室には、燃素检测計を施設しなければならぬ。	変更なし																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th><th>技術基準規則</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第26条(原子炉制御室等)</td><td>第38条(原子炉制御室等)</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び必要な機能を有する装置を設けなければならない。</td><td>4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第26条(原子炉制御室等)	第38条(原子炉制御室等)	変更なし	2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び必要な機能を有する装置を設けなければならない。	4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th><th>技術基準規則</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第26条(原子炉制御室等)</td><td>第38条(原子炉制御室等)</td><td>変更なし</td></tr> <tr> <td>2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び必要な機能を有する装置を設けなければならない。</td><td>4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	技術基準規則	備考	第26条(原子炉制御室等)	第38条(原子炉制御室等)	変更なし	2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び必要な機能を有する装置を設けなければならない。	4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第26条(原子炉制御室等)	第38条(原子炉制御室等)	変更なし																			
2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び必要な機能を有する装置を設けなければならない。	4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし																			
設置許可基準規則	技術基準規則	備考																			
第26条(原子炉制御室等)	第38条(原子炉制御室等)	変更なし																			
2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び必要な機能を有する装置を設けなければならない。	4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	変更なし																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置許可基準規則 第26条(原子炉制御室等)</p> <p>2. 発電用原子炉施設には、大火その他の異常な事態により発電用原子炉施設が使用できない場合において、原子炉制御室及び原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室等の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならず。</p> <p>その後、発電用原子炉を安全な低速停止の状態に移行させ、及び低速停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。</p> <p>3. 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに連絡員を他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室又は施設又は施設その他の異常が発生した場合に、他の従事者が原子炉の運転の停止その他の操作を行なうための操作を行うことにより、かつ、当該操作をとるための操作を行うことにより、運転室その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備を隔離するための設備その他の適切な防護措置を設けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">6-① 再掲</p>	<p>技術基準規則 第38条(原子炉制御室等)</p> <p>4. 発電用原子炉施設には、大火その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室等の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならず。</p> <p>5. 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに連絡員を他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域は、一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室又は施設又は施設その他の異常が発生した場合に、他の従事者が原子炉の運転の停止その他の操作を行なうための操作を行うことにより、かつ、当該操作をとるための操作を行うことにより、運転室その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備を隔離するための設備その他の適切な防護措置を設けなければならない。</p> <p>6. 原子炉制御室には、燃素濃度計を施設しなければならない。</p>	<p>技術基準規則 第38条(原子炉制御室等)</p> <p>5. 一次冷却系統に係る発電用原子炉制御室又は施設その他の異常が発生した場合に、他の従事者が原子炉の運転の停止その他の操作を行なうための操作を行うことにより、運転室その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備を隔離するための設備その他の適切な防護措置を設けなければならない。</p> <p>6. 原子炉制御室には、燃素濃度計を施設しなければならない。</p>	<p>【女川、大飯】記載内容の相違</p> <p>・泊は有毒ガス防護に関する規則改正（設置許可基準規則第26条）に伴い、有毒ガス防護に対する要求事項を記載。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 　口、発電用原子炉施設の一般構造 　(3) その他の主要な構造</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。 また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及びFAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-2.1）】</p> <p>原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるために、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようになるとともに、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p> <p>【参考】既許可発電プラントと泊発電所における特定された（スクリーニング評価対象の）敷地内外固定源及び敷地内可動源の有無並びに敷地内可動源への対応について</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 　口、発電用原子炉施設の一般構造 　(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。 また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26条-別添1-2-1） (2.1.2:p26条-別添1-2-5) (2.1.3:p26条-別添1-2-9) (2.1.4:p26条-別添1-2-10) (2.1.5:p26条-別添1-2-11)】</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるために、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 　口、発電用原子炉施設の一般構造 　(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。 また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26条-別添1-10） (2.1.2:p26条-別添1-14) (2.1.3:p26条-別添1-18) (2.1.4:p26条-別添1-20) (2.1.5:p26条-別添1-22)】</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p>	<p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (u) 中央制御室 中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。 また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川、大飯】資料構成の相違</p> <p>（以降、原則同様のため相違理由の記載は省略）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次ページに示すバックフィットの有毒ガスに係る方針策定の参考とするため、既許可発電プラントと泊における敷地内外の固定及び敷地内可動源の有無と可動源に対する防護措置についてまとめている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>		<p>バックフィットの有毒ガスの範囲については、有毒ガス補足説明資料比較表と同様に、東海第二と伊方と比較するが、特定された敷地内固定源と敷地内可動源の有無及び敷地内可動源に対する漏洩時の防護措置の実施有無に応じた方針とする必要があることから、女川と柏崎の記載を参照する。</p> <p>以下同様。</p> <p>⇒泊は、現時点において、特定された敷地内固定源なし、敷地内可動源ありであるため、有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、可動源を除き女川及び柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針としている。</p>
<p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気空調装置の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気空調装置の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>【有毒ガス防護に係る補足説明資料】</p>	<p>【東海第二、伊方】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。 <p>(有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、女川及び柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針としている)</p> <p>【東海第二、伊方】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】 <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>また、気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】 <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p>	【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
<p>また、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は59条パックフィット前に設置許可を得ているため、パックフィット反映箇所(アニュラス空気浄化設備に係る記載をしている箇所)以外は最新の完本においても当時の59条の条文の表現（「重大事故」）となっている(同様の相違については以下理由省略)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">SA59条の範囲</div>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>へ. 計測制御系統施設の構造及び設備 A. 3号炉</p> <p>(5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室</p> <p>中央制御室（3号及び4号炉共用）は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備及びFAX等を設置し、中央制御室から原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-2.1）】</p> <p>原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>気体状の放射性物質及び中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に原子炉の運転の停止その他の原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入るができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>へ. 計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項 (vi) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1 : p26 条-別添1-2-1） (2.1.2 : p26 条-別添1-2-5) (2.1.3 : p26 条-別添1-2-9) (2.1.4 : p26 条-別添1-2-10) (2.1.5 : p26 条-別添1-2-11）】</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入れるができるようにするとともに、中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>へ. 計測制御系統施設の構造及び設備</p> <p>(5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータを監視できるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、監視カメラ、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備等を設置し、中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1 : p26 条-別添1-10） (2.1.2 : p26 条-別添1-14) (2.1.3 : p26 条-別添1-18) (2.1.4 : p26 条-別添1-20) (2.1.5 : p26 条-別添1-22）】</p> <p>発電用原子炉施設には、火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】共用の相違 • 泊と女川は共用なし</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載箇所及び表現の相違 (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】 <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>	【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】 <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p>		【東海第二、伊方】設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことによる相違。 <p>(有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、女川及び柏崎と同様、敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針としている)</p>
【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 上り引用】 <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>	【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】 <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室換気系の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	【パックフィットの有毒ガスの範囲】 <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>【有毒ガス防護に係る補足説明資料】</p> <p>【東海第二、伊方】設備名称の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違</p> <p>【東海第二実績の反映】</p>
【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】 <p>また、中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入り出すための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調</p>	【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】 <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入り出すための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置</p>		<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。	等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。 その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける。	等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。 その他、運転員その他の従事者が中央制御室にとどまるため、気体状の放射性物質並びに中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける。	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 燃焼ガスなし：関西、柏崎 有毒ガスなし：島根、東二 ⇒記載の充実の観点から、 「燃焼ガス」を明記。
室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。 【説明資料（別添2-1）（別添1-3）】 中央制御室は、共用することにより、プラントの状況に応じた運転員の相互連絡等を図ることができ、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有しながら、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができるなど、安全性が向上するため、居住性に配慮した設計とする。	さらに、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。 【説明資料（2.2.1:p26条-別添1-2-12） (2.2.2:p26条-別添1-2-13)】	さらに、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。 【説明資料（2.2.1:p26条-別添1-23） (2.2.2:p26条-別添1-24)】	【大飯】共用の相違 ・泊の中央制御室、中央制御室空調装置等は3号炉単独設備で、他号炉と共に用なし。(以降、同様の相違は「共用の相違」と記載。)
中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。	中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。	中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 炉心の著しい損傷が発生した場合において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違 ・泊は大飯と同様に設備の位置づけを記載。 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)
重大事故等対処設備（居住性の確保）として、重大事故等時ににおいて中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気と	炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室遮へい及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。 【説明資料（2.4.1:p26条-別添1-2-18） (2.4.2:p26条-別添1-2-20) (2.4.3:p26条-別添1-2-21) (2.4.4:p26条-別添1-2-31)】	重大事故等対処設備（居住性の確保）として、可搬型照明（SA）、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室遮へい及び酸素濃度・二酸化炭素濃度計を設置する設計とする。 【説明資料（2.4.1:p26条-別添1-29） (2.4.2:p26条-別添1-31)】	【女川】記載表現の相違 ・泊は大飯同様前段落で記載。また、大飯同様位置づけ（居住性の確保）を明記。 【女川】④の相違 【女川】①の相違 【女川】資料構成の相違 ・女川は待避所分資料増 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) SA59条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p>	<p>中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時において、中央制御室待避所を中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室換気空調系及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交替要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p>	<p>循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とすることにより、放射性物質を含む外気が中央制御室に直接流入することを防ぐことができる設計とする。</p> <p>中央制御室遮へいは、運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、中央制御室空調装置の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>また、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備する。</p>	<p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【女川】用語の相違 泊は法令用語とした。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・再掲先で比較</p>
<p>外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p>	<p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなつた場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置により浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を使用する。</p> <p>無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うためにデータ表示裝</p>	<p>外部との遮断が長期にわたり、室内の雰囲気が悪くなつた場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットにより浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】④の相違</p> <p>【女川】⑨の相違</p> <p>【女川】①の相違</p>
			SA59条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内の酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加え、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-3, 4, 5）（別添2-2）】</p>	<p>置（待避所）を設置する。</p> <p>データ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室照明が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備として、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧を確保できていることを把握するため、差圧計を使用する。</p> <p>また、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>また、照明については、乾電池内蔵型照明により確保できる設計とする。</p>	<p>想定される重大事故等時において、設計基準対象施設である中央制御室の照明設備が使用できない場合の重大事故等対処設備として、可搬型照明（SA）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握するため、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ、作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・泊では10条での表現に合わせた。</p> <p>【女川】⑨の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】③の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】③の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】③の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】⑨の相違</p>
			SA59条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">16-①</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばくを低減するための重大事故等対処設備として、非常用ガス処理系及び原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置を使用する。非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気することで、中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローアウトパネルは、閉状態を維持できる、又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置により開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。</p> <p>非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>また、原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>交流動力電源及び直流電源が健全である場合に、アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備から給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な空気作動弁及び空気作動ダンパーは、所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】⑧の相違</p>
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開閉することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">16-① 再掲</p>	<p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に用いる重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、B一アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸いし、B一アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。加えて、B一アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。</p> <p>また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパーは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開閉することで開操作できる設計とする。</p>	<p>【大飯】⑨の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】⑩の相違</p> <p>【大飯】⑪の相違</p>	<p>以降は泊欄の着色は女川との比較。</p> <p>【大飯】共用の相違</p>
<p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p>			S459条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
中央制御室遮蔽は、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。 中央制御室空調装置は、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。 アニュラス空気浄化設備は、「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 空冷式非常用発電装置は、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に記載する。	中央制御室遮蔽及び中央制御室待避所遮蔽は、「チ(1) (v) 遮蔽設備」に記載する。 中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置及び中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）は、「チ(1) (vi) 換気空調設備」に記載する。 代替交流電源設備は、「ヌ(2) (iv) 代替電源設備」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮蔽 （「チ(1) (v) 遮蔽設備」と兼用） 中央制御室待避所遮蔽 （「チ(1) (v) 遮蔽設備」と兼用） 中央制御室送風機 （「チ(1) (vi) 換気空調設備」と兼用） 中央制御室排風機 （「チ(1) (vi) 換気空調設備」と兼用） 中央制御室再循環送風機 （「チ(1) (vi) 換気空調設備」と兼用） 中央制御室再循環フィルタ装置 （「チ(1) (vi) 換気空調設備」と兼用） 無線連絡設備（固定型） （「ヌ(3) (vii) 通信連絡設備」と兼用） 衛星電話設備（固定型） （「ヌ(3) (vii) 通信連絡設備」と兼用） データ表示装置（待避所） 個数一式 差圧計 （「チ(1) (vi) 換気空調設備」と兼用） 非常用ガス処理系排風機 （「リ(4) (ii) 非常用ガス処理系」と兼用） 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置 （「リ(4) (ii) 非常用ガス処理系」と兼用） 個数1	中央制御室遮へいについては、「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」に記載する。 中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン及び中央制御室非常用循環フィルタユニットについては、「チ. (1) (iv) 換気設備」に記載する。 アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニットについては、「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベについては、「ヘ. (5) (x) アニュラス空気浄化設備」に記載する。 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備及び所内常設蓄電式直流電源設備については、「ヌ. (2) (iv) 代替電源設備」に記載する。 [常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮へい （「チ. (1) (iii) 遮蔽設備」と兼用） 中央制御室給気ファン （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用） 中央制御室循環ファン （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用） 中央制御室非常用循環ファン （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用） 中央制御室非常用循環フィルタユニット （「チ. (1) (iv) 換気設備」と兼用）	【女川】①の相違 【女川】章立ての相違 【女川】④の相違 【女川】①の相違 【大飯】記載表現の相違 （女川実績の反映） 【女川】②の相違 【女川】④の相違 【女川】章立ての相違 【女川】①の相違 【女川】章立ての相違 【女川】④の相違 【女川】章立ての相違 【女川】①の相違 【女川】章立ての相違 【女川】④の相違 【女川】章立ての相違 【女川】①の相違 【女川】章立ての相違 【女川】②の相違
		アニュラス空気浄化ファン （「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」と兼用） アニュラス空気浄化フィルタユニット （「リ. (4) (ii) アニュラス空気浄化設備」と兼用）	【女川】②の相違
			SA59条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型照明 (SA) (3号及び4号炉共用) 個数 8 (予備 1)</p> <p>酸素濃度計 (3号及び4号炉共用) 個数 1 (予備 2)</p> <p>二酸化炭素濃度計 (3号及び4号炉共用) 個数 1 (予備 2)</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型照明 (SA) (3号及び4号炉共用) 個数 8 (予備 1)</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備] 中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンベ) (「チ(1)(vi) 換気空調設備」と兼用)</p> <p>可搬型照明 (SA) 個数 6 (予備 1)</p> <p>酸素濃度計 個数 2 (予備 1)</p> <p>二酸化炭素濃度計 個数 2 (予備 1)</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料 (2.2.1 : p26 条-別添1-2-12) (2.2.2 : p26 条-別添1-2-13)】</p>	<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型照明 (SA) 個数 5 (予備 2)</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 個数 1 (予備 2)</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p> <p>【説明資料 (2.2.1 : p26 条-別添1-23) (2.2.2 : p26 条-別添1-24)】</p>	<p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【女川、大飯】設備の相違 ・女川とは①及び③の相違等により個数の設定は異なる。大飯は3、4号炉合わせての個数である。</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【女川、大飯】設備名称の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・再掲先で比較</p> <p>SA59条の範囲</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (iii) 遮蔽設備 放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、遮蔽設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室遮蔽 中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用）は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、100mSvを下回るよう設計する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（別添2-1）】</p> <p>中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽はプラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用）一式 中央制御室遮蔽は、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>	<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (v) 遮蔽設備 放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、遮蔽設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室遮蔽 中央制御室遮蔽は、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、100mSvを下回るよう設計する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（1. : p26 条別添2-1-1）】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮蔽を設ける。</p> <p>炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避所を設け、中央制御室待避所には、遮蔽設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮蔽 （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用）一式 中央制御室遮蔽は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。 中央制御室待避所遮蔽 （「へ(5)(vi) 中央制御室」と兼用）一式</p>	<p>チ. 放射線管理施設の構造及び設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (iii) 遮蔽設備 放射線業務従事者等の被ばく線量を低減するため、遮蔽設備を設ける。</p> <p>a. 中央制御室遮へい 中央制御室遮へいは、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、100mSvを下回るよう設計する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（1. : p26 条別添2-1-1）】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な遮蔽設備として、中央制御室遮へいを設ける。</p> <p>運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスク等の着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置の機能とあいまって、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。</p> <p>[常設重大事故等対処設備] 中央制御室遮へい （「へ(5)(v) 中央制御室」と兼用）一式 中央制御室遮へいは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載内容の相違（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違・～、(5)(V)の記載表現と整合（女川も同様）。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】①の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【女川】章立ての相違</p> <p>【女川】①の相違 SA59条の範囲</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(iv) 換気設備 通常運転時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質を除去低減並びに中央制御室外又は緊急時対策所外の火災により発生する有毒ガス等に対する隔離が可能な換気設備を設ける。	(vi) 換気空調設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気空調設備を設ける。	(iv) 換気設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質の除去低減が可能な換気設備を設ける。	【女川】章立ての相違 【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違
a. 中央制御室空調装置 中央制御室等の換気及び冷暖房を行うための中央制御室空調装置（3号及び4号炉共用）を設ける。 中央制御室空調装置には、通常のラインのほか、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。 外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなつた場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り替えることが可能な設計とする。 中央制御室空調装置は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまって中央制御室の居住性を維持できる設計とする。また、共用により更なる多重性を持ち、单一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性が向上する設計とする。 重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。	b. 中央制御室換気空調系 中央制御室等の換気及び冷暖房を行うための中央制御室換気空調系を設ける。 中央制御室換気空調系には、通常のラインの他、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。 外部との遮断が長期にわたり、室内的雰囲気が悪くなつた場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、事故時運転モードに切り替えることが可能な設計とする。 炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室換気空調系は、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置並びに中央制御室再循環送風機からなる非常用ラインを設ける。	a. 中央制御室空調装置 中央制御室等の換気及び冷暖房を行うための中央制御室空調装置を設ける。 中央制御室空調装置には、通常のラインの他、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、設計基準事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を放射線被ばくから防護する設計とする。 外部との遮断が長期にわたり、室内的雰囲気が悪くなつた場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環運転に切り替えることが可能な設計とする。	【大飯】①の相違 ・女川は①の相違により可搬型SA設備（ポンベ等）を保管するが、泊は可搬型設備は存在せず、すべて「設置」。 SA59条の範囲
			【大飯】共用の相違 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
			【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
			【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 燃焼ガスなし：関西、柏崎 有毒ガスなし：島根、東二⇒記載の充実の観点から、「燃焼ガス」を明記。 【大飯】共用の相違
			【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
			【女川】大飯審査実績の反映 【大飯】女川審査実績の反映 SA59条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>中央制御室の換気空調系は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-4）】 空冷式非常用発電装置は、「又、(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用）</td> </tr> <tr> <td>台数 4</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用）</td> </tr> <tr> <td>台数 4</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用）</td> </tr> <tr> <td>台数 4</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">22-① 再掲</p>	中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用）	台数 4	中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用）	台数 4	中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用）	台数 4	<p>【常設重大事故等対処設備】</p> <p>中央制御室送風機 (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用) 台数 1（予備1）</p> <p>容量 約 80,000 m³/h</p> <p>中央制御室排風機 (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用) 台数 1（予備1） 容量 約 5,000 m³/h</p> <p>中央制御室再循環送風機 (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用) 台数 1（予備1） 容量 約 8,000 m³/h</p>	<p>【常設重大事故等対処設備】</p> <p>中央制御室給気ファン (「～(5)(v) 中央制御室」と兼用) 台数 2</p> <p>容量 約 500m³/min (1台当たり)</p> <p>中央制御室循環ファン (「～(5)(v) 中央制御室」と兼用) 台数 2 容量 約 500m³/min (1台当たり)</p> <p>中央制御室非常用循環ファン (「～(5)(v) 中央制御室」と兼用) 台数 2 容量 約 85m³/min (1台当たり)</p>	<p>・前頁と同様に大飯の「内部被ばく」に対し泊は女川審査実績の反映として「放射線被ばく」と表現した。 【大飯】 共用の相違</p> <p>【女川】 記載方針の相違（大飯実績の反映） 【大飯】 記載表現の相違 ・泊は女川と同様に具体的な設備名称で記載。 【大飯】 ⑨の相違 【大飯】 ⑨の相違 【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 女川実績の反映 【大飯】 共用の相違 【女川】 章立ての相違 【女川】 設計方針の相違 ・泊も1台で必要な容量を満足する設備を2台設置しているが、いずれかを予備と位置付けているわけではない。（大飯も同様。以降、中央制御室循環ファン及び中央制御室非常用循環ファンも同理由） 【女川】 個別設計の相違</p> <p>【女川】 ④の相違 【女川】 章立ての相違 【大飯】 共用の相違 【女川】 設計方針の相違</p> <p>【大飯】 共用の相違 【女川】 章立ての相違 【女川】 設計方針の相違 【女川】 設備の相違</p> <p>SA59条の範囲</p>
中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用）									
台数 4									
中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用）									
台数 4									
中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用）									
台数 4									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） 台数 4</p> <p>22-①</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型</p> <p>基 数 2</p> <p>中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用） 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基 数 4</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、設計基準事故時及び重大事故等時共に使用する。</p>	<p>中央制御室再循環フィルタ装置 (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用)</p> <p>基 数 1</p> <p>粒子除去効率 99.9%以上（直径 0.5 μm 以上の粒子） 系統よう素除去効率 90%以上（相対湿度 70% 以下において）</p> <p>c. 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ） 炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を動作させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避所を正圧化し、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）を設ける。 [常設重大事故等対処設備] 差圧計 (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用) 個 数 1</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ） (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用) 本 数 40（予備 40） 容 量 約 47 L（1 本当たり） 充填圧力 約 19.6 MPa [gage]</p>	<p>中央制御室非常用循環フィルタユニット (「～(5)(vi) 中央制御室」と兼用) 型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型</p> <p>基 数 1 容 量 約 85 m³/min</p> <p>粒子除去効率 99%以上（0.7 μm 粒子） よう素除去効率 95%以上（相対湿度 95%において）</p> <p>中央制御室給気ユニット 型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基 数 2 容 量 約 500 m³/min（1 基当たり）</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・再掲先で比較</p> <p>【大飯】共用の相違 【女川】章立ての相違 【女川】記載方針の相違 ・泊では大飯同様、型式を記載している。</p> <p>【女川、大飯】記載方針の相違 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違 【女川】用語の相違 【女川】⑤の相違 【大飯】共用の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】①の相違</p>
			SA59 条の範囲

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 安全設計の方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) 適合性説明 第二十六条 原子炉制御室等 1 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。 2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。	(3) 適合性説明 (原子炉制御室等) 第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。 2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。	(3) 適合性説明 (原子炉制御室等) 第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。 2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)
【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置。 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備	【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置。 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備	3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。 【バックフィットの有毒ガスの範囲】 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置。 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備	バックフィットの有毒ガスの範囲については、有毒ガス補足説明資料比較表と同様に、東海第二と伊方と比較する。
適合のための設計方針 第1項第1号及び第1項第3号について 中央制御室は、原子炉及び主要な関連設備の運転状況並びに主要なパラメータが監視できるとともに、安全性を確保するために急速な手動操作を要する場合には、これを行うことができる設計とする。 (1) 原子炉及び主要な関連設備の運転状況の監視及び操作を行うことができる設計とする。	適合のための設計方針 第1項第1号及び第3号について 中央制御室は、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況並びに主要なパラメータが監視できるとともに、安全性を確保するために急速な手動操作を要する場合には、これを行うことができる設計とする。 (1) 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況の監視及び操作を行うことができる設計とする。	適合のための設計方針 第1項第1号及び第3号について 中央制御室は、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況並びに主要なパラメータが監視できるとともに、安全性を確保するために急速な手動操作を要する場合には、これを行うことができる設計とする。 (1) 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況の監視及び操作を行うことができる設計とする。	【大飯】記載表現の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらの関連する系統の健全性を確保するため、炉心中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力・温度・流量、加圧器水位、原子炉格納容器内圧力・温度等の主要なパラメータの監視が可能な設計とする。</p> <p>(3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講ずるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等に加え、発電所構内の状況（海側、山側）を、屋外に設置した暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて昼夜にわたり把握することができる設計とする。</p> <p>また、津波、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等にて測定し中央制御室にて確認できる設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室にFAX等も設置し、公的機関からの地震、津波、竜巻情報を入手できる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-2）】</p>	<p>(2) 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらの関連する系統の健全性を確保するため、炉心中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度、流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力、温度等の主要パラメータの監視が可能な設計とする。</p> <p>(3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力・温度等の監視が可能な設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を、屋外に暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。</p> <p>また、津波、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等にて測定し中央制御室にて確認できる設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室に公的機関から気象情報を入手できる設備を設置し、地震、津波、竜巻情報を入手できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26条-別添1-2-1）（2.1.2:p26条-別添1-2-5）（2.1.3:p26条-別添1-2-9）（2.1.4:p26条-別添1-2-10）（2.1.5:p26条-別添1-2-11）】</p>	<p>(2) 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ及びそれらの関連する系統の健全性を確保するため、炉心中性子束、制御棒位置、1次冷却材の圧力、温度、流量、加圧器水位、原子炉格納容器内の圧力、温度等の主要パラメータの監視が可能な設計とする。</p> <p>(3) 事故時において、事故の状態を知り対策を講じるために必要なパラメータである原子炉格納容器内の圧力、温度等の監視が可能な設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等に加え、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を、屋外に暗視機能等を持った監視カメラを遠隔操作することにより中央制御室にて把握することができる設計とする。</p> <p>また、津波、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータは、気象観測設備等にて測定し中央制御室にて確認できる設計とする。</p> <p>さらに、中央制御室に公的機関から気象情報を入手できる設備を設置し、地震、津波、竜巻情報を入手できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26条-別添1-10）（2.1.2:p26条-別添1-14）（2.1.3:p26条-別添1-18）（2.1.4:p26条-別添1-20）（2.1.5:p26条-別添1-22）】</p>	<p>【女川】用語の相違 【女川】設備の相違 ・PWRとBWRの相違 【大飯】記載表現の相違 【女川、大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 (大飯実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違</p>
<p>第2項について</p> <p>火災その他の異常な事態により、中央制御室内で原子炉停止操作が行えない場合でも、中央制御室以外の適切な場所から原子炉を急速に停止するとともに低温停止状態を維持できる設計とする。</p> <p>(1) 原子炉は制御棒駆動装置電源室の原子炉トリップしや断器を開くか、現場でタービンをトリップすることにより、急速に停止できる設計とする。</p>	<p>第2項について</p> <p>火災その他の異常な事態により、中央制御室内で原子炉停止操作が行えない場合でも、中央制御室以外の適切な場所から発電用原子炉を直ちに停止するとともに高温停止状態を維持できる設計とする。</p> <p>(1) 中央制御室外において、原子炉緊急停止系作動回路の電源を遮断すること等により発電用原子炉をスクラムさせる。</p> <p>発電用原子炉を直ちに停止した後、中央制御室外原子炉停止装置により、主蒸気逃がし安全弁、原子炉隔離時冷却系、残留熱除去系等を使用して、発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持することができる設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室外原子炉停止装置により、上記高温停止状態から残留熱除去系等を使用して、適切な手順により発電用原子炉を低温停止状態に導くことができる設計とする。</p>	<p>(1) 中央制御室外において、原子炉トリップ遮断器を開くか、現場でタービンをトリップすることにより発電用原子炉をトリップさせる。</p> <p>発電用原子炉を直ちに停止した後、中央制御室外原子炉停止装置により、補助給水設備、主蒸気逃がし弁、化学体積制御設備等を使用して、発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持することができる設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室外原子炉停止装置により、上記高温停止状態から余熱除去設備等を使用して、適切な手順により発電用原子炉を低温停止状態に導くことができる設計とする。</p>	<p>【女川】設備の相違 【女川】用語の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載充実 (女川実績の反映) 【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 中央制御室外の適切な場所に制御盤を設け、原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、その他必要な機器の操作は現場において行うことができるようとする。さらに必要があれば、適切な手順を用いて原子炉を低温停止状態に導くことができる設計とする。</p>		<p>中央制御室外原子炉停止装置は、発電用原子炉の高温停止時に操作頻度が高い機器及び原子炉トリップ後短時間に操作が必要とされる機器の操作並びに必要最小限のパラメータの監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、その他必要な機器の操作は現場において行うことができるようとする。</p>	<p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載内容の相違 ・泊では、低温停止状態に導く設計とする旨は、女川審査実績を踏まえ(2)の冒頭に記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】 <p>3 一について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより運転員を防護できる設計とする。</p>	【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】 <p>第3項第1号について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより運転員を防護できる設計とする。</p>		
【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在より引用】 <p>第3項第1号について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p>	【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】 <p>第3項第1号について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p>	【バックフィットの有毒ガスの範囲】 <p>第3項第1号について</p> <p>万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p>	【伊方】記載表現の相違（東海第二実績の反映）
			【東海第二、伊方】設備名稱の相違 <p>【有毒ガス防護に係る補足説明資料】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第3項について 原子炉の事故対策操作に必要な各種指示計、並びに原子炉を安全に停止するために必要な原子炉保護設備及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける設計とする。 中央制御室において火災が発生する可能性を極力抑えるように、中央制御室内の主要ケーブル、制御盤は不燃性、難燃性の材料を使用する。 なお、通信機器等については、実用上可能な限り不燃性、難燃性の材料を使用する。 万一事故が発生した際には、次のような対策により運転員が中央制御室に接近可能であり、中央制御室内の運転員に対し、過度の放射線被ばくがないように考慮し、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。 (1) 想定される最も過酷な事故時においても、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に定められた緊急作業に係る許容被ばく線量を十分下回るように遮蔽を設けた設計とする。	第3項第2号について 発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計並びに発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける。 中央制御室において火災が発生する可能性を抑えるように、中央制御室内の主要ケーブル、制御盤は不燃性、難燃性の材料を使用する。 なお、通信機器等については実用上可能な限り不燃性、難燃性の材料を使用する。 万一事故が発生した際には、次のような対策により運転員その他従事者が中央制御室に接近可能であり、中央制御室の運転員その他従事者に対し、過度の被ばくがないように考慮し、中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう設計する。 (1) 想定される最も過酷な事故時においても、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る許容被ばく線量を十分下回るように遮蔽を設ける。ここで想定される最も過酷な事故時としては、原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破断を対象とし、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。	第3項第2号について 発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計並びに発電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して設ける。 中央制御室において火災が発生する可能性を抑えるように、中央制御室内の主要ケーブル、制御盤は不燃性、難燃性の材料を使用する。 なお、通信機器等については実用上可能な限り不燃性、難燃性の材料を使用する。 万一事故が発生した際には、次のような対策により運転員その他従事者が中央制御室に接近可能であり、中央制御室の運転員その他従事者に対し、過度の被ばくがないように考慮し、中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう設計する。 (1) 想定される最も過酷な事故時においても、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急作業に係る許容被ばく線量を十分下回るように遮蔽を設ける。ここで想定される最も過酷な事故時としては、原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損を対象とし、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号平成21年8月12日）に定める想定事故相当のソースタームを基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価を行う。	【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)
(2) 中央制御室空調装置は、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通じ閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護するように設計する。 中央制御室外で有毒ガスが発生した場合にも、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り替えることにより運転員の安全を守ることができる設計とする。	(2) 中央制御室換気空調系は、事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置を通じ事故時運転モードとし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護することができるよう設計する。	(2) 中央制御室空調装置は、事故時には外気との連絡口を遮断し、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニットを通じ閉回路循環運転とし、運転員その他の従事者を過度の被ばくから防護することができるよう設計する。	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】事故想定の相違 ・PWRとBWRの相違
(3) 中央制御室は、中央制御室外の火災により発生するばい煙や有毒ガス及び降下火砕物を想定しても中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り替えることにより、運転員を外部からの自然現象等から防護できる設計とする。 なお、事故時において、中央制御室への外気取入れを一時停止した場合に、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。	(3) 中央制御室は、中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物を想定しても中央制御室換気空調系の外気取入れを手動で遮断し、事故時運転モードに切り替えることにより、運転員その他従事者を外部からの自然現象等から防護できる設計とする。 なお、事故時において、中央制御室への外気取入れを一時停止した場合に、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。	(3) 中央制御室は、中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物を想定しても中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環運転に切り替えることにより、運転員その他従事者を外部からの自然現象等から防護できる設計とする。 なお、事故時において、中央制御室への外気取入れを一時停止した場合に、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。	【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・女川及び泊は同様の方針を（3）に記載 【大飯】記載内容の相違 ・燃焼ガスなし：関西、柏崎 有毒ガスなし：島根、東二 ⇒記載の充実の観点から、「燃焼ガス」を明記
【説明資料（別添1-3）】	【説明資料（2.2.1:p26条-別添1-2-12） （2.2.2:p26条-別添1-2-13）】	【説明資料（2.2.1:p26条-別添1-23） （2.2.2:p26条-別添1-24）】	

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.4 設備等 6.10 制御室 6.10.1 通常運転時等 6.10.1.1 中央制御室	1.4 設備等（手順等含む） 6.10 制御室 6.10.1 通常運転時等	1.4 設備等（手順等含む） 6.14 制御室 6.14.1 通常運転時等	【女川、大飯】章番号の相違
10条の範囲	10条の範囲 【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】 6.10.1.1 概要 プラントの運転に必要な監視及び操作装置を、集中化し、設置するための中央制御室を設け、同室内に中央制御盤等を設置する。	10条の範囲 6.14.1.1 概要 発電用原子炉施設の集中的な運転操作、監視及び制御を行えるようするため、中央制御室を設け、同室内に中央制御盤等を設置する。	【女川、大飯】章番号の相違 【女川、大飯】既許可の相違 ・本項は制御室の概要を示すもので、「中央制御室を設ける」とと「中央制御盤等を設置する」ことを記載している大飯と泊の記載が充実している。大飯と泊の情報量は同等であるため、泊の記載表現を採用する。 【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】名称の相違 ・スクラム↔トリップ
6.10.1.1.1 概要 また、中央制御室内での操作が困難な場合に、発電用原子炉をスクラム後の高温状態から低温状態に導くことのできる中央制御室外原子炉停止装置を設置する。	6.10.1.1 概要 計測制御装置のうち、本発電用原子炉の主要な系統の運転・制御に必要な監視及び制御装置は、集中的に監視及び制御が行えるよう中央制御室に設置する。	6.10.1.1 概要 また、中央制御室内での操作が困難な場合に、発電用原子炉をトリップ後の高温状態から低温状態に導くことのできる中央制御室外原子炉停止装置を設置する。	30-① 【女川、大飯】章番号の相違 【女川】記載充実（大飯実績の反映）
6.10.1.2 設計方針 中央制御室及び中央制御盤は、以下の方針を満足するように設計する。 (1) 原子炉施設の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の対応に必要な計測制御装置を、中央制御盤上で集中監視及び制御が行えるように設計する。	6.10.1.2 設計方針 (1) 発電用原子炉施設の主要な計測及び制御装置は、中央制御室に配置し、集中的に監視及び制御が行えるようにする。	6.14.1.2 設計方針 中央制御室及び中央制御盤は、以下の方針を満足するように設計する。 (1) 中央制御室 中央制御室では、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータの集中的な監視及び制御並びに安全性を確保するための急速な手動操作を中央制御盤の主盤にて行うことができる設計とする。 なお、運転指令卓及び大型表示盤は運転員による発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援することが可能な設計とする。	【女川、大飯】既許可の相違 ・「集中的な監視及び制御」の記載は大飯、女川及び泊とも同等。「運転状況」、「安全性を確保するための急速な手動操作」を記載している泊の記載を採用する。 【女川、大飯】既許可の相違 ・泊のみの記載。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配置等については人間工学的な操作性を考慮し設計する。</p> <p>(参考) 泊3号炉と同様の新型中央制御盤である高浜1／2号炉及び美浜3号炉の記載は以下の通り。（参照箇所は二重下線部）</p> <p>中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配置等については人間工学的な操作性を考慮し設計する。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>また、中央制御室にて同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失及び外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火砕物並びに有毒ガス）を想定しても安全施設を容易に操作することができる設計とする。</p>	<p>また、制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作が容易に行えるよう人間工学的な観点からの考慮を行う設計とする。</p>	<p>(2) 運転員操作に関する考慮</p> <p>中央制御盤の配置、操作器具の盤面配置等については誤操作及び誤判断を防止でき、かつ、操作が容易に行えるよう人間工学的な観点からの考慮を行う設計とする。</p> <p>また、保修時においても誤りを生じさせないよう留意した設計とする。</p>	<p>【女川、大飯】既許可の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御盤⇒中央制御盤 【女川】記載充実 (大飯実績の反映) ・泊の「操作器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器を指す。 (高浜1、2号炉及び美浜3号炉参照) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) <p>【女川、大飯】既許可の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のみの記載 <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】</p> <p>(2) 設計基準事故時においても、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようにするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、運転員が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるようとする。</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】</p> <p>(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を満足するように、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようにするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、従事者が支障なく中央制御室に入れるとともに、一定期間中央制御室内にとどまって所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">33-①再掲</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>(2) 設計基準事故時においても、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようにするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、運転員が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるようとする。</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】</p> <p>(2) 設計基準事故時においても、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようにするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、運転員が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるようとする。</p>		<p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】</p> <p>(3) 中央制御室の居住性</p> <p>設計基準事故時においても、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないようにするとともに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、運転員が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるようとする。</p> <p>(4) 発電用原子炉の停止状態及び炉心の冷却状態の監視 発電用原子炉の停止状態は、中性子源領域中性子束、原子炉トリップ遮断器の状態、制御棒クラスタ位置、1次冷却材のサンプリングによるほう素濃度の測定により、また、炉心の冷却状態については、加圧器水位、1次冷却材圧力・温度、サブクール度によりそれぞれ2種類以上のパラメータで監視又は推定できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">32-①</p>
<p>6.10.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 火災その他の異常な状態により、中央制御室が使用できない場合には、中央制御室外原子炉停止装置を設け、中央制御室外の適切な場所から原子炉を停止し、高温停止状態に直ちに移行し、その後、原子炉を低温停止状態に導き維持することができる設計とする。</p> <p>(2) 高温停止時に、操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作器は、中央制御室での操作に優先する中央制御室外原子炉停止盤から操作を行うことができる設計とする。</p> <p>(3) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設ける。</p> <p style="text-align: center;">43-①再掲</p>	<p>(3) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室以外からも、原子炉をスクラン後、高温状態から低温状態に容易に導けるようとする。</p> <p>(4) 計測制御装置、制御盤には実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を用いる。</p>	<p>(5) 中央制御室外からの原子炉停止機能 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室以外からも、発電用原子炉をトリップ後、高温状態から低温状態に容易に導き維持できる設計とする。</p> <p>高温停止時に、操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作器は、中央制御室での操作に優先する中央制御室外原子炉停止盤から操作を行うことができる設計とする。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設ける。</p> <p>(6) 中央制御室の火災防護 中央制御室、計測制御装置には実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を用いる。</p>	<p>【女川】既許可の相違</p> <p>【女川】記載充実</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】用語の相違</p> <p>【女川】記載の充実</p> <p>【女川】記載充実 ・大飯3、4号炉「6.10.1.2.2 設計方針」にて記載している中央制御室外原子炉停止盤の設計方針を踏まえた泊3号炉の設計方針の充実化。</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載充実</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を昼夜にわたり把握することができる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-2）】</p> <p style="text-align: center;">33-①</p> <p>(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」を満足するように、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、従事者が支障なく中央制御室に入れるとともに、一定期間中央制御室内にとどまって所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p>(5) 中央制御室は、必要な操作盤については個別に設置し、共用により運転操作に支障をきたさないよう設計する。 また、中央制御室は同ースペースを共用することにより、プラントの状況や運転員の対応状況等の情報を共有しつつ、事故処置を含む総合的な運転管理を図ることができるよう居住性にも配慮した上で、安全性が向上する設計とする。</p> <p>(6) 室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-3）】</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>6.10.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>中央制御室 個 数 主盤、補助盤、プラント計算機等 1式</p>	<p>(5) 中央制御室から発電用原子炉施設内の必要な箇所に指示・連絡が行えるようにする。</p> <p>(6) 昼夜にわたり、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-2）】</p> <p>(7) 中央制御室には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【説明資料（別添1-3）】</p>	<p>(7) 中央制御室からの指示・連絡 中央制御室から発電用原子炉施設内の必要な箇所に指示・連絡が行えるようにする。</p> <p>(8) 施設外の状況の把握 昼夜にわたり、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握することができる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-4）】</p> <p>【説明資料（別添1-14）】</p> <p>【説明資料（別添1-18）】</p> <p>【説明資料（別添1-20）】</p> <p>【説明資料（別添1-22）】</p> <p>(9) 酸素濃度計等の施設に関する考慮 中央制御室には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-23）】</p> <p>【説明資料（別添1-24）】</p>	<p>【女川】記載の充実 【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映） 【女川】記載充実 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>【大飯】共用の相違</p> <p>【女川】記載の充実 【女川】記載表現の相違（大飯実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】章番号の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】資料構成の相違 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】大飯】設備の相違 【女川】大飯】設備の相違 【女川】大飯】章番号の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】資料構成の相違 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【女川】大飯】設備の相違 【女川】大飯】設備の相違 【女川】大飯】章番号の相違 【女川】記載内容の相違（大飯実績の反映） 【大飯】名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊3号炉の既許可</p>
<p>10条の範囲</p> <p>6.10.1.1.4 主要設備</p> <p>(1) 中央制御盤 中央制御盤は、原子炉制御設備、プロセス計装設備、原子炉保護設備、工学的安全施設、タービン設備、電気設備等の計測制御装置を設けた主盤、補助盤等で構成し、プラントの通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に必要な操作器、指示計、記録計、CRT表示装置、警報装置等を運転員の操作性及び人間工学的観点からの考慮をして設置する。</p>	<p>10条の範囲</p> <p>6.10.1.4 主要設備</p> <p>↑泊との比較のため記載順序を入れ替え。</p>	<p>6.10.1.3 主要設備の仕様</p> <p>中央制御室の主要機器仕様を第6.10-1表に示す。</p> <p>第6.10-1表 中央制御室主要機器仕様</p> <p>(1) 中央制御室 制御盤 一式 (2) 中央制御室外原子炉停止装置 一式</p>	<p>6.14.1.3 主要設備の仕様</p> <p>(1) 中央制御盤（主盤、運転指令卓及び大型表示盤）一式 (2) 中央制御室外原子炉停止装置 一式 (3) 送電盤 一式 (4) 修保用制御盤 一式</p>
<p>10条の範囲</p> <p>6.10.1.4 主要設備</p> <p>(1) 中央制御盤 中央制御盤は、原子炉制御設備、プロセス計装設備、原子炉保護設備、工学的安全施設、タービン設備、電気設備等の計測制御装置を設けた主盤、補助盤等で構成し、プラントの通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に必要な操作器、指示計、記録計、CRT表示装置、警報装置等を運転員の操作性及び人間工学的観点からの考慮をして設置する。</p>	<p>10条の範囲</p> <p>6.10.1.4 主要設備</p>	<p>10条の範囲</p> <p>6.14.1.4 主要設備</p> <p>(1) 中央制御盤 中央制御盤は、原子炉制御設備、プロセス計装、原子炉保護設備、工学的安全施設、蒸気タービン設備、電気設備等の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、発電用原子炉施設の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事</p>	<p>【女川】記載内容の相違（大飯実績の反映） 【大飯】名称の相違 【大飯】記載表現の相違 ・泊3号炉の既許可</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 泊3号炉と同様の新型中央制御盤である高浜1／2号炉及び美浜3号炉の記載は以下の通り。(参照箇所は二重下線部)</p> <p>中央制御盤は、原子炉制御設備、プロセス計装設備、原子炉保護設備、工学的安全施設、タービン設備、電気設備等の計測制御装置を設けた運転コンソール（安全系VDU、監視操作VDU、警報VDU及びハードスイッチ）等で構成し、原子炉施設の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の対応に必要な盤面機器及び盤面表示（操作器、指示計、警報）を運転員の操作性を考慮して設置する。</p> <p>なお、中央制御盤は盤面機器（操作器、指示計、警報表示）をシステムごとにグループ化した配列及び色分けによる識別や操作器のコード化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別）等を行うことで、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時における運転員の誤操作の防止及び操作が容易にできるものとする。</p>		<p>故時の対応に必要な盤面器具及び盤面表示（指示計、記録計、操作器、警報表示）を運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮して設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜1／2号炉及び美浜3号炉を参照 【大飯】設備の相違 ・泊に補助盤はなく運転指令卓、大型表示盤がある 【大飯】設備の相違 ・泊の「盤面器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器・指示計等を指す。 ・泊の「盤面表示」はソフトウェアの操作器・指示計等を指す。 <p>(高浜1、2号炉及び美浜3号炉参照)</p> <p>【女川、大飯】既許可の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のみの記載 【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・泊は「適合のための設計方針 第2項について」と整合。 【大飯】設備の相違 ・泊の「盤面器具」はタッチディスプレイ本体及びハードウェアの操作器・指示計等を指す。 ・泊の「盤面表示」はソフトウェアの操作器・指示計等を指す。 <p>【女川】設備名称の相違 【大飯】共用の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p>
<p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(3) 中央制御室</p> <p>中央制御室（3号及び4号炉共用）は、原子炉補助建屋内に設置し、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化するとともに、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>6.10.1.4.1 中央制御室</p> <p>中央制御室は、制御建屋内に設置し、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化する。また、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	<p>(2) 中央制御室</p> <p>中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置し、1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう、これに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化する。また、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。</p>	
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年</p>		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定) (以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(3号炉完本)令和2年9月現在 より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定) (以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定) (以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更)より引用】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定) (以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】</p> <p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p> <p>そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定) (以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。</p> <p>また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ、評価条件を設定する。</p> <p>固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源に対しては、発電所敷地内への受入時に発電所員が立会を行い、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>【東二】記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違 (東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方、東海第二】設備名称の相違</p>	<p>【女川、柏崎】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、東海第二等と同様に敷地内可動源に対しては漏洩時の防護措置を取るため、可動源からの有毒ガス濃度の評価結果が防護判断基準値を下回ることにより要員を防護できる設計としないことによる相違。 <p>【東海第二、伊方】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガスに係る調査の結果、現時点においては、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がないことにによる相違。 <p>(有毒ガス防護に係る影響評価における評価条件の設定方針に関しては、女川及び柏崎と同様。敷地内可動源の防護措置については、東海第二等と同様の方針としている)</p> <p>【東二】記載表現の相違</p> <p>【伊方】記載表現の相違 (東海第二実績の反映)</p> <p>【伊方、東海第二】設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検とともに運用管理を実施する。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまつて、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>換気系は他と独立して設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし運転員を内部被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内的環境が悪くなつた場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度も活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-3）】</p> <p>中央制御室は、原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を昼夜にわたり把握するため遠隔操作及び暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>【説明資料（別添1-2）】</p> <p>10条の範囲</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>中央制御室は、当該操作が必要となる理由となった事象により有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及び原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失及び外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火砕物並びに有毒ガス）を想定しても、適切な措置を講じることにより運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基</p>	<p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤は、保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまつて、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>中央制御室換気空調系は他と独立して設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置を通る事故時運転モードとし運転員その他従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内的雰囲気が悪くなつた場合には、外気を中央制御室再循環フィルタ装置で浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【説明資料（2.2.1:p26条-別添1-2-12） (2.2.2:p26条-別添1-2-13)】</p> <p>発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26条-別添1-2-1）(2.1.2:p26条-別添1-2-5)(2.1.3:p26条-別添1-2-9)(2.1.4:p26条-別添1-2-10)(2.1.5:p26条-別添1-2-11)】</p> <p>10条の範囲</p>	<p>中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないように施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまつて、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮蔽を設ける。</p> <p>中央制御室空調装置は他と独立して設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし運転員その他従事者を過度の被ばくから防護する設計とする。また、外部との遮断が長期にわたり、室内的雰囲気が悪くなつた場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。</p> <p>また、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>【説明資料（2.2.1:p26条-別添1-23） (2.2.2:p26条-別添1-24)】</p> <p>発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握するため遠隔操作、暗視機能等を持った監視カメラを設置し、中央制御室で監視できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26条-別添1-10）(2.1.2:p26条-別添1-14)(2.1.3:p26条-別添1-18)(2.1.4:p26条-別添1-20)(2.1.5:p26条-別添1-22)】</p> <p>10条の範囲</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
び設計基準事故に対応するための設備を容易に操作することができるものとする。	準事故に対応するための設備を容易に操作ができるものとする。	準事故に対応するための設備を容易に操作ができるものとする。	フィットの有毒ガスを追記している。ただし大飯、女川とも審査実績としてDB10 条の適合性は変更しておらず、泊も同様に10 条適合性に変更はない。 【大飯】記載箇所の相違 ・本項は中央制御室の設備構成を記載する箇所である。大飯の記載は現場操作に関するもので、泊は現場操作に係る記載は「(適合性説明) 10 条第2 項について」に記載している。
また、現場操作が必要な添付書類十の設計基準事故（蒸気発生器伝熱管破損）時の操作場所である主蒸気・主給水管室においても、環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失及び外部火災に伴うばい煙や有毒ガス、降下火砕物）を想定しても容易に操作ができるとともに、操作に必要な照明（アクセスルート上の照明を含む。）は、内蔵の蓄電池からの給電により外部電源喪失時においても点灯を継続する。さらに、その他の安全施設の操作等についても、プラントの安全上重要な機能に障害をきたすおそれのある機器や外部環境に影響を与えるおそれのある現場等に対して、色分けによる識別管理及び施錠管理により誤操作を防止する。			
10条の範囲 想定される環境条件及びその措置は以下のとおり。 (地震) 中央制御室及び中央制御盤は、原子炉補助建屋（耐震 S クラス）内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しないものとする。また、運転員机、制御盤に手摺を設置し、地震発生時における運転員の安全確保及び制御盤上の操作器への誤接触を防止するとともに天井照明設備には落下防止措置を講じる。	10条の範囲 中央制御室で想定される環境条件とその措置は次のとおり。 (地震) 中央制御室及び制御盤は、耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、制御盤は床等に固定することにより、地震発生時においても運転操作に影響を与えない設計とする。さらに、主制御盤に手摺を設置するとともに天井照明設備には落下防止措置を講じることにより、地震発時における運転員の安全確保及び制御盤上の操作器への誤接触を防止できる設計とする。	10条の範囲 中央制御室で想定される環境条件とその措置は次のとおり。 (地震) 中央制御室及び中央制御盤は、耐震性を有する原子炉補助建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。また、中央制御室内に設置する制御盤等は床等に固定することにより、地震発時においても運転操作に影響を与えない設計とする。さらに、運転員机、中央制御盤に手摺を設置するとともに天井照明設備には落下防止措置を講じることにより、地震発時における運転員の安全確保及び主盤上の操作器への誤接触を防止できる設計とする。	【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】名称の相違 ・制御盤、主制御盤⇒中央制御盤、主盤 ・制御建屋⇒原子炉補助建屋 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】設備の相違 ・手摺の設置箇所 【女川】運用の相違 ・消火器の種類（粉末消火器）を記載しているのは柏崎刈羽 6、7号炉、東海第二、島根 2号炉と同様。 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合。 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
(内部火災) 中央制御室に消火器を設置するとともに、火災が発生した場合の運転員の対応を規定類に定め、運転員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作できる設計とする。	(内部火災) 中央制御室に二酸化炭素消火器を設置するとともに、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合の運転員の対応を社内規程に定め、運転員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	(内部火災) 中央制御室に二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置するとともに、常駐する運転員によって火災感知器及び火災報知設備による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合の運転員の対応を社内規程類に定め、運転員による速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
10条の範囲 また、中央制御室盤内に固定式のエアロゾル消火設備を設置するとともに、火災が発生した場合には高感度煙感知器により火災を感じし、固定式のエアロゾル消火設備により消火を行うことを規定類に定めることで速やかな消火を可能とし、容易に操作することができる設計とする。	10条の範囲 また、中央制御室床下に火災感知器及び自動消火設備である局所ガス消火設備を設置することにより、火災が発生した場合に速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	10条の範囲 また、中央制御室床下フロアケーブルダクト内に火災感知器及び自動消火設備であるイナートガス消火設備を設置することにより、火災が発生した場合に速やかな消火を行うことで運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	【大飯】記載内容の相違 (女川実績反映: 床下ケーブル) 【女川】記載表現の相違 【女川】名称の相違 ・局所ガス消火設備⇒イナートガス消火設備 【女川】記載充実 (大飯実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映 【大飯】設備の相違 泊は中央制御盤の形状・配置構成の違いにより、盤内火災を感じした場合も運転員による早期消火が可能である。(煙検出装置の採用及び消火方針は高浜1、2号炉及び美浜3号炉と同様) 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】運用の相違 ・消火器の種類(粉末消火器を記載しているのは柏崎刈羽6、7号炉、東海第二、島根2号炉と同様。) 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合
(内部溢水) 中央制御室周囲には、地震時に溢水源となる機器を設けない設計とする。なお、中央制御室周囲の消火作業については、中央制御室に影響を与えない消火方法とすることにより、溢水による影響を与える、中央制御室にて容易に操作することができる設計とする。	(内部溢水) 中央制御室内には溢水源となる機器を設けない設計とする。また、火災が発生したとしても、運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器にて初期消火を行うため、溢水源とならないことから、消火水による溢水により運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	(内部溢水) 中央制御室には溢水源となる機器を設けない設計とする。また、火災が発生したとしても、運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器又は粉末消火器にて初期消火を行うことで、消火水による溢水により運転操作に影響を与えず容易に操作ができる設計とする。	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】運用の相違 ・消火器の種類(粉末消火器を記載しているのは柏崎刈羽6、7号炉、東海第二、島根2号炉と同様。) 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合
(外部電源喪失) 運転操作に必要な照明は、地震、竜巻・風(台風)、積雪、落雷、外部火災及び降下火砕物に伴い外部電源が喪失した場合には、ディーゼル発電機が起動することにより操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作できるものとする。	(外部電源喪失) 中央制御室における運転操作に必要な照明は、地震、竜巻、風(台風)、積雪、落雷、外部火災及び降下火砕物に伴い外部電源が喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機が起動することにより、運転操作に影響を与えず操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作ができる設計とする。	(外部電源喪失) 中央制御室における運転操作に必要な照明は、地震、竜巻、風(台風)、積雪、落雷、外部火災及び降下火砕物に伴い外部電源が喪失した場合には、ディーゼル発電機が起動することにより、操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作ができる設計とする。	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】名称の相違 ・非常用ディーゼル発電機⇒ディーゼル発電機 【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合
また、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間ににおいても、蓄電池内蔵の照明設備により運転操作に必要な照明用電源を確保し、容易に操作できるものとする。	また、直流照明兼非常用照明により中央制御室における運転操作に必要な照明を確保し、容易に操作ができる設計とする。	全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が代替非常用発電機から開始されるまでの間においても操作できるように、無停電運転保安灯及び可搬型照明を設置することにより、容易に操作ができる設計とする。	【大飯】名称の相違 ・交流動力電源設備⇒代替非常用発電機 ・蓄電池内蔵の照明設備⇒無停電運転保安灯

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10条の範囲 (ぱい煙等による中央制御室内環境の悪化) 中央制御室外の火災により発生するぱい煙や有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作環境の悪化を想定しても、中央制御室空調装置の外気取入を手動で遮断し、閉回路循環方式に切り替えることにより、運転操作に影響を与えて容易に操作できる設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】</p> <p>(有毒ガス) 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下することなく、1次冷却系に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(有毒ガス) 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下することなく、1次冷却系に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p>なお、原子炉施設の外の状況を把握するため、以下の設備を設置する。</p>	<p>10条の範囲 (ぱい煙等による中央制御室内雰囲気の悪化) 外部火災により発生する燃焼ガス、ぱい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作雰囲気の悪化に対しては、中央制御室換気空調系の外気取入ダンバを閉止し、事故時運転モードとして外気を遮断することから、運転操作に影響を与えて容易に操作ができる設計とする。</p> <p>(凍結による操作環境への影響) 中央制御室の換気空調系により環境温度が維持されることで、運転操作に影響を与えて容易に操作ができる設計とする。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>(有毒ガス) 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下することなく、原子炉冷却系に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年11月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】</p> <p>(有毒ガス) 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下することなく、一次冷却系に係る原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p>	<p>10条の範囲 (ぱい煙等による操作雰囲気の悪化) 外部火災により発生する燃焼ガス、ぱい煙、有毒ガス及び降下火砕物による中央制御室内の操作雰囲気の悪化に対しては、中央制御室空調装置の外気取入ダンバを閉止し、閉回路循環運転することで外気を遮断することから運転操作に影響を与えて容易に操作ができる設計とする。</p> <p>(凍結による操作環境への影響) 中央制御室空調装置により環境温度が維持されることで、運転操作に影響を与えて容易に操作ができる設計とする。</p> <p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】</p> <p>(有毒ガス) 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下することなく、1次冷却系に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合、所要の操作及び措置をとることができる設計とする。</p> <p>中央制御室において発電用原子炉施設の外の状況を把握するための設備については、「1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止」で選定した発電所敷地で想定される自然現象、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがあつて人為によるもの（故意によるもの）を除く。）のうち、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事</p>	<p>【女川】設備の相違 ・女川は非常用直流電源から給電する直流照明兼非常用照明を設置しており、泊は蓄電池内蔵の無停電運転保安灯及び可搬型照明を設置している。全交流動力電源喪失時の照明を確保するための設備を設置する方針は同様である。（大飯と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は10条まとめ資料「適合のための設計方針 10条第2項について」と整合。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・女川実績反映：凍結</p> <p>【女川】名称の相違</p> <p>【東海第二】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 監視カメラ</p> <p>想定される自然現象等（地震、津波、洪水、風（台風）・竜巻通過後の設備周辺における飛散状況、降水、積雪、落雷、地滑り、降下火碎物、火災、飛来物）に加え発電所構内の状況（海側、山側）を昼夜にわたり把握するために屋外に暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26 条別添1-2-1）（2.1.2:p26 条別添1-2-5）（2.1.3:p26 条別添1-2-9）】</p>	<p>象や発電所構内の状況を把握できるように、以下の設備を設置する。</p> <p>a. 監視カメラ</p> <p>想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26 条別添1-10）（2.1.2:p26 条別添1-14）（2.1.3:p26 条別添1-18）（2.1.4:p26 条別添1-20）】</p>	<p>象や発電所構内の状況を把握できるように、以下の設備を設置する。</p> <p>a. 監視カメラ</p> <p>想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26 条別添1-10）（2.1.2:p26 条別添1-14）（2.1.3:p26 条別添1-18）（2.1.4:p26 条別添1-20）】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様）</p>
<p>b. 気象観測設備等</p> <p>津波、風（台風）、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータ（潮位、風向・風速等）を入手するために、気象観測設備等を設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.2:p26 条別添1-2-5）（2.1.4:p26 条別添1-2-10）】</p>	<p>b. 気象観測設備等の設置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水等による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。</p> <p>また、津波及び高潮については、津波監視設備として取水ピット水位計を設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.2:p26 条別添1-2-5）（2.1.4:p26 条別添1-2-10）】</p>	<p>b. 気象観測設備等の設置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、地滑り、森林火災及び近隣工場等の火災による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。</p> <p>また、津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26 条別添1-10）（2.1.4:p26 条別添1-20）（2.1.5:p26 条別添1-22）】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【女川】記載の充実 ・気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載 【女川】設計方針の相違 ・泊は津波監視設備として取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としている。（取水ピット水位計と潮位計の両方を設置しているのは東海第二と同様） 【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） ・泊においても、公的機関からの雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手するために中央制御室にテレビ、ラジオを設置していることから、大飯と実質的な相違はない。 【女川】記載の充実 ・公的機関からの気象情報を把握する自然現象を明確に記載 【女川】記載表現の相違</p>
<p>c. FAX等</p> <p>公的機関からの地震、津波、竜巻、雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手するために、中央制御室にFAX、テレビ、ラジオ等を設置する。</p> <p>【説明資料（別添1-2）】</p>	<p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置</p> <p>地震、津波、竜巻、落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX 及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26 条別添1-2-1）】</p>	<p>c. 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置</p> <p>地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響及び高潮で発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX、社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>【説明資料（2.1.1:p26 条別添1-10）（2.1.4:p26 条別添1-20）】</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>6.10.1.1.5 評価</p> <p>中央制御室には、中央制御盤を設置し、プラントの通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に必要な監視、制御及び操作を集中的に行うことができる。また、想定される事故発生に際して運転員が中央制御室に接近し、とどまり、事故対策操作が可能であるような不燃設計、難燃設計、遮へい設計及び換気設計としている。想定される有毒ガスの発生を考慮しても、固定源に対しては、評価条件を防液堤等の設置状況を踏まえて設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、可動源に対しては中央制御室空調装置の隔離等の対策により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計がなされている。</p> <p>事故時における中央制御室への接近時の被ばく線量は、中央制御室にとどまって必要な操作を行う場合の被ばく線量を加えても、緊急作業に係る許容被ばく線量を下回る。</p> <p>また、原子炉施設間の共用によって原子炉の安全性に支障を来さない設計としている。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・再掲先で比較</p>
<p>6.10.1.1.6 手順等</p> <p>(1) 手順に基づき、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(2) 手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により原子炉施設の外の状況を把握するとともに、FAX等により公的機関から必要な情報を入手する。</p> <p>(3) 監視カメラ、気象観測設備等に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を実施するとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(4) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等の保守管理及び運転に関する教育を行う。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(5) 手順に基づき、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により、中央制御室の運転員の対処能力を確保する。</p>	<p>41-①</p> <p>(1) 計測制御装置</p> <p>中央制御室に設ける主要な計測制御装置（警報を含む。）は、以下のとおりである。</p> <p>a. 原子炉制御関係</p> <p>高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系、残留熱除去系、原子炉隔離時冷却系、原子炉再循環系（以下6.では「再循環系」という。）、制御棒駆動系、ほう酸水注入系、原子炉冷却材浄化系、原子炉補機冷却系等の計測制御装置</p>	<p>(3) 計測制御装置</p> <p>中央制御室に設ける主要な計測制御装置は、以下のとおりである。</p> <p>a. 原子炉制御関係</p> <p>高压炉心スプレイ系、低压炉心スプレイ系、残留熱除去系、原子炉再循環系（以下6.では「再循環系」という。）、制御棒駆動系、ほう酸水注入系、原子炉冷却材浄化系、原子炉補機冷却系等の計測制御装置</p>	<p>【大飯】文書構成の相違 ・再掲先で比較</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊3号炉の警報機能については(1)の中央制御盤に記載している。</p> <p>【女川】設計の相違 ・泊3号炉は、女川2号炉が記載しているa～kに該当する計測制御装置を中央</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タービン補機関係 復水・給水系、循環水系、タービン補機冷却系等の計測制御装置</p> <p>c. タービン発電機関係 タービン及び発電機の計測制御装置</p> <p>d. 所内電気回路関係 所内電気回路及びディーゼル発電機の計測制御装置</p> <p>e. 放射線計装関係 エリア放射線モニタ及びプロセス放射線モニタ並びにモニタリングボスト用計測装置(モニタリングボスト及び同計測装置は1号及び2号炉共用、既設)</p> <p>f. 原子炉核計装関係 原子炉核計装用増幅器、電源装置等</p> <p>g. タービン発電機の保護及び記録関係 タービン、発電機及び所内電気回路の保護継電器、記録計等</p> <p>h. プロセス計装関係 圧力容器、再循環系、給水系等の計測制御装置</p> <p>i. 安全保護系関係 安全保護系継電器等</p> <p>j. 可燃性ガス濃度制御系及び非常用ガス処理系関係 可燃性ガス濃度制御系及び非常用ガス処理系用の計測制御装置</p> <p>k. 送電線関係（1号及び2号炉共用、一部既設） 275kV開閉所及び275kV送電線の計測装置</p> <p>l. 運転監視補助装置 デジタル計算機、オペレータコンソール、カラーCRT、タイプライタ等</p> <p>m. 消火設備関係 火災報知設備等</p> <p>n. 気象観測関係（1号及び2号炉共用、既設） 風向計、風速計、日射計、放射収支計等の監視記録計</p> <p>o. 屋外監視関係 監視カメラ</p> <p>(2) 中央制御室換気空調系 中央制御室の換気系統は、設計基準事故時に放射線業務従事者等を内部被ばくから防護し必要な運転操作を継続することができるようにするため、他の換気系とは独立に外気を高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置に通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮</p> <p>a. 運転監視補助装置 データ管理コンソール、プリンタ</p> <p>b. 消火設備関係 火災報知設備等</p> <p>c. 気象観測関係（1号、2号及び3号炉共用、既設） 風向計、風速計等の監視記録計</p> <p>d. 屋外監視関係 監視カメラ</p> <p>(4) 中央制御室空調装置 中央制御室の換気系統は、設計基準事故時に放射線業務従事者等を内部被ばくから防護し必要な運転操作を継続することができるようにするため、他の換気系とは独立に外気を高性能エアフィルタ及びチャコールエアフィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニットに通して取り入れるか、又は外気との連絡口を遮断し</p>		<p>制御室とは別の計装盤室に設置する設計としている。 なお、女川2号炉が記載しているa～kに該当する監視・操作機能は中央制御盤に集約されている。 (玄海3、4号炉と同様の配置設計)</p> <p>【女川】設計の相違 ・泊3号炉は総合ディジタルのため、運転監視補助装置としてメンテナンス用のデータ管理コンソールと中央制御盤のデータを印字出力するプリンタを設置している。(先行PWRと同様の設備構成)</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】共用の相違 【女川】設備の相違 ・泊は日射量、放射収支量のパラメータは気象観測設備の監視端末（モニター）にて監視する設計としている。 なお、泊では保安規定で定める記録として保存す</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
6.10.1.2 中央制御室外原子炉停止装置 6.10.1.2.1 概要 火災その他の異常な状態により、中央制御室が使用できない場合においても原子炉を安全に停止できるように中央制御室外原子炉停止装置を設ける。	<p>断し中央制御室再循環フィルタ装置を通して再循環できるよう設計する。（「8.2 換気空調設備」参照）</p> <p>(3) 中央制御室遮蔽 中央制御室には、設計基準事故時に中央制御室内にとどまり必要な操作・措置を行う運転員が、過度な被ばくを受けないように遮蔽を設ける。（「8.3 遮蔽設備」参照）</p> <p>(4) 通信連絡設備及び照明設備 中央制御室には、通信連絡設備及び照明設備を設ける。通信連絡設備は、建屋内外に指示が行えるように、送受話器、電力保安通信用電話設備等を設ける。（「10.11 安全避難通路等」及び「10.12 通信連絡設備」参照）</p> <p>6.10.1.4.2 中央制御室外原子炉停止装置 6.10.1.1 概要 計測制御装置のうち、本発電用原子炉の主要な系統の運転・制御に必要な監視及び制御装置は、集中的に監視及び制御が行えるよう中央制御室に設置する。</p> <p>また、中央制御室内での操作が困難な場合に、発電用原子炉をスクラン後、高温状態から低温状態に導くことのできる中央制御室外原子炉停止装置を設置する。</p>	<p>中央制御室非常用循環フィルタユニットを通して再循環できるよう設計する。（「8.2 換気空調設備」参照）</p> <p>(5) 中央制御室遮へい 中央制御室には、設計基準事故時に中央制御室内にとどまり必要な操作・措置を行う運転員が、過度な被ばくを受けないように遮蔽を設ける。（「8.1 遮蔽設備」参照）</p> <p>(6) 通信連絡設備及び照明設備 中央制御室には、通信連絡設備及び照明設備を設ける。通信連絡設備は、建屋内外に指示が行えるように、送受話器、電力保安通信用電話設備等を設ける。（「10.11 安全避難通路等」及び「10.12 通信連絡設備」参照）</p> <p>(7) 中央制御室外原子炉停止装置 6.14.1.1 概要 発電用原子炉施設の集中的な運転操作、監視及び制御を行えるようするために、中央制御室を設け、同室内に中央制御盤等を設置する。</p> <p>また、中央制御室内での操作が困難な場合に、発電用原子炉をトリップ後、高温状態から低温状態に導くことのできる中央制御室外原子炉停止装置を設置する。</p>	<p>る風向、風速、雨雪量及び気温を監視記録計に取込んでいる。（これらパラメータの表示方法は詳細設計によるものでありブランド間で相違あるが、これらパラメータを中央制御室で監視可能とする設計方針は大飯、女川と相違ない）</p> <p>【女川、大飯】章番号の相違 【大飯】資料構成の相違 泊3号炉は「6.14.1.1 概要」、女川2号炉は「6.10.1.1 概要」にて、中央制御室と中央制御室外原子炉停止装置の概要を記載していることから、本項では女川の審査実績を踏まえ中央制御室外原子炉停止装置の概要を記載しないこととする。</p> <p>【大飯】資料構成の相違 泊3号炉は「6.14.1.2 設計方針」、女川2号炉は「6.10.1.2 設計方針」にて、中央制御室と中央制御室外原子炉停止装置の設計方針を記載していることから、本項では女川の審査実績を踏まえ中央制御室外原子炉停止装置の設計方針を記載しないこととする。</p> <p>【大飯】設備名称の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載の充実 (大飯実績の反映)</p>
6.10.1.2.2 設計方針 (1) 火災その他の異常な状態により、中央制御室が使用できない場合には、中央制御室外原子炉停止装置を設け、中央制御室外の適切な場所から原子炉を停止し、高温停止状態に直ちに移行し、その後、原子炉を低温停止状態に導き維持することができる設計とする。 (2) 高温停止時に、操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作器は、中央制御室での操作に優先する中央制御室外原子炉停止盤から操作を行うことができる設計とする。 (3) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設ける。	<p>(3) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室以外からも、発電用原子炉をスクラン後、高温状態から低温状態に容易に導けるようする。</p>	<p>高温停止時に、操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作器は、中央制御室での操作に優先する中央制御室外原子炉停止盤から操作を行うことができる設計とする。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設ける。</p>	<p>30-①再掲</p> <p>32-①再掲</p>
【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】 6.10.1.2.3 主要設備の仕様 中央制御室外原子炉停止設備の主要設備の仕様を第6.10.1.1表に示す。 6.10.1.2.4 主要設備 (1) 中央制御室外原子炉停止盤 原子炉を高温停止状態に維持し、必要に応じて低温停止状態に導くため、余熱除去、1次冷却材の温度制御、圧力制御、体積制御、ほう酸補給等が必要となるが、それらに必要な機器のうち原	<p>中央制御室外原子炉停止装置は、中央制御室から十分離れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、発電用原子炉をスクラン後、高温状態から低温状態に安全かつ容易に導くためのものである。</p>	<p>a. 中央制御室外原子炉停止盤 中央制御室外原子炉停止盤は、中央制御室から十分離れた場所に設置し、中央制御室で操作が困難な場合に、トリップ後の発電用原子炉を高温停止状態に安全に維持でき、さらに、適切な手順を用いて容易に低温停止状態に導くためのものである。</p> <p>発電用原子炉を高温停止状態に維持し、必要に応じて低温停止状態に導くため、余熱除去、1次冷却材の温度制御、圧力制御、体積制御、ほう酸補給等が必要となるが、それらに必要な機器の</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>子炉の高温停止時に、操作頻度が高いか、操作が時間的に急を要する機器の操作は、中央制御室外の適切な場所に設けた中央制御室外原子炉停止盤から、中央制御室での操作に優先して行えるようになるとともに、必要最小限のパラメータの監視も行えるようとする。</p> <p>原子炉トリップは、制御棒駆動装置電源室で原子炉トリップ遮断器を開くか又は現場でターピンを手動トリップすることにより行うことができる。</p> <p>また、その他必要な機器の操作は現場にて行えるようにし、必要があれば適切な手順を用いて原子炉を低温停止状態に導くことができるようとする。</p> <p>なお、盤に設置する主要操作器及び監視計器を第6.10.1.1表に示す。</p> <p>(2) 照明設備 現場操作を行う場所には、非常用照明設備を設ける。</p> <p>(3) 通信連絡設備 現場操作を行う主要箇所と、中央制御室外原子炉停止盤設置位置との連絡が可能なように、通信連絡設備を設ける。</p>	<p>中央制御室外原子炉停止装置は、その盤面に設ける切替スイッチを本装置側に切り替えることにより、中央制御室とは独立して使用できる。</p>	<p>うち発電用原子炉の高温停止時に、操作頻度が高いか、操作が時間的に急を要する機器の操作は、中央制御室外の適切な場所に設けた中央制御室外原子炉停止盤から、中央制御室での操作に優先して行えるようになるとともに、必要最小限のパラメータの監視も行えるようとする。</p> <p>原子炉トリップは、中央制御室外において、制御棒駆動装置電源室の原子炉トリップ遮断器を開くか、現場でターピントリップさせることにより行うことができる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤は、その盤面に設ける切替スイッチを本装置側に切り替えることにより、中央制御室とは独立して使用できる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤には、補助給水設備、主蒸気逃がし弁、化学体積制御設備、余熱除去設備等の操作器、指示計等を設ける。</p> <p>また、その他必要な機器の操作は現場にて行えるようにし、必要があれば適切な手順を用いて発電用原子炉を低温停止状態に導くができるようとする。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器を第6.14.1表に示す。</p> <p>b. 照明設備 現場操作を行う場所には、作業用照明を設ける。</p> <p>c. 通信連絡設備 現場操作を行う主要箇所と、中央制御室外原子炉停止盤設置場所との連絡が可能なように、通信連絡設備を設ける。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（既許可の相違）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川、大飯】既許可の相違</p> <p>【女川】既許可の相違</p> <p>【大飯】章番号の相違</p> <p>【女川】既許可の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違（大飯実績の反映）</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川、大飯】章番号の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載充実（大飯実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、配備した計測器に関する教育を実施することを記載。</p>
<p>6.10.1.6 手順等</p> <p>(1) 手順に基づき、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、中央制御室内の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(2) 手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により原子炉施設の外の状況を把握するとともに、FAX等により公的機関から必要な情報を入手する。</p> <p>(3) 監視カメラ、気象観測設備等に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を実施するとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(4) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計等の保守管理及び運転に関する教育を行う。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(5) 手順に基づき、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により、中央制御室の運転員の対処能力を確保する。</p>	<p>41-②再掲</p> <p>6.10.1.5 手順等</p> <p>(1) 手順に基づき、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により中央制御室の居住環境確認を行う。</p> <p>(2) 手順に基づき、監視カメラ及び気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備等により必要な情報を入手する。</p>	<p>6.14.1.5 手順等</p> <p>(1) 手順に基づき、酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、中央制御室の酸素濃度、二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(2) 手順に基づき、監視カメラ、気象観測設備等により発電用原子炉施設の外の状況を把握するとともに、公的機関から気象情報を入手できる設備等により必要な情報を入手する。</p> <p>(3) 監視カメラ、気象観測設備等に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(4) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計等の保守管理及び操作に関する教育を実施する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在には、有毒ガスに係る手順の記載なし】</p> <p>【伊方発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年9月現在 より引用】 (3) 手順に基づき、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防護具の着用等により、中央制御室内の運転員の対処能力を確保する。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在には、有毒ガスに係る手順の記載なし】</p> <p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年1月25日、発電用原子炉施設の変更）には、有毒ガスに係る手順の記載なし】</p>	<p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】 (5) 手順に基づき、「10.12 通信連絡設備」に記載する通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により中央制御室の運転員の対処能力を確保する。 【説明資料（別添3）、有毒ガス防護に係る補足説明資料】</p>	<p>【東二】記載内容の相違 (伊方、大飯実績の反映)</p>
<p>6.10.1.2.6 試験検査 中央制御室外原子炉停止装置は、定期的に試験を行うことができる。</p>	<p>6.10.1.6 試験検査 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止装置盤室にある監視及び制御装置は、定期的に試験又は検査を行い、その機能の健全性を確認する。</p>	<p>6.14.1.6 試験検査 中央制御盤及び中央制御室外原子炉停止盤は、定期的に試験又は検査を行い、その機能の健全性を確認する。</p>	<p>【女川、大飯】章番号の相違 【女川】記載表現の相違</p>
<p>6.10.1.1.5 評価 中央制御室には、中央制御盤を設置し、プラントの通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時に必要な監視、制御及び操作を集中的に行うことができる。また、想定される事故発生に際して運転員が中央制御室に接近し、とどまり、事故対策操作が可能であるような不燃設計、難燃設計、遮へい設計及び換気設計としている。想定される有毒ガスの発生を考慮しても、固定源に対しては、評価条件を防液堤等の設置状況を踏まえて設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、可動源に対しては中央制御室空調装置の隔離等の対策により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計がなされている。</p> <p>事故時における中央制御室への接近時の被ばく線量は、中央制御室にとどまって必要な操作を行う場合の被ばく線量を加えても、緊急作業に係る許容被ばく線量を下回る。</p> <p>また、原子炉施設間の共用によって原子炉の安全性に支障を来さない設計としている。</p>	<p>6.10.1.7 評価 (1) 中央制御室には発電用原子炉施設の主要な計測及び制御装置を設けており、集中的に監視及び制御を行うことができる。また、制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(2) 中央制御室は、想定される最も過酷な事故時においても、運転員が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるような遮蔽設計及び換気設計としている。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】 (3) 想定される有毒ガスの発生において、固定源及び可動源に対しては、貯蔵量等の状況を踏まえた評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員の対処能力が著しく低下しない。</p>	<p>6.14.1.7 評価 (1) 中央制御室には、中央制御盤を設けており、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータについて、集中的に監視及び制御を行うことができる。また、中央制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作を容易に行うことができる。</p> <p>(2) 中央制御室は、想定される最も過酷な事故時においても、運転員が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるような遮蔽設計及び換気設計としている。</p>	<p>【女川、大飯】章番号の相違 【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】設計の相違 ・泊の監視及び操作の機能は中央制御盤に集約されているため。（玄海3/4号炉と同様の配置設計） 【女川】記載方針の相違 • 6.14.1.2 設計方針(1) 中央制御室の記載を基に、中央制御盤で集中的に監視及び制御を行う対象を明確にした。 【女川、東海第二】設備、運用の相違 • 有毒ガスに係る調査の結果、スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため、スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がない、および敷地内可動源については、漏洩時の防護措置を取ることによる相</p>
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在より引用】 (3) 想定される有毒ガスの発生において、固定源及び可動源に対しては、貯蔵量等の状況を踏まえた評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員の対処能力が著しく低下しない。</p>	<p>【東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和4年1月25日、発電用原子炉施設の変更）より引用】 (3) 想定有毒ガスの発生において、固定源に対しては、防液堤等の状況を踏まえ評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、可動源に対しては、中央制御室換気系の隔離等の対策により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p>	<p>【バックフィットの有毒ガスの範囲】 (3) 想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、貯蔵量等の状況を踏まえた評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回り、可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.10.1.2.5 評価</p> <p>(1) 火災その他の異常な状態により、中央制御室が使用できない場合には、中央制御室外の適切な場所から原子炉を停止し、高温停止状態に直ちに移行し、その後、原子炉を低温停止状態に導き維持することができる。</p> <p>(2) 中央制御室外原子炉停止盤には、高温停止時に操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作機器を設置しており、これらは中央制御室の操作に優先している。</p> <p>(3) 現場操作を必要とするものについては、非常用照明設備及び通信連絡設備を設けている。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>6.10.1.2.6 試験検査</p> <p>中央制御室外原子炉停止装置は、定期的に試験を行うことができる。</p>	<p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>(4) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室から十分離れた場所に設置した中央制御室外原子炉停止装置から、原子炉スクラム後の高温状態から低温状態に容易に導くことができる。</p> <p>(5) 計測制御装置、制御盤には実用上可能な限り、不燃性又は難燃性の材料を用いている。</p> <p>(6) 中央制御室には、所内通信設備、加入電話等を設けており、発電用原子炉施設内の必要な箇所に指示が行えるとともに発電所外の必要箇所との通信連絡を行うことができる。</p> <p>(7) 昼夜にわたり、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のあると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握することができる設計としている。</p> <p>(8) 中央制御室には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管している。</p>	<p>(4) 中央制御室内での操作が困難な場合には、中央制御室から十分離れた場所に設置した中央制御室外原子炉停止盤から、原子炉トリップ後の高温状態から低温状態に容易に導き維持することができる。</p> <p>中央制御室外原子炉停止盤には、高温停止時に操作が時間的に急を要する機器及び停止中に操作を行う頻度の高い機器の操作機器を設置しており、これらは中央制御室の操作に優先している。</p> <p>現場操作を必要とするものについては、作業用照明及び通信連絡設備を設けている。</p> <p>(5) 中央制御盤、計測制御装置には実用上可能な限り、不燃性又は難燃性の材料を用いている。</p> <p>(6) 中央制御室には、所内通信設備、加入電話等を設けており、発電用原子炉施設内の必要な箇所に指示が行えるとともに発電所外の必要箇所との通信連絡を行うことができる。</p> <p>(7) 昼夜にわたり、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される自然現象等や発電所構内の状況を把握することができる設計としている。</p> <p>(8) 中央制御室には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管している。</p>	<p>違。 (特定された固定源の有無および敷地内可動源への対策の有無により東二と女川（柏崎）を部分的に合わせた記載としている。本項の有毒ガスについては、構成の違いから大飯と比較していない) 【東海第二】設備名称の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載の充実</p> <p>【女川】記載の充実（大飯実績の反映）</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6.10.2 重大事故等時 6.10.2.1 概要 中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。 中央制御室（重大事故等時）概略系統図を第6.10.2.1図に示す。</p> <p>6.10.2.2 設計方針 重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。 重大事故等対処設備（居住性の確保）として、中央制御室遮蔽及び補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに可搬型照明（SA）、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を使用する。また、代替電源として空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。 重大事故等時において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。 中央制御室遮蔽は、重大事故等時に、中央制御室にとどまり必要な操作を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設する。運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる重大事故等時に、全面マスクの着用及び運転員の交代要員体制を考慮し、その実施のための体制を整備することで、中央制御室空調装置及び中央制御室遮蔽の機能とあわせて、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないようにすることにより、中央制御室の居住性を確保できる設計とする。 可搬型の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、室内的酸素及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内的環境が悪くなった場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。照明については、可搬型照明（SA）により確保できる設計とする。中央制御室空調装置及び可搬型照明（SA）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>【説明資料（別添2-2）（別添1-4,5）】 具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用） ・中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用） ・中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） 	<p>S A 59条まとめ資料に記載</p>	<p>S A 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 （女川実績の反映） ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） ・中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） ・可搬型照明（S A）（3号及び4号炉共用） ・酸素濃度計（3号及び4号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、補助建屋換気空調設備のうち中央制御室空調装置の中央制御室空調ユニット及びディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。また、ディーゼル発電機の詳細については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。また、以下の重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（汚染の持ち込み防止）として、可搬型照明（S A）、空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーを使用する。照明については、可搬型照明（S A）により確保できる設計とする。</p> <p>身体サーベイの結果、運転員の汚染が確認された場合は、運転員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設けることができるよう考慮する。</p> <p>可搬型照明（S A）は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型照明（S A）（3号及び4号炉共用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「10.2 代替電源設備」にて記載する。空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	SA 59条まとめ資料に記載	SA 59条まとめ資料に記載	【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映) ・女川の「6.10.2 重大事故等時」については SA59条まとめ資料に記載しているため、本項目は SA59条にて比較する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度低減）として、アニュラス空気浄化設備のアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用する。また、代替電源設備として空冷式非常用発電装置を使用する。</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、原子炉格納容器からアニュラス部へ漏えいする放射性物質等を含む空気を吸いし、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させた後排出することで放射性物質の濃度を低減する設計とする。アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。また、アニュラス空気浄化系の弁はディーゼル発電機に加えて、代替電源設備である空冷式非常用発電装置により電磁弁を開放することで制御用空気設備の窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）により開操作できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・窒素ポンベ（代替制御用空気供給用） ・可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。格納容器空調装置を構成する排気筒は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、アニュラス空気浄化ファンの電源として使用するディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>6.10.2.2.1 多様性、位置的分散</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置は、多重性をもったディーゼル発電機から給電でき、系統として多重性を持つ設計とする。また、共用することにより号炉間においても多重性を持つ設計とする。</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違（女川実績の反映） ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン及び可搬型照明（S A）は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、ディーゼル発電機に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p>	SA 59条まとめ資料に記載	SA 59条まとめ資料に記載	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。
<p>6.10.2.2.2 悪影響防止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽は、原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、ダンバ操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保のために使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>中央制御室の居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（S A）は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット及び排気筒は、弁操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>放射性物質の濃度を低減するために使用する窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故時は重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	SA 59条まとめ資料に記載	SA 59条まとめ資料に記載	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。
<p>6.10.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故処置を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は、共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室の換気空調系は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空</p> <p>調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>6.10.2.2.4 容量等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>重大事故等時において中央制御室の居住性を確保するための設備として使用する中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、重大事故等時に運転員の内部被ばくを防止するために必要な浄化機能に対して、設計基準事故対処設備としてのフィルタユニットが持つ浄化能力を使用することにより達成できることを確認した上で、同仕様で設計する。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを3号炉及び4号炉共用で1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2個（3号及び4号炉共用）を含めて合計3個（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作に必要な照度を有するものを3号炉及び4号炉共用で6個、重大事故等時に身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を有するものを3号炉及び4号炉共用で2個使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）を含めて合計9個（3号及び4号炉共用）を分散して保管する設計とする。</p> <p>【説明資料（別添1-3）】</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 （女川実績の反映） ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>炉心の著しい損傷により発生した放射性物質が、原子炉格納容器外に漏えいした場合において、放射性物質の濃度を低減するために使用するアニュラス空気浄化ファンは、設計基準事故対処設備のアニュラス空気浄化設備と兼用しており、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。アニュラス空気浄化フィルタユニットは、設計基準事故対処設備としてのフィルタ性能が、原子炉格納容器から漏えいする空気中の放射性物質の濃度を低減するために必要な容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、供給先のアニュラス浄化排気弁等が空気作動式であるため、弁全開に必要な圧力を設定圧力とし、配管分の加圧、弁作動回数及びリークしないことを考慮した容量に対して十分な容量を有したものを3号炉及び4号炉それぞれで窒素ボンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）を使用する。保有数は3号炉及び4号炉それぞれで窒素ボンベ10本（A系統5本、B系統5本）、可搬式空気圧縮機2台（A系統1台、B系統1台）、機能要求の無い時期に保守点検可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として3号炉及び4号炉それぞれで窒素ボンベ2本（A系統1本、B系統1本）、可搬式空気圧縮機1台、あわせて3号炉及び4号炉それぞれで窒素ボンベ12本、可搬式空気圧縮機3台の合計窒素ボンベ24本、可搬式空気圧縮機6台を保管する設計とする。</p> <p>6.10.2.2.5 環境条件等</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>中央制御室遮蔽は、コンクリート構造物として原子炉補助建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型照明（SA）は、中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における中央制御室内及び原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室並びに身体サービス及び作業服の着替え等を行うための区画で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、中央制御室内で保管及び使</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違（女川実績の反映） ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>用するため、重大事故等時における中央制御室内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室で可能な設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス空気浄化ファンは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時におけるアニュラス部の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、原子炉周辺建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>排気筒は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>6.10.2.2.6 操作性の確保</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>中央制御室空調装置の運転モード切替えは、中央制御室換気空調系隔離信号による自動動作のほか、中央制御室の制御盤での手動切替操作も可能な設計とする。中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。また、中央制御室空調装置の空気作動ダンバは、一般的に使用される工具を用いて人力で開操作が可能な構造とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び可搬型照明（SA）は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス空気浄化ファンを使用した放射性物質の濃度低減を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。アニュラス空気浄化ファンは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。</p> <p>窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）を使用したアニュラス浄化排気弁等への代替空気供給を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁操作等にて速やかに切り替えられる設計とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。また、3号炉及び4号炉で同一形状とする。窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、ポンベ取付継手による接続とし、3号炉及び4号炉の窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サーバンク加圧用及び代替制御用空気供給用）の取付継手は同一形状とする。また、窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）の接続口は、一般的に使用される工具を用い</p>	<p>S A 59条まとめ資料に記載</p>	<p>S A 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映) ・女川の「6.10.2 重大事故等時」については SA59条まとめ資料に記載しているため、本項目は SA59条にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>て確実に接続できるとともに、必要により窒素ボンベの交換が可能な設計とする。</p> <p>6.10.2.3 主要設備及び仕様 中央制御室の主要設備及び仕様は第 6.10.2.1 表及び第 6.10.2.2 表のとおり。</p> <p>6.10.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 中央制御室の居住性の確保のために使用する中央制御室遮蔽は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。 中央制御室の居住性の確保のために使用する系統（中央制御室（気密性）、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニット）は、通常ラインにて機能・性能確認が可能な系統設計とする。 また、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン及び中央制御室循環ファンは、分解が可能な設計とする。 中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットは、差圧確認が可能な設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。 中央制御室の居住性の確保のために使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。 中央制御室の居住性の確保及び汚染の持ち込み防止に使用する可搬型照明（SA）は、バッテリ容量の確認が可能なように、点灯状態の継続により機能・性能の確認ができる設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>アニュラス部からの放射性物質の濃度低減に使用する系統（アニュラス空気浄化ファン及びアニュラス空気浄化フィルタユニット）は、多重性のある試験系統により独立して機能・性能及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。 アニュラス空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。 アニュラス空気浄化フィルタユニットは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、点検口を設ける設計とする。よう素フィルタは、フィルタ取り外しができる設計とする。 排気筒は、外観の確認が可能な設計とする。 アニュラス部からの放射性物質の濃度低減に使用する窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）は、代替制御用空気供給用配管への空気供給により、アニュラス空気浄化系の弁の開閉試験が可能な設計とする。窒素ボンベ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空</p>	S A 5.9 条まとめ資料に記載	S A 5.9 条まとめ資料に記載	【大飯】資料構成の相違（女川実績の反映） ・女川の「6.10.2 重大事故等時」については SA59 条まとめ資料に記載しているため、本項目は SA59 条にて比較する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>気供給用)は規定圧力が確認できる設計とする。 また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書(3号及び4号炉完本)令和3年5月現在より引用】</p> <p>第6.10.1.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視計器</td><td>加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計</td></tr> <tr> <td>操作器</td><td>電動補助給水ポンプ 充てんポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ</td></tr> </tbody> </table>	項目	名称	監視計器	加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計	操作器	電動補助給水ポンプ 充てんポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ		<p>第6.14.1表 中央制御室外原子炉停止盤の主要な設置機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視計器</td><td>加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計</td></tr> <tr> <td>操作器</td><td>電動補助給水ポンプ 充てんポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ</td></tr> </tbody> </table>	項目	名称	監視計器	加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計	操作器	電動補助給水ポンプ 充てんポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ	<p>【女川】既許可の相違 【大飯】章番号の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>
項目	名称														
監視計器	加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計														
操作器	電動補助給水ポンプ 充てんポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ														
項目	名称														
監視計器	加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計 主蒸気ライン圧力計														
操作器	電動補助給水ポンプ 充てんポンプ ほう酸ポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6.10.2.1 表 中央制御室（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 中央制御室遮蔽（3号及び4号炉共用） 一式 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・遮蔽設備 </p> <p>(2) 中央制御室非常用循環ファン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・換気空調設備 <p>台 数 4</p> </p> <p>(3) 中央制御室空調ファン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・換気空調設備 <p>台 数 4</p> </p> <p>(4) 中央制御室循環ファン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・換気空調設備 <p>台 数 4</p> </p> <p>(5) 中央制御室非常用循環フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・換気空調設備 <p>型 式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及び よう素フィルタ内蔵型</p> <p>基 数 2</p> </p> <p>(6) 中央制御室空調ユニット（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・換気空調設備 <p>型 式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型</p> <p>台 数 4</p> </p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(7) アニュラス空気浄化ファン 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 <p>台 数 2</p> <p>容 量 約156m³/min（1台当たり）</p> <p>(8) アニュラス空気浄化フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。</p> </p>	<p style="text-align: center;">SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p style="text-align: center;">SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映) <ul style="list-style-type: none"> ・女川の「6.10.2 重大事故等時」については SA59条まとめ資料に記載しているため、本項目は SA59条にて比較する。 </p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 <p>型 式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及び よう素フィルタ内蔵型</p> <p>個 数 2</p> <p>容 量 約156m³/min (1個当たり)</p> <p>チャコール層厚さ 約50mm</p> <p>よう素除去効率 95%以上</p> <p>粒子除去効率 99%以上 (0.7 μm 粒子)</p> <p>(9) 排気筒 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・換気空調設備 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 <p>個 数 1</p> <p>地上高さ 約73m</p>	SA 59条まとめ資料に記載	SA 59条まとめ資料に記載	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映)</p> <p>・女川の「6.10.2 重大事故等時」については SA59条まとめ資料に記載しているため、本項目は SA59条にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>第6.10.2.2 表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 可搬型照明（SA）（3号及び4号炉共用） 個 数 8（予備1）</p> <p>(2) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 測定範囲 0～25% 個 数 1（予備2）</p> <p>(3) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 測定範囲 0～1 % 個 数 1（予備2）</p> <p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>(4) 窒素ボンベ（代替制御用空気供給用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 <table> <tr><td>種 類</td><td>鋼製容器</td></tr> <tr><td>本 数</td><td>10（予備2）</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約7Nm³（1本当たり）</td></tr> <tr><td>最高使用圧力</td><td>14.7MPa[gage]</td></tr> <tr><td>供給圧力</td><td>約0.88MPa[gage]（供給後圧力）</td></tr> </table> <p>(5) 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用） 兼用する設備は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室 ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・アニュラス空気浄化設備 ・水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 <table> <tr><td>型 式</td><td>往復式</td></tr> <tr><td>台 数</td><td>2（予備1）</td></tr> <tr><td>容 量</td><td>約14.4 m³/h（1台当たり）</td></tr> <tr><td>吐出圧</td><td>約0.88 MPa[gage]</td></tr> </table> </p> </p>	種 類	鋼製容器	本 数	10（予備2）	容 量	約7Nm ³ （1本当たり）	最高使用圧力	14.7MPa[gage]	供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）	型 式	往復式	台 数	2（予備1）	容 量	約14.4 m ³ /h（1台当たり）	吐出圧	約0.88 MPa[gage]	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映) ・女川の「6.10.2 重大事故等時」については SA59条まとめ資料に記載しているため、本項目は SA59条にて比較する。</p>
種 類	鋼製容器																				
本 数	10（予備2）																				
容 量	約7Nm ³ （1本当たり）																				
最高使用圧力	14.7MPa[gage]																				
供給圧力	約0.88MPa[gage]（供給後圧力）																				
型 式	往復式																				
台 数	2（予備1）																				
容 量	約14.4 m ³ /h（1台当たり）																				
吐出圧	約0.88 MPa[gage]																				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(注) 3号炉の概略系統を示す。4号炉も同じ。</p> <p>第6.10.2.1図 中央制御室(重大事故時) 概略系統図(1)</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>SA 59条まとめ資料に記載</p>	<p>【大飯】資料構成の相違 (女川実績の反映) ・女川の「6.10.2 重大事故等時」についてはSA59条まとめ資料に記載しているため、本項目はSA59条にて比較する。</p>
<p>第6.10.2.2図 中央制御室(重大事故時) 概略系統図(2)</p>			
<p>第6.10.2.3図 中央制御室(重大事故時) 概略系統図(3)</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 放射線管理施設 8.2 換気空調設備 8.2.1 概要 換気空調設備は、通常運転時及び事故時に発電所従業員に新鮮な空気を送るとともに、空気中の放射性物質を除去低減するもので、格納容器換気空調設備、補助建屋換気空調設備及び緊急時対策所換気設備等で構成する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、「9.3 アニュラス空気浄化設備」で述べているので、ここでは省略する。</p> <p>8.2.2 設計方針 (1) 換気空調設備は、管理区域内と管理区域外の別により、また、それぞれの区域内でも機能の別により系統を分ける。 (2) 換気は清浄区域に新鮮な空気を供給して、放射性物質濃度の高い区域に向かって流れるようにし、排気は適切なフィルタを通して行う。 (3) 各換気系統は、その容量が区域及び部屋の必要な換気並びに除熱を十分に行えるようにする。換気回数は、1回/h以上とする。</p>	<p>8. 放射線管理施設 8.2 換気空調設備 8.2.1 概要 換気空調設備は、建屋内に清浄な空気を供給し建屋内の空気を加熱あるいは冷却して温度を制御するとともに、これら供給空気の流れを適切に保ち、建屋内の清浄区域の汚染を防止するために設けるものである。</p> <p>換気空調設備は、原子炉建屋原子炉棟（以下8.では「原子炉棟」という。）換気空調系、タービン建屋換気空調系、中央制御室換気空調系、廃棄物処理区域換気空調系等から構成し、それぞれ独立な系統とする。</p> <p>これらの各系統には必要に応じてフィルタ、加熱コイル、冷却コイル等を設ける。</p> <p>また、ドライウェル内にはドライウェル内ガス冷却装置を設ける。</p> <p>中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するため必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための換気空調設備として、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備を設置及び保管する。</p> <p>【女川原子力発電所 設置変更許可申請書（2号炉完本）令和4年8月現在より引用】</p> <p>8.2.2 設計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 清浄区域は、汚染の可能性のある区域より正圧に保ち、その境界に障壁がない場合の排気は汚染の可能性のある区域から優先的に行う。 (2) 汚染の可能性のある区域からの排気は、フィルタを通した後、排気筒から放出する。 (3) 主要な系統のファンは、原則として100%容量2台又は50%容量3台とし、それぞれ1台を予備とする。 (4) 各区域の温度を適切に保つため除熱を行う。 	<p>8. 放射線管理施設 8.2 換気空調設備 8.2.1 概要 換気空調設備は、建屋内に清浄な空気を供給し建屋内の空気を加熱あるいは冷却して温度を制御するとともに、これら供給空気の流れを適切に保ち、建屋内の清浄区域の汚染を防止するために設けるものである。</p> <p>換気空調設備は、アニュラス空気浄化設備、格納容器換気空調設備、補助建屋換気空調設備等から構成し、それぞれ独立な系統とする。</p> <p>これらの各系統には必要に応じてフィルタ、加熱コイル、冷却コイル等を設ける。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は原子炉格納施設の一部として「9.3 アニュラス空気浄化設備」の節に述べているので、ここでは省略する。</p> <p>換気空調設備系統概要図を第8.2.1図～第8.2.4図に示す。</p> <p>8.2.2 設計方針 (1) 装置の分離 換気空調設備は、管理区域内と管理区域外の別により、また、それぞれの区域内でも機能の別により装置を分ける設計とする。</p> <p>(2) 汚染の拡大防止 換気空調設備は、清浄区域に新鮮な空気を供給して、汚染の可能性のある区域に向かって流れるようにし、排気は適切なフィルタを通した後、排気口から大気へ放出する設計とする。</p> <p>(3) 温度の適正化及び環境の浄化 換気空調設備は、加温あるいは冷却した清浄な空気の供給及び適切な換気風量の確保を行い、建屋内の環境の浄化及び雰囲気温度を適切に保つことができる設計とする。換気回数は、1回/h以上とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映） 【大飯】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違 ・炉型の相違による設備の相違</p> <p>【女川、大飯】既許可等の相違 • 8.2.2 (1)～(4)は泊の記載が充実していることから、泊の記載を採用する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 各換気空調設備のフィルタは、点検及び交換ができるように設計する。 また、よう素フィルタには、温度感知設備を設ける。	(5) 各換気施設のフィルタは、点検及び交換することができるよう設計する。	(4) フィルタ 換気空調設備のフィルタは、点検及び交換ができる設計とする。 また、よう素フィルタには、温度感知装置を設ける設計とする。	
12条の範囲 (5) 中央制御室空調装置は、事故時には外気との連絡口を遮断し、よう素フィルタを通る閉回路循環方式とし、運転員等を内部被ばくから防護する設計とする。	12条の範囲 (6) 中央制御室換気空調系は、事故時には中央制御室隔離信号により外気取入れライン、排気ラインを隔離するとともに室内空気の全量を再循環し、その際、再循環空気の一部は再循環フィルタ装置にて処理し、運転員等を被ばくから防護するように設計する。	12条の範囲 (6) 多重性及び独立性 中央制御室非常用循環系統は、事故時には中央制御室換気系隔離信号により外気取入れライン、排気ラインを隔離するとともに室内空気の全量を再循環し、その際、再循環空気の一部は中央制御室非常用循環フィルタユニットにて処理し、運転員等を被ばくから防護するように設計する。	【女川、大飯】記載方針の相違 ・既許可の項目であることから記載を残し、また、「本文チ、(i) (iv)a、中央制御室空調装置」において、火災等により発生する燃焼ガス等の防護設計を記載していることを踏まえ、記載の充実化を図った。
(6) 安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する換気空調設備においては単一故障を仮定しても、所定の安全機能を失うことのないよう原則として多重性を備える設計とする。	(7) 中央制御室換気空調系は、原子炉冷却材喪失事故時及び主蒸気管破壊事故時の短期間では動的機器の単一故障を、長期間では動的機器の単一故障若しくは想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能を達成できる設計とする。 また、中央制御室換気系のうち単一設計とするダクトの一部については、劣化モードに対する適切な保守、管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。	中央制御室非常用循環系統は、原子炉冷却材喪失時及び蒸気発生器伝熱管破損時の短期間では動的機器の単一故障を、長期間では動的機器の単一故障又は想定される静的機器の単一故障のいずれかを仮定しても、当該設備に要求される原子炉制御室非常用換気空調機能を達成できる設計とする。 また、中央制御室非常用循環系統のうち単一設計とするダクトの一部及びフィルタユニットについては、劣化モードに対する適切な保守、管理を実施し、故障の発生を低く抑えるとともに、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とする。	【女川】用語の相違 【女川】型式の相違 被ばく評価手法（内規）で想定している事故の相違 【女川】用語の相違 【女川】設備の相違 ・単一設計設備の相違（伊方、美浜と同様）
(7) 火災の延焼防止が必要な換気ダクトには防火ダンバを設置する。		(7) 延焼防止 換気空調設備は、火災の延焼防止が必要な換気ダクトにおいて、防火ダンバを設置する設計とする。	【女川、大飯】既許可構成の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯発電所 設置変更許可申請書（3号及び4号炉完本）令和3年5月現在より引用】</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要設備の仕様を第8.2.1表～第8.2.4表に示す。</p> <p>8.2.4 主要設備 (2) 補助建屋換気空調設備 c. 中央制御室空調装置</p> <p>(a) 通常運転時等 中央制御室等の換気及び冷暖房は、冷水冷却コイルを内蔵した中央制御室空調ユニット、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット、中央制御室非常用循環ファン等から構成する中央制御室空調装置により行うことができる設計とする。 中央制御室空調装置には、通常のラインの他、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット並びに中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、事故時には外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通じ閉回路循環方式とし、運転員を内部被ばくから防護する設計とする。外部との遮断が長期にわたり、室内の環境が悪くなつた場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。 中央制御室外の火災により発生する有毒ガス等に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環方式に切り替えることが可能な設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、各号炉独立に設置し、片系列単独で中央制御室遮蔽とあいまつて中央制御室の居住性を維持できる設計とする。また、共用により更なる多重性を持ち、单一設計とする中央制御室非常用循環フィルタユニットを含め、安全性が向上する設計とする。</p>	<p>8.2.3 主要設備の仕様 換気空調設備の主要機器仕様を第8.2.1表に示す。</p> <p>8.2.4 主要設備 (3) 中央制御室換気空調系 中央制御室換気空調系の系統概要図を第8.2.3図に示す。</p> <p>(4) 中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ） 炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲による運転員の被ばくを低減するため、中央制御室待避所を正圧化し、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐために必要な換気空調設備として、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）を設ける。本設備については、「6.10制御室」に記載する。</p>	<p>8.2.3 主要設備 (2) 補助建屋換気空調設備 c. 中央制御室空調装置</p> <p>(a) 通常運転時等 中央制御室空調装置は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、中央制御室の換気空調を行うための装置であり、中央制御室給気系統、中央制御室循環系統及び中央制御室非常用循環系統で構成する。 設計基準事故が発生した場合において、外気との連絡口を遮断し、閉回路循環運転をすることにより、事故によって放出することがあり得る気体状放射性物質が中央制御室に直接侵入することを防ぎ、運転員等を過度の放射線被ばく等から防護するため、よう素フィルタを通して再循環することができる設計とする。</p> <p>中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対し、中央制御室空調装置の外気取入れを手動で遮断し、閉回路循環運転に切替えることにより運転員等を外部からの自然現象等から防護できる設計とする。</p> <p>i. 中央制御室給気系統 中央制御室給気系統は、中央制御室への新鮮な外気の供給及び中央制御室の冷暖房をするための系統であり、冷却コイルを内蔵した中央制御室給気ユニット、中央制御室給気ファン、加湿器並びに蒸気加熱コイルを設ける。</p> <p>ii. 中央制御室循環系統 中央制御室循環系統は、中央制御室の空気を循環するための系統であり、中央制御室循環ファンを設ける。</p> <p>iii. 中央制御室非常用循環系統 中央制御室非常用循環系統は、事故時に中央制御室内空気の清浄を維持するための系統であり、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環ファンを設ける。</p> <p>中央制御室内空気は、事故時の閉回路循環運転時において、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニットを通し、空気中の微粒子及び放射性物質を除去低減した後、中央制御室非常用循環ファンにより中央制御室へ戻す。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊では文章では示していないが、表は示している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は「8.2.1 概要」に図の参照先を記載</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯と同じく通常運転時等と重大事故時等を分けて記載している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・通常運転時等については既許可を踏襲した記載としている。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、中央制御室空調装置の各設備の設計について、個別に記載している。</p> <p>【大飯】共用の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

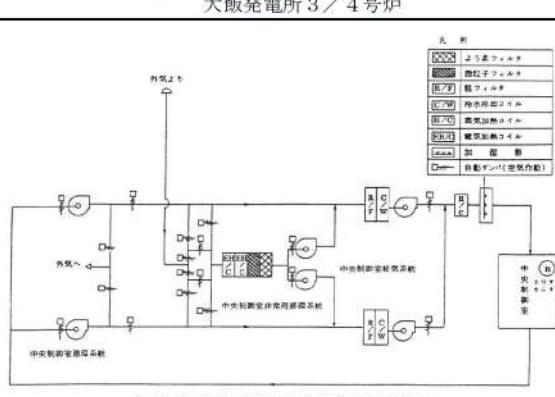
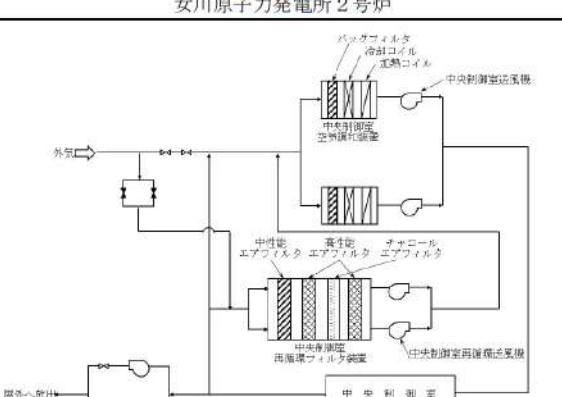
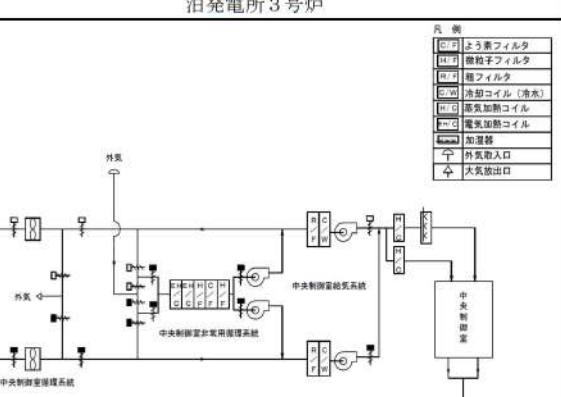
第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の設備仕様</p> <p>(3) 中央制御室空調装置(3号及び4号炉共用)</p> <p>a. 中央制御室給気系統</p> <p>(a) 中央制御室空調ユニット</p> <p>型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 4 容量 約500m³/min (1基当たり)</p> <p>(b) 中央制御室空調ファン</p> <p>台数 4 容量 約500m³/min (1台当たり)</p> <p>b. 中央制御室循環系統</p> <p>中央制御室循環ファン</p> <p>台数 4 容量 約500m³/min (1台当たり)</p> <p>c. 中央制御室非常用循環系統</p> <p>(a) 中央制御室非常用循環フィルタユニット</p> <p>型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 2 容量 約230m³/min (1基当たり)</p> <p>よう素除去効率 95%以上 粒子除去効率 99%以上 (0.7 μm粒子)</p> <p>(b) 中央制御室非常用循環ファン</p> <p>台数 4 容量 約230m³/min (1台当たり)</p>	<p>第8.2.2-1表 換気空調設備の主要機器仕様</p> <p>(3) 中央制御室換気空調系</p> <p>a. 中央制御室送風機</p> <p>台数 1(予備1) 容量 約80,000m³/h</p> <p>b. 中央制御室排風機</p> <p>台数 1(予備1) 容量 約5,000m³/h</p> <p>c. 中央制御室再循環送風機</p> <p>台数 1(予備1) 容量 約8,000m³/h</p> <p>d. 中央制御室再循環フィルタ装置</p> <p>基数 1 処理容量 約8,000m³/h チャコールアブソルバ層厚さ 約5cm 粒子除去効率 99.9%以上 (直径0.5 μm以上の粒子) 系統よう素除去効率 90%以上 (相対湿度70%以下において)</p>	<p>また、外気との遮断が長期にわたり室内の環境が悪化した場合は、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら中央制御室に取り入れることができる。</p> <p>第8.2.2表 補助建屋換気空調設備の主要仕様</p> <p>(3) 中央制御室空調装置</p> <p>a. 中央制御室給気系統</p> <p>(a) 中央制御室給気ユニット</p> <p>型式 粗フィルタ及び冷水冷却コイル内蔵型 基数 2 容量 約500m³/min (1基当たり)</p> <p>(b) 中央制御室給気ファン</p> <p>台数 2 容量 約500m³/min (1台当たり)</p> <p>b. 中央制御室循環系統</p> <p>中央制御室循環ファン</p> <p>台数 2 容量 約500m³/min (1台当たり)</p> <p>(b) 中央制御室非常用循環ファン</p> <p>台数 2 容量 約85m³/min (1台当たり) 63-① 再掲</p> <p>c. 中央制御室非常用循環系統</p> <p>(a) 中央制御室非常用循環フィルタユニット</p> <p>型式 電気加熱コイル、微粒子フィルタ及びよう素フィルタ内蔵型 基数 1 容量 約85m³/min チャコール層厚さ 約50mm よう素除去効率 95%以上 (相対湿度95%において) 粒子除去効率 99%以上 (0.7 μm粒子)</p> <p>(b) 中央制御室非常用循環ファン</p> <p>台数 2 容量 約85m³/min (1台当たり) 63-①</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・女川では本表からさらに別資料に仕様を記載することとしており構成が大きく異なるため、語句の比較は行わず参考として並記する。</p> <p>【大飯】共用の相違 【女川】④の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第8.2.4図 补助建屋換気空調設備系統概要図（中央制御室）</p>	 <p>第8.2-3図 中央制御室換気空調系系統概要図</p>	 <p>第8.2.4図 补助建屋換気空調設備系統概要図（中央制御室空調装置）</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.4 主要設備 (6) 中央制御室遮蔽 a. 通常運転時等</p> <p>中央制御室遮蔽は、原子炉補助建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回る遮蔽とする。</p> <p>【説明資料 (別添2-1)】</p>	<p>8.3 遮蔽設備 8.3.3 主要設備 遮蔽設備の主要仕様を第8.3-1表に示す。</p> <p>8.3.4 主要設備 8.3.4.5 中央制御室遮蔽 (1) 通常運転時</p> <p>中央制御室遮蔽は、制御建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないように施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮蔽を透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室換気空調系等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回る遮蔽とする。</p> <p>第8.3-1表 遮蔽設備の主要仕様</p> <p>(4) 中央制御室遮蔽 厚さ [] mm以上 材料 普通コンクリート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>8.1 遮蔽設備</p> <p>8.1.3 主要設備 (6) 中央制御室遮へい a. 通常運転時等</p> <p>中央制御室遮へいは、原子炉補助建屋内に設置し、原子炉冷却材喪失等の設計基準事故時に、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないように施設する。また、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室遮へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退域時の線量が、中央制御室空調装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回る遮蔽とする。</p> <p>【説明資料 (1. : p26 条別添2-1-1)】</p> <p>第8.1.1表 遮蔽設備の主要仕様</p> <p>(5) 中央制御室遮へい 厚さ [] mm以上 材料 鉄筋コンクリート</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川】章立ての相違 【女川】記載内容の相違 (大飯実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 (大飯実績の反映)</p> <p>【女川】建屋の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】個別設計の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備</p> <p>(1) 想定される自然現象等の抽出</p> <p>原子炉施設の外の状況として、設置許可基準規則第6条において抽出された自然現象及び人為事象（風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災、船舶の衝突及び高潮）の他に、地震及び津波を想定する。</p> <p>なお、外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を別添1に示す。</p> <p>(2) 外の状況を把握するための設備の設置</p> <p>a. 監視カメラの設置</p> <p>想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>監視カメラは、津波監視カメラ及び自然現象監視カメラで構成する。</p> <p>津波監視カメラは、遠方からの津波の接近を適切に監視できる位置及び方向に設置するとともに、2号炉放水口及び取水口における津波の来襲状況を適切に監視できる位置及び方向に設置する。</p> <p>自然現象監視カメラは、自然現象等の監視のため、原子炉施設周辺の高台及び海側に設置し、津波監視カメラの監視可能範囲を補足する。</p> <p>b. 気象観測設備等の設置</p> <p>風（台風）、竜巻、降水、積雪等による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。</p> <p>また、津波監視設備として取水ピット水位計を設置する。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備</p> <p>(1) 想定される自然現象等の抽出</p> <p>発電用原子炉施設の外の状況として、設置許可基準規則第6条において抽出された自然現象及び人為事象（風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災、船舶の衝突及び高潮）の他に、地震及び津波を想定する。</p> <p>なお、外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を別添1に示す。</p> <p>(2) 外の状況を把握するための設備の設置</p> <p>a. 監視カメラの設置</p> <p>想定される自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）の影響について、昼夜にわたり発電所構内の状況（海側、山側）を把握することができる暗視機能等を持った監視カメラを設置する。</p> <p>監視カメラは、津波監視カメラ及び構内監視カメラで構成する。</p> <p>津波監視カメラは、遠方からの津波の接近を適切に監視できる位置及び方向に設置するとともに、3号炉放水口及び取水口における津波の来襲状況を適切に監視できる位置及び方向に設置する。</p> <p>構内監視カメラは、自然現象等の監視のため、発電用原子炉施設周辺の高台に設置し、津波監視カメラの監視可能範囲を補足する。</p> <p>b. 気象観測設備等の設置</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、地滑り、森林火災及び近隣工場等の火災による発電所構内の状況を把握するため、風向、風速、気温、降水量等を測定する気象観測設備を設置する。</p> <p>また、津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載の充実</p> <p>・発電所敷地で想定される自然現象として、凍結を想定して記載を追記</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方方は大飯、女川と同様）</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方方は大飯、女川と同様）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>【女川】記載の充実</p> <p>・気象観測設備等で把握する自然現象等を明確に記載</p> <p>【女川】記載の充実</p> <p>・設置目的を記載</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <p>・泊は津波監視設備として取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としている。（取水ピット水位計）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置 地震、津波、竜巻、落雷等の発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX 及び社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>2.2 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計 外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>3. 別添 別添1 原子炉制御室について（被ばく評価除く） 別添2 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 別紙3 運用、手順説明資料 原子炉制御室等</p>	<p>(3) 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置 地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響及び高潮で発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある事象に関する情報を入手するため、中央制御室に電話、FAX、社内ネットワークシステムに接続されたパソコン等の公的機関から気象情報を入手できる設備を設置する。</p> <p>2.2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲であることを把握できるよう、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する。</p> <p>別添1 泊発電所3号炉 原子炉制御室等について（被ばく評価除く） 別添2 泊発電所3号炉 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について 3. 運用、手順説明資料 別添3 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等</p>	<p>ト水位計と潮位計の両方を設置しているのは東海第二と同様）</p> <p>【女川】記載の充実 ・公的機関からの気象情報で把握する自然現象を明確に記載 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】別添名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別添1</p> <p>大飯3号炉および4号炉 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について</p>	<p>別添1</p> <p>原子炉制御室について (被ばく評価除く)</p>	<p>別添1</p> <p>泊発電所3号炉 原子炉制御室等について (被ばく評価除く)</p>	<p>別添1</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<目次>	目次	<目次>	【大飯】目次構成の相違 (女川実績の反映)
1. 中央制御室に係る追加要求事項について	1. 概要 1.1 新規制基準への適合方針 1.2 設計における想定シナリオ	1. 概要 1.1 新規制基準への適合方針 1.2 設計における想定シナリオ	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)
2. 中央制御室から外の状況を把握する設備について 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 2.2 監視カメラの仕様 2.3 監視カメラで把握可能な自然現象等 2.4 外部状況把握のイメージ	2. 設計方針 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備について 2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 2.1.2 監視カメラについて 2.1.3 監視カメラ映像イメージ 2.1.4 監視カメラにより把握可能な自然現象等 2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ	2. 設計方針 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備について 2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 2.1.2 監視カメラについて 2.1.3 監視カメラ映像イメージ 2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等 2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違 ・泊は監視カメラにより把握可能な自然現象等に加えて、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象「表2.1-4」を追加し、中央制御室にて把握可能な自然現象等を明確にしたため
3. 酸素濃度計の配備 3.1 酸素濃度計の概要 3.2 酸素濃度の管理 5. 重大事故発生時におけるモニタリング及び作業服の着替えを行うための区画	2. 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について 2.2.1 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の設備概要 2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理 2.3 汚染の持込み防止について	2.2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計について 2.2.1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の設備概要 2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理 2.3 汚染の持込み防止について	【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】記載箇所の相違 ・女川実績の反映により大飯資料の4項と5項を入れ替え
4. 重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置	2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について 2.4.1 概要 2.4.2 中央制御室待避所の加圧バウンダリの設計差圧 2.4.3 中央制御室の居住性確保 2.4.4 中央制御室待避所の居住性確保 2.5 重大事故等時の電源設備について	2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について 2.4.1 概要 2.4.2 中央制御室の居住性確保 2.5 重大事故等時の電源設備について	【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】①の相違 【女川】①の相違 【大飯】記載箇所の相違 (女川実績の反映)
別添3 大飯3号炉及び4号炉原子炉制御室等について(補足資料)	3. 添付資料	3. 添付資料	【大飯】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成に合わせて大飯の別添3に該当する記載事項を別添1及び別添2に移動した。本比較表において、大飯の別添3で泊及び女川の記載に該当する部分は必要に応じて

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等（別添1）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1. 中央制御室居住性に係る被ばく評価について			大飯の別添3を引用し比較する。 ・被ばく評価については別添2にて比較する。
2. 中央制御室の放射線管理用資機材について	3.1 中央制御室待避所へ待避する際の対応について	3.1 配備する資機材の数量について	【女川】①の相違
3. 中央制御室への汚染の持ちこみを防止する機能（チェンジングエリア）について（緊急時対策所と共通）	3.2 配備する資機材の数量について 3.3 チェンジングエリアについて	3.2 チェンジングエリアについて	【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）
4. バス等の汚染確認方法について	3.4 中央制御室への地震及び火災等の影響	3.3 中央制御室への地震、火災等の影響	【女川】記載表現の相違
5. 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について	3.5 中央制御室待避所のデータ表示装置（待避所）で確認できるパラメータ 3.6 中央制御室の共用取止めに伴う中央制御室居住性への影響について	3.4 バス等の汚染確認方法について 3.5 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について	【女川】記載方針の相違（大飯実績の反映） 【女川】①の相違
6. 酸素濃度、炭酸濃度を踏まえた対応について	3.7 2号炉重大事故等時の1号及び3号炉における要員の待避先やプラントの対応・監視について		【女川】設備の相違 ・女川2号炉は有効性評価の事故シーケンスにおいて、原子炉格納容器フィルタベント系の作動に期待しているため、ブルームによる屋外環境の悪化を考慮して、2号炉運転員は中央制御室待避所に移動し、他号炉運転員は緊急時対策所に一時的に退避させる必要がある。 ・泊3号炉は有効性評価の事故シーケンスにおいて、原子炉格納容器ベント設備が不要なPWRプラントであることから同様の考慮は不要。
7. 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて		3.6 酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえた対応について 3.7 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて	【女川】記載方針の相違（大飯実績の反映）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>1. 中央制御室に係る追加要求事項について 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」において、中央制御室に対して以下の項目について新たに要求されている。</p> <table border="1"> <tr> <td>設計基準事故時</td><td>重大事故時</td></tr> <tr> <td>中央制御室から外の状況を把握する設備の設置(2.)</td><td>重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置(4.)</td></tr> <tr> <td>酸素濃度計の配備(3.)</td><td>重大事故が発生した場合にモニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画(5.)</td></tr> <tr> <td>設計基準事故が発生した場合の運転員の被ばく評価(別添2)</td><td>重大事故が発生した場合の中央制御室の居住性(運転員の被ばく評価)(別添2)</td></tr> </table>	設計基準事故時	重大事故時	中央制御室から外の状況を把握する設備の設置(2.)	重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置(4.)	酸素濃度計の配備(3.)	重大事故が発生した場合にモニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画(5.)	設計基準事故が発生した場合の運転員の被ばく評価(別添2)	重大事故が発生した場合の中央制御室の居住性(運転員の被ばく評価)(別添2)	<p>1. 概要 1.1 新規制基準への適合方針 (1) 設計基準事象への対処 原子炉制御室に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下表1.1-1及び1.1-2のとおりである。</p> <p>表1.1-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 第二十六条（原子炉制御室等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(原子炉制御室等)</td><td>第26条（原子炉制御室等）</td><td>(追加要求事項への適合方針は以下の通り)</td></tr> <tr> <td>第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるとこりにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。</td><td>1. 第1項第1号に規定する「必要なパラメータを監視できる」とは、発電用原子炉及び主要な関連施設の運転状況並びに主要パラメータについて、計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータのうち、連続的に監視する必要のあるものを原子炉制御室において監視できることをいう。</td><td></td></tr> <tr> <td>二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。</td><td>2. 第1項第2号に規定する「発電用原子炉施設の外の状況を把握する」とは、原子炉制御室から、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとすること。 ・中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するため、2台の原子炉制御室間に設置した監視カメラ（映像監視装置）の映像を外部化して監視室に映し出す。 ・気象監測装置等の情報を中央制御室内にパソコン等にて受信可能とする。 ・公的機関の警報（地震情報、大津波警報等）を中央制御室内のパソコン等にて受信可能とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。</td><td>3. 第1項第3号において「必要な操作を手動により行う」とは、急速な手動による発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却の確保のための操作をいう。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針	(原子炉制御室等)	第26条（原子炉制御室等）	(追加要求事項への適合方針は以下の通り)	第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるとこりにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。	1. 第1項第1号に規定する「必要なパラメータを監視できる」とは、発電用原子炉及び主要な関連施設の運転状況並びに主要パラメータについて、計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータのうち、連続的に監視する必要のあるものを原子炉制御室において監視できることをいう。		二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。	2. 第1項第2号に規定する「発電用原子炉施設の外の状況を把握する」とは、原子炉制御室から、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとすること。 ・中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するため、2台の原子炉制御室間に設置した監視カメラ（映像監視装置）の映像を外部化して監視室に映し出す。 ・気象監測装置等の情報を中央制御室内にパソコン等にて受信可能とする。 ・公的機関の警報（地震情報、大津波警報等）を中央制御室内のパソコン等にて受信可能とする。		三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。	3. 第1項第3号において「必要な操作を手動により行う」とは、急速な手動による発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却の確保のための操作をいう。		<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p>
設計基準事故時	重大事故時																								
中央制御室から外の状況を把握する設備の設置(2.)	重大事故が発生した場合に給電可能な代替交流電源設備の設置(4.)																								
酸素濃度計の配備(3.)	重大事故が発生した場合にモニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画(5.)																								
設計基準事故が発生した場合の運転員の被ばく評価(別添2)	重大事故が発生した場合の中央制御室の居住性(運転員の被ばく評価)(別添2)																								
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針																							
(原子炉制御室等)	第26条（原子炉制御室等）	(追加要求事項への適合方針は以下の通り)																							
第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるとこりにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとすること。	1. 第1項第1号に規定する「必要なパラメータを監視できる」とは、発電用原子炉及び主要な関連施設の運転状況並びに主要パラメータについて、計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータのうち、連続的に監視する必要のあるものを原子炉制御室において監視できることをいう。																								
二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。	2. 第1項第2号に規定する「発電用原子炉施設の外の状況を把握する」とは、原子炉制御室から、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できるものとすること。 ・中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するため、2台の原子炉制御室間に設置した監視カメラ（映像監視装置）の映像を外部化して監視室に映し出す。 ・気象監測装置等の情報を中央制御室内にパソコン等にて受信可能とする。 ・公的機関の警報（地震情報、大津波警報等）を中央制御室内のパソコン等にて受信可能とする。																								
三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。	3. 第1項第3号において「必要な操作を手動により行う」とは、急速な手動による発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却の確保のための操作をいう。																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>2. 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持するために必要な機能を有する装置を設けなければならない。</p> <p>3. 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の機能又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるために操作を行なうことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</p> <p>二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域遮断壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の大気により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備</p>	<p>4. 第2項に規定する「発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行」とは、直ちに発電用原子炉を停止し、残留熱を除去し及び高温停止状態を安全に維持することをいう。</p> <p>5. 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のために接近する場所においては、放射線レベルの減衰及び時間超過とともに可能となる被ばく影響率が採り得ることをいう。「当該措置をとるために操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</p> <p>6. 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時ににおいて、運転員の対応能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</p>	<p>2. 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持するために必要な機能を有する装置を設けなければならない。</p> <p>3. 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の機能又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるために操作を行うことができるよう、次の各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</p> <p>二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域遮断壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の大気により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備</p>	<p>4. 第2項に規定する「発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行」とは、直ちに発電用原子炉を停止し、残留熱を除去し及び高温停止状態を安全に維持することをいう。</p> <p>5. 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のために接近する場所においては、放射線レベルの減衰及び時間超過とともに可能となる被ばく影響率が採り得ることをいう。「当該措置をとるために操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対応能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</p> <p>6. 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時ににおいて、運転員の対応能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</p> <p>7. 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時ににおいて、運転員の対応能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊はバックフィットの有毒ガスに対する適合方針を記載。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表1.1-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十八条（原子炉制御室等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</th><th>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</th><th>適合方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(原子炉制御室等)</td><td>第38条 (原子炉制御室等)</td><td></td></tr> <tr> <td>第三十九条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。</td><td></td></tr> <tr> <td>3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。</td><td>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置」とは、発電用原子炉施設に沿う建物等の自然現象をカメラの映像等により昼夜にわたり監視できる装置をいい。</td><td>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。</td></tr> <tr> <td>4 発電用原子炉施設には、大火その他異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</td><td>9 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室通過の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい。「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。</td><td>「原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」</td></tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針	(原子炉制御室等)	第38条 (原子炉制御室等)		第三十九条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。		3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置」とは、発電用原子炉施設に沿う建物等の自然現象をカメラの映像等により昼夜にわたり監視できる装置をいい。	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。	4 発電用原子炉施設には、大火その他異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	9 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室通過の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい。「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。	「原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」	<p>表1.1-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十八条（原子炉制御室等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</th><th>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</th><th>適合方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(原子炉制御室等)</td><td>第38条 (原子炉制御室等)</td><td></td></tr> <tr> <td>第三十九条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。</td><td>2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。</td></tr> <tr> <td>3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。</td><td>3 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」</td><td>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」</td></tr> <tr> <td>4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</td><td>4 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室通過の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい。「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。</td><td>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。</td></tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針	(原子炉制御室等)	第38条 (原子炉制御室等)		第三十九条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。	2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。	3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	3 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」	8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」	4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	4 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室通過の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい。「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。	【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針																													
(原子炉制御室等)	第38条 (原子炉制御室等)																														
第三十九条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。																															
3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置」とは、発電用原子炉施設に沿う建物等の自然現象をカメラの映像等により昼夜にわたり監視できる装置をいい。	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。																													
4 発電用原子炉施設には、大火その他異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	9 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室通過の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい。「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。	「原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」																													
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針																													
(原子炉制御室等)	第38条 (原子炉制御室等)																														
第三十九条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。	2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設置を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置。発電用原子炉及び一次冷却系系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置（第四十七条第一項に規定する装置を含む。）を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。																														
3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。	3 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」	8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外観の状況を把握するための装置を施設しなければならない。」																													
4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。	4 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室通過の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい。「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の事故用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるために操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める防護措置を講じなければならない。</p> <p>1 1 第5項においては、原子炉制御室等には事故・異常時においても従事者が原子炉制御室に立ち入り、一定期間滞在できるように放射線に係る遮蔽室、放射線量率の計測装置の設置等の「適切な放射線防護措置」が施されていること、この「放射線防護措置」としては必ずしも設備面の対策のみではなく防護具の配備、着用等運用面の対策も含まれる。「一定期間」とは、運転員が必要な交替も含め、一次冷却材喪失等の設計基準事故時に過度の被ばくなしにとどまり、必要な操作を行う期間をいう。</p> <p>1 2 第5項に規定する「遮蔽その他の適切な放射線防護措置」とは、一次冷却材喪失等の設計基準事故時に、原子炉制御室内にとどまり必要な操作、検査を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員が原子炉制御室に入り、とどまる間の被ばくを「核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく被量限度等を定める告示」第7条第1項における緊急時作業に係る被量限度1 0 0 mSv以下にできるものであることをいう。</p> <p>この場合における運転員の被ばく評価は、相應基準の被量限度内であることを確認すること。被ばく評価手法は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））以下「被ばく評価手法（内規）」という。）に基づくこと。</p> <p>チャコールフィルターを通らない空気の原子炉制御室への流入量については、被ばく評価手法（内規）に基づき、原子炉制御室換気設備の新設の際、原子炉制御室換気設備部屋側モード時における再循環対象範囲境界部での空気の流入に影響を与える改流の際、及び、定期的に測定を行い、運転員の被ばく評価に用いている想定した空気量を下回っていることを確認すること。</p>	<p>5 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の事故用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるために操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める防護措置を講じなければならない。</p> <p>1 1 第5項においては、原子炉制御室等には事故・異常時においても従事者が原子炉制御室に立ち入り、一定期間滞在できるように放射線に係る遮蔽室、放射線量率の計測装置の設置等の「適切な放射線防護措置」が施されていること、この「放射線防護措置」としては必ずしも設備面の対策のみではなく防護具の配備、着用等運用面の対策も含まれる。「一定期間」とは、運転員が必要な交替も含め、一次冷却材喪失等の設計基準事故時に過度の被ばくなしにとどまり、必要な操作を行う期間をいう。</p> <p>1 2 第5項に規定する「遮蔽その他の適切な放射線防護措置」とは、一次冷却材喪失等の設計基準事故時に、原子炉制御室内にとどまり必要な操作、検査を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員が原子炉制御室に入り、とどまる間の被ばくを「核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく被量限度等を定める告示」第7条第1項における緊急時作業に係る被量限度1 0 0 mSv以下にできるものであることをいう。</p> <p>この場合における運転員の被ばく評価は、判断基準の被量限度内であることを確認すること。被ばく評価手法は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））以下「被ばく評価手法（内規）」という。）に基づくこと。</p> <p>チャコールフィルターを通らない空気の原子炉制御室への流入量については、被ばく評価手法（内規）に基づき、原子炉制御室換気設備部屋側モード時における再循環対象範囲境界部での空気の流入に影響を与える改流の際、及び、定期的に測定を行い、運転員の被ばく評価に用いている想定した空気量を下回っていることを確認すること。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置</p> <p>二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他従事者が原子炉制御室に入り出すための区域 遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の遮蔽その他の適切な防護措置</p> <p>6. 原子炉制御室には、酸素濃度計を設置しなければならない</p>	<p>1.3 第5項に規定する「当該措置をとるための操作を行ふことができる」には、有毒ガスの発生時において、原子炉制御室の運転員の呼吸中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることを含む。「防護措置」には、必ずしも設備面の対策のみではなく防護具の配備、着用等運用面の対策を含む。</p> <p>1.4 第5項第1号に規定する「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。</p> <p>1.5 第5項第2号に規定する「換気設備の遮蔽」とは、原子炉制御室外の火災により発生した燃焼ガスを原子炉制御室換気設備によって取り入れないように外気との連絡口を遮断することをいい。「換気設備」とは、遮蔽時の酸欠防止を考慮して外気取入れ等の再開が可能であるものをいう。</p> <p>1.6 第6項に規定する「酸素濃度計」は、設計基準事象において、外気から原子炉制御室への空気の取り込みと、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障のない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであることを、また、所定の精度を保証するものであれば、常設設置、可搬型を問わない。</p> <p>・中央制御室には、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を配備する設計とする。</p>	<p>1.3 第5項に規定する「当該措置をとるための操作を行ふことができる」には、有毒ガスの発生時において、原子炉制御室の運転員の呼吸中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることを含む。「防護措置」には、必ずしも設備面の対策のみではなく防護具の配備、着用等運用面の対策を含む。</p> <p>1.4 第5項第1号に規定する「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」によること。</p> <p>1.5 第5項第2号に規定する「換気設備の遮蔽」とは、原子炉制御室外の火災により発生した燃焼ガスを原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置についてでは「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記-9）」による。</p> <p>1.6 第6項に規定する「酸素濃度計」は、設計基準事象において、外気から原子炉制御室への空気の取り込みと、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障のない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであることを、また、所定の精度を保証するものであれば、常設設置、可搬型を問わない。</p> <p>・「常用酸素用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の選定の基準に関する規則」第二十六条第3項第1号に同じ。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>(2) 重大事故等への対処</p> <p>原子炉制御室に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.1-3のとおりである。</p> <p>表1.1-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</u></td> <td><u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u></td> <td><u>（重大事故等に対処するため必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u></td> </tr> <tr> <td><u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備（特に重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合）」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u></td> <td><u>1. 第59条に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u></td> <td><u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u></td> </tr> <tr> <td><u>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代耕交流電源設備からの給電を可能とすること。</u></td> <td><u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u></td> <td><u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u></td> <td><u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u></td> <td><u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u></td> <td><u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u></td> <td><u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説	適合方針	<u>(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</u>	<u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u>	<u>（重大事故等に対処するため必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u>	<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備（特に重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合）」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>1. 第59条に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代耕交流電源設備からの給電を可能とすること。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<p>(2) 重大事故等への対処</p> <p>原子炉制御室に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表1.1-3のとおりである。</p> <p>表1.1-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</th> <th>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説</th> <th>適合方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u></td> <td><u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u></td> <td><u>（重大事故等に対処するため必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u></td> </tr> <tr> <td><u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u></td> <td><u>1. 第59条に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u></td> <td><u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u></td> </tr> <tr> <td><u>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代耕交流電源設備からの給電を可能とすること。</u></td> <td><u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u></td> <td><u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u></td> <td><u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u></td> <td><u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u></td> <td><u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u></td> <td><u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u></td> </tr> </tbody> </table>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説	適合方針	<u>（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u>	<u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u>	<u>（重大事故等に対処するため必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u>	<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>1. 第59条に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代耕交流電源設備からの給電を可能とすること。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】②の相違</p> <p>【女川】⑨、⑩の相違</p> <p>【女川】型式の相違 ・いざれもガイドに基づきシナリオを選定している。</p>
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説	適合方針																																					
<u>(運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)</u>	<u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u>	<u>（重大事故等に対処するため必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u>																																					
<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備（特に重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合）」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>1. 第59条に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>																																					
<u>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代耕交流電源設備からの給電を可能とすること。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>																																					
<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u>																																					
<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>																																					
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説	適合方針																																					
<u>（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u>	<u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u>	<u>（重大事故等に対処するため必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u>																																					
<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>1. 第59条に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>	<u>第五十九条 第一項に規定する「重大事故等に対する設備（特定重大事故等に対する設備を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</u>																																					
<u>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代耕交流電源設備からの給電を可能とすること。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>	<u>a) 原子炉制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央空気調節装置、非常用ガス供給装置及び可燃性照明（SA）等）を設置する設計とする。</u>																																					
<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u>	<u>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効被量が1日間で100mSvを超えない設計とする。</u>																																					
<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>	<u>① 本規程第37条の規定する格納容器組成キットのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる構成キットとして、炉心損傷が最も厳しくなる事故取扱い成功</u>																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>■事故シーケンス（例えば、炉心の着火、雨漏りの後、格納容器圧力過大による遮断等の格納容器被相防止対策が有効に機能した場合）を想定する。――</p> <p>②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③交代要員体制を考慮してもよい。ただしの場合、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④判断基準は、運転員の実効潜伏が7日間で100msrを超えないこと。</p> <p>c.) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d.) 上記b.)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系（PRDの場合）又はエアロラスを気再循環装置（PRRの場合）を設置すること。</p> <p>e.) 図面にあっては、上記b.)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたプローブ・ポート・バルブを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、プローブ・ポート・バルブは、現場において入力による操作が可能なものとすること。</p>	<p>■事故シーケンス（例えば、炉心の着火、雨漏りの後、格納容器圧力過大による遮断等の格納容器被相防止対策が有効に機能した場合）を想定する。――</p> <p>・運転員は、中央制御室滞在時及び交替のための人道感時ともにマスクの着用を考慮する。</p> <p>・運転員は5直3交代勤務を前提に評価を行なうが、職種の被ばく被量が最も高いくなる格納容器ベンチ実施時に中央制御室に滞在する運転員の勤務形態を考慮する。</p> <p>・中央制御室の外側が放射性物質により汚染した状況下で、モニタリング、作業服の着替え等により中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための区画を、中央制御室出入り口周辺に設ける設計とする。</p> <p>・中央制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するため、非常用ガス処理系を設置する設計とする。</p> <p>・原子炉建屋原子炉棟の気密バウンドリの一端として原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローブ・ポート・バルブは、閉止機能を維持、又は閉止時に原子炉建屋プローブ・ポート・バルブ閉止装置により容易かつ確実に閉止できる設計とする。また、原子炉建屋プローブ・ポート・バルブ閉止装置は、現場において、人力により操作が可能なものとすること。</p> <p>■事故シーケンス（例えば、炉心の着火、雨漏りの後、格納容器圧力過大による遮断等の格納容器被相防止対策が有効に機能した場合）を想定する。――</p> <p>②運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>③交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④判断基準は、運転員の実効潜伏が7日間で100msrを超えないこと。</p> <p>c.) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下にあって、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>d.) 上記b.)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理装置（PRDの場合）又はエアロラスを気再循環装置（PRRの場合）を設置すること。</p> <p>e.) BWRにあっては、上記b.)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたプローブ・ポート・バルブを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、プローブ・ポート・バルブは、現場において人力による操作が可能なものとすること。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】型式の相違 ・いずれもガイドに基づきシナリオを選定している。</p> <p>【泊】 a) 入換部、兼任作業用廊下及び格納容器スプレイ注水機器が既存する事由シーケンスを適応し設計する。 ・運転員は、中央制御室滞在時及び交替のための人道感時ともにマスクの着用を考慮する。 ・運転員は5直3交代勤務を前提に評価を行なう。 ・中央制御室の外側が放射性物質により汚染した状況下で、モニタリング、作業服の着替え等により中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための区画を、中央制御室出入口周辺に設ける設計とする。 ・中央制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するため、エアロラスを気再循環装置を設置する設計とする。</p> <p>b) 上記b.)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理装置（PRDの場合）又はエアロラスを気再循環装置（PRRの場合）を設置すること。</p> <p>c) 原子炉建屋原子炉棟の気密バウンドリの一端として原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローブ・ポート・バルブは、閉止機能を維持、又は閉止時に原子炉建屋プローブ・ポート・バルブ閉止装置により容易かつ確実に閉止できる設計とする。また、原子炉建屋プローブ・ポート・バルブ閉止装置は、現場において、人力による操作が可能なものとすること。</p> <p>【女川】②の相違</p>

※「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第七十四条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）も同様の記載のため、省略する。

中央制御室に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を表1.1-4に示す。

※「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第七十四条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）も同様の記載のため、省略する。

中央制御室に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を表1.1-4に示す。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等(別添1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
表1.1-4 重大事故対処設備に関する概要（59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）（1/2）			【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備機器</th> <th rowspan="2">計測</th> <th colspan="2">内部で操作を受ける 計測装置の種類</th> <th rowspan="2">計測 方法</th> <th colspan="2">計測分類</th> </tr> <tr> <th>計測</th> <th>測定 装置の種類</th> <th>分類</th> <th>種類 コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※2 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類としている</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td colspan="3">表1.1-4 重大事故対処設備に関する概要（59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）（2/2）</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備機器</th> <th rowspan="2">計測</th> <th colspan="2">内部で操作を受ける 計測装置の種類</th> <th rowspan="2">計測 方法</th> <th colspan="2">計測分類</th> </tr> <tr> <th>計測</th> <th>測定 装置の種類</th> <th>分類</th> <th>種類 コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※1 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※2 計測器本体を示すため計器名を記載</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	設備機器	計測	内部で操作を受ける 計測装置の種類		計測 方法	計測分類		計測	測定 装置の種類	分類	種類 コード	※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する							※2 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類としている							表1.1-4 重大事故対処設備に関する概要（59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）（2/2）							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備機器</th> <th rowspan="2">計測</th> <th colspan="2">内部で操作を受ける 計測装置の種類</th> <th rowspan="2">計測 方法</th> <th colspan="2">計測分類</th> </tr> <tr> <th>計測</th> <th>測定 装置の種類</th> <th>分類</th> <th>種類 コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※1 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※2 計測器本体を示すため計器名を記載</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody> </table>				設備機器	計測	内部で操作を受ける 計測装置の種類		計測 方法	計測分類		計測	測定 装置の種類	分類	種類 コード	※1 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する							※2 計測器本体を示すため計器名を記載						
設備機器			計測	内部で操作を受ける 計測装置の種類		計測 方法	計測分類																																																						
	計測	測定 装置の種類		分類	種類 コード																																																								
※1 電源設備については「第57条 電源設備」に記載する																																																													
※2 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備等を操作する人が健全であることを担保する常設設備であるため、本分類としている																																																													
表1.1-4 重大事故対処設備に関する概要（59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）（2/2）																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備機器</th> <th rowspan="2">計測</th> <th colspan="2">内部で操作を受ける 計測装置の種類</th> <th rowspan="2">計測 方法</th> <th colspan="2">計測分類</th> </tr> <tr> <th>計測</th> <th>測定 装置の種類</th> <th>分類</th> <th>種類 コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※1 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する</td><td colspan="4"></td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※2 計測器本体を示すため計器名を記載</td><td colspan="4"></td></tr> </tbody> </table>				設備機器	計測	内部で操作を受ける 計測装置の種類		計測 方法	計測分類		計測	測定 装置の種類	分類	種類 コード	※1 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する							※2 計測器本体を示すため計器名を記載																																							
設備機器	計測	内部で操作を受ける 計測装置の種類				計測 方法	計測分類																																																						
		計測	測定 装置の種類	分類	種類 コード																																																								
※1 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する																																																													
※2 計測器本体を示すため計器名を記載																																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2 設計における想定シナリオ 中央制御室の設計において想定するシナリオについて、以下に記す。</p> <p>(1) 設計基準事故時の想定シナリオ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下、「技術基準」）の解釈第38条12に記載のとおり、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27 原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））に基づき、仮想事故相当の原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破壊を想定する。</p> <p>(2) 重大事故時の想定シナリオ 女川原子力発電所2号炉においては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」）の解釈第59条1b）及び技術基準の解釈第74条1b），並びに「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下、「審査ガイド」）に基づき想定する「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）」として、「大破壊LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注入水機能喪失並びに全交流動力電源喪失」シナリオを選定する。 なお、女川原子力発電所2号炉においては、炉心の著しい損傷が発生したと想定する場合、第一に代替循環冷却系を用いて事象を収束することとなる。しかしながら、被ばく評価においては代替循環冷却系の運転に失敗することも考慮し、原子炉格納容器ファイルベント系を用いてサブレッシュンチャンバの排気ラインを使用した格納容器ベントを実施する場合も評価対象とする。</p>	<p>1.2 設計における想定シナリオ 中央制御室の設計において想定するシナリオについて、以下に記す。</p> <p>(1) 設計基準事故時の想定シナリオ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下、「技術基準」）の解釈第38条12に記載のとおり、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27 原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））に基づき、仮想事故相当の原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損を想定する。</p> <p>(2) 重大事故時の想定シナリオ 泊発電所3号炉においては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「設置許可基準規則」）の解釈第59条2b）及び技術基準の解釈第74条2b），並びに「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」（以下、「審査ガイド」）に基づき想定する「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス（例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合）」として、「大破壊LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」シナリオを選定する。</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】型式の相違 • いずれも内規に従った想定を行っている。</p> <p>【女川】記載表現の相違 • 条文番号の適正化</p> <p>【女川】型式の相違 • いずれもガイドに基づきシナリオを選定している。 • BWRは選定したシナリオに対して対応手段が複数あるため、記載を行っている。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

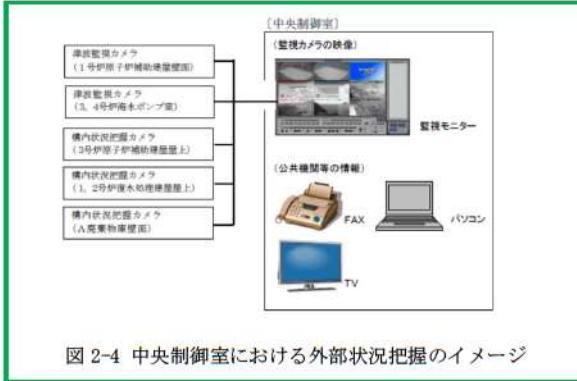
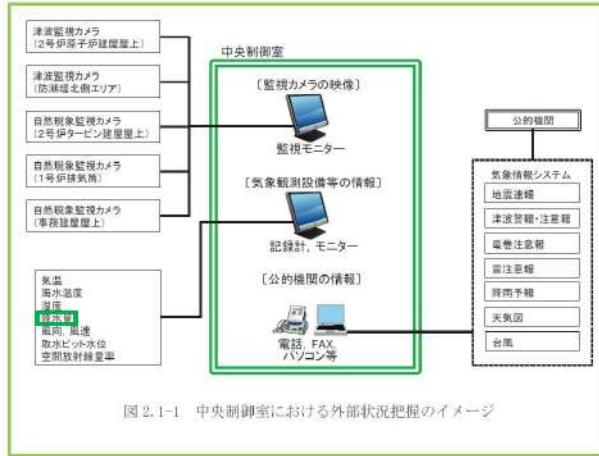
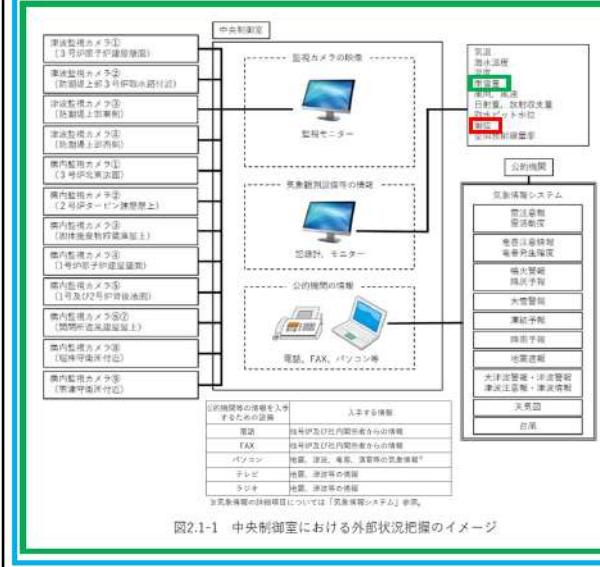
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 中央制御室から外の状況を把握する設備について 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 以下の設備等を用いることで、中央制御室内にて原子炉施設の外の状況の把握を可能としている。 ・原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握するための監視カメラ（構内状況把握カメラ、津波監視カメラ） ・津波の高さを測定するための潮位計 ・降水、積雪、風向風速等構内の気象状況を把握するための気象観測設備 ・気象庁の警報情報（地震情報、大津波警報、竜巻注意情報等）を受信するためのFAX等 外部の状況を把握する設備により把握できる自然現象等は表2-1のとおりである。また、表2-1の内、監視カメラ以外に中央制御室にて監視可能なパラメータは表2-2のとおりである。</p> <p>2.3 外部状況把握のイメージ 中央制御室には、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻通過後の設備周辺における飛散状況、降水、積雪、落雷、地滑り、降下火砕物の状況、火災、飛来物）や発電所構内の状況を、1号炉原子炉補助建屋壁面、3号炉原子炉補助建屋壁面、1、2号炉復水処理建屋壁面、A廃棄物庫壁面、3、4号炉海水ポンプ室に設置した監視カメラの映像により昼夜にわたり監視できる。更に公的機関からの地震、津波、竜巻、雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手するために、中央制御室にFAX、テレビ、ラジオ等を設置する。 FAXによる情報としては、福井県内で震度1以上の地震が観測された場合等に地震震度情報および地震震源情報を、津波情報として「津波警報」、「津波注意報」が発令された場合に、発令時間、津波が予想される範囲、津波の高さ、津波の到着予定時間の情報を入手できる。 また、インターネットに接続されたパソコンを使用することで、雷雨・降雨予報、天気図、台風情報等が入手できる。 さらに、津波、風（台風）、竜巻等による発電所構内の状況の把握に有効なパラメータを入手するために、気象観測設備等を設置する。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB</p>	<p>2. 設計方針 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備について 2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 以下の設備等を用いることで、中央制御室内にて発電用原子炉施設の外の状況の把握が可能な設計としている。概略を図2.1-1に、配置を図2.1-2及び図2.1-3に示す。</p> <p>(1) 監視カメラ 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）及び発電所構内の状況を、2号炉原子炉建屋屋上及び防潮堤北側エリアに設置する津波監視カメラ、2号炉タービン建屋屋上、1号炉排気筒及び事務建屋屋上に設置する自然現象監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。</p> <p>(2) 取水ピット水位計 津波襲来時の海水面水位変動を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 気象観測設備 発電所構内に設置している気象観測設備により、風向・風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。 また、周辺モニタリング設備により、周辺監視区域境界付近の空間放射線量率を把握できる設計とする。</p> <p>(4) 公的機関等の情報を入手するための設備 公的機関等からの地震、津波、竜巻情報等を入手するために、中央制御室に電話、FAX等を設置する。また、社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、台風情報、竜巻注意情報のほか雷・降雨予報、天気図等の公的機関からの情報を入手することが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB範囲</p>	<p>2. 設計方針 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備について 2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要 以下の設備等を用いることで、中央制御室内にて発電用原子炉施設の外の状況の把握が可能な設計としている。概略を図2.1-1に、配置を図2.1-2及び図2.1-3に示す。</p> <p>(1) 監視カメラ 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等（地震、津波、風（台風）、竜巻、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、近隣工場等の火災及び船舶の衝突）及び発電所構内の状況を、3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に設置する津波監視カメラ、3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、開閉所遮風建屋屋上、堀株守衛所付近及び茶津守衛所付近に設置する構内監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。</p> <p>(2) 取水ピット水位計及び潮位計 津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海水面水位変動を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 気象観測設備 発電所構内に設置している気象観測設備により、風向、風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。 また、周辺モニタリング設備により、周辺監視区域境界付近の空間放射線量率を把握できる設計とする。</p> <p>(4) 公的機関等の情報を入手するための設備 公的機関等からの地震、津波、竜巻情報等を入手するために、中央制御室に電話、FAX等を設置する。また、社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、台風情報、竜巻注意情報のほか雷注意報、降雨予報、天気図等の公的機関からの情報を入手することが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB条文関連</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様）</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は津波監視設備として監視カメラ、取水ピット水位計に加えて、潮位計を設置する設計としているため記載を追記（取水ピット水位計と潮位計の両方を設置しているのは東海第二と同様）</p> <p>【女川】記載の充実 ・取水ピット水位計及び潮位計で監視する自然現象を明確に記載（取水ピット水位計で津波、高潮及び生物学的事象を監視することは女川同様であり、実質的な相違はない）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

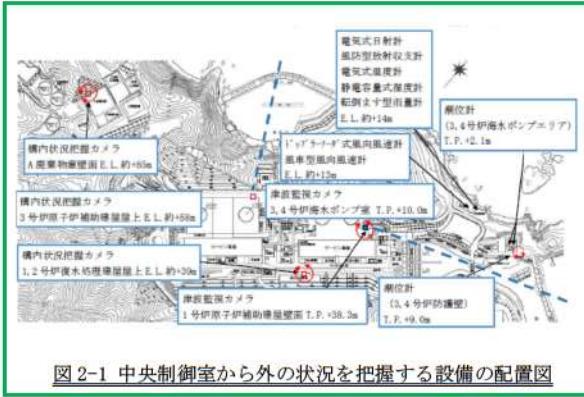
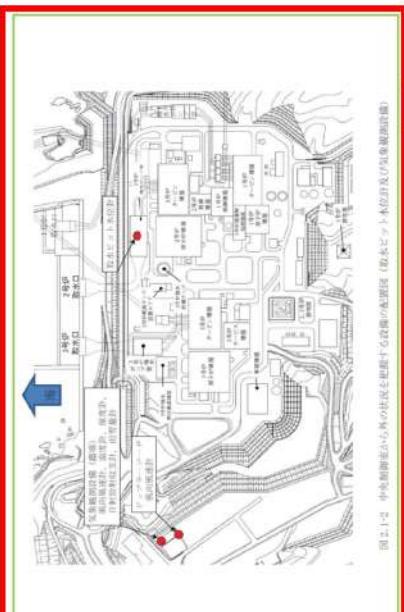
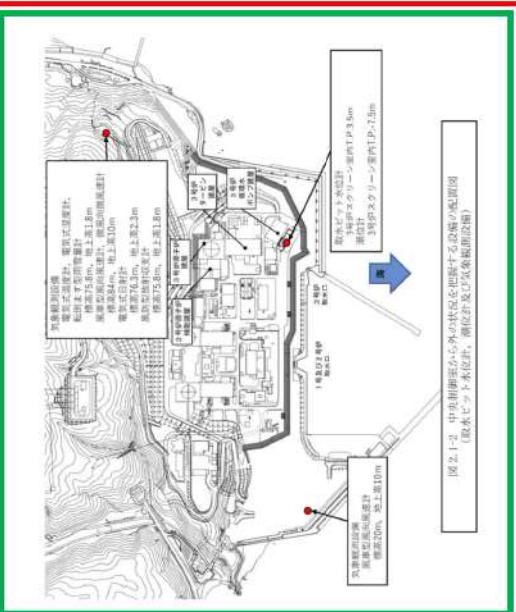
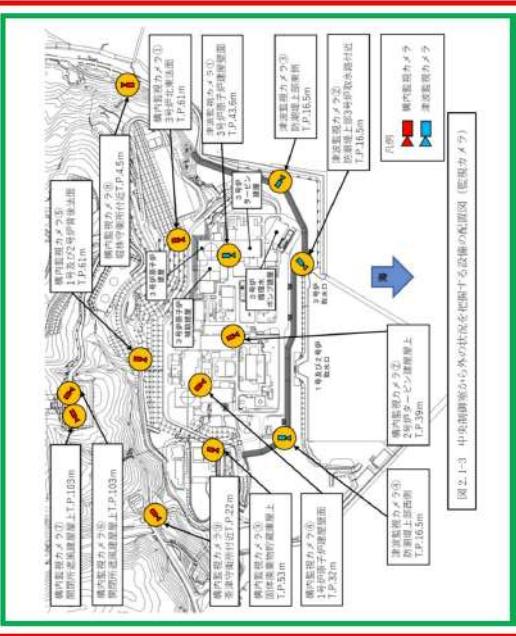
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2-4 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p> <p>■ : DB</p>	 <p>図2-1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p> <p>■ : DB範囲</p>	 <p>図2-1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ</p> <p>■ : DB条文関連</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は日射量、放射収支量が監視可能であることから記載を追加 ・泊は雷活動度、竜巻発生確度、噴火警報、降灰予報、大雪警報、凍結予報、大津波警報、津波情報が把握可能であることから記載を追加 ・パソコン、テレビ、ラジオ等で入手する情報を記載した。 <p>【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：降水量→泊：雨雪量 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は潮位が監視可能であることから記載を追加（大飯と同様。大飯の図2-4には図示されていないが、大飯の表2-2には潮位が記載されており、大飯と同様である）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2-1 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図</p> <p>□ = DB □ = SA</p>	 <p>図2-2 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図</p>	 <p>図2-1-2 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は津波の把握手段として、潮位計も考慮しているため、その配置を図示している（大飯と同様）</p> <p>□ : DB 条文関連</p>
	 <p>図2-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図</p>	 <p>図2-1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図</p>	<p>【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から13台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため（立地的要因によりプラントごとにカメラ台数は相違するが、監視カメラの設計方針は大飯、女川と相違ない）</p> <p>□ : DB 条文関連</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.2 監視カメラの仕様	2.1.2 監視カメラについて	2.1.2 監視カメラについて	【大飯】記載内容の相違 (女川審査の反映)
<p>津波監視カメラについては、取水路からの津波の襲来を適切に監視できる位置・方向に設置するとともに、基準津波（3,4号炉海水ポンプ室前面でT.P. +6.3m）の影響を受けることがない高所に設置する。図2-2に津波監視カメラの概要を示す。</p> <p>森林火災等の監視強化として設置した構内状況把握カメラについては、図2-3に概要を示す。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB</p>	<p>監視カメラは、津波監視カメラ及び自然現象監視カメラにて構成する。</p> <p>津波監視カメラは、2号炉原子炉建屋屋上及び防潮堤北側エリアに3台設置し、水平360°、垂直90°の旋回が可能な設備とすることで、津波の襲来及び津波挙動の察知と、その影響の俯瞰的な把握が可能な設計とする。また、赤外線撮像機能を有したカメラを用い、かつ中央制御室から監視可能な設備とすることで、昼夜を問わない継続した監視を可能とする。表2.1-1に津波監視カメラの概要を示す。</p> <p>また、自然現象監視カメラは、自然現象等の監視強化のため2号炉タービン建屋屋上、1号炉排気筒及び事務建屋屋上に6台設置し、津波監視カメラの監視可能範囲を補足する。自然現象監視カメラの配置を図2.1-3に、表2.1-2に自然現象監視カメラの概要を示す。</p>	<p>監視カメラは、津波監視カメラ及び構内監視カメラにて構成する。</p> <p>津波監視カメラは、3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に4台設置し、水平360°、垂直上下90°の旋回が可能な設備とすることで、津波の襲来及び津波挙動の察知と、その影響の俯瞰的な把握が可能な設計とする。また、赤外線撮像機能を有したカメラを用い、かつ中央制御室から監視可能な設備とすることで、昼夜を問わない継続した監視を可能とする。表2.1-1に津波監視カメラの概要を示す。</p> <p>また、構内監視カメラは、自然現象等の監視強化のため3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、開閉所遮風建屋屋上、堀株守衛所付近及び茶津守衛所付近に9台設置し、津波監視カメラの監視可能範囲を補足する。監視カメラの配置を図2.1-3に、表2.1-2に構内監視カメラの概要を示す。</p>	【女川】設備名称の相違 【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から4台の津波監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため 【女川】記載表現の相違 【女川】設備名称の相違
<p>津波監視カメラ及び自然現象監視カメラは、取付け部材、周辺の建物、設備等で死角となるエリアをカバーすることができるよう配慮し配置している。ただし、一部死角となるエリアがあるが、その他の監視可能な領域の監視により、原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を十分把握可能である。</p> <p>なお、可視光カメラによる監視が期待できない夜間の濃霧発生時や強雨時においては、赤外線カメラによる監視機能についても期待できない状況となることが考えられる。その場合は監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータを監視することで外部状況の把握に努めつつ、気象等に関する公的機関からの情報も参考とし、原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象等を把握することとする。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB範囲</p>	<p>津波監視カメラ及び構内監視カメラは、取付け部材、周辺の建物、設備等で死角となるエリアをカバーすることができるよう配慮し配置している。ただし、一部死角となるエリアがあるが、その他の監視可能な領域の監視により、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を十分把握可能である。</p> <p>なお、可視光カメラによる監視が期待できない夜間の濃霧発生時や強雨時においては、赤外線カメラによる監視機能についても期待できない状況となることが考えられる。その場合は監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータを監視することで外部状況の把握に努めつつ、気象等に関する公的機関からの情報も参考とし、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性がある自然現象等を把握することとする。</p>	<p style="text-align: right;">□ : DB条文関連</p>	【女川】設備名称の相違

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



図2-2 津波監視カメラの概要



図2-3 構内状況把握カメラの概要

監視カメラ（津波監視カメラ、構内状況把握カメラ）の整理

設備	耐震クラス	監視目的
津波監視カメラ	Sクラス	地震随伴の自然現象（津波）
構内状況把握カメラ	Cクラス	上記以外の自然現象

= DB

表2.1-1 津波監視カメラの概要	
津波監視カメラ	
外観	
カメラ構成	可視光と赤外線のデュアルカメラ
ズーム	デジタルズーム4倍（赤外線カメラ）
画角可動	上下可動：±90° 水平可動：±360°
遮断可能	可能（赤外線カメラ）
耐震性	Sクラス
電源供給	自家用電源内蔵
高湿度	高湿度(100%)による荷重を考慮
積雪荷重	積雪(100mm)による荷重を考慮
台数	標準(100m)による荷重を考慮 2号伊原子炉建屋屋上：2台 防潮堤北側エリア：1台

表2.1-2 自然現象監視カメラの概要	
自然現象監視カメラ	
外観	
カメラ構成	可視光と赤外線のデュアルカメラ
ズーム	デジタルズーム4倍（赤外線カメラ）
画角可動	水平可動：±360° 上下可動：±90°
遮断可能	可能（赤外線カメラ）
耐震性	Cクラス
電源供給	常用電源から給電可能
台数	2号伊原子炉建屋屋上：4台 事務建屋屋上：1台

: DB範囲

26-別添1-2-6



図2.1-4 2号伊原子炉敷地と津波監視カメラの監視可能な面図

表2.1-1 津波監視カメラの概要	
津波監視カメラ	
外観	
カメラ構成	可視光と赤外線のデュアルカメラ
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム10倍程度 赤外線カメラ：デジタルズーム4倍程度
画角可動	上下左右可能 (垂直±90° / 水平360°)
遮断可能	あり（赤外線カメラ）
耐震性	Sクラス
電源供給	代替交流電源装置から給電可能
高湿度	風速100m/secによる荷重を考慮
積雪荷重	積雪45cmによる荷重を考慮
台数	2号伊原子炉建屋屋上：1台 防潮堤北側エリア：1台 防潮堤上段周囲：1台 防潮堤上段西側：1台

表2.1-2 構内監視カメラの概要	
構内監視カメラ	
外観	
カメラ構成	可視光と赤外線のデュアルカメラ
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム10倍程度 赤外線カメラ：デジタルズーム4倍程度
画角可動	上下左右可能 (垂直±90° / 水平360°)
遮断可能	あり（赤外線カメラ）
耐震性	Cクラス
電源供給	風速(10 m/sec)による荷重を考慮
高湿度	構内監視用機器屋上：1台 2号伊原子炉建屋屋上：1台 防潮堤上段周囲：1台 防潮堤上段西側：1台 防潮堤上段北側：1台
積雪荷重	構内監視用機器屋上：1台 2号伊原子炉建屋屋上：1台 内外部物貯蔵庫屋上：1台 2号伊原子炉建屋屋上：1台 2号伊原子炉建屋屋上：1台 防潮堤上段北側：1台 防潮堤上段西側：1台 防潮堤上段周囲：1台

: DB範囲

: DB 条文関連

【女川】設計方針の相違
・構内監視カメラは、自然現象を監視するための設備であることを踏まえ、カメラ架台の据付強度上、風及び積雪荷重を考慮している。（大飯と同様）

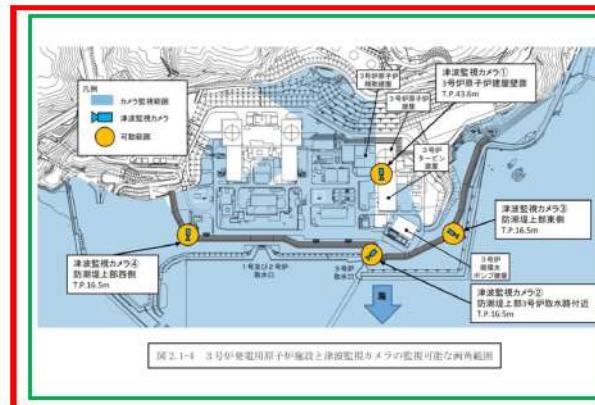


図2.1-4 3号伊原子炉敷地と津波監視カメラの監視可能な面図

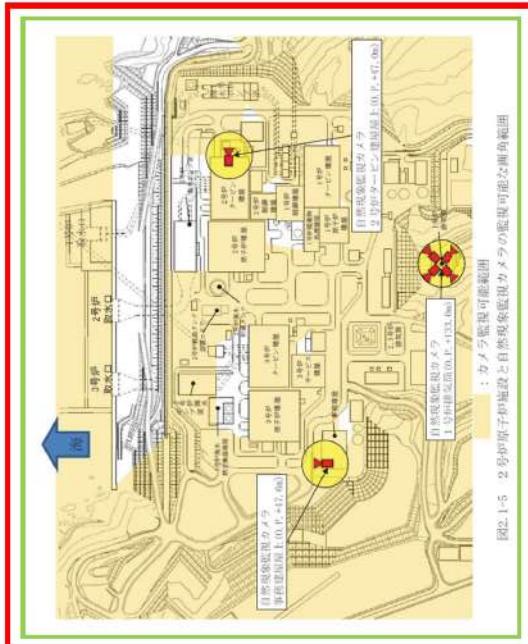
: DB 条文関連

【女川】設備の相違
・泊の津波監視カメラの監視範囲を反映

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図2-1-5 2号炉原子炉建屋と自然規象施設と監視可能範囲図 ：カメラ監視可能範囲と自然規象施設と監視可能範囲図</p>	 <p>図2-1-6 3号炉原子炉建屋と機内監視カメラの監視可能範囲図 ：機内監視カメラの監視可能範囲と機外監視カメラの監視可能範囲図</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映） 【女川】設備の相違 ・泊の構内監視カメラの監視範囲を反映</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため、地滑り地形、急傾斜地崩壊危険箇所の範囲を記載（島根と同様）</p> <p>□ : DB範囲</p> <p>□ : DB範囲</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>再掲（26-別添1-17より）</p> <p>図2-2 津波監視カメラの概要</p> <p>図2-3 構内状況把握カメラの概要</p> <p>監視カメラ（津波監視カメラ、構内状況把握カメラ）の整理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>耐震クラス</th><th>監視目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波監視カメラ</td><td>Sクラス</td><td>地震随伴の自然現象（津波）</td></tr> <tr> <td>構内状況把握カメラ</td><td>Cクラス</td><td>上記以外の自然現象</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">□ = DB</p>	設備	耐震クラス	監視目的	津波監視カメラ	Sクラス	地震随伴の自然現象（津波）	構内状況把握カメラ	Cクラス	上記以外の自然現象	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>2.1.3 監視カメラ映像イメージ 中央制御室において、監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-6に示す。</p> <p>(1) 津波監視カメラの映像イメージ</p> <p>(2) 自然現象監視カメラの映像イメージ</p> <p>図2.1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ</p> <p style="text-align: center;">□ : DB範囲</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>2.1.3 監視カメラ映像イメージ 中央制御室において、監視カメラにより監視できる映像のイメージを図2.1-6に示す。</p> <p>(1) 津波監視カメラの映像イメージ</p> <p>(2) 構内監視カメラの映像イメージ</p> <p>(3) 構内監視カメラ (堀株守衛所付近)から地滑り地形及び急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>(4) 構内監視カメラ (茶津守衛所付近)から急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>図2.1-6 中央制御室からの外部の状況把握イメージ</p> <p style="text-align: center;">□ : DB条文関連</p>	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊の監視カメラ映像イメージを反映</p> <p>【女川】設備名称の相違 【女川】設計方針の相違 ・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため、地滑り地形、急傾斜地崩壊危険箇所を監視するカメラ映像イメージを記載（島根と同様）</p>
設備	耐震クラス	監視目的										
津波監視カメラ	Sクラス	地震随伴の自然現象（津波）										
構内状況把握カメラ	Cクラス	上記以外の自然現象										

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉

表2-1 外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等(1/3)

事象	原子炉施設の外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容
風（台風）	台風情報（現状況、勢力等）の把握。台風による沿岸周辺における資機材等の損傷状況及び高潮の発生状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	気象情報を確認し、台風の状況を把握する。 風による資機材等の損傷状況を把握する。
電巻	電巻巻き状況の把握及び電巻による設備周辺における資機材等の損傷状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	風による資機材等の損傷状況を把握する。
凍結	組外機器等の凍結のおそれの確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 気温計	気温情報を確認し、凍結の状況を把握する。
降水	降水状況（降水量、継続時間等）を把握し、敷地内の降水状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 雨量計	敷地内の降水状況を把握する。
積雪	積雪状況（降雪量、継続時間等）を把握し、敷地内の積雪状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	気象情報を確認し、降雪状況を把握する。
落雷	落雷を起因とした森林火災の発生状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	落雷による森林火災の発生状況を把握する。

※1 公的機関からの情報等：公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。

※2 管理の目的的対象とは、健康監視カメラにおいても構内状況を監視可能。

□ = DB

表2-1 外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等(2/3)

事象	原子炉施設の外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容
地すべり	地すべり、降雨を因とした発電所周辺の地すべり状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	地すべり情報。気象情報を確認し、地滑り状況を把握する。
火山の影響 (降下火砕物)	火山事象発生状況を把握し、火山事象による敷地内の降下火砕物の有無を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	火山事象情報を確認し、降下火砕物状況を把握する。
森林火災	敷地内の森林火災及びばい煙等の状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内状況把握 ^{※2}	森林内の森林火災状況を把握する。
生物学的事象	海生生物（クラゲ等）の餌食及び稚魚活動による附着状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 取水口計	公的機関からの情報等：公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。
高潮	自然現象（台風等）による高潮状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内計	高潮状況を把握する。
堆積物 (航空機落下 下)	航空機落下による堆積物を確認。	構内状況把握 ^{※2}	堆積物の状況を把握する。
近隣工場等 の大火	敷地内の危険物タンク、航空機落下、飛行場構内内の船舶による大火及びばい煙等の状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 構内計	大火情報を確認し、大火状況を把握する。

※1 公的機関からの情報等：公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。

※2 管理の目的的対象とは、津波監視カメラにおいても構内状況を監視可能。

※3 地震を感知した場合中央制御室に警報が発信する。

□ = DB

女川原子力発電所2号炉

2.1.4 監視カメラにより把握可能な自然現象等

地震、津波、及び設置許可基準規則の解釈第6条に記載されている「想定される自然現象」、「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」のうち、監視カメラにより把握可能な自然現象等を表2.1-3に示す。

泊発電所 3号炉

2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等

地震、津波、及び設置許可基準規則の解釈第6条に記載されている「想定される自然現象」、「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」のうち、監視カメラと監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象等を表2.1-3、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象（表2.1-3の自然現象等を除く。）を表2.1-4に示す。

相違理由

【大飯】記載内容の相違

・大飯は外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等を記載しているが、泊は監視カメラと監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象等を分けて記載

【女川】記載表現の相違

・泊は監視カメラにより把握可能な自然現象等に加えて、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象（表2.1-4）を追加し、中央制御室にて把握可能な自然現象等を明確にしたため

【女川】記載内容の相違

・上記、【女川】記載表現の相違と同様の理由

【女川】設備の相違

・泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記（大飯と同様）

【女川】記載の充実

・監視カメラ以外の設備等による把握手段として、公的機関や気象観測設備にて把握する情報を明確に記載

【女川】設計方針の相違

・泊は立地的要因により地滑りを考慮しているため記載を追記（監視対象とする自然現象の抽出の考え方は大飯、女川と同様）

【女川】記載の充実

・監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象を明確にするため、表2.1-4を追加

表2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等

自然現象等	監視カメラにより把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
地震	地震による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ビット水位計 ^{※1}
風（台風）	風（台風）・電巻（飛来物含む）による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	公的機関（津波警報・注意報）
電巻	電巻の損壊状況	公的機関（台風、電巻注意報）
降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（降水量）
積雪	発電所構内及び原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（降水量）
落雷	発電所構内及び原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）
火山の影響	発電所構内及び原子炉施設の降下火砕物堆積状況	目視確認 ^{※1}
生物学者の 事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ビット水位計 ^{※2}
森林火災	森林火災状況	目視確認 ^{※1}
飛来物	飛来物による発電所構内及び原子炉施設の損壊状況	目視確認 ^{※1}
近隣工場等 の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	目視確認 ^{※1}
船舶の衝突	船舶の衝突による原子炉施設の損壊状況	目視確認 ^{※1}

※1 建屋外で状況確認
※2 取水口が閉塞した場合、取水ビットの水位が低下するため把握可能

□ : DB範囲

表2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象

自然現象	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
凍結	発電所構内及び発電用原子炉施設の凍結状況 気象観測設備（気温） 公的機関（凍結予報）
高潮	高潮の発生状況 取水ビット水位計 潮位計

□ : DB条文関連

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<table border="1"> <caption>表2-1 外部状況を把握する設備により把握できる自然現象等（3/3）</caption> <thead> <tr> <th>事象</th><th>原子炉施設外の 状況把握対象</th><th>把握できる設備</th><th>把握内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶の衝突</td><td>小型船舶が漂流した場合の、取水路への進入状況及び大型タンカー等の重荷による重油等の取水路での漂流状況を確認。</td><td>公的機関からの情報等^{※1} 岸波監視カメラ</td><td>船舶の漂流、重荷漂航を確認し、漂流状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>地盤の震源、震度を把握し、地震発生後の発電所敷地内及び屋外施設への影響を確認。</td><td>公的機関からの情報等^{※1} 岸波監視カメラ 観測用地震計^{※2}</td><td>地震情報を確認し、地震状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>津波の予想範囲、高さ、到着予想時間の把握及び地震発生後の津波襲来の状況（入力津波及び敷地への週上）を確認。</td><td>公的機関からの情報等^{※1} 岸波監視カメラ 潮位計</td><td>津波情報を確認し、津波状況を把握する。 敷地への津波状況を把握する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 公的機関からの情報等：公的機関からの情報及びテレビ、ラジオ等。 ※2 設置の目的は異なるが、津波監視カメラにおいても構内状況を監視可能。 ※3 地震を検知した場合中央制御室内警報が発信する。</p> <p>当該施設がない等により把握が不要な事象</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>洪水</td><td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td><td>発電所の近くには発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから把握不要。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>発電所の近くには、津波により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はないため不要。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>サーボ・ノイズや電磁波の侵入に対してラインフィルタや絶縁回路の設置によりサービス・ノイズの進入を防ぐといった点から把握不要。</td></tr> </tbody> </table> <p>設計基準対応施設の耐震設計において、構内状況把握カメラ等については、耐震重要度分類上、基準地震動 5sに対する耐震性の要求はないが、津波監視機能を有する施設（津波監視装置^{※3}）は、基準地震動 5sによる地盤力に対して、要求される機能が保持できることの要求あり。</p> <p>※津波監視機能：津波監視カメラ、潮位計</p> <p style="text-align: center;">■ = DB</p>	事象	原子炉施設外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容	船舶の衝突	小型船舶が漂流した場合の、取水路への進入状況及び大型タンカー等の重荷による重油等の取水路での漂流状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 岸波監視カメラ	船舶の漂流、重荷漂航を確認し、漂流状況を把握する。	地震	地盤の震源、震度を把握し、地震発生後の発電所敷地内及び屋外施設への影響を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 岸波監視カメラ 観測用地震計 ^{※2}	地震情報を確認し、地震状況を把握する。	津波	津波の予想範囲、高さ、到着予想時間の把握及び地震発生後の津波襲来の状況（入力津波及び敷地への週上）を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 岸波監視カメラ 潮位計	津波情報を確認し、津波状況を把握する。 敷地への津波状況を把握する。	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。	ダムの崩壊	発電所の近くには発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから把握不要。	津波	発電所の近くには、津波により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。	有毒ガス	幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はないため不要。	電磁的障害	サーボ・ノイズや電磁波の侵入に対してラインフィルタや絶縁回路の設置によりサービス・ノイズの進入を防ぐといった点から把握不要。
事象	原子炉施設外の 状況把握対象	把握できる設備	把握内容																							
船舶の衝突	小型船舶が漂流した場合の、取水路への進入状況及び大型タンカー等の重荷による重油等の取水路での漂流状況を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 岸波監視カメラ	船舶の漂流、重荷漂航を確認し、漂流状況を把握する。																							
地震	地盤の震源、震度を把握し、地震発生後の発電所敷地内及び屋外施設への影響を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 岸波監視カメラ 観測用地震計 ^{※2}	地震情報を確認し、地震状況を把握する。																							
津波	津波の予想範囲、高さ、到着予想時間の把握及び地震発生後の津波襲来の状況（入力津波及び敷地への週上）を確認。	公的機関からの情報等 ^{※1} 岸波監視カメラ 潮位計	津波情報を確認し、津波状況を把握する。 敷地への津波状況を把握する。																							
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。																									
ダムの崩壊	発電所の近くには発電所に影響を及ぼすようなダムは存在しないことから把握不要。																									
津波	発電所の近くには、津波により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。																									
有毒ガス	幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナート等の施設は発電所から十分な離隔距離を確保することで、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はないため不要。																									
電磁的障害	サーボ・ノイズや電磁波の侵入に対してラインフィルタや絶縁回路の設置によりサービス・ノイズの進入を防ぐといった点から把握不要。																									
		<table border="1"> <caption>当該施設がない等により把握が不要な事象</caption> <tbody> <tr> <td>洪水</td><td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td><td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。</td></tr> <tr> <td>津波</td><td>発電所敷地10m以内の範囲において、津波により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動船から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号出入力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。</td></tr> </tbody> </table> <p>設計基準対象施設の耐震設計において、構内監視カメラについては、耐震重要度分類上、基準地震動 5sに対する耐震性の要求はないが、津波監視機能を有する施設（津波監視装置^{※3}）は、基準地震動 5sによる地盤力に対して、要求される機能が保持できることの要求あり。</p> <p>※津波監視機能：津波監視カメラ、取水ビット水位計、潮位計</p> <p style="text-align: right;">■ : DB 条文関連</p>	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。	津波	発電所敷地10m以内の範囲において、津波により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。	有毒ガス	発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動船から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。	電磁的障害	電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号出入力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。	<p>【女川】記載の充実（大飯実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川審査実績の反映 <p>（6条 外部からの衝撃による損傷の防止のうち、有毒ガスに対する記載内容を引用しており、6条にて女川の記載と整合を図っているため、大飯と相違している）</p> 													
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。																									
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。																									
津波	発電所敷地10m以内の範囲において、津波により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。																									
有毒ガス	発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動船から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。																									
電磁的障害	電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号出入力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。																									

第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
<p>表2-2 監視カメラ以外に中央制御室にて監視可能なパラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th><th>測定レンジ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気圧</td><td>930hPa ~ 1,050hPa（絶対圧）</td></tr> <tr> <td>大気温度</td><td>-20.0°C ~ 40.0°C</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>0.0% ~ 100.0%</td></tr> <tr> <td>降雨量</td><td>0.0mm ~ 100.0mm (1時間積算値) 0.0mm ~ 2,400.0mm (1日積算値)</td></tr> <tr> <td>風向</td><td>0.0° ~ 540.0° (N~S) (E,L. 約+23°) 0.0° ~ 540.0° (N~S) (E,L. 約+80°)</td></tr> <tr> <td>瞬間風速</td><td>0.0m/s ~ 60.0m/s (E,L. 約+23°) 0.0m/s ~ 30.0m/s (E,L. 約+80°)</td></tr> <tr> <td>平均風速 (10分間平均値)</td><td>0.0m/s ~ 60.0m/s (E,L. 約+23°) 0.0m/s ~ 30.0m/s (E,L. 約+80°)</td></tr> <tr> <td>日射量</td><td>0.0kW/m² ~ 1.4kW/m²</td></tr> <tr> <td>放射収支量</td><td>-0.2kW/m² ~ 1.2kW/m²</td></tr> <tr> <td>潮位（3,4号炉海水ポンプエリア）</td><td>T.P.-5.1m ~ +1.5m</td></tr> <tr> <td>潮位（3,4号炉防護壁）</td><td>T.P.-5.1m ~ +8.5m</td></tr> <tr> <td>スクリーン水位差</td><td>0.0m ~ 3.0m</td></tr> <tr> <td>放射線量 (モニタリングステーションA No.1,2,3,4,5モニタリングポスト)</td><td>低レンジ 1.0×10⁴nGy/h ~ 1.0×10⁵nGy/h 高レンジ 1.0×10⁷nGy/h ~ 1.0×10⁸nGy/h</td></tr> <tr> <td>ダスト・よう素 (モニタリングステーション)</td><td>ダスト 1.0×10⁷cps ~ 1.0×10⁸cps よう素 1.0×10⁷cps ~ 1.0×10⁸cps</td></tr> </tbody> </table> <p>空気中に關するパラメータについては、大飯発電所の気象特性（過去の最大・最小値）、測定目的を考慮した測定レンジとしている。</p> <p style="text-align: right;">□ = DB</p>	パラメータ	測定レンジ	大気圧	930hPa ~ 1,050hPa（絶対圧）	大気温度	-20.0°C ~ 40.0°C	湿度	0.0% ~ 100.0%	降雨量	0.0mm ~ 100.0mm (1時間積算値) 0.0mm ~ 2,400.0mm (1日積算値)	風向	0.0° ~ 540.0° (N~S) (E,L. 約+23°) 0.0° ~ 540.0° (N~S) (E,L. 約+80°)	瞬間風速	0.0m/s ~ 60.0m/s (E,L. 約+23°) 0.0m/s ~ 30.0m/s (E,L. 約+80°)	平均風速 (10分間平均値)	0.0m/s ~ 60.0m/s (E,L. 約+23°) 0.0m/s ~ 30.0m/s (E,L. 約+80°)	日射量	0.0kW/m ² ~ 1.4kW/m ²	放射収支量	-0.2kW/m ² ~ 1.2kW/m ²	潮位（3,4号炉海水ポンプエリア）	T.P.-5.1m ~ +1.5m	潮位（3,4号炉防護壁）	T.P.-5.1m ~ +8.5m	スクリーン水位差	0.0m ~ 3.0m	放射線量 (モニタリングステーションA No.1,2,3,4,5モニタリングポスト)	低レンジ 1.0×10 ⁴ nGy/h ~ 1.0×10 ⁵ nGy/h 高レンジ 1.0×10 ⁷ nGy/h ~ 1.0×10 ⁸ nGy/h	ダスト・よう素 (モニタリングステーション)	ダスト 1.0×10 ⁷ cps ~ 1.0×10 ⁸ cps よう素 1.0×10 ⁷ cps ~ 1.0×10 ⁸ cps	<p>2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ</p> <p>監視カメラ以外に中央制御室内にて状況把握が可能なパラメータを表2.1-4に示す。</p> <p>表2.1-4 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ項目</th><th>測定レンジ</th><th>測定レンジの考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td><td>-20.0 ~ 40.0°C</td><td>設計基準温度（低外気温）である-15.0°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>海水温度</td><td>0.0 ~ 40.0°C</td><td>設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>0.0 % ~ 100.0 %</td><td>設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>雨雪量</td><td>0.0 mm ~ 500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>風向</td><td>全方位</td><td>台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>風速 (標高 70m, 175m)</td><td>0 ~ 60.0m/s (70m) (10分間平均値) 0 ~ 30.0m/s (175m) (10分間平均値)</td><td>設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できるものとする。 豪害の気象観測所における一般気象観測結果の最大値である44.2m/s（最大瞬間風速）を考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>取水ビット水位</td><td>0.0 ~ -11.25m ~ +19.00m</td><td>水位計設置位置における水位による水位変動の上昇側および下降側を測定するため、0.P.-11.25m ~ +19.00m²を把握可能な設計としている。 なお、設計基準を超える津波による原子炉施設への影響を把握するための設備としては監視カメラを用いる設計とする（表2.1-3）。</td></tr> <tr> <td>空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1~6)</td><td>(低レンジ) 0 ~ 2×10⁴nGy/h (高レンジ) 10⁴ ~ 10⁵nGy/h</td><td>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10⁵nGy/h)を満足する設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤変動に伴い、社施工場全体で約1mの沈降が発生していることを考慮した設計</p> <p style="text-align: right;">□ : DB範囲</p>	パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方	気温	-20.0 ~ 40.0°C	設計基準温度（低外気温）である-15.0°Cが把握できる設計としている。	海水温度	0.0 ~ 40.0°C	設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。	湿度	0.0 % ~ 100.0 %	設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。	雨雪量	0.0 mm ~ 500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。	風向	全方位	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。	風速 (標高 70m, 175m)	0 ~ 60.0m/s (70m) (10分間平均値) 0 ~ 30.0m/s (175m) (10分間平均値)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できるものとする。 豪害の気象観測所における一般気象観測結果の最大値である44.2m/s（最大瞬間風速）を考慮した設計としている。	取水ビット水位	0.0 ~ -11.25m ~ +19.00m	水位計設置位置における水位による水位変動の上昇側および下降側を測定するため、0.P.-11.25m ~ +19.00m ² を把握可能な設計としている。 なお、設計基準を超える津波による原子炉施設への影響を把握するための設備としては監視カメラを用いる設計とする（表2.1-3）。	空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1~6)	(低レンジ) 0 ~ 2×10 ⁴ nGy/h (高レンジ) 10 ⁴ ~ 10 ⁵ nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 ⁵ nGy/h)を満足する設計とする。	<p>2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ</p> <p>監視カメラ以外に中央制御室内にて状況把握が可能なパラメータを表2.1-5に示す。</p> <p>表2.1-5 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ項目</th><th>測定レンジ</th><th>測定レンジの考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気温</td><td>-20.0 °C ~ 40.0 °C (標高 75.8m, 地上高 1.8m)</td><td>設計基準温度（低外気温）である-19°Cが把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>海水温度</td><td>0.0 °C ~ 50.0 °C (T.P.-6.72m T.P.-5.225 m (T.P. 4.6m))</td><td>設計海水温度である 26°C が把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>湿度</td><td>0.0 % ~ 100.0 % (標高 75.8m, 地上高 1.8m)</td><td>設計基準湿度である 90%RH が把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>雨雪量</td><td>0.0 mm ~ 500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>風向</td><td>0.0 ° ~ 540.0 ° (N~S) (標高 30m, 地上高 10m) 0.0 ° ~ 540.0 ° (N~S) (標高 84m, 地上高 10m)</td><td>台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>瞬間風速</td><td>0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)</td><td>最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速 53.2m/s を考慮した設計としている。</td></tr> <tr> <td>平均風速 (10分間平均値)</td><td>0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)</td><td>設計基準風速である 36m/s (地上高 10m, 10分間平均風速) を把握できる設計としている。</td></tr> <tr> <td>日射量</td><td>0.0 kW/m² ~ 1.4 kW/m² (標高 76.3m, 地上高 2.3m)</td><td>「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。</td></tr> <tr> <td>放射収支量</td><td>0.0 kW/m² ~ 0.28 kW/m² (標高 75.8m, 地上高 1.8m)</td><td>水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-8.0m (取水ビット吐水) ~ T.P.1.5m を測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>取水ビット水位</td><td>T.P.-8.0 m ~ 1.5 m (T.P. 3.5m)</td><td>水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-7.5m ~ T.P.52.5m を測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>潮位</td><td>T.P.-7.5 m ~ 52.5 m (T.P. -7.5m)</td><td>水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-7.5m ~ T.P.52.5m を測定範囲とした設計としている。</td></tr> <tr> <td>空間放射線量率 (モニタリングステーション, モニタリングポスト No.1~7)</td><td>低レンジ 8.7×10⁻⁴nGy/h ~ 1.0×10⁻³nGy/h 高レンジ 1.0×10⁻²nGy/h ~ 1.0×10⁻¹nGy/h</td><td>「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10⁵nGy/h)を満足する設計としている。</td></tr> </tbody> </table> <p>カッコ内は設備の設置レベルを示す。</p> <p style="text-align: right;">□ : DB条文関連</p>	パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方	気温	-20.0 °C ~ 40.0 °C (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	設計基準温度（低外気温）である-19°Cが把握できる設計としている。	海水温度	0.0 °C ~ 50.0 °C (T.P.-6.72m T.P.-5.225 m (T.P. 4.6m))	設計海水温度である 26°C が把握できる設計としている。	湿度	0.0 % ~ 100.0 % (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	設計基準湿度である 90%RH が把握できる設計としている。	雨雪量	0.0 mm ~ 500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。	風向	0.0 ° ~ 540.0 ° (N~S) (標高 30m, 地上高 10m) 0.0 ° ~ 540.0 ° (N~S) (標高 84m, 地上高 10m)	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。	瞬間風速	0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速 53.2m/s を考慮した設計としている。	平均風速 (10分間平均値)	0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)	設計基準風速である 36m/s (地上高 10m, 10分間平均風速) を把握できる設計としている。	日射量	0.0 kW/m ² ~ 1.4 kW/m ² (標高 76.3m, 地上高 2.3m)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。	放射収支量	0.0 kW/m ² ~ 0.28 kW/m ² (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-8.0m (取水ビット吐水) ~ T.P.1.5m を測定範囲とした設計としている。	取水ビット水位	T.P.-8.0 m ~ 1.5 m (T.P. 3.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-7.5m ~ T.P.52.5m を測定範囲とした設計としている。	潮位	T.P.-7.5 m ~ 52.5 m (T.P. -7.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-7.5m ~ T.P.52.5m を測定範囲とした設計としている。	空間放射線量率 (モニタリングステーション, モニタリングポスト No.1~7)	低レンジ 8.7×10 ⁻⁴ nGy/h ~ 1.0×10 ⁻³ nGy/h 高レンジ 1.0×10 ⁻² nGy/h ~ 1.0×10 ⁻¹ nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 ⁵ nGy/h)を満足する設計としている。	<p>【大飯】記載内容の相違（女川審査の反映）</p> <p>【女川】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の気象特性（過去の気象データ）を考慮した測定レンジの考え方を記載 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊に大気圧はないが公的機関の天気図にて大気圧を把握可能であるため、実質的な相違はない（女川と同様、中央制御室にて天気図から大気圧を把握することは可能である） <p>【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：降水量 → 泊：雨雪量 <p>【女川】記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は日射量、放射収支量が監視可能であることから記載を追加 <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は潮位が監視可能であることから記載を追加（大飯と同様） <p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ビット水位計としている（女川と同様） なお、泊もスクリーン水位差は把握可能である <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊はダスト・よう素のモニタリングは手分析にて行い、中央制御室にて把握できないため、記載していない（手分析による手法は東海第二と同様）
パラメータ	測定レンジ																																																																																																		
大気圧	930hPa ~ 1,050hPa（絶対圧）																																																																																																		
大気温度	-20.0°C ~ 40.0°C																																																																																																		
湿度	0.0% ~ 100.0%																																																																																																		
降雨量	0.0mm ~ 100.0mm (1時間積算値) 0.0mm ~ 2,400.0mm (1日積算値)																																																																																																		
風向	0.0° ~ 540.0° (N~S) (E,L. 約+23°) 0.0° ~ 540.0° (N~S) (E,L. 約+80°)																																																																																																		
瞬間風速	0.0m/s ~ 60.0m/s (E,L. 約+23°) 0.0m/s ~ 30.0m/s (E,L. 約+80°)																																																																																																		
平均風速 (10分間平均値)	0.0m/s ~ 60.0m/s (E,L. 約+23°) 0.0m/s ~ 30.0m/s (E,L. 約+80°)																																																																																																		
日射量	0.0kW/m ² ~ 1.4kW/m ²																																																																																																		
放射収支量	-0.2kW/m ² ~ 1.2kW/m ²																																																																																																		
潮位（3,4号炉海水ポンプエリア）	T.P.-5.1m ~ +1.5m																																																																																																		
潮位（3,4号炉防護壁）	T.P.-5.1m ~ +8.5m																																																																																																		
スクリーン水位差	0.0m ~ 3.0m																																																																																																		
放射線量 (モニタリングステーションA No.1,2,3,4,5モニタリングポスト)	低レンジ 1.0×10 ⁴ nGy/h ~ 1.0×10 ⁵ nGy/h 高レンジ 1.0×10 ⁷ nGy/h ~ 1.0×10 ⁸ nGy/h																																																																																																		
ダスト・よう素 (モニタリングステーション)	ダスト 1.0×10 ⁷ cps ~ 1.0×10 ⁸ cps よう素 1.0×10 ⁷ cps ~ 1.0×10 ⁸ cps																																																																																																		
パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方																																																																																																	
気温	-20.0 ~ 40.0°C	設計基準温度（低外気温）である-15.0°Cが把握できる設計としている。																																																																																																	
海水温度	0.0 ~ 40.0°C	設計海水温度である26°Cが把握できる設計としている。																																																																																																	
湿度	0.0 % ~ 100.0 %	設計基準湿度である90%RHが把握できる設計としている。																																																																																																	
雨雪量	0.0 mm ~ 500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。																																																																																																	
風向	全方位	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。																																																																																																	
風速 (標高 70m, 175m)	0 ~ 60.0m/s (70m) (10分間平均値) 0 ~ 30.0m/s (175m) (10分間平均値)	設計基準風速である30m/s（地上高10m, 10分間平均風速）を把握できるものとする。 豪害の気象観測所における一般気象観測結果の最大値である44.2m/s（最大瞬間風速）を考慮した設計としている。																																																																																																	
取水ビット水位	0.0 ~ -11.25m ~ +19.00m	水位計設置位置における水位による水位変動の上昇側および下降側を測定するため、0.P.-11.25m ~ +19.00m ² を把握可能な設計としている。 なお、設計基準を超える津波による原子炉施設への影響を把握するための設備としては監視カメラを用いる設計とする（表2.1-3）。																																																																																																	
空間放射線量率 (モニタリングポスト No.1~6)	(低レンジ) 0 ~ 2×10 ⁴ nGy/h (高レンジ) 10 ⁴ ~ 10 ⁵ nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 ⁵ nGy/h)を満足する設計とする。																																																																																																	
パラメータ項目	測定レンジ	測定レンジの考え方																																																																																																	
気温	-20.0 °C ~ 40.0 °C (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	設計基準温度（低外気温）である-19°Cが把握できる設計としている。																																																																																																	
海水温度	0.0 °C ~ 50.0 °C (T.P.-6.72m T.P.-5.225 m (T.P. 4.6m))	設計海水温度である 26°C が把握できる設計としている。																																																																																																	
湿度	0.0 % ~ 100.0 % (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	設計基準湿度である 90%RH が把握できる設計としている。																																																																																																	
雨雪量	0.0 mm ~ 500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。																																																																																																	
風向	0.0 ° ~ 540.0 ° (N~S) (標高 30m, 地上高 10m) 0.0 ° ~ 540.0 ° (N~S) (標高 84m, 地上高 10m)	台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。																																																																																																	
瞬間風速	0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)	最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速 53.2m/s を考慮した設計としている。																																																																																																	
平均風速 (10分間平均値)	0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s ~ 60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)	設計基準風速である 36m/s (地上高 10m, 10分間平均風速) を把握できる設計としている。																																																																																																	
日射量	0.0 kW/m ² ~ 1.4 kW/m ² (標高 76.3m, 地上高 2.3m)	「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。																																																																																																	
放射収支量	0.0 kW/m ² ~ 0.28 kW/m ² (標高 75.8m, 地上高 1.8m)	水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-8.0m (取水ビット吐水) ~ T.P.1.5m を測定範囲とした設計としている。																																																																																																	
取水ビット水位	T.P.-8.0 m ~ 1.5 m (T.P. 3.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-7.5m ~ T.P.52.5m を測定範囲とした設計としている。																																																																																																	
潮位	T.P.-7.5 m ~ 52.5 m (T.P. -7.5m)	水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P.-7.5m ~ T.P.52.5m を測定範囲とした設計としている。																																																																																																	
空間放射線量率 (モニタリングステーション, モニタリングポスト No.1~7)	低レンジ 8.7×10 ⁻⁴ nGy/h ~ 1.0×10 ⁻³ nGy/h 高レンジ 1.0×10 ⁻² nGy/h ~ 1.0×10 ⁻¹ nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10 ⁵ nGy/h)を満足する設計としている。																																																																																																	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

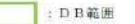
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
3. 酸素濃度計の配備 3.1 酸素濃度計の概要 中央制御室内の対策要員の居住環境の確認のため、携行式酸素濃度計を配備する。また、二酸化炭素濃度計も配備する。	2.2 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計について 2.2.1 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の設備概要 外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するため、2号炉中央制御室には酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を各1台配備している。 表2.2-1 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の概要	2.2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計について 2.2.1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の設備概要 外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するため、3号炉中央制御室には酸素濃度・二酸化炭素濃度計を1個配備している。	【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）										
設置場所 設置個数 検知ガス 電源 検知範囲 測定原理 精度 (JIS-T-8201準拠) 警報点 写真	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称及び外観</th><th>仕様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計 </td><td> 検知原理 ガルバニ電池式 検知範囲 0～100% 表示精度 ±0.5% (0.0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：連続約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。) </td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計 </td><td> 検知原理 NDIR (非分散型赤外線) 検知範囲 0.04%～5.0% 表示精度 ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。) </td></tr> </tbody> </table>	機器名称及び外観	仕様等	酸素濃度計 	検知原理 ガルバニ電池式 検知範囲 0～100% 表示精度 ±0.5% (0.0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：連続約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。)	二酸化炭素濃度計 	検知原理 NDIR (非分散型赤外線) 検知範囲 0.04%～5.0% 表示精度 ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称及び外観</th><th>仕様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 </td><td> 検知原理 酸素：定電位電解式 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法 (NDIR) 検知範囲 酸素：0～25.0vol% 二酸化炭素：0～5.00vol% 表示精度 酸素：±0.7vol% 二酸化炭素：±0.25vol% 電源 乾電池 (単四×2) 測定可能時間：7時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1個 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2個を保有する。) </td></tr> </tbody> </table>	機器名称及び外観	仕様等	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 	検知原理 酸素：定電位電解式 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法 (NDIR) 検知範囲 酸素：0～25.0vol% 二酸化炭素：0～5.00vol% 表示精度 酸素：±0.7vol% 二酸化炭素：±0.25vol% 電源 乾電池 (単四×2) 測定可能時間：7時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1個 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2個を保有する。)	【大飯】記載表現の相違 【大飯、女川】設備名称の相違 ・比較のため、次頁に柏崎6、7号炉の酸素濃度・二酸化炭素濃度計の概要を記載。 【女川】記載表現の相違 ・1台⇒1個
機器名称及び外観	仕様等												
酸素濃度計 	検知原理 ガルバニ電池式 検知範囲 0～100% 表示精度 ±0.5% (0.0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) 電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：連続約8,000時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。)												
二酸化炭素濃度計 	検知原理 NDIR (非分散型赤外線) 検知範囲 0.04%～5.0% 表示精度 ±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう 電源 乾電池 (単三×4) 測定可能時間：約20時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1台 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1台を保有する。)												
機器名称及び外観	仕様等												
酸素濃度・二酸化炭素濃度計 	検知原理 酸素：定電位電解式 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法 (NDIR) 検知範囲 酸素：0～25.0vol% 二酸化炭素：0～5.00vol% 表示精度 酸素：±0.7vol% 二酸化炭素：±0.25vol% 電源 乾電池 (単四×2) 測定可能時間：7時間 (バッテリ切れの場合、乾電池交換を実施する。) 台数 1個 (故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2個を保有する。)												
設置場所 設置個数 検知ガス 電源 検知範囲 測定原理 測定精度 警報点 写真	※0～5%の範囲で測定可能（カタログ値） 測定原理：非分散形赤外線 赤外光源より照射された赤外線は広域の波長を含んでおり、ガスセルの中のガスによる吸収で、そのガス特有の波長の赤外線は、ガス濃度に応じた割合で減衰する。このガスの吸収波長と吸収の影響を受けない参照波長でのセンサからの信号を比較することで、ppmレベルでの高精度な分析・検知ができる。	DB・SA 条文関連											
設置場所 設置個数 検知ガス 電源 検知範囲 測定精度 警報点 写真	± 3 % F. S (同一条件) 1,000ppm 又は 5,000ppm 												
図3-1 携行式酸素濃度計の概要	図3-2 携行式二酸化炭素濃度計の概要												

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

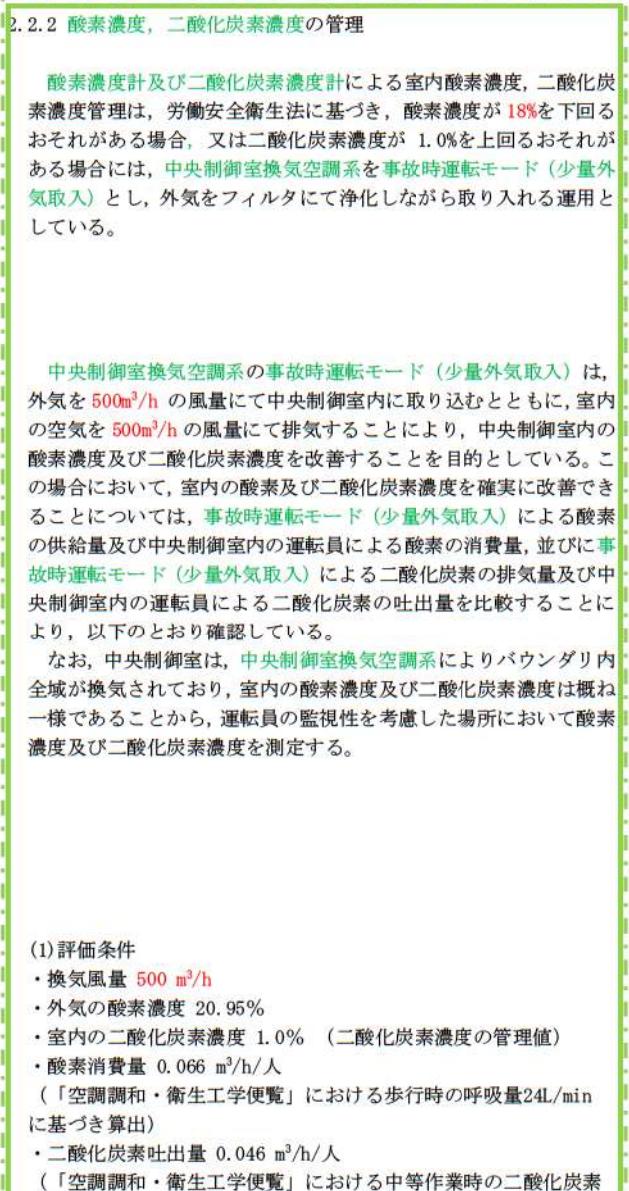
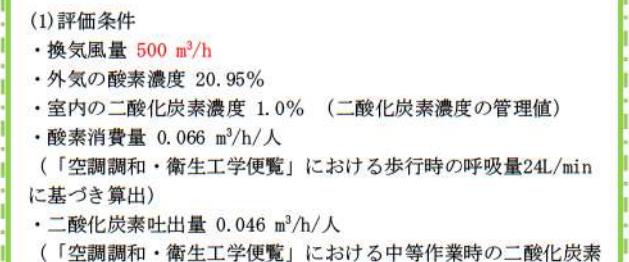
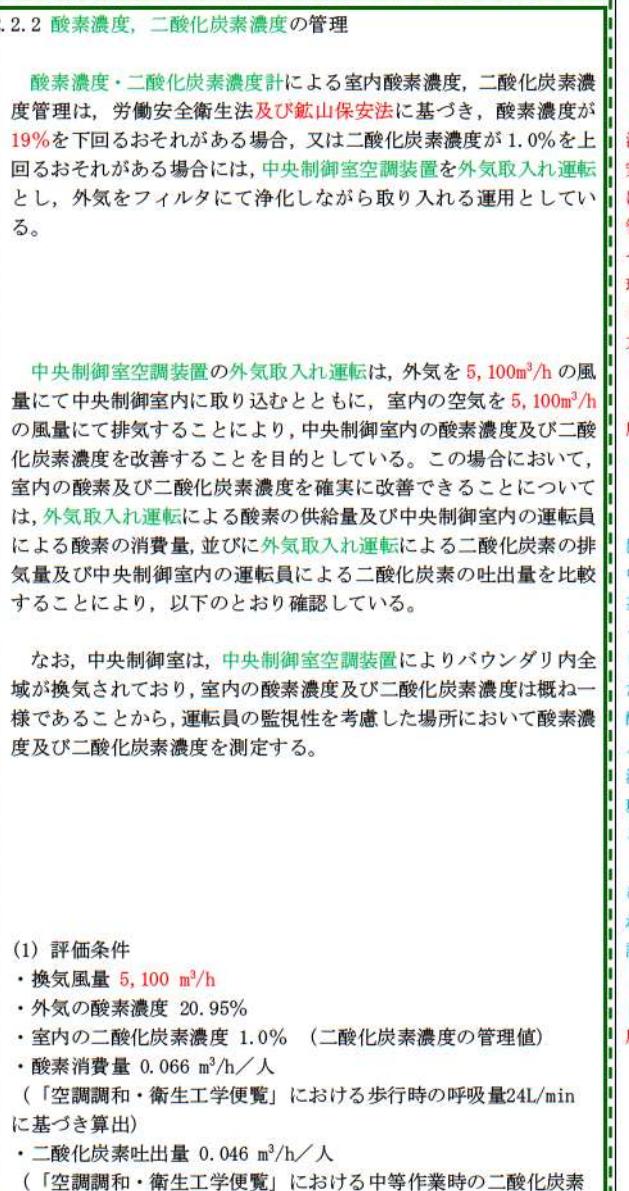
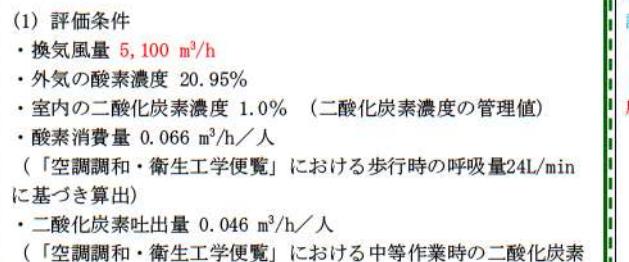
第26条 原子炉制御室等（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 【柏崎6／7号炉第26条まとめ資料別添1より引用】	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>2.2 銀素濃度計等について</p> <p>2.2.1 銀素濃度・二酸化炭素濃度計の設置概要</p> <p>外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、銀素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するため、6号炉及び7号炉中央制御室に日銀素濃度・二酸化炭素濃度計を各号炉各1台配備している。</p> <p>表2.2-1 銀素濃度・二酸化炭素濃度計の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称及び外観</th><th>仕様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀素濃度・二酸化炭素濃度計</td><td> 後加原理 二酸化炭素：PID（部分吸量式外観） 銀素：ガルバニ式 接知範囲 二酸化炭素：0.04%～5.00% 銀素：15.0～30.0% 表示精度 二酸化炭素：±105ppm 銀素：2ppm 電源 電源：乾電池（単三×4） 電池不使用時：約20時間 （バッテリ切替の場合は、充電器接続させ、乾電池交換を実施する。） 台数 6号及び7号炉に各1台 （故障時及び保守点検による折返路各路のバックアップ用として準備1台を保有する。） </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">  : D B範囲  : S A範囲 </p>	機器名称及び外観	仕様等	銀素濃度・二酸化炭素濃度計	後加原理 二酸化炭素：PID（部分吸量式外観） 銀素：ガルバニ式 接知範囲 二酸化炭素：0.04%～5.00% 銀素：15.0～30.0% 表示精度 二酸化炭素：±105ppm 銀素：2ppm 電源 電源：乾電池（単三×4） 電池不使用時：約20時間 （バッテリ切替の場合は、充電器接続させ、乾電池交換を実施する。） 台数 6号及び7号炉に各1台 （故障時及び保守点検による折返路各路のバックアップ用として準備1台を保有する。）		
機器名称及び外観	仕様等						
銀素濃度・二酸化炭素濃度計	後加原理 二酸化炭素：PID（部分吸量式外観） 銀素：ガルバニ式 接知範囲 二酸化炭素：0.04%～5.00% 銀素：15.0～30.0% 表示精度 二酸化炭素：±105ppm 銀素：2ppm 電源 電源：乾電池（単三×4） 電池不使用時：約20時間 （バッテリ切替の場合は、充電器接続させ、乾電池交換を実施する。） 台数 6号及び7号炉に各1台 （故障時及び保守点検による折返路各路のバックアップ用として準備1台を保有する。）						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

第26条 原子炉制御室等(別添1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 酸素濃度の管理</p> <p>酸素濃度計による酸素濃度管理は、労働安全衛生法及び鉱山保安法(管理値、測定方法)に基づき、酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を超えるおそれがある場合は、手順書により、外気をフィルタで浄化しながら取入れる。</p>	<p>2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理</p> <p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計による室内酸素濃度、二酸化炭素濃度管理は、労働安全衛生法に基づき、酸素濃度が18%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回るおそれがある場合には、中央制御室換気空調系を事故時運転モード(少量外気取入)とし、外気をフィルタにて浄化しながら取り入れる運用としている。</p> <p>中央制御室換気空調系の事故時運転モード(少量外気取入)は、外気を500m³/hの風量にて中央制御室内に取り込むとともに、室内の空気を500m³/hの風量にて排気することにより、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を改善することを目的としている。この場合において、室内の酸素及び二酸化炭素濃度を確実に改善できることについては、事故時運転モード(少量外気取入)による酸素の供給量及び中央制御室の運転員による酸素の消費量、並びに事故時運転モード(少量外気取入)による二酸化炭素の排気量及び中央制御室の運転員による二酸化炭素の吐出量を比較することにより、以下のとおり確認している。</p> <p>なお、中央制御室は、中央制御室換気空調系によりバウンダリ内全域が換気されており、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度は概ね一様であることから、運転員の監視性を考慮した場所において酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(1)評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気風量 500 m³/h ・外気の酸素濃度 20.95% ・室内的二酸化炭素濃度 1.0% (二酸化炭素濃度の管理値) ・酸素消費量 0.066 m³/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における歩行時の呼吸量24L/minに基づき算出) ・二酸化炭素吐出量 0.046 m³/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における中等作業時の二酸化炭素吐出量)  	<p>2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計による室内酸素濃度、二酸化炭素濃度管理は、労働安全衛生法及び鉱山保安法に基づき、酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回るおそれがある場合には、中央制御室空調装置を外気取入れ運転とし、外気をフィルタにて浄化しながら取り入れる運用としている。</p> <p>中央制御室空調装置の外気取入れ運転は、外気を5,100m³/hの風量にて中央制御室内に取り込むとともに、室内的空気を5,100m³/hの風量にて排気することにより、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を改善することを目的としている。この場合において、室内的酸素及び二酸化炭素濃度を確実に改善できることについては、外気取入れ運転による酸素の供給量及び中央制御室の運転員による酸素の消費量、並びに外気取入れ運転による二酸化炭素の排気量及び中央制御室の運転員による二酸化炭素の吐出量を比較することにより、以下のとおり確認している。</p> <p>なお、中央制御室は、中央制御室空調装置によりバウンダリ内全域が換気されており、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度は概ね一様であることから、運転員の監視性を考慮した場所において酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。</p> <p>(1)評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気風量 5,100 m³/h ・外気の酸素濃度 20.95% ・室内的二酸化炭素濃度 1.0% (二酸化炭素濃度の管理値) ・酸素消費量 0.066 m³/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における歩行時の呼吸量24L/minに基づき算出) ・二酸化炭素吐出量 0.046 m³/h/人 (「空調調和・衛生工学便覧」における中等作業時の二酸化炭素吐出量)  	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】運用の相違 ・女川は労働安全衛生法、泊並びに大飯は労働安全法及び鉱山保安法に基づき管理値を設定。管理値は異なるが、人体への影響を考慮した管理値を設定し、必要に応じて外気取入れを行いう方針に相違なし。</p> <p>【女川】設備の相違 ・設備の相違による換気風量の相違。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>・泊の中央制御室空調装置の外気取入れ機能は中央制御室非常用循環系統の安全機能ではなく、閉回路循環運転により外気取入れを遮断したままで、酸素及び二酸化炭素濃度の変化によって中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えないことを確認している。</p> <p>・泊は女川との比較ため、参考として外気取入れ運転時の換気効果を評価した。</p> <p>【女川】設備の相違 ・設備の相違による換気風量の相違。</p>